

第 3 回臨時会

令和 7 年 5 月 8 日開会

令和 7 年 5 月 8 日閉会

第 4 回定例会

令和 7 年 6 月 3 日開会

令和 7 年 6 月 17 日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第3回臨時会

○5月8日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	議案第28号から議案第35号までの8議案一括上程	3
日程第3	会期決定の件について	11
日程第4	質疑	11
日程第5	討論・採決	19

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和7年 第3回臨時会 (5月)	議案第28号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）	原 案 承 認	5月8日
〃	議案第29号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和6年度三股町一般会計補正予算（第11号））	原 案 承 認	5月8日
〃	議案第30号	専決処分した事件の報告及び承認について（固定資産評価員の選任について）	原 案 承 認	5月8日
〃	議案第31号	令和7年度三股町一般会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	5月8日
〃	議案第32号	工事請負契約の締結について（令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事）	原 案 可 決	5月8日
〃	議案第33号	工事請負契約の締結について（令和7年度図書館特定天井落下防止対策工事）	原 案 可 決	5月8日
〃	議案第34号	工事請負契約の締結について（追認）（三股町脱炭素化推進事業（照明LED切換工事））	原 案 可 決	5月8日
〃	議案第35号	工事請負変更契約の締結について（追認）（三股町脱炭素化推進事業（照明LED切換工事））	原 案 可 決	5月8日

◎第4回定例会

○6月3日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	25
日程第2	議案第36号から議案第47号までの12議案及び報告4件一括上程	25
日程第3	会期決定の件について	30

○6月6日（第2号）

日程第1	一般質問	34
8番	楠原 更三君	34
6番	堀内 和義君	46
9番	堀内 義郎君	57
2番	中原 美穂君	68
8番	楠原 更三君（続）	83
2番	中原 美穂君（続）	90

○6月9日（第3号）

日程第1	一般質問	98
7番	新坂 哲雄君	98
5番	田中 光子君	109
10番	内村 立吉君	123
1番	岩津 良君	133
5番	田中 光子君（続）	147
1番	岩津 良君（続）	150

○6月10日（第4号）

日程第1	一般質問	160
4番	西村 尚彦君	160
3番	上西 雅子君	173
4番	西村 尚彦君（続）	187
日程第2	総括質疑	191
日程第3	常任委員会付託	199

○ 6 月 17 日（第 5 号）

日程第 1	常任委員長報告	2 0 2
日程第 2	質疑（議案第 3 6 号から第 4 4 号までの 9 議案）	2 0 9
日程第 3	討論・採決（議案第 3 6 号から第 4 4 号までの 9 議案）	2 0 9
日程第 4	質疑・討論・採決（議案第 4 5 号）	2 2 0
日程第 5	質疑・討論・採決（議案第 4 6 号）	2 2 1
日程第 6	質疑・討論・採決（議案第 4 7 号）	2 2 1
日程第 7	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	2 2 2
日程第 8	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	2 2 2
日程第 9	閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について	2 2 3
日程第 10	議員派遣の件について	2 2 3

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和 7 年 第 4 回定例会 (6 月)	議案第 36 号	三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例	原 案 可 決	6 月 17 日
〃	議案第 37 号	三股町交流拠点施設整備事業に関するパートナーシップ協定書の締結について	原 案 可 決	6 月 17 日
〃	議案第 38 号	令和 7 年度三股町一般会計補正予算(第 2 号)	原 案 可 決	6 月 17 日
〃	議案第 39 号	令和 7 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	原 案 可 決	6 月 17 日
〃	議案第 40 号	令和 7 年度三股町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	原 案 可 決	6 月 17 日
〃	議案第 41 号	工事請負契約の締結について(三股町脱炭素化推進事業(三股町総合福祉センター太陽光発電設備等導入工事ほか))	原 案 可 決	6 月 17 日
〃	議案第 42 号	工事請負契約の締結について(三股町脱炭素化推進事業(文化会館照明 LED 切替工事ほか))	原 案 可 決	6 月 17 日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和7年 第4回定例会 (6月)	議案第43号	財産の取得について（令和7年度三股町住民基本台帳ネットワークＣＳ関連機器一式取得事業）	原 案 可 決	6月17日
〃	議案第44号	財産の取得について（令和7年度三股町小中学校情報機器整備事業）	原 案 可 決	6月17日
〃	議案第45号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原 案 同 意	6月17日
〃	議案第46号	監査委員の選任について	原 案 同 意	6月17日
〃	議案第47号	教育委員会教育長の任命について	原 案 同 意	6月17日
〃	報告第1号	令和6年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第2号	令和6年度三股町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について		
〃	報告第3号	三股町土地開発公社の令和7年度事業計画及び予算		
〃	報告第4号	三股町土地開発公社の令和6年度事業決算の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原 更三	1 自治公民館制度の現況について	① まちづくりの観点から自治公民館の存在自体を条例や規則で明記できないか。 ② 町行政にとって、自治公民館はどのような位置づけとなっているのか。 ③ 自治公民館は必要だという強いメッセージを町として出せないか。 ④ 役員のなり手不足への行政として可能な範囲での支援はないか。	町 長 教育長
			⑤ 三股町行政事務連絡員の委託業務及び区域に関する規則について (1) この規則のこれまでの改正内容 (2) 『町民へ』の行政情報の周知徹底度合いは、満足いくものか。 (3) 改正が必要と思われる箇所はないか。	町 長
			⑥ 町自治公民館組織活動交付金交付要綱について (1) この要綱のこれまでの改正内容 (2) 交付金交付状況 (3) 地域割り額の算出根拠 (4) 改正が必要と思われる箇所はないか	教育長

1	楠原 更三	2 文化財を活用した地域活性化について	① 梶山・勝岡・樺山の各山城跡について、町全体や地元住民への説明はどのように、どれくらい行われてきたのか。 ② 八巻孝夫先生の講演記録を梶山城跡整備事業の機運醸成とまちづくりのために活用してきたのか。 ③ 交流人口・関係人口の拡大について (1) 南九州にある山城を持つ自治体（特に12外城のある自治体）と協働した動きは考えられないか。 (2) ジャンカン馬・太郎踊り・棒踊りなど同様の民俗芸能を持つ他自治体との合同祭の開催は考えられないか。 (3) ジャンカ馬・太郎踊り・棒踊りなどの指定文化財化の動きは。	町 長 教育長
---	-------	---------------------	--	------------

2	堀内 和義	1 町道の舗装整備について	① 集落内の町道の舗装は老朽化が進みひび割れ、デコボコ等の傷みが出ているが再舗装整備はできないか。 ② 町道と農道の区別、どのような基準で定めているのかまた、農道の延長と舗装率は。 ③ 交通量にもよると思われるが、舗装の耐用年数は何年になるのか。 ④ 町道の舗装工事の㎡当たりの単価、及び全町道を再舗装すると仮定した場合の経費総額はどれくらいになるのか。 ⑤ 町道の全般的な老朽化を考慮すると中長期的計画での舗装整備が必要と思われるが、どのように考えているのか。	町 長
		2 三股町における職員等の内部通報に関する取扱いについて	① 公益通報者保護法に基づき、三股町及び職員等からの法令違反行為等の内部通報を適切に取扱うようになっているが、職員等への周知はなされているのか。 ② 内部通報者の秘密保持、個人情報の保護は徹底されるのか。 ③ 職員からの内部通報はないのか。 ④ 町と契約関係にある事業者からの内部通報の取扱いはどのような方法でなされているのか。また、通報はないのか。 ⑤ 内部通報処理委員会の構成と選任方法は。	町 長

3	堀内 義郎	1 墓地公園（墓苑高才原）の利用について	① 墓地公園（墓苑高才原）の利用状況は。 ② 納骨堂組合における意見として今後、後継者や身寄りがなく管理が行き届かない墓苑が増えるのではないかと聞くが、祭祀継承者の負担を減らすために、苑高才原に永代供養として合葬墓は考えられないか。	町 長
		2 リチウムイオン電池の回収について	① 環境省より、リチウムイオン電池の相次ぐ火災や発火事故の発生により、回収を市町村に求める方針をまとめた事について、本町としての対応は。 (1) ゴミ収集時におけるゴミ収集車の火災発生の現状はどうか。 (2) リチウムイオン電池の回収について、回収協力店での回収とあるが具体的な対応は。 (3) ゴミステーションに回収ボックスの設置についてはどうか。	町 長

3	堀内 義郎	3 防災・減災対策について	① 避難所の運営として国からの防災備蓄品の導入費用を受け、不足する備品の点検や購入、及び上下水道の耐震化について (1) トイレなど衛生面についての点検やトイレカー、自己処理型水洗トイレの購入についてはどうか。 (2) 炊き出しセット、プライバシーを確保する仕切りについてはどうか。 (3) 各避難所の運営を円滑にするため、「避難所初動運営キット」を設置すべきではないか。 (4) 国土強靱化に伴う上下水道の耐震化についてはどうか。 ② 木造住宅の耐震化について (1) 耐震診断の受付を行っていない理由は。 (2) 耐震診断・改修の現状はどうか。 (3) 高齢者世帯の耐震改修を促すため、費用負担を軽減するためとして「リ・バース60」の推進は考えられないか。	町 長
---	-------	---------------	---	-----

4	中原 美穂	1 PPPによる五本松交流拠点施設整備事業における説明責任・管理体制・将来見通し・適正な運用。今後の体制整備について	① コンパクトシティや財政の持続性を見据え、町として再評価・再整理の余地があるかどうか。 ② 将来の利用予測・人口動態に応じた柔軟な設計・スケーラブルな整備（段階整備等）の検討は行ったか。 ③ 五本松という立地に、防災・交通・観光・医療・教育の観点から適正配置であるとの判断根拠を示せるか。 ④ 可決されたとはいえ、具体的な配置・規模・機能が固まる前に、町民への再意見聴取やワークショップの開催を検討すべきでは。 ⑤ 説明責任を果たす上で、財務構造や維持管理費の「長期見通し」や「効果検証指標（KPI）」の事前公開はできないか？また、町が計画の全体像を示す前に、設計や事業者の募集が先行しているはなぜなのか。 ⑥ 本事業の30年スパンでの財政影響（イニシャル＋ランニング）の見通しは。町の総合計画との整合性は。 ⑦ 現在採択されている補助制度において、庁舎機能の一部導入が制度上あるいは実務上可能かどうか。 ⑧ 現在の設計を活かしつつ、行政窓口などを含む複合施設への転換が検討可能か。 ⑨ 今後、最終設計段階で一体化による運営効率・職員導線・住民利便の最大化に向けた再検証を行う考えはあるか。 ⑩ 庁舎機能と交流機能を別々に整備した場合の費用・維持管理コストと、現行の一体型との比較分析を実施したか。 ⑪ 元気の杜や文化会館など、既存施設との機能分担・移転再編・再利用についての検討状況は。	町 長
---	-------	---	--	-----

5	新坂 哲雄	1 農業対策について	① 毎年、農家人口が年間２０名～３０名ほど減少しているが、今後の政策は。 ② 離農やコメ不足が社会課題となっているが、生産調整（ローテーション）の見直しは。	町 長
		2 空家対策は	① 現在の空家（共同住宅を除く）件数は。 ② 解体費用は助成はないのか。（景観が良くないため）	
		3 県道３３号線歩道計画は	① 長田峡残り２００メートルの拡張工事進捗状況は。長田歩道計画（約７００メートル）は、１０年度までに完了と聞いているが。	

6	田中 光子	1 公共施設等の計画について	① 現在保有する公共施設の総数と、昨年度の維持管理に要した費用の総額は。 ② 今後10年間で、公共施設の老朽化に伴い、維持管理費はどのように推移すると予測しているか。 ③ 公共施設の最適化、例えば統廃合や複合化について、具体的な検討状況は。 ④ 維持管理費の抑制に向けた具体的な取り組み、例えば長寿命化計画の進捗状況や、包括管理委託の導入検討状況は。	町 長
			⑤ 現在、三股町の避難所として指定されている体育館にはエアコンが設置されていないが、この現状について町はどのように認識されているか。特に夏季における避難者の健康や安全面への影響について、どのように考えているか。	町 長 教育長
			⑥ 避難者の健康と安全を守る観点から、全ての指定避難所への空調設備設置について、町としてどのように検討されているのか。具体的な計画やスケジュールは。	町 長
			⑦ 西部地区体育館の空調設備設置の要望があるが、設置にあたっての課題（費用面など）と、その解決に向けた町の考えは。	町 長 教育長
			⑧ 五本松交流拠点施設の建設計画について、町はどのような必要性を認識しているのか。既存の施設ではその目的を達成できない理由は。 ⑨ 交流拠点施設の建設にあたり、町民の皆様はどのような公共サービスのあり方を望んでいると考えているか。町民のニーズをどのように把握しているか。	町 長

7	内村 立吉	1 水田作付状況について	① 令和7年度の本町の水田作付面積、作付の内訳（主食用米、WC S飼料作物、加工用米、飼料用米、その他（里芋、甘藷））はどのようなものであるか。 ② 水田作付面積、作付の内訳は、前年度と比較してどのようなものであるか。	町 長
		2 樺山用水路（福留用水路）について	① 代替水路仮設工事の状況はどのようなものであるか。	町 長
		3 相続土地国庫帰属制度について	① 本町における国が引き取った土地（農地、宅地、森林、その他）があるのか。	町 長
		4 畜産について（和牛・子牛）	① 令和元年度、令和6年度の県内市場の取引頭数、平均価格（メス、去勢）は、どのようなであったか。 ② 令和元年度、令和6年度の都城市場の取引頭数、平均価格（メス、去勢）は、どのようなであったか。 ③ 補助事業についてはどのようなであったか。 ④ 令和7年3月以降、価格が上昇した原因についてどのようなか。 ⑤ 口蹄疫、豚熱、牛のランピースキン病についての家畜伝染病対策はどのようなものであるか。	町 長

8	岩津 良	1 地域の支え手確保と町民が関わりやすいしくみについて	① 民生委員の担い手不足が深刻化する中で、町内では公民館長や消防団等、委嘱や推薦による役職も同様に人材の固定化や高齢化が進んでいる。こうした地域支え手の不足に対し、町として制度や仕組みの見直しをどのように考えているのか。 ② 民生委員をはじめとする委嘱・役職者や、消防団員等も含め、報酬や費用弁償の物価高騰の影響による見直しが求められている。報酬支援や費用弁償の改定について検討できないか。	町 長 教育長
		2 デジタルデバイド（情報利用格差）解消に向けた地域支援策について	① バスロケーションシステムなど、町が導入したＩＣＴ（情報通信技術）施策について、操作に不安のある高齢者をはじめ、利用に至らないケースを避けるためにも、利用を広げるための周知や支援のあり方について整理していく必要があるのではないか。 ② 行政手続きや防災情報などのデジタル化が進む中、スマートフォンの操作に不安を感じる町民が支障を抱える場面もある場合。町として、相談や支援の体制整備をどのように進めていくのか。 ③ ＩＣＴ（情報通信技術）の理解と活用を広げるためには、学校や地域団体、民間との連携が有効とされている。町として、世代を超えた学び合いの場をどのように広げていくのか。	町 長

8	岩津 良	3 空き家の増加と地域環境管理の在り方について	① 空き家の増加により、防災・防犯・景観などの課題が生じている。令和5年の空家法改正で可視化や管理強化が進められる中、町は空き家の実態把握や分布整理を今後どう進めていくのか。 ② 管理不全の空き家や所有者不明の土地に対し、近隣住民から不安や苦情の声も上がっている。町として、現行制度での対応状況と、今後の改善策をどのように考えているのか。 ③ 空き家の利活用や発生抑制には、民間や地域団体との連携が不可欠であると感じるが。町として、空き家バンクの活用や若年層・移住者への支援を今後、どのように強化していくのか。	町 長
---	------	-------------------------	--	-----

9	西村 尚彦	1 近年の財政状況とこれからの財政運営について	① 近年、一般会計の予算規模が毎年更新されているが、財政状況は健全なのか、停滞しているのか、悪化しているのか、町の見解は。 ② 近年（令和3年～5年）の一般会計の町債の残高と実質公債費比率の推移は。また特別会計及び企業会計を加えた町全体の町債残高の推移は。 ③ 町債残高のうち交付税措置のある有利な町債の割合は。 ④ 中期財政計画から見る今後の公債費と町債残高の推移は。 ⑤ 近年（令和3年～5年）の一般会計の基金（財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金）の残高の推移は。 ⑥ 近年（令和3年～5年）の実質収支比率、経常収支比率、財政力指数の推移は。 ⑦ これからの財政運営の見通しと今後の課題は。	町 長
		2 新地方公会計制度の活用について	① 新地方公会計制度の趣旨とその目的は。 ② 財務書類4表を公表するようになっているが、これまでの公表の状況とこの公表により、何がわかり、財政運営にどう活用されるのか。 ③ 議会や町民にわかりやすく情報を開示すべきだと思うが今後どのように取り組まれるのか。 ④ 新地方公会計制度の運用にあたり、専門的な知識や体制の構築が必要になると思うが、どのように取り組んでいくのか。	町 長

10	上西 雅子	1 孤立・孤独及び自殺防止対策について	① 令和4年度の都城保健所調べ、この地域の自殺者の割合が高い事が判明した。町の自殺防止、及び孤独・孤立防止対策の具体的な取り組みを問う。	町 長
			② この数年間では、県内の特に10代、20代の若者も自殺者が増加している。教育現場での具体的な対策・取り組みについて問う。	町 長 教育長
			③ 三股町社協の、孤独・孤立防止に向けた取り組みが注目され、全国の自治体や大学から視察が多く来ており、また海外の研究チームの視察もあると聞か、具体的にどのような取り組みなのか、どういった点が評価されているのか質問する。	町 長
			④ それらの取り組みを含め、町としての今後の課題について質問する。	
		2 民生委員のなり手不足の問題について	① 各公民館長向けに、民生委員・児童委員の一斉改選に伴う候補者推薦の通達が行われたが、年々なり手不足が問題となっている。その対策に向けて、町として取り組んでいる事はあるのか、質問する。 ② 民生委員・児童委員になって頂けるよう声かけすると、「大変そう」「仕事をしているから」「自分は人格が高くないから」等の理由でお断りされるケースが多い。 具体的にどのような業務をするのか、「見える化」することが必要ではないか。 ③ 先進地域の事例等を参考にし、地域住民による「見守り協力員」のようなものを組織し、各地域の民生委員を支える仕組みをつくっていく必要があるのではないか。	町 長

10	上西 雅子	3 各地域ごとの防災対策について	① 災害が起きた時の要支援者への対応等は、行政だけでなく、各地域でどう支え合う体制をつくっていくかが大切だと考える。その事を町としてどのように進めていくのか、質問する。 ② 南海トラフ地震を見据え、各地域に合わせた具体的な防災・減災対策を町民同士で話し合い、今不足しているハード・ソフト面の資源について出し合う等の取り組みが、今後必要なのではないか。	町 長
		4 災害に備えた備品等の整備について	① 現在、様々な災害に備えた体制整備（ハード・ソフト両面）を、町としてどのように進めているのかを質問する。 ② 今後の災害用の機器・備品等（トイレ・ベッド等）の整備について、購入予定の物等はあるのか質問する。 ③ 災害時以外でも活用できる移動式トイレの購入を、町として検討できないか。	町 長

三股町告示第74号

令和7年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年4月30日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和7年5月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和7年 第3回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和7年5月8日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和7年5月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第28号から議案第35号までの8議案一括上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第28号から議案第35号までの8議案一括上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 岩津 良君 | 2 番 中原 美穂君 |
| 3 番 上西 雅子君 | 4 番 西村 尚彦君 |
| 5 番 田中 光子君 | 6 番 堀内 和義君 |
| 7 番 新坂 哲雄君 | 8 番 楠原 更三君 |
| 9 番 堀内 義郎君 | 10 番 内村 立吉君 |
| 11 番 指宿 秋廣君 | |
-

欠席議員（1名）

- 12 番 山中 則夫君
-

欠 員（なし）

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	山田 正人君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和7年第3回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、3番、上西議員、8番、楠原議員の2人を指名いたします。

日程第2. 議案第28号から議案第35号までの8議案一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第28号から議案第35号までの8議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和7年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第28号、議案第29号については、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報

告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第 28 号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が第 217 回通常国会において可決され、令和 7 年 3 月 31 日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例の一部を改正する条例を 3 月 31 日付で専決処分したところであります。

今回の主な改正は、物価上昇における税負担の調整及び就業調整に対応するため、個人住民税について所得税の諸控除の見直しを図りつつ、大学生アルバイトの就業調整等に対応して、19 歳以上 23 歳未満の親族に対する扶養控除枠を拡大するもので、令和 8 年度課税分から適用するものです。

次に、軽自動車税種別割の標準税率の区分において、二輪車の車両区分に新基準原付バイクを新設し、令和 7 年度課税分から適用するものです。

また、加熱式たばこについて、国たばこ税の見直しに伴う地方たばこ税の所要の見直しを行うもので、令和 8 年 4 月 1 日に施行するものです。

次に、議案第 29 号「令和 6 年度三股町一般会計補正予算（第 11 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、予算の調整を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額 145 億 9,318 万 8,000 円から歳入歳出それぞれ 4 億 8,467 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 141 億 851 万 1,000 円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、実績及び実績見込みにより増減額補正したものであります。

地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などは、交付決定等により特別交付税 7,933 万 7,000 円などを増減額補正したものであります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により文化会館使用料 187 万円などを増減額補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定等により増減額補正したものであります。

国庫支出金の主なものは、被用者児童手当負担金 2,538 万 5,000 円、循環型社会形成推進交付金 660 万 8,000 円を減額補正し、個人番号カード交付事務費補助金 220 万 9,000 円を増額補正したものであります。

県支出金の主なものは、被用者児童手当負担金 2,117 万 1,000 円、重度心身障がい者医療費補助金 398 万 3,000 円を減額補正し、県税徴収事務取扱交付金 105 万 6,000 円を

増額補正したものです。

財産収入は、旧植木原団地跡地売払い収入８２０万円などを増額補正したものであります。

寄附金は、指定寄附金のふるさと納税寄附金１億６９万６，０００円を減額補正したものであります。

繰入金は、決算見込み等により、財政調整基金２億３，２５０万５，０００円、ふるさと未来基金９，０３８万９，０００円ほかを減額補正し、基金の確保・調整を図ったものであります。

諸収入は、新型コロナワクチン接種助成金１，２９０万６，０００円などを増減額補正したものであります。

町債は、実績により、総合文化施設特定天井耐震改修事業設計委託分５００万円などを減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額したものであります。

総務費は、一般管理費の報酬３，３１６万１，０００円、職員手当等３，６１４万９，０００円、企画費のふるさと納税推進事業業務委託料ほか４，３６５万５，０００円などを減額補正したものであります。

民生費は、養護老人ホーム措置費ほか４２３万１，０００円などを減額補正したものであります。

衛生費は、予防接種委託料ほか３，１５９万５，０００円、浄化槽設置整備事業補助金１，３２１万４，０００円などを減額補正したものであります。

農林水産業費は、再造林率向上強化対策事業補助金１８１万９，０００円などを減額補正したものであります。

商工費は、企業立地促進事業補助金ほか２４０万円を減額補正したものであります。

土木費は、橋梁点検業務委託料ほか３８９万６，０００円などを減額補正したものであります。

消防費は、消防団出動報酬２８７万２，０００円などを減額補正したものです。

教育費は、武道体育館増改修設計業務委託料６８万４，０００円などを減額補正したものであります。

災害復旧費は、過年度災害復旧費の土砂撤去工事３４６万５，０００円を減額補正したものであります。

諸支出金は、寄附金の実績によるふるさと未来基金積立金１億６９万６，０００円などを減額補正し、公共施設等整備基金積立金２，５６９万１，０００円などを増額補正し、基金の確保を図ったものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

次に、「第2表 地方債補正」について、実績により限度額を変更したものであります。

議案第30号については、去る4月1日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

それでは、議案第30号「固定資産評価員の選任について」ご説明申し上げます。

ご存じのように、同評価員は、町内の固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため、地方税法第404条の規定により、その設置が定められているところではありますが、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することになっております。

従来、本町における評価員は、所管の税務主管課長を選任いたしておりますが、4月1日付の人事異動によりまして主管課長に異動があり、これに伴い、白尾知之氏の固定資産評価員としての選任につき、議会の同意を求めることについて4月1日付で専決処分したところであります。

次に、議案第31号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、昨年6月の豪雨で陥没した福留用水路トンネル復旧工事の進捗状況により想定される受益者の不利益を回避するため、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額145億6,000万円に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億7,500万円とするものであります。

歳入は、財政調整基金繰入金1,500万円を増額補正し、歳出は、災害復旧費に福留水路トンネル代替水路仮設工事費1,675万1,000円を増額補正するものです。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、議案第32号「工事請負契約の締結（令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事）」についてご説明申し上げます。

令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事につきましては、総合文化施設文化会館の天井について、新基準に適合した天井脱落対策を行うため、緊急防災・減災事業債を活用して改修するものです。

本工事の入札に関しましては、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工として捉え、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することが必要であることから、特定建設工事共同企業体（JV）方式による入札としたものでございます。

入札におきましては、条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、上原・才田特定建設工事共同企業体が1億2,501万8,000円で落札したところであります。

本契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当しますが、工期を11か月とする令和8年3月の竣工を計画しており、その間の文化会館使用を長期的に規制することになることから、文化会館の使用再開が少しでも早く図られるよう、令和7年4月24日の入札後に速やかに工事に着手したく、本臨時議会に上程し、議会の議決を求めるものであります。

入札の結果について訂正をさせていただきます。

入札におきまして、条件付一般競争入札を実施しまして、入札の結果、上原・才田特定建設工事共同企業体が1億2,518万円、1万8,000円と申しましたが、18万円の間違いでございました。訂正させていただきます。1億2,518万円で落札したところでございます。

次に、議案第33号「工事請負契約の締結（令和7年度図書館特定天井落下防止対策工事）」についてご説明申し上げます。

令和7年度図書館特定天井落下防止対策工事につきましては、総合文化施設図書館の天井について、新基準に適合した天井脱落対策を行うため、緊急防災・減災事業債を活用して改修するものです。

本工事の入札に関しましては、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工として捉え、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することが必要であることから、特定建設工事共同企業体（JV）方式による入札としたものであります。

入札におきましては、条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、今村・井ノ上特定建設工事共同企業体が1億252万円で落札したところであります。

本契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当しますが、工期を11か月とする令和8年3月の竣工を計画しており、その間の図書館使用を長期的に規制することになることから、図書館の使用再開が少しでも早く図られるよう、令和7年4月24日の入札後に速やかに工事に着手したく、本臨時議会に上程し、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号、35号については、不適切な事務処理が行われた結果、追認議案として上程に至ったことについて深くおわびを申し上げるとともに、事業の概要について説明いたします。

本案は、町が進めるゼロカーボンシティ実現のための脱炭素化事業であり、教育課の6年度補正予算では、スポーツ振興係が町体育館、中央テニスコート、生涯学習係が第6地区分館の3か所の施設照明をLEDに切り替える工事を予定しておりました。

それぞれで事業を発注・施工することとしておりましたが、工事施工者である株式会社九南とのやり取りで、契約を一本化し、工事を発注したことから、5,000万円を超えることとなつ

たところであります。

担当者間では、それぞれの事業で予算執行伺、支出負担行為調書の決裁を受けていることから、1本の契約書で問題ないと解釈し、工事を発注・施工いたしました。そして、工事完了後の3月、工事完成検査の際に、総事業費が5,000万円を超えており、議会の議決が必要な事業ではないかとの指摘を受け、教育課内で協議・再考したとのことであります。

新年度になって報告を受けたことから、直近の議会である5月の臨時議会において、事後ではありますが、追認の議決を受けようとするものであります。

本来ならば、当然、予算執行前に議会の議決を受けるべきでありましたが、各担当者の誤解あるいは理解不足により事業完了後の議会提案に至ったことについて、町民及び議会に対して深くおわびを申し上げます。

それでは、改めまして、議案第34号「工事請負契約の締結について（追認）（三股町脱炭素化推進事業（照明LED切換工事））」についてご説明申し上げます。

本案は、工事請負契約の追認議決を求めるものであります。

三股町脱炭素化推進事業（照明LED切換工事）について、令和6年9月11日に請負契約を締結したことから、契約締結日に遡って有効に成立させるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三股町条例第7号）第2条の規定により、議会の追認議決を求めるものであります。

議案第35号「工事請負変更契約の締結について（追認）（三股町脱炭素化推進事業（照明LED切換工事））」についてご説明申し上げます。

本案は、工事請負変更契約の追認議決を求めるものです。

三股町脱炭素化推進事業（照明LED切換工事）について、令和7年1月27日に請負変更契約を締結したことから、変更契約締結日に遡って有効に成立させるために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三股町条例第7号）第2条の規定により、議会の追認議決を求めるものであります。

以上8議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 議案第31号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について補足説明を申し上げます。

本案は、令和6年6月の梅雨前線豪雨により被災した福留用水路トンネルを復旧するために、崩落したトンネル上部の地表の陥没部分から直径4メートルの立て坑を埋没しているトンネル部

分まで垂直に掘削し、土砂で埋没している下流部分及び上流部分のトンネル内部に直径90センチの推進管を通して復旧する工法を用いて工事を進めてまいりましたが、立て坑を掘り進めた結果、現れたトンネルの方向が想定よりもずれており、上流側は大きくS字に蛇行していることが目視により確認されました。

現場の状況を確認し、検討した結果、当初計画した推進工法のまま工事を進めてまいりますが、S字に蛇行した既設のトンネルを推進管の内部から人力で撤去しながら土砂が埋没していない地点まで真っすぐ推進管を押し進めていく必要が出てきたため、当初予定していました6月1日の通水ができない状況でございます。

このままでは、樺山地区の約125ヘクタールの水田において、6月から始まる田植えのための用水が不足することが想定されることから、不足する前に福留用水路から細目池への補給が必要となります。

また、中野地区の水田約6.3ヘクタールは、トンネル出口から細目池の間の福留用水路から直接取水していることから、6月1日から通水を行わないと田植えができなくなる可能性があります。

このことから、受益者に不利益が生じないように、昨年8月に敷設したときと同様の施工方法と敷設ルートを用いて代替仮設水路を設置し、6月1日からの通水を行うために予算の補正措置を行うものです。

また、今回の代替仮設水路の追加施工について、国及び県と協議を進めてまいりましたが、昨日の事前協議において、計画変更による追加施工が認められたところであります。

以上、補足説明といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 議案第32号、第33号の「工事請負契約の締結について」補足説明を申し上げます。

本案に関しまして、入札に付した参加条件、入札の状況について説明いたします。

初めに、特定建設工事共同企業体（JV）の主な参加条件について申し上げます。1つ目に、三股町特定建設工事企業体取扱要綱に基づくJVであること、2つ目に、JVの構成員の数を2者とすること、3つ目に、構成員の代表者は、三股町内または都城市内に建設業法第5条第2号に定める主たる本社または営業所等を置く者であること、他の構成員は、三股町内に同法同条の2号に定める主たる本社を置く者であること、4つ目に、構成員の代表者は、経営規模等評価結果通知の建築一式工事の総合評定値が850点以上の者であること、他の構成員にあっては、令和6・7年度三股町建設業者等資格者名簿の建築一式工事における等級がAランクの者であることなどを付したところです。

次に、資料１及び２を御覧ください。

入札の状況につきましては、議案第３２号、第３３号のそれぞれに３者が入札に参加し、全て三股町内の建築業者で構成されたＪＶでありました。

その結果、議案第３２号は、予定価格１億２,７１６万円に対し、落札価格１億２,５１８万円、落札率９８.４４％で上原・才田ＪＶが落札したところであります。

次に、議案第３３号は、予定価格１億４１１万５,０００円に対し、落札価格１億２５２万円、落札率９８.４７％で今村・井ノ上ＪＶが落札したところであります。

また、資料２の入札状況の備考欄の無効の表記につきましては、三股町一抜け方式による入札実施要領に基づき、令和７年度文化会館特定天井落下防止対策工事、令和７年度図書館特定天井落下防止対策工事の順に落札者を決定するものとしており、図書館に係る工事では、落札決定順位が上位の工事で落札者となったため、下位の工事で無効として表記しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 議案第３２号及び第３３号について補足説明を申し上げます。

当該工事は、総合文化施設の文化会館ホール、ホワイエ、エントランスの工区と三股町立図書館閲覧室の工区の２工区に分けて、特定天井の改修工事を行うものです。

特定天井とは、高さ６メートルを超える天井の部位で、面積２００平米を超えるなど、平成２５年（２０１３年）に改正された建築基準法に規定された基準に当てはまる天井を指し、地震時に落下することで重大な危害を生じるおそれがあることから、これから建設する特定天井では、構造方法や安全性に関する基準に適合させる必要があり、既に建設された特定天井についても落下防止の措置が必要とされています。

総合文化会館は、平成１３年３月（２００１年３月）に竣工しており、平成２５年改正の基準を満たすために、今年度、改修することといたしました。

なお、特定天井の改修工事に併せて、図書館の床改修も行います。

施設内の工事につきましては７月から来年３月までを予定しており、その間、図書館の本の貸出しや閲覧につきましては研修室で行います。また、文化会館はリハーサル室と会議室のみを貸し出すこととしております。

続きまして、議案第３４号及び第３５号につきまして補足説明を申し上げます。

本臨時会に追認議決を求める議案を提出したことにつきまして、去る５月１日に、町ホームページで「追認議案の提出の公表」と題して、１、事案の内容、２、今後の対策、３、町長のコメントを掲載したところでございます。

なお、その内容につきましては、資料としてお配りしていますので、ご確認いただきたいと思います。

います。

担当課長といたしまして、改めて、ご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

なお、今後、このような事案が発生しないよう、法令や財務規則等に基づいた事務処理の徹底を指導いたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 議案第34号、第35号につきまして補足説明いたします。

本案に関しまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に係る再発防止策について説明申し上げます。

今回の結果を受けまして、時期を捉えた研修等を次のとおり実施いたします。

1つ目に、既存の研修科目における学習機会の確保でございます。具体的には、全職員を対象とした財務規則等研修及び新規採用職員研修などにおける議決事件に関する学習機会の確保及び理解促進を図ってまいります。

2つ目に、三股町職員心得10か条の確認でございます。職員心得10か条の毎週水曜日の朝礼時に、各課、係単位による唱和行动を通じまして、チームとして指針の確認を全職員で実施いたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案されました議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案された議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程（案）のとおりであります。

日程第4. 質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑を行います。

まず、議案第28号から議案第33号までの6議案について一括して質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、全体審議の質疑は、会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく願いをします。

質疑ありませんか。内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 議案第29号です。土地売却収入について伺います。820万ですけど、面積と、そして、この町有地売却収入ですけど、場所を教えてくださいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 議案第28号について説明いたします。（発言する者あり）29号について。

内村議員のおっしゃった場所でございますが、9地区分館の西側にございます町営住宅の跡地でございます。

なお、面積等につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員、よろしいですか。

○議員（10番 内村 立吉君） 町有地は。

○議長（指宿 秋廣君） もう一回。手を挙げて。内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 町有林の伐採収入、場所はどこでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時52分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

内村議員の質問に対して、先のほうのほうはどっちやったかな。そっちからお願いしますね。

総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 総務課でございます。議員の質問に対しまして回答いたします。

面積でございますが、624.19平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 農業振興課から、町有林の伐採した場所についてお答えいたします。

場所につきましては、大字長田字佐渡脇というところでありまして、長田小学校の手前側の左側ですね、こちらから上がっていった左側の町有林でございます。その間伐材の伐採、売払い収入でございます。

○議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。

○議員（10番 内村 立吉君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。

○議員（10番 内村 立吉君） はい、大丈夫です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにございませんか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 8番、楠原です。35号についてちょっと伺いますけれども……

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員、33まで聞いて、これが終わったら、35は一括してもう一回取ります。

○議員（8番 楠原 更三君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） はい。33号までです。

○議員（8番 楠原 更三君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） ありませんか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないようですので、33号までの質疑を終結します。

次に、議案第34号、35号について質疑を行います。

全体審議の質疑は、会議規則第54条の規定につき、1議題につき1人5回以内となっておりますが、ただし書において、議長の許可を得たときには、この限りではないと定めておりますので、本件については、議案の内容等を考慮し、1人5回を超える質疑についても許可することいたします。

質疑ありませんか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 35号について伺います。

先ほど総務課長のほうから、防止策として、まず、この資料の中に「こうしたことが二度と繰

り返されないよう、法令遵守に努める」とありまして、先ほど課長の説明の中で、防止策として、一つが、全職員を対象にした研修を行うというのがありましたけれども、まずこの点で、具体的な研修の内容ですね、今予定されているもの、それが1点。

それからもう一つが、職員の心得10か条、これを確認するとありましたけれども、私が前回の議会でもこれにつきまして質問してきたわけですが、今回、こういう事案が起こりまして、確認するということは、これまでどのような部分が不十分であったのか。不十分であったからここで確認をするということに至ったのではないかと思うんですが、どういう点が不十分であると判断されたのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） それでは、楠原議員の質問に回答いたします。

まず、1つ目の質問でございますが、具体的な研修について申し上げます。先ほども補足説明で申しましたとおり、財務規則等の研修を毎年、年1回実施しておるところでございます。名称「MOR」という研修でございまして、総務課、そして税務財政課、会計課がそれぞれ講師として行う研修でございます。これを行う予定でございます。

次に、職員心得10か条の確認ということで、何が不十分であったかということでございますが、この件に関しましては、第7条でございますが、「報・連・相とチームで取り組む」、この部分が今回は不十分であったと思いますので、今後も引き続き毎週水曜日の唱和等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 全職員を対象にした研修がこれまでも実施されていたに対して、今はMOR研修を年1回実施するということでしたけれども、今までのやつとは違いがあるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 今までの研修との違いということでございますが、MOR研修につきましては、主に庶務を担当する職員が受講する研修でございました。この研修をこれからは全職員を対象にしまして、再度、財務規則等について学んでいくことを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 具体的にということで、全職員を対象とした場合に、どこで何回に分けていつからいつまでの間に行う、そういうところまで出来上がっているんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 研修の回数等について回答いたします。

現段階では、まだ詳細については決定していないところでございます。今後、詳細につきまして担当課と協議いたしまして、速やかに研修が実施できるよう行っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 最初の町長のほうの説明の中におきましても、職員の誤解・理解不足が原因であったというようなことが述べられておりますが、これを誤解・理解、これをしっかりと誤解・理解不足をなくすために、これまでと違った研修というのが実際行われるのかどうか、これは大きなことだと思うんですね。回数じゃなくて、全職員を何個かに分けて、場所がないと思いますので、何回かに分けてやるわけですね。それを一通りやって1回とするのか。今の課長の話だったら、その何回かに分けて一通りやったのを何回かやるのか。まだそこまでは煮詰まっていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今回のことが大変なことであったということを示すためにも、より具体的な研修内容というのができるだけ早く行われるようにお願いしたいと思います。

そしてまた、先ほど、10か条の確認におきまして、第7条について、報・連・相のところですけれども、言われましたが、毎週水曜日に全課で読み上げているというのが実態であったと思うんですが、同じように第7条も読み上げられてきたと思うんですね。これから先はどのようにしてこの10か条が全職員に、ただ課ごとに読み上げただけでは浸透していなかったというのが今回のことで分かったと思うんですけれども、この10か条が浸透するようにどうされるような計画をお持ちでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 10か条のこれからの進め方について回答いたします。

これまでは、毎週水曜日に各課で行ってきたところでございます。私が以前おりました会計課でも行っておりました。また、総務課でもこの1か月間行っているところでございます。

今後、この10か条を各課で確認するとともに、また、当番制で毎週それぞれで当番になった人が、この10か条について、今まで自分が経験したことなどをそこでスピーチ等を行って、さ

らにこの10か条を深めていければよいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしいですか。

○議長（指宿 秋廣君） どうぞ。

○議員（8番 楠原 更三君） 10か条につきましてですけれども、前も一般質問で2回ほど言っているんですが、7条に限らず、挨拶について、職員間の挨拶だけでなく、来庁者に対する挨拶、この点も今回の事案をきっかけにして再度浸透するような指導を各課で行っていただきたいと思っております。庁内、庁舎内が明るい感じになるにはやっぱり挨拶だと思いますので、そこまで考えた10か条の確認というのをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 要望でいいですか。

○議員（8番 楠原 更三君） 以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 要望でいいですか。

○議員（8番 楠原 更三君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 4番、西村です。ただいまの件についてちょっと1つお尋ねしたいと思うんですが、今、やり取りの中で、職員研修をやるのはもっともなことですし、みんな意識を高めるのは非常に大事だというふうに感じております。ですから、研修、職員の心得を含めて徹底するというのは大事なことだと思っているんですが、ただ、この前の全協で資料をもらって見て、1つちょっと疑問に思ったのは、この案件が気づいたのが工事検査員が気づいたと。そのときに気づいたということで、逆に言うと、工事検査員がもし気づかなかった場合はもう何も分からなかったのかなと思ったところです。

ということで、お尋ねしたいのは、例えば、物理的に何か気づく方法はないのかというのはあるのかな、ないのかなというのをお尋ねしたいと思います。というのは、ヒューマンエラーだと思います。いろんな事務をやる中でいろんな間違いはあるんですが、今回の場合は気づいたからよかったんですけど、そうじゃなくて、今、財務会計システムはありますし、契約書はどうなるか分かりませんが、そういうDXが発達した中で、何かエラーが出るような、引っかかるような、例えば5年たっても10年たっても、例えば全然財務規則に詳しくない庶務担当者になったとしても、何かそこで引っかかるようなシステムが今の時点であるのかないのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩しようか。

○副町長（石崎 敬三君） 議長、よろしいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） システムとして……

○議長（指宿 秋廣君） 副町長、マイクをどうぞ。

○副町長（石崎 敬三君） 現在、予算執行伺、支出負担行為等をシステムに入力して出力しておりますけれども、今回の件は、それはそれぞれ3件で処理されておりました。したがって、支出負担行為までの段階では、システム的にチェックすることは今回できませんでした。

一方、工事請負契約は1本で結ばれていたということで、まずは、様式の面でこれをチェックしたかというのは、例えば負担行為の表面だけではなくて、きちんと工事請負契約書までチェックしたというようなチェック欄を設けるとか、まずは様式的な面ですぐ対応できることを考えていきたいと思います。

また、将来、財務会計システムを入れ替える時期については、システム的にそういうことができるのかということも考慮して選定を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 先ほど言いましたように、今はこういう事案があってみんな気をつけると思うんですが、やはりシステム的にどこかで、多分、全協のときの文書を見ると、上司の担当課長及び対策監にも相談がなかったというふうに書いてあるんですが、契約書を結ぶときには何か決裁を入れるのかなと思ったりするんですけど、今、副町長が言われたように、何かのチェック機能、例えば契約課を通らないと契約書が交わせないような流れとか、さっき言いましたようにシステムに組み込むとかいうような、誰がやっても間違いがないような方策をぜひ見つけていただきたいという要望をしておきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 要望でいいですか。

○議員（4番 西村 尚彦君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

ないようですので、私のほうで要望及び疑問に思ったことを少し申し上げさせていただきたいと思います。

今回の議案追認の案件は、町長の専決よりも重大だというふうに思っております。

まずは、本町の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条、議会議決に付すべき契約、地方自治法第96条第1項第5号の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事、製造の契約とすると明確に規定されております。逆に言うと、法律違反ということになります。また、議会基本条例にも5,000万円以上と規定されておしま

す。

このことが何もなかったとするのは、議会の存在意義そのものを問題視し、町民の方々にお叱りを受けるのではないかと懸念をいたしております。

そこで問題点として、なぜ随意契約になったのか、ほかに業者がいなかったのかどうか、まずはそこが第一の問題だというふうに思っております。随意契約にしたからこそ、3つの案件を1つにしてくれという要望があったということになるのではないかと。だから、この案件についての説明は何もありませんでした。なぜ随意契約にしたのか。そういうのが1件があります。

それから、私の疑った見方をして町民の方に話をもしこれをやるとすると、多分無理に分けたのではないのって言われかねない問題だというふうに思っております。

それから、三股町の事務決裁規程があります。その決裁規程には、決裁の順序、第3条になるんですけども、起案者からこういう順序で決裁するんですよという決裁規程が載っております。それをどういうふうに擦り抜けたらそういうふうになったのか。要するに、1つ1つにしたからって、1つ1つは決裁があったにしても、契約案件として3つを1つにしたというときにも決裁を受けたはずであります。

したがって、この文言の中の説明資料の中に、この契約に至るまで、受注者と関係職員のやり取り、事務手続については、上司の担当課長及び対策監に相談していなかったと、ここに書いてありますけれども、これをそのまま許してしまうと、担当課長は全て責任を逃れるということになります、聞いていなかったと言えど。だけど、決裁規程は、最終的に印鑑を持った人の責任。だから、起案者からずっと町長まで、その決裁内容によっては、最終決裁者が課長であれば課長ですけども、その人が責任を持つんですよということに決められているはずであります。

したがって、こういう文言は、私は担当職員が萎縮する大きな原因になるというふうに思っておりますので、もしこういうことが今から先に何かのときにあったときに、こういう文言があたかも当たり前のように通らないように。上司の担当課長や対策監に相談をしていなかった。それはちょっと違うのではないのかなというふうに思っております。

最後にですが、前にも申し上げましたけれども、私をハラスメントで訴えたとき、業者との信頼関係を第一に考えているという文言があります。この考えが、町の考え方が庁舎内全体に浸透していった、町民の信頼を第一に考えていないと受け取りかねないと思っておりますので、町民、我々、有権者から選ばれた者としては、明確にこの問題を重大に捉えて考えてほしいというふうに申し添えておきます。これについての答弁は要りませんので、申し添えておきたいと思います。

ほかに質問ありませんか。大丈夫ですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第 5. 討論・採決

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 5、討論・採決を行います。

議案第 28 号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 28 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案のとおり承認されました。

議案第 29 号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和 6 年度三股町一般会計補正予算（第 11 号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 29 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり承認されました。

議案第 30 号に入ります前に、該当者であります税務財政課長、退場をお願いをいたします。

〔税務財政課長 白尾 知之君 退場〕

○議長（指宿 秋廣君） 議案第 30 号「専決処分した事件の報告及び承認について（固定資産評価員の選任について）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 30 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり承認されました。

入場を許可します。

〔税務財政課長 白尾 知之君 入場〕

○議長（指宿 秋廣君） 議案第31号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「工事請負契約の締結について（令和7年度文化会館特定天井落下防止対策工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「工事請負契約の締結について（令和7年度図書館特定天井落下防止対策工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号「工事請負契約の締結について（追認）（三股町脱炭素化推進事業（照明LED切換工事））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号「工事請負変更契約の締結について（追認）（三股町脱炭素化推進事業（照明LED切換工事））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時22分休憩

〔全員協議会〕

午前11時28分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、令和7年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 上西 雅子

署名議員 楠原 更三

三股町告示第75号

令和7年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月26日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和7年6月3日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○6月6日に応招した議員

○6月9日に応招した議員

○6月10日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第4回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和7年6月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和7年6月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第36号から議案第47号までの12議案及び報告4件一括上程
日程第3 会期決定の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第36号から議案第47号までの12議案及び報告4件一括上程
日程第3 会期決定の件について
-

出席議員（11名）

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	

欠席議員（1名）

12 番 山中 則夫君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	山田 正人君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和7年第4回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、4番、西村議員、9番、堀内義郎議員の2人を指名します。

日程第2. 議案第36号から議案第47号までの12議案及び報告4件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第36号から議案第47号までの12議案及び報告4件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和7年第4回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第36号「三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2に基づき、三股町交流拠点施設の設置管理に関する事項を定め、三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、本施設を指定管

理者による施設運営を可能とするため、本条例を制定しようとするものです。

次に、議案第３７号「三股町交流拠点施設整備事業に関するパートナーシップ協定書の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、町商工会と町の共同出資により設立した、まちづくり合同会社みまたと町がお互いの資源及び能力を有効に活用して連携協力し、本事業の設計建設等の各段階における円滑な執行を図り、整備された後の施設において将来にわたって効果的かつ安定的な管理運営体制の構築に貢献することを目的にパートナーシップ協定を結ぼうとするものであります。

次に、議案第３８号「令和７年度三股町一般会計補正予算（第２号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業及び国、県支出金の内示等に伴い、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額１４５億７，５００万円に歳入歳出それぞれ３，６９７万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４６億１，１９７万７，０００円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金（まちづくり事業）２，３２０万円などを減額補正し、デジタル田園都市国家構想交付金２４９万２，０００円などを増額補正するものであります。

県支出金は、施設型給付費負担金５１１万７，０００円、集落営農連携促進事業補助金１６４万７，０００円などを増額補正するものであります。

繰入金は、森林環境譲与税基金繰入金２９８万４，０００円などを増額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算見込みに伴う剰余金の一部４，５００万円を増額補正するものであります。

諸収入は、コミュニティ助成事業補助金４５０万円を増額補正するものであります。

町債は、交流拠点施設整備事業１，６２０万円などを増額補正し、勝岡蓼池線道路整備事業１，８００万円を減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年４月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、庁舎ポンプ取替業務委託料３４５万７，０００円、プロジェクトマネジメント業務委託料１８５万９，０００円などを増額補正するものであります。

民生費は、児童運営費施設型給付費５１４万２，０００円などを増額補正するものであります。

農林水産業費は、集落営農連携促進事業補助金 1 6 4 万 8, 0 0 0 円を増額補正するものであります。

商工費は、企業立地促進事業補助金 3, 3 4 7 万 9, 0 0 0 円を増額補正するものであります。

土木費は、島津紅茶園切寄線道路整備事業設計業務委託料ほか 3 6 0 万円を増額補正し、勝岡蓼池線舗装補修工事ほか 2, 8 4 5 万円を減額補正するものであります。

消防費は、地域防災組織育成事業に係るコミュニティ助成事業補助金 2 0 0 万円を増額補正するものであります。

教育費は、勝岡小学校普通教室棟外壁改修工事 5 7 1 万 5, 0 0 0 円を減額補正し、中学校施設改修業務委託料 5 0 7 万 8, 0 0 0 円などを増額補正するものであります。

諸支出金は、森林環境譲与税基金積立金 1 5 9 万 4, 0 0 0 円を減額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、「第 2 表 債務負担行為補正」については、交流拠点施設指定管理事業を追加するものであります。

次に、「第 3 表 地方債補正」については、起債事業の変更による限度額の変更及び廃止によるものであります。

次に、議案第 3 9 号「令和 7 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 2 8 億 7 6 万 7, 0 0 0 円に歳入歳出それぞれ 4 5 2 万 8, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 億 5 2 9 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、4 月の人事異動に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第 4 0 号「令和 7 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 2 3 億 8, 4 8 8 万 2, 0 0 0 円から歳入歳出それぞれ 7 2 5 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 億 7, 7 6 3 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正するものです。

歳出につきましては、4 月の人事異動に伴う人件費の減額補正及び重層的支援体制整備事業に係る一般会計繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第 4 1 号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町脱炭素化推進事業公募型プロポーザル選定要領（令和 5 年 7 月策定）により選

定した三股町脱炭素きゅうなん隊が提案した事業のうち、町総合福祉センターに太陽光発電設備等、高効率空調機、全熱交換機を導入し、併せて同センターの照明をＬＥＤに切り替える工事を、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び三股町財務規則第１４５条第１項第１号の規定に基づき、三股町脱炭素きゅうなん隊を構成する株式会社九南と４工事を１つの随意契約により実施するもので、契約金額が１億４,６０４万５,９００円で５,０００万円以上の契約を締結することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第４２号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町脱炭素化推進事業公募型プロポーザル選定要領（令和５年７月策定）により選定した三股町脱炭素きゅうなん隊が提案した事業のうち、文化会館内の照明のＬＥＤ切替、全熱交換器の導入、元気の杜と文化会館との自営線配線の整備の工事を、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号、及び三股町財務規則第１４５条第１項第１号の規定に基づき、三股町脱炭素きゅうなん隊を構成する株式会社九南と３工事を１つの随意契約により実施するもので、契約金額が７,９０４万４,９００円で５,０００万円以上の契約を締結することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第４３号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワークＣＳ関連機器一式取得事業）」についてご説明申し上げます。

本案は、６年サイクルでの庁内サーバー機器等の基幹機器や搭載システムバージョンの更新を行っている住民基本台帳ネットワークシステムを５年（６０月）リースにて調達するものであります。事業の実施に当たり、リース業者の物品調達先は円滑な導入作業及び費用の抑制を図るため、現保守業者である行政システム九州株式会社とし、リース料率による競争入札を実施し調達するものでありますが、リース期間満了後はリース総額１,００８万４,８００円のうち物品約９３２万３００円を無償譲渡により取得することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第４４号「財産の取得について（令和７年度三股町小中学校情報機器整備事業）」についてご説明申し上げます。

第２期ＧＩＧＡスクール構想端末選定につきまして、令和７年２月１９日に宮崎県ＧＩＧＡスクール構想推進協議会で学習者用コンピューターに係る企画提案協議を行い、令和７年３月１９日に受託企業が西日本電信電話株式会社に決定いたしました。

これを受けて、本町では、令和７年度三股町小中学校情報機器整備事業でタブレットパソコンの売り主である西日本電信電話株式会社宮崎支店と賃借人のＮＥＣキャピタルソリューション株

式会社九州支店の2社と、8,207万7,600円で賃貸借契約を締結しましたが、リース期間満了後は無償譲渡を受けることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町税の納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、固定資産評価審査委員会委員である山下勉氏が、令和7年6月30日をもって、任期3年の満了となるところであり、引き続き固定資産評価審査委員会委員の最適任者として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第46号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

ご承知のように監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者のうちから1人、議会議員の中から1人をそれぞれ選任することとなっております。

現在、見識を有する者のうちから選任された茨木健氏が、令和7年6月30日をもって、任期4年の満了となるところであり、引き続き監査委員の最適任者として選任したいので、ここに地方自治法第196条の第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第47号「教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき教育長の任命について議会の同意を求めるものであります。

現教育長の米丸麻貴生氏は、令和7年6月20日付をもって任期満了となるところであり、引き続き最適任者であると考え、提案するものであります。任期は3年となっております。

なお、今議会には報告4件を提出いたしております。

報告第1号「令和6年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第2号「令和6年度三股町下水道事業会計継続費通次繰越計算書の報告について」、報告第3号「三股町土地開発公社の令和7年度事業計画及び予算」、報告第4号「三股町土地開発公社の令和6年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで補足説明があれば許します。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 企画商工課より議案第36号と議案第37号について補足説明

をさせていただきます。

まず、議案第36号「三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例」につきましては、令和10年度に施設の供用を開始し、指定管理者制度を活用した運営維持管理を行うこととするため、指定管理者の募集に当たり条例制定の必要性があるため、本定例会におきまして上程するものです。

なお、現在募集に関する実施方針などを公表しており、設計、建設、運営、維持管理に関心のある23の事業者から説明会の参加申込みをいただいているところです。所在地別の内訳は三股町内が15事業者、都城市内から5事業者、東京、埼玉、福岡からそれぞれ1事業者となっております。議決をいただいた後、正式に指定管理者等の募集を開始する予定となっております。

次に、議案第37号「三股町交流拠点施設整備に関するパートナーシップ協定書の締結について」につきましては、交流拠点施設整備事業における、まちづくり合同会社みまたの役割を明確にするため、本協定を締結しようとするものです。

具体的には、今から募集選定する設計、建設に携わる事業者と運営に関わる事業者との間で行う設計協議において意見調整などを行う役割や、施設整備後に指定管理者として運営、維持管理全般にわたる調整を行う役割となります。

この2つの議案につきましては、本町のまちづくりに関し地方創生を進める上で非常に大事な議案であると考えています。

ご審議方よろしくお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 総務課より、議案第43号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワークCS関連機器一式取得事業）」について補足説明をいたします。

本案につきましては去る令和7年5月13日にリース業者によるリース料率の指名競争入札を実施したところです。

議案書の資料をご覧ください。入札状況についてでございますが、予定価格の範囲から指名業者を5者指名し、うち2者の入札参加があったところです。

その結果、予定価格1,109万6,640円に対し落札価格1,008万4,800円、落札率90.88%で宮銀リース株式会社が落札したところであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間とすることに決しました。

なお、日程の詳細については配付しております会期日程（案）のとおりであります。

本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時29分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時31分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....
○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時31分散会
.....

令和7年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和7年6月6日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和7年6月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12 番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	細田 高広君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	山田 正人君	会計課長	……………	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位1番、楠原です。

通告に従って質問してまいります。

まず、自治公民館制度について伺います。

昨年度、宮崎市において自治公民館加入率が50%を切ったと話題になりました。宮崎市に限らず自治公民館への加入率の問題は各地で取り上げられています。

本町においても同様であり、これまで度々各議員が加入率低下の問題や役員の成り手不足の問題について一般質問で取り上げてきています。

しかし、自治公民館に関する様々な問題解決の糸口を、私には見えていません。

そこで、今回も本町における自治公民館の現況について質問してまいります。

先月、三股町地方創生講演会が行われました。主催者挨拶の中で町長は、地方創生はまちづくりであると言われました。出席者の中には、各自治公民館長も招かれて出席されておりました。このことは、本町では当然のことながらまちづくりに自治公民館の理解と協力が必要だということの表れです。

そこで、町としては、自治公民館をどのように規定しているのでしょうか。本町の条例や規則において、自治公民館に関する規定は見当たりません。それなのに、例規集には三股町自治公民館活動交付金交付要綱があります。自治公民館ありきで存在している要綱です。自治公民館の自治の部分には行政は関与しないとしても、活動交付金を交付する対象である団体が制度上規定されていないのに、その活動に交付金を交付するということはあるのかと感じます。

総務省が設置した地域コミュニティに関する研究会が、全国1,741市区町村に対してアンケート調査を行い、令和4年4月にその報告書を取りまとめています。

それによりますと、自治会等に対して期待する方向性を条例や計画等に定めている市区町村は、699団体であると報告されています。1,741に対して699、40%の市区町村です。

自治公民館の目的、役割等を条例や規則で明記することはできないのでしょうか、伺います。

あとの質問は、質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

自治公民館制度の現況について、まちづくりの観点から自治公民館の存在自体を条例や規則で明記できないかのご質問にお答えいたします。

平成15年4月に長野県高森町が施行しました高森町町民参加条例が自治公民館への加入促進条例の先駆けというふうに言われております。

県内では、宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例や、都市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例などがございます。

一方で本町には、議員ご指摘のとおり条例や規則で自治公民館の加入促進や活動の活性化などをうたったものはございませんが、自治公民館を三股町まちづくり基本条例の第3条、4条、11条、12条において地域コミュニティとの用語で表現し、協働してまちづくりに取り組んでいく必要があるというふうに位置づけているところでございます。

しかし、近年、本町の自治公民館を取り巻く環境は年々厳しさを増しているように感じております。全国的にも問題となっているごみの問題や役員の成り手不足の問題など度々議論になっていますが、解決策を導き出すことは容易ではない問題でございます。

それらの問題は、条例や規則を制定したからといってすぐに解決するわけではないというふうに思いますが、加入促進に向けた町からの発信という意味から、条例制定に向けて自治公民館連絡協議会と連携し検討したいというように考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 今言われましたように、町のまちづくり基本条例の中に、基本となる用語として第４条に地域コミュニティの解説があります。その中には、「本町の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて住み良い地域社会をつくることを目的に自主的に活動する団体をいう」とあります。イコール自治公民館のことだと今町長のことで思ったわけですが、この文の頭に、「自治公民館などの本町の一定の区域に住所を有する」というふうに続けたいかなものなんでしょうか。とにかく自治公民館という言葉ができるだけ使われないような条例が現状であると思っています。

そういうことも、先ほど検討していただけるというようなことですので、考えていただきたいと思いますが、自治公民館は行政から独立した存在ではないわけですから、行政としてその団体の存在目的とか役割を示しておくことはやはり必要だと思います。

次の質問になりますけれども、町行政にとって、自治公民館はどのように位置づけられているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 町行政にとって、自治公民館はどのような位置づけになっているのかとのお質問にお答えをいたします。

先ほど来出ております三股町まちづくり基本条例、第１１条地域コミュニティの役割において、「地域コミュニティはその構成員の意見を取りまとめながら、地域自治の担い手として主体的なまちづくりに努めるものとする」としております。

町政運営の全般にわたり自治公民館の果たす役割は、非常に大きいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 同様の質問につきましてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、自治公民館は社会教育の機能を持つ公民館と自治会の機能を持つ自治会の両方を有しており、地域住民が自主的に運営する組織団体であると認識しております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 地域コミュニティという言葉はあまりにも広過ぎると思うんですね。いろんなものを含めて地域コミュニティという表現はできると思います。三股の場合には、自治公民館というのがその代表的なものであって地域コミュニティイコール自治公民館ではないと解釈しております。

今、教育課長のほうからも説明の中に自治会という言葉がありましたけれども、本町において自治会というものはないんですね。自治公民館なんですね。

答弁の中におきましても、自治会とか自治公民館とか地域コミュニティとか非常に混在してい

るんですね。どっかでか、一つ三股の場合には自治公民館をいうというような表現が必要ではないかと思えますけれども、例えば、先ほども他県のことが出ましたけれども、長野県の小諸市とか神奈川県の大井町では、「自治会へ加入しなければなりません」という強い表現の規定があります。これもいろいろ様々な裁判例からいって適切なものかどうかは分かりませんが、最近自治公民館への加入の呼びかけの旗が各公民館内に見られるようになりましたけれども、そこにあるのは、自治公民館連絡協議会の名なんですね。自治公民館は必要だという町としての積極的な強いメッセージを見せていただきたいと思うのですが、できないものなのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 自治公民館は必要だという強いメッセージを町として出せないかのご質問にお答えをいたします。

三股町まちづくり基本条例の前文には、「今後のまちづくりは、町民一人一人がまちづくりの構成員であることを自覚し、人と人のつながりをはぐくみながら主体的にまちづくりに参加していくとともに、町民、町役場は、それぞれの立場を尊重しながら「自助」「共助」「公助」の考えを基本に相互に補いながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要がある」としています。協働のまちづくりは、町役場だけでできるものではなく自治公民館や各民主団体、その他多くのまちづくりに参画している主体の皆様との相互連携が大事であると考えており、その重要性について様々な場面でお伝えしていきたいと考えています。

また、先ほど町長が答弁しました条例の制定に向けては、自治公民館役員の皆さんはもちろんまちづくりに関わる各団体の代表、住民代表、学識経験者など幅広くご意見を頂戴し制定することを目指してまいります。

そのプロセス自体もメッセージになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） まちづくり基本条例の解説のところには、自治公民館という文言は出てきます。けど条例の中にはないんですね。やはり、この自治公民館の加入率の問題とか成り手不足とかというのが深刻な問題と、本町に限らずどこでもあるわけですから、条例の中に自治公民館という文言をちゃんと明記していただきたいと先ほどから申し上げておりますので、検討のほうよろしく願いいたします。

自治公民館の役員の成り手不足問題に関してですけれども、自治公民館の自治の在り方にもその影響は出てくることが心配されます。

例えば、山王原自治公民館の場合、自治公民館長になると自治公民館の規約に明記されていない様々な役割がついてきます。支部長についても同じことが言えます。これまでの公民館長経験

者の中で、自治公民館は役場の下請け的な業務がかなりの部分を占めていると言われた方もいらっしゃると思います。

例えば、頂いています要求資料、その5の2を見ますと、目的を表す第1条のところに、「自治公民館の区域内に居住する住民により選出された者（以下行政事務連絡員という）に委託し」とあります。これが先ほど言いました山王原自治公民館の規約に明記されていない役割の一つなんです。

自治公民館の位置づけ自体が条例等で規定されていない中で、この第1条の意味するものは何なんでしょうか。自治公民館で選出された人がイコール館長ということで、行政事務連絡員にその業務を委託するという解釈なのかもしれませんが、そもそも自治公民館規約で、館長の純粋な業務の中に、行政事務連絡員業務を規定している自治公民館がどれくらいあるのでしょうか。それを行政は把握されているのでしょうか。

先ほど言いましたように、少なくとも山王原自治公民館規約にはありません。

やはり、自治公民館の目的、役割等を条例や規則で明記しておく必要があると先ほどから申し上げていますけれども、強く思います。

個人情報保護が叫ばれている現在、館長の業務も以前と同じではない部分が多くなってきています。自治公民館役員の成り手不足への対策の一つとして、行政として可能な範囲での支援はないものなのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 役員の成り手不足への行政として可能な範囲での支援はないかということですが、行政事務連絡員の観点ではございませんが、教育委員会におきましては、公民館長の負担軽減を目的に、昨年度から公民館長が出席する会議の回数を減らしました。全ての公民館長を対象といたします館長会議の開催回数を年7回から4回へ削減、代議員会を7回から6回へ削減いたしました。

行政の取組といたしましては、今年度から回覧の発行回数を月2回から1回へ縮小、全ての公民館長を対象とする行政事務連絡員会議の開催回数を年6回から3回へ削減いたしました。

また教育委員会では、公民館の役員の成り手不足、つまり支部長を含めたところですけども、その解消に向けて全国の事例や町内支部の取組を収集し、各自治公民館へ紹介する予定でございます。

現在把握している支部の取組例といたしましては、パソコン等が得意な方々を複数人確保し、資料作成や行事運営の支援を行うことで負担軽減を図るという方法がございます。こうした取組は、役員の負担を軽減し、成り手不足の解消に寄与するものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8 番 楠原 更三君） 今最後のほうで言われましたパソコンのできる方を何らかの方法でまあ調達——表現悪いですが——して負担を減らすと、非常にこれいいことだと思いますけれども、本町でもしできれば、自治公民館で確保するんじゃなくて、教育課のほうで確保していただいて、その担当を決めていただくとか、それも非常にこの今現在成り手不足の軽減につながる一つではあるかと今思いましたので、できたらもっと詳細に検討していただいて、前向きにお願いしたいと思います。

次に、私のほうで準備いたしました資料をちょっとご覧ください。いろいろと重複する部分があるんですけれども。

まず、資料の 1 に三股町行政事務連絡員の委託業務及び区域に関する規則から抜粋し、一部編集したものですけれども、この最初の部分に、改正が平成 9 年、平成 14 年、令和 2 年、令和 4 年に行われたとここに書いてあるんですけれども、非常にこう多い改正の数だと思うんですけれども、それに答えてというか、重複するんですけれども、この要求した資料の中にその改正について資料の 5 のところに幾つも書いてあるんですが、その中から 4 点お伺いしたいと思います。

まず資料 5 の 1 につきまして、植木自治公民館が 2 つに分けられたということですね。この改正理由。

それから②、資料 5 の②、これで第 2 条のところで委嘱が委託になった、この表現の理由ですね。改正された理由。

それから第 6 条のところ、ここで旧のほうではなかった行政事務連絡員会議というのが登場してきます。これと自治公民館連絡協議会というものは別物なのかということ。

それから④に飛びますけれども、④のところで、自治公民館に加入する住民という文言が追加されてきています。なぜ追加されたのか。

この 4 点について伺います。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えします。

三股町行政事務連絡員の委託業務及び区域に関する規則についてお答えいたします。

4 つの質問がございましたが、まず 1 つ目でございます。

資料 5 の 1 の平成 9 年の改正内容でございますが、植木自治公民館が東と西に分かれた理由についてでございます。こちらにつきましては、現在の資料の確認は改正の内容のところまでは確認したところでございますが、この改正理由については現在のところ確認していないところでございます。

続きまして、5 の 2 番の②番でございます。委嘱を委託にした理由についてお答えいたします。

こちらが令和2年の主な改正点でございますが、行政事務連絡員の任用を委嘱から委託へ整理し、現在に至っているところでございます。その理由としましては、特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことが挙げられます。

平成29年、地方公務員法及び地方自治法の一部の改正により地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員（以下第3号の特別職非常勤職員といいます）の要件が厳格化され、専門的な知識、経験等に基づき助言、調査及び診断等の事務を行うものに限定されました。例えば、町からの配布物の配布、アンケートの回収や住民からの要望の対応につきましては、助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務に該当しないため、第3号の特別職非常勤職員として任用することは適当でなく、私人委託として整理をしたところでございます。

次に、第6条の自治公民館の会議と別物なのかというところでございますが、これは別物であると認識しております。

そして最後に④番ですね、資料5の4でございますが、こちらが「かつその自治公民館に加入する住民により」と改正された理由でございますが、こちらにつきましては、自治公民館加入者以外の方からの選出がないようにこの文言によりまして、行政事務連絡員に選出するに当たって自治公民館加入者からの選出を条件として追加する改正を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございます。

最初の資料5の1のところで、改正理由は今のところ把握していなかったということでしたけれども、これ聞きたかったのはですね、増えたということは逆に減らすことも可能なのかと思ったんですね。何かそういう要件があって、クリアすればどうのこうのと、今30自治公民館があるわけですが、果たしてそれが適正な数なのかということを考えたときに、増えた例があるわけですから、これにのっとして30を29、28と減らしていくことも可能なのか。特にこれから人口減となっていくわけですから、確実にですね、今現状でいいのかどうか、そういうことも考えていただきたいなと思って伺ったところでした。

そこも含めて、検討のほどお願いしたいと思います。

次に、この規則では第1条のところに、行政事務連絡員に関する第1条ですね。そのところに、「本町の行政事務の円滑化及び町民に対する行政情報の周知徹底を図るために行政事務連絡員にその業務を委託し、必要な行政事務の連絡調整を行うことを目的とする」とありますが、町民に対する行政情報の現在においての周知徹底度合いは満足いくものと判断されているのかどうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 町民への行政情報の周知徹底度合いは満足いくものかについてお答えいたします。

現在、町民への行政情報の発信は、回覧、広報紙、防災行政無線、町ホームページ、公式LINE、公式フェイスブックを使用しており、災害等の緊急時には防災メールまたテレビテロップ等を手段としているところであります。

令和7年2月に実施しました行政事務活動に係る支部長アンケート結果において、町からの情報取得の手段についての質問では、回覧が25.9%前年比1.8%減、広報紙22.4%前年比0.5%減、町ホームページ18.1%前年比0.3%増、公式LINE14.4%前年比0.7%増、防災行政無線14.1%前年比2.5%増の順で、情報取得は紙面によるものが48.3%前年比2.3%減、紙面以外は51.4%前年比2.3%増という結果でありました。

紙面以外の情報取得率は高まっているものの、自治公民館組織を通じた情報の発信の役割は高いものと捉えることができます。

このようなことから、行政情報の発信につきましては現行どおり自治公民館組織を中心に組みんでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 質問は、行政事務連絡員を通しての町民に対しての周知徹底度合い、これは満足いくと判断されているかどうかかなんですね。高い低いじゃなくて、満足していると思うかどうかという質問なんですけれども、その点についてはいかがなものでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

満足度合いについてでございますが、数値は先ほど申したとおりでございますが、町といたしましては満足しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次の質問に行きますけれども、現状におきまして、この規則を改正する必要があると思われる箇所はありませんか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 改正が必要と思われる箇所はないかについてお答えいたします。

先ほど申し上げました行政事務活動に係る支部長アンケート結果におきまして、回覧に関する現在の方法に関する意見としまして、回覧の手間、回数に対する消極的な意見が4割ほど見受けられました。

令和7年度から、回覧を月1回に変更したことから、アンケート時点との比較は簡単にはできませんが、行政事務連絡活動として回覧の在り方に見直しを求める意見もあるところでございます。

一方で、高年齢者には回覧をとの声もございます。

行政事務連絡員としての活動は、自治公民館活動と密接な関係性を持つと認識しております。地域コミュニティをつなぐ要素としまして、現行どおりの体制にて今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 回覧の回数が減ったということは、今言ってもまだある程度の反応とかそういうのがまだ把握されてないでしょうから、今後のことと考えたいと思います。

次に、自治公民館組織活動交付金交付要綱について伺ってまいります。

これも事前に資料をいただいておりますが、作成のほうありがとうございました。

この要綱も、先ほどの規則と同様平成4年に制定されております。その後、平成11年、21年、25年と改正されてはいますが、それぞれどのような改正が行われたのかについて、2点伺います。

まず、補助金が交付金になった理由。今のが第1条のところですね。

第2条のところで、環境整備割が地域割額になった理由。

この2点伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） ただいま2つのご質問がございました。

ご指摘のように、補助金から交付金になったということでございます。

こちらは、補助金は、各それぞれ自治公民館が補助金の交付申請をするということで、手続が非常に大変だということです。交付金ですと、定められた金額をそれぞれのところに交付するということでもありますので、特別そういった事務の必要がございませんので、かなり簡略化できるということからこういったものになったということで認識しております。

それと、環境整備割というのがございます。こちらはおよそ推測なんですけれども、それぞれ自治公民館におきましては、草刈りとかそういったあるいはごみ収集とかいろんなものをしていただいておりますが、そういったものがこの環境整備割というところにあったというふうに理解しております。つまりこれにつきましては、補助金制度によってこういったものを一応設けておりまして、これに基づいてこうしますよということでこういうのになったということです。つまり今はそういった環境整備割というのがございませんので、そういった環境整備という部分に

についての特別な内容はなかったと、を改正したということでございます。

それと今回この新旧対照表をご覧になっていただくと分かることが、補助金から交付金に改正したことでございます。それとこの交付金におきましては、これまで金額を示しておりませんでした。それを均等割については20万円、戸数割については1戸1世帯700円と。そして、地域割については別表に定めるとおりということで、金額をここに明記した。これは平成26年の4月1日からこのようにしたというふうに改正しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次の質問行きますけれども、現在の交付金交付状況、資料7のほうに出ていますので、交付金状況を伺うというのはこの表で分かるわけですが、その次のですね、この地域割額、ここでは総額が書いてあるんですが、私が準備した資料の2、ここに別表として地域割額を書いてます。写したやつですけれども、4万円から10万円までの地域割額の違いがあるんですけれども、この地域割額の算出根拠について伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 地域割額につきましては、支部加入世帯の規模に応じまして、4万円から10万円、6階層で構成しております。

当時、平成26年の当時の世帯戸数、その時点における規模によりまして、このように分けてあるということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） この地域割額は、第2条の4項に当分の間別表のとおりとするとしてこの金額があるわけですが、当分の間とあります。

前回の改正から10年以上過ぎているわけですが、これも含めてこの地域割額の当分の間という意味も含めて、改正が必要と思われる箇所はありませんか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 自治公民館はですね、23年前、平成4年に地域の話合いを経て集落や地縁を考慮して設立されたという経緯があるほか、施設の維持管理費の捻出状況、交付基準の見直しによります自治公民館運営の影響といった課題も考慮する必要がありますので、改正につきましては慎重な対応が求められるものと考えております。

それを踏まえた上で、今回改正が必要と思われる箇所についてでございますが、自治公民館の加入世帯が減少する中での交付金の算定基準の見直しや小規模自治公民館における支援の在り方について、検討する必要があるものと考えております。

なお見直す際には、自治公民館長や関係者等の意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

ります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 今の答弁、ちょっと私は聞き間違ったかと思いますが、自治公民館制度ができたのが２３年前と言われましたけれども、平成４年ですから２３年前じゃないですよ。３０年以上前ですよ。違いますよね。

ですから、かなりの時間がありますので、何回となく改正があるわけですから、また早い話がですね、自治公民館の館費として徴収する金額、公民館によって全く違うんですね。

そういう現状を把握していただいた上で、地域割額を減らせという意味じゃなくてですね、もうちょっとバランスが取れるような、理解が、町民全体に対して行き渡るような算定基準というものを考えていただく必要があるんじゃないかと思うんですよ。

ぜひそのところをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） これにつきましては今答弁させていただきましたが、３３年前にできた経緯があって、確かに当時からするとですね、かなり戸数が、加入世帯戸数が減った地域もございます。

ただですね、そういった小さなところにおきましても、年間を通じまして様々なほかにはない取組をやっているところもあります。

そういったところも踏まえまして、確かに戸数だけで、世帯戸数だけで判断できるものではございませんので、先ほど来お話ししますように、関係者あるいは自治公民館、いろんな方々の意見等も踏まえながら、これまで大幅に戸数が減っているところもございますので、そういったところについてもどうしていくのかということもバランスも考えた上で改正はしていきたい。

ただ、行政のいわゆる教育委員会の一方的な方法で算定をできるものではございませんので、そういったところ、配慮する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 自治公民館に関しましては、先ほど来の行政事務連絡員の規則、総務課または企画商工課が対応するところでしょうけれども、今の交付金につきましては教育課と、担当課が分かれているわけですが、両方で３０自治公民館の範囲というのは、それぞれが同じところを把握されているわけですよ。

ですから、両方でもってこれは考えていただいて、適正な規模というの、適正なというのは今の場合は地域割額とか交付金の金額ですね、それにつきましても、今のが妥当なのかどうか考

えていただきたいと思いますので、条例を検討する際に、そこも含めてですね、検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

5月17日に三股町地方創生講演会が開催されました。

講師のイチカワ先生は「次世代につなぐ地方創生は、町民の地元への愛着がなくてはならない。地元への愛着と誇りを通して次世代につなぐ地域づくりが可能となる。また、地域ならではのものを大切にした上で、交流人口、関係人口を拡大することも必要ではないか」というようなことを言われました。

講演会の翌日に、幸いにもがんばっど山王原の活動拠点を訪問していただくことができました。その際に、それらのことをより詳しく確認することができました。

地元への愛着と誇りをもたらず代表的なものは、やはり文化財ではないでしょうか。文化財を通したまちづくりが、地域を知り、地域に愛着と誇りを持つことにつながり、またそれが交流人口、関係人口の拡大につながっていくことになります。

本町には、これまで多数の先輩方が町の魅力について調べ、そして書き残した記録があります。これらの記録を、町が主導して教え、広める必要があると思います。

まずは、説明板の設置だと思います。現状ではまだまだ足りません。

そこで次の質問に移りますが、本町には戦国時代まで遡ることができる山城跡があります。しかし、各山城のことをご存じない町民の方々がたくさんいらっしゃいます。特に、梶山城跡は専門家による裏づけがあります。

そのような山城跡について、町全体やまたは地元住民への説明は、これまでどのようにどれくらい行われてきたのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 梶山、勝岡、樺山の各山城について、町全体や地元住民への説明はどのようにどれくらい行われてきたのか、とのご質問にお答えいたします。

梶山城、樺山城につきましては、平成17年から令和元年にかけて次の取組を行いました。まず、町民向けの史跡巡り。こちらは回覧で募集いたしております。また、教職員の初任者、社会科担当職員向け研修。こちらは史跡巡りを取り組みました。この中で説明を行ったことがございます。また、梶山の住民等を対象にした説明会も数回開催いたしております。そのほか、平成31年3月に発行いたしました三股町史と令和3年3月に発行いたしました三股町の歴史と文化財、こちらは180冊発行いたしております。その中にそれぞれの山城の歴史等を掲載して紹介いたしております。

ただ、勝岡城につきましては、特段してないんですけども、標柱を立てております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） これより 1 1 時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 2 番、堀内和義議員。

〔6 番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6 番 堀内 和義君） こんにちは。発言順位 2 番、堀内和義です。通告に従い質問していきたいと思います。

まず、質問事項 1、町道の舗装整備について質問をいたします。

集落内の町道を散歩したり自転車で走りますと、アスファルト舗装でひび割れ、凸凹等の痛みが目立ち、老朽化が進んでおります。車で走るときはさほど衝撃を感じませんが、自転車だとがたがたしますし、雨の日は水たまりのあるところも多く見られます。穴の空いた箇所については、その都度補修をされておりますけれども、全体的に再舗装の時期が来ているのではないかと思います。

令和 7 年 3 月刊行の数字で見る三股町の統計では、町道の実延長は 4 1 万 9, 9 1 6 メートルで舗装率は 8 0 % と高く、毎年僅かではありますが、舗装率は上がっているようでございます。集落内の舗装整備については、高度成長期後から始まり、現在に至っているのではないかと思います。しかし経過年数もたっており、確実に老朽化は進んでおります。町民からの要望も道路に関する事項が多く出ており、再舗装整備はできないのかお伺いします。

あとは、質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町道の舗装整備について、集落内の町道の舗装は老朽化が進み、ひび割れ、凸凹等の痛みが出ているが、再舗装整備はできないかの質問にお答えいたします。

本町では、先ほどお話がございましたが、延長約 4 2 0 キロの町道について維持管理を行っておりますが、集落内の町道は主に生活道路として特定の人が利用する道路であることから、路線の重要度等を考慮した場合、広域的な幹線町道や他の一般町道と比較すると、再舗装等の本格的な対策については優先順位が低くなるところでございます。

しかしながら、集落内の道路であっても、舗装面の状況により交通安全の観点から緊急度が高

いと判断された場合は、部分的な舗装、補修にはなりますが、対策工事を実施して交通安全の確保に努めているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 集落内の道路については生活道路ということなんですけども、やはり町道でも主要道路については計画的に舗装工事をしておるんですけども、集落内の町道については先ほど申したように、結構ひび割れがありますし、凸凹が多く見られます。舗装工事が進んでいないのが現状ですよね。担当課に話をしましても予算がないということで、なかなか進展がないのも事実でございます。町道の延長が420キロということで、非常に長いということで一挙にはできないかもしれませんが、今後、計画的に実施するなど対策が必要であると思います。

次に、町道と農道の区別なんですけども、どこまでが町道でどこまでが農道なのか、曖昧で私も分かりにくいところがあります。どのような基準で町道、農道を定めているのか、また、農道の延長と舗装率についてはどうなのかお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 町道と農道の区別、どのような基準で定めているのか、また、農道の延長と舗装率はとのご質問についてお答えいたします。

まず、町道とは道路法第8条に基づき、町の区域内に存在する道路で町議会の議決を経て、町長が認定した路線を町道と言います。農道は町道として認定した路線以外の道路で、農業の利用に供するために設けられた道路で、主に土地改良法に基づく土地改良事業で整備された道路を農道とみなしており、町が把握している農道の延長は2万5,000メートル、25キロであります。そのうち1万4,145メートル、約14.145キロでございますが、舗装済み延長となっており舗装率は約57％であります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 土地改良法で定めた道路が農道ということですか。だけどなかなか分かりにくいですよ。見たところがどこまでが町道なのか農道なのか、私も聞かれてもはっきり答えられないんですよ。そういうことで、これについては土地改良法で決められていればいいわけであって、結構舗装率がちょっと悪いのかなと思ったんですけども、思ったより57％ということは舗装が進んでおりますよね。これは本当にありがたいところでもあります。

やはり農道でも通りの多いところもありますし、少ないところもあります。主な農道は舗装整備がされているようですけれども、やはり田んぼなんかになりますと、通りの少ないところは整

備も遅れておりまして道路幅も狭く、真夏は草が生い茂り、道路と溝の境が分からないところもいっぱいあります。舗装の云々よりも農道として機能しているかどうかの問題です。今は農業機械も大型化し、道路幅も狭いところでは大型機械が入らないところもありますし、離合ができない場所もたくさんあります。今から梅雨に入り雨が降るとぬかるみができ、車のタイヤがスリップして通れないところも見られます。農道整備についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今のご質問についてお答えいたします。

基本的に農道の整備につきましても、先ほどの町長が答弁いたしました、町道と同じように、利用頻度とかそういうところを考慮して優先度が高いところから、予算の範囲内で計画的に舗装とかというところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 予算の範囲内ということなのですが、これで済ませてしまうとなかなか整備は進まないですね。今後、農業後継者がどんどん少なくなっていくます。そうなりますと、土地集約もしなければなかなか作ってくれない人が、とこが多いんですね、道路幅が狭いと。道路幅が広いと条件がよいということで作ってくれる人もおるんですけども、なかなか道路が狭いとこは機械が入らないということで、幾らでも道路は荒れてきます。今から草ぼうぼうで、軽トラックなんかで行っても道路と溝が分からないのですよね、危ないんですね。そういうことで、ここらあたりも予算もですけども状況を見ながら整備をしていただきたいと思っております。今回は、町道に関する案件を重点的に質問したいと考えております。農業整備については、次の機会に詳しく尋ねたいと思っております。

次に、舗装の耐用年数については、交通量や道路状況にもよると思われるんですけども、アスファルトですので、通行量が少なくても年数がたてば自然と老朽化はします。舗装の耐用年数は何年なのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 交通量にもよると思われるが、舗装の耐用年数は何年になるのかというご質問にお答えいたします。

幹線町道等の舗装圧設計においては、疲労破壊によるひび割れが生じるまでの設計期間として、おおむね10年を設定しております。実際の耐用年数は、交通量のほか、気温や天候等の自然条件の影響することから、10年から15年程度と見込まれます。

また、財務省の減価償却資産に関する資料によれば、アスファルト舗装の耐用年数は10年と

の記載がございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 耐用年数は１０年から１５年ということなんですけれども、昔は簡易舗装ということがあったんですけれども、今の町道は簡易舗装ではないわけですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 私がこちら、三股に来させていただいてから舗装をかけているところにつきましては、簡易舗装ではなくて通常の舗装をかけております。簡易舗装が町道にはないかというお尋ねに関しては、たくさんあるんだと思います。すみません、それはちょっと確認ができておりませんけれども、昔から舗装を実際に広めにやるためには、ある程度の予算を抑えて舗装しなければならないということもあったでしょうから、簡易舗装というものはあるというふうに思います。ただ、これはちょっと確認した事項ではございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 耐用年数が１０年から１５年程度ということであるんですけれども、この現状を含みますと耐用年数を過ぎた町道が多いのではないかと思っております。耐用年数が過ぎたから、すぐに再舗装する必要はないわけなんですけれども、やはり今のこういう状況の中では、先ほど何回も言うんですけれども、老朽化が進んでいるのも事実であります。この中で、耐用年数が過ぎた町道の割合はどのくらいなのか、全体を把握するのは難しいかもしれませんが、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内さん、ちょっと入ってるけ。質問代えて。

○議員（６番 堀内 和義君） ちょっと厳しいかもしれませんが、そういうことで現状を見たとき、大分悪いものだから、そこを聞いただけで、これはちょっと回答が難しいかなと、私も思っておりますので次の質問に入ります。

次に、町道の舗装工事の１平方メートル当たりの単価ですね。それと仮に全町道を再舗装すると仮定した場合の経費総額は、どれくらいになるのか伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町道の舗装工事の平米当たり、平方メートル当たりの単価及び全町道を再舗装すると仮定した場合の経費総額は、どれくらいになるのかの質問にお答えいたします。

最新の材料単価、労務単価を用いて積算いたしましたところ、既設舗装面のみを剥ぎ取り処分を行い、再舗装をした場合の舗装工事の単価は、平米当たり約７，３００円であります。町道の

総延長は約420キロメートル、面積は約212万2,000平米ですので、全ての町道を再舗装した場合、単純な試算ではありますが総額は約155億円となります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 町道の総延長が420キロ、面積にして212万2,000平方メートルですね。それとこれを1平方メートル当たりの価格でしますと7,300円で、総額では155億円必要となるわけですね。

令和7年度の町の一般会計当初予算総額は、145億6,000万円ですので、年間予算額よりはるかに多いわけですから、財源も含めて次の質問に入ります。

舗装の耐用年数だけで見ますと、経過年数がたっていますので老朽化も進んでおります。舗装総額が155億円と説明があったのですが、単純に計算しても10年計画で舗装工事を実施するとなれば、1年に約16億、20年計画では約8億、30年計画では5億、40年計画でやっても1年に4億の財源が必要になってまいります。短期間のうちに工事をするのではないかと思いますし、また町の財政を考えていくとできないでしょう。無理じゃないかと思います。しかしながら、耐用年数を過ぎた道路、傷んだ道路は多いわけですから、中長期計画の中で舗装整備が必要ではないかと思っております。この件については、どのように考えていらっしゃるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町道の全般的な老朽化を考慮すると、中長期的計画での舗装整備が必要と思われるが、どのように考えているのかの質問にお答えいたします。

1級、2級町道を中心とする重要路線については、令和5年度に実施しました路面性状調査の結果に基づきまして、三股町舗装長寿命化修繕計画を改定しまして、令和8年度完了を目標に補助事業等による舗装補修工事を実施しているところでございます。これらの町道以外の主に生活道路として利用されている集落内の町道等につきましては、老朽化等による舗装、補修が必要な箇所が確認された場合に、町単独費による部分的な維持補修工事の発注や、職員による簡易補修を行って対応してまいります。

三股町舗装長寿命化修繕計画のような中長期的な計画に、集落内の町道を含む全ての町道を盛り込んだ場合、舗装、修繕に必要な期間や、費用的にも実現性が低くなることが想定されるため、集落内の町道については、引き続き、部分補修等の応急対応を優先するなど、効果的で効率的な整備に努めてまいります。よく、今の公共下水管系のところで、この道路を掘ったりしておりますので、そういうところで危険性のあるところや、先ほど言いました凸凹をしているとか、そのあたりの現状を見ながら必要に応じて、舗装あるいは部分修繕等に取り組んでまいりたいと

考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 小手先だけの補修では、なかなかどうなのかなということです。

現状でもそういう状況ですから、これが10年先、15年先、20年先になってしまったら、がたがたじゃ済まないですよ。そこなんです。ですから、やはり毎年計画的なものを持っていかないと、やはり生活道路であってもですよ。これは道路ですから、そういう現状です。町道整備だけでも、このような状況になるわけですから、他のインフラ整備も考慮しますと現状での予算配分では、とても整備が追いつかないと思われます。先ほど言いましたように、毎年老朽化はどんどん進んでいくわけですから、何らかの対策を立てなければならないと思います。今後、十分検討していただくようお願いして、次の質問に入ります。

次に、質問事項2番目の三股町における職員等の内部通報に関する取扱いについて質問をいたします。

まず、公益通報者保護法に基づき三股町及び職員についての法令違反行為等に関する職員等からの通報等を適切に取り扱うための取扱い要領がありますか。職員等への周知はどのようにされているのか伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 公益通報者保護法に基づき職員等からの通報等を適切に取扱うことに対して、職員等への周知はなされているかとのご質問にお答えいたします。

公益通報者保護法は、労働者等が公益のために通報を行ったことを理由として、解雇等の不利益な取り扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものでございます。

本町におきましては、令和6年12月23日訓令第8号にて三股町における職員等の内部通報に関する取扱い要綱を定めまして、職員等に対しまして令和6年12月24日に庁内グループウェア掲示板で全職員へ通知をし、インターネット上でも閲覧できるよう、外部公開を行うなど周知をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） グループウェア等で周知をしたということなんですが、それで徹底したかどうか疑問も残るんですけども、内部通報の窓口、受付あたりはどの課がどのようにしてるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

内部通報窓口の設置についてでございますが、通報窓口は総務課職員をもって充てると要綱で定めておりますので、総務課で行っておるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 総務課の職員で通報窓口担当を置くということなんですけども、通報に関する方法なんですけども、文書をもってするのか、実名ですのかお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

内部通報者は内部通報受付表様式第1号により内部通報を行うものと定めております。また、原則として実名により内部通報を行わなければならないと要綱で定めております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 実名ですということなんですけども、やはり内部通報ですから、どうしても実名ではできないという方については匿名ではできないんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

内部通報に関する町の取扱要綱の第3条2項の部分を先ほども申しました。第3条2項のただし書の部分を今から申し上げます。「ただし、客観的に事実が説明できる資料があるときは、この限りではない」というふうに定めておりますので、実名でない場合もあるというふうに確認しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） この客観的に事実が説明できる資料はどのような資料ですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

先ほど申した客観的に事実が説明できる資料でございますが、こちらに記載のとおり、客観的に事実が説明できる役場内部の公文書等が想定されると認識しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ちょっと私も客観的にもうちちょっと詳しく知りたかったんですけども、そういうことで仮に匿名で来た場合に事実確認に不透明なことが起こることはないでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 申し訳ございません。質問のほうで事実確認にその後の言葉を、大変申し訳ないんですけどもう一回いいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 匿名でしますと誰が出したか分らないですよね。ですから、先ほど言ったように客観的に事実が証明できる資料なんですけども、事実確認にちょっと分らないところがあるんじゃないかと思うんですけど、その場合は誰がどういうことを出したかというのもちょっと私も不透明なところなんですけども、そこが言ったように追跡調査ができないですよね。そういうところあたりはどのように考えているのか。これでいいですか質問は。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

匿名での通報があった場合の追跡調査等ができるのかというご質問でございますが、先ほどから申ししておりますとおり、客観的な事実が説明できる資料があればその内容も確認することができると考えておりますので、匿名での対応を受け付けているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 客観的な事実が証明できる資料ですから、それが無いときにはもう却下ということでもいいんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

内部通報の確認及び処理につきまして、要綱の第7条で定めているところでございます。通報窓口担当は内部通報を受け付ける際に、内部通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意し、内部通報の内容となる通報対象事実を確認するものとしているところでございます。

委員会は規定によりまして、内部通報の内容を審査した結果、当該内部通報が受理できるものと判断できる場合は、それを受理するものとしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今後、十分にそこあたりは職員にも徹底していただきたいなというふうに思っております。

次に、内部通報に関する取扱いについては、三股町の法令遵守を推進することが目的でもあるわけですが、全国の事例では職員が内部通報、告発したことを理由に解雇、懲戒処分等になったり、最悪の場合は死に追い込まれたりする事例も出ております。内部通報者の秘密保持、

個人情報の保護は徹底されているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 内部通報者の秘密保持、個人情報の保護は徹底されるのかとのご質問にお答えいたします。

内部通報等に係る職員の責務としまして、通報窓口担当、その他、内部通報等に係る職員は知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後についても同様とするとし、正当な理由なく公益通報者を特定させる事項を漏らした場合には、刑事罰が課されるとされております。

通報に関する情報の管理としましては、電子データにつきましては、アクセスの制限をかけ、また紙のファイルの閲覧も通報窓口担当、その他、内部通報等に係る職員従事者以外は扱えないよう制限をしております。

また、保護の内容としましては、公益通報したことを理由としての解雇は無効、降格、減給、その他の不利益な取扱い禁止、公益通報者に対して賠償を請求することはできないとなっております。

以上のように、法及び地方公共団体向けガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 通報者の不利益にならないような体制をつくっていただきたいんですけども、次に、現在までの職員からの内部通報はなかったのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 職員からの内部通報はないのかとのご質問にお答えします。

昨年12月に通報を受理しまして、今年の1月に第三者委員会に当たる処理委員会を立ち上げまして、現在、審議中でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今現在においてははないということですね。審議か何かあったんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

通報を受理いたしまして、現在、審議中でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） ということは、内部通報があったということですね、それを現在進行中ということですね。今後もそういう本来ならば法令違反がないのが望ましいんですけども、やはり人間ですから、どこでか間違うところもあるかもしれませんし、今後もまた発生するかもしれませんので、通報しやすい環境、個人情報の保護、漏えいを徹底していただきたいと思っています。

それから、次に町と契約関係にある事業者からの内部通報の取扱いについては、どのような方法でなされているのか。また、通報の事例はないのかお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 町と契約関係にある事業者からの内部通報の取扱い方法、また、通報はないのかとのご質問にお答えいたします。

三股町における職員等の内部通報に関する取扱い要綱第２条第２項第２号に、三股町と契約関係にある事業者及びその役職員からの通報も適切に取扱う旨規定がございます。町職員同様、適切に取り扱ってまいります。また、現時点での通報はございません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 現状ではないということなんですが、やはり町と契約関係のある事業者、よほどのことがない限り内部通報はしないんじゃないかと思えますし、できないのではないかと考えております。個人情報の保護はもとより、事業者が不利益にならないような対応が必要であると思うんですけども、この件についてはどのような対応をするのか、どう考えているのかお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 趣旨がよく分からない。もう一回しゃべって。

○議員（６番 堀内 和義君） 職員と同等の取扱いということなんですが、そういうことで職員にはグループウェア等で周知をしてるんですけども、事業者については、何か知らずという方法を取っているのですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

直接の通知等を行っていないところでございますが、外部への発信といたしましては、三股町の公式サイトの中に三股町例規集を閲覧できるページがございます。そちらから、内部通報という検索をかけていただきますと、先ほどから申しております要綱のほうが確認できるようになっておりますので、該当するようなことを発見されたりした方がいらっしゃったときは、そのホームページ等からの要綱に基づいて、この制度を活用されればよいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 公式サイトで知らせているということですので、周知はされているわけですね。はい、分かりました。

次に、内部通報処理委員会の構成と選任方法については、どのようなになっているのかお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 内部通報処理委員会の構成と選任方法についてお答えいたします。

内部通報処理委員会の設置につきましては、三股町における職員等の内部通報に関する取扱要綱第6条に規定され、その委員長は副町長をもって充てるとされております。

委員につきましては、副町長が委嘱する職員2名及びその他、公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に関して優れた識見を有する外部の者3名をもって構成するとされております。外部の者3名につきましては、弁護士、司法書士、行政書士それぞれ1名を選任しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 外部の人については3名ということで弁護士を含め、有識者ということでもいいんですけども、任期は何年になるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

任期につきましては定めておりません。その都度の依頼をしているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 任期はないと、その都度ということであれば、そういう内部通報があつて審議するときに招集すると、そういうことですかね。ということは常時は決まってないということですね、分かりました。法令遵守が徹底していれば内部通報はないわけですから、職員教育を徹底して法令違反が出ないような環境、職場を心がけていただくようお願いを申し上げます、以上をもって質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時44分休憩

午後 1 時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 3 番、堀内義郎議員。

〔9 番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9 番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。発言順位 3 番、堀内義郎です。

今年は梅雨が例年になく、早めの梅雨入りとなりました。今日も貴重な晴れ間となり、農家の皆さんにおいてはこれから田植えの準備に忙しい日々が続き、いよいよシーズン到来かと言えるのではないかと考えております。

そんな中、先週 1 日の日曜日に樺山土地改良区の樺山地域資源保全会において、恒例の通水点検を行いました。例年に続き、福留用水路の復旧の様子を確認しつつも実施しましたが、今のところ通常どおりの状況で水利施設や水の量についての異常はなかったところでございます。

また、地区によっては避難訓練が実施されたということでもあり、防災についても考えていかなければならない季節と時期になったと思っているところでございます。

それでは早速質問に入りますが、今回の質問については墓地公園高才原の利用について、リチウムイオンの電池の回収について、そして防災・減災対策について通告していますのでよろしくお願いします。

最初の質問になりますけれども、墓地公園の利用についてになります。墓地公園高才原の利用状況はどうか、お聞きいたします。

あとの質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 墓地公園（墓苑高才原）の利用状況はとのご質問にお答えいたします。

墓地公園（墓苑高才原）につきましては、利用可能な 4 0 2 区画のうち現在 2 6 2 区画をご利用いただいております。昨年度令和 6 年度の状況といたしましては、新規の利用開始また区画の廃止、返還ともゼロ件でございました。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9 番 堀内 義郎君） 答弁がありましたけれども、4 0 2 に対して 2 6 2 の利用があるということで、約半分ちょっと利用があつて、まだ十分に空き状況があるんじゃないかと考えております。

次に、それを受けて次の質問になりますけれども、納骨堂組合における意見として今後、後継者や身寄りがなく管理が行き届かない墓地が増えるのではないかと聞くが、祭祀継承者の負担を減

らすために墓苑高才原に永代供養として合葬墓は考えられないかお聞きしますけども、納骨組合として納骨堂や霊園の管理についてになりますけども、町内にお住まいの方がお墓にお参りされるんですけども、中にはご両親や身寄りが健在されて墓参りされていたんだが、お亡くなりになられて後継者も身寄りもなく管理できなくなる墓苑が出てくる心配があるということをお聞きしているところでございます。

地域によっては納骨堂内で身寄りのない墓苑については合葬墓ができるというところもありますが、それ以外についてはお寺に預けようにも管理費が高くちゅうちょするようなことがありますして、そこでお聞きしますけども、祭祀継承者の負担を減らすために高才原墓苑に永代供養としての合葬墓は考えられないかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 永代供養としての合葬墓を考えられないかのご質問にお答えいたします。

墓の継承者が途絶えますと、墓や周囲が放置された状態になることや納骨堂を含め管理料などの負担金が収入できなくなる懸念、また広大な負担軽減を目的にお墓をしまいたいとお考えを伺う機会もあるところです。

町といたしましては、町民の皆様が安心できるような墓地行政を目指していく必要があると考えております。新しい安置の形態としてご質問の合葬墓、また、近年ではペットという、ともにいることのできる例など多岐にわたります。

在り方ありようについては、今後の状況も見ながら利用者や墓地、納骨堂の管理組合、また既に永代供養に携わっておられる寺社等のご意見も踏まえ、必要があれば慎重に検討してまいることといたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 将来を見据えて、ぜひ、検討していただきたいと思いますが、事例としてお隣の都城のことをいうのも何ですけども、上長飯の墓地公園で合葬墓を行っているということを確認しております。

これによると、使用者は掃除などの必要がなく、お墓を引き継ぐ人がいない場合でも合葬墓は市で管理されているということで、合葬墓に埋葬された焼骨は最長20年間は骨壺に治められた状態で保管されているということです。その後は焼骨を骨壺から取り出し、合葬墓内での焼骨と共同埋葬されるとあります。

市内に住所のある使用者は1体当たり使用料が11万円と適度な価格かと思いますが、町内のお寺で永代供養されているところもありますが、費用が結構高いということで数十万、それ

以上するかと思っております。

そういうことを受けて1か所の合葬墓をできないかということで、高才原のほうで納骨組合の総会の話の際にまた改めて話が出るんじゃないかと思っておりますので、それを受けて検討できる上は前向きに将来を、先ほど言いましたとおり対応をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次の質問になりますけれども、リチウムイオンの電池の回収についてになります。

環境省より、リチウムイオンの電池の相次ぐ火災や発火事故の発生により、回収を市町村に求める方針をまとめたことについて、本町の対応についてはどうなのかお聞きいたします。

モバイルバッテリーやスマートフォンなどに使われているリチウムイオン電池による火災や発火事故が相次ぐ中、環境省は、家庭から出される不用になった全てのリチウムイオン電池を市町村が回収するよう、新たな方針をまとめたと通知があったということを聞いております。

最初にごみ収集時の現状についてまずはお聞きしますけれども、ごみ収集時におけるごみ収集車の火災発生の現状はどうか、それからお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ごみ収集時におけるごみ収集車の火災発生の現状はどうかのご質問にお答えいたします。

町が担いますごみの運搬中の火災発生件数は、平成27年度から令和6年度の10年間で4件発生いたしております。出火の原因につきまして、ご質問のリチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品等が原因ではないかと思われるものが4件のうち2件となっております。

運搬時における火災事故はご家庭からごみを排出される際、出火の原因となり得るものを混入させてしまうことが要因の一つになります。したがって、事案があった場合には火災事故の未然防止を目的といたしまして、広報回覧などにより注意喚起を行うことといたしておるところです。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 10年間のうち4件発生してリチウムに起因するのが2件あるということで、リチウムイオンが原因で発火が今後も増えるんじゃないかと思っておりますけれども、この電池の回収についてになります。

次の質問ですけれども、携帯電話とかスマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこなど、コードレス掃除機などの小型家庭用電気機器に使用されるリチウムイオン電池は、最寄りの回収協力店で回収をお願いしますということが書いてあります。

リチウムイオン電池の回収についてですけれども、回収協力店で回収とあるが、具体的な対応

はどうしているのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） リチウム電池の回収について回収協力店での回収とあるが、具体的な対応はとのご質問にお答えいたします。

ご質問の回収協力店につきましては、利用者から排出される小型充電式電池について、これ进行处理する団体につなぐ回収場所となっており、どなたでも利用することが可能です。回収場所がより多く、また、身近にありますと排出の利便性が高くなり、火災事故の未然防止にもつながるものと考えますので、現在、町が協力主体となって役場庁舎及び一般廃棄物最終処分場の2か所で回収を行う予定で準備中でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 回収所で回収予定と言われるんですけども、これは一応無料で回収してもらえるということでよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 回収に当たって無料です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 次になりますけども、回収店でも協力、回収店でも回収ということで、いろいろリチウム電池については附属している電子機器がたくさんあるかと思いますが、これがどこにリチウムが使われているか、あるいは量販店で家電電器店で買ったときはいろいろこれがリチウムが使っている、あるいは回収はこうしてくれという説明があるかもしれませんが、今、ネットとかでよく購入できて、買ったのはいいが使えなくなったらどこに捨てようかということも問題になるかと思います。

それで手軽に、先ほどもあったかもしれませんが、ごみステーションとかにごみ回収ボックスの設置ができれば、手軽に火災発生の原因もなく手軽に捨てられるんじゃないかと思いますが、それについてはどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ごみステーションに回収ボックスの設置についてはどうかのご質問にお答えいたします。

回収場所が多くあることは、利便性が向上する点でメリットであると考えております。一方で、本年3月に発出をされました国の方針、ガイドラインによりますと、雨風にさらされない屋内に保管をすることや電極部を絶縁テープ等で絶縁処理した上で保管をすること、また保管環境に応

じて保管量の上限基準を策定することなど、留意点や基本的な考え方が示されております。

出火原因となり得る廃棄物になりますので、人の目や手による管理体制、また安全に保管できる方策の確保など一定程度の負担を要するため、現時点ではごみステーションにおいて回収を行うことは難しいところかと考えております。

現在準備中であります役場庁舎及び一般廃棄物最終処分場での回収協力を端緒といたしまして、利用数や運用面など開始後の状況を確認、検証しながら、必要な対応については検討を継続してまいることとしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） ごみステーションではなくて庁舎とか処分場で回収するというところでございますけども、これは広報というか、こういったことをやっていますよというのを、公式サイトあるいは来年のごみカレンダーですか、それにも庁舎とかごみステーションにリチウム電池については捨ててくださいというようなことを明記したほうがいいと思うんですが、このことについての広報についてはどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 広報体制についてお答えをいたします。

先ほど現在準備中と申し上げましたけれども、今、回収を行うに当たりまして、再利用につながる団体とのやり取り、事務準備、調整を今行っている最中になります。事務が固まりましたら、また広報等を努めてまいりたいと思います。

広報の内容についてなんですけれども、今議員おっしゃったように、電池やっぱり今多岐にわたってまして、非常に分かりづらかったり、また本体に組み込まれているようなケース、電池だけを取り外すことができる形態だったりといろんなものがあります。

やはり皆さんによくそのあたりご理解いただいて、回収に努めていくもの、それから廃棄に回すもの、そういったものの分別、細かいですのでぜひ分かりやすく広報を努めてまいりたいと思います。

それから、ごみカレンダーについては現在危険ごみということで、乾電池を例にご案内しているところです。年度途中の対応となりましたので、次年度以降のごみカレンダーについてまた検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） リチウム電池については、今たくさんの電気機器に使われているかと思うので、ごみカレンダーでも記載ができない場合はまたいろんな冊子とかを使って周

知徹底の、ごみ収集車の火災が起きないような工夫をしていただければ、庁舎で処分します、あるいは回収しますか処分場で回収していますというところをはっきりしてもらえれば、利用者についても今後火災発生の原因とかそういったことの対策になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問になりますけども、防災・減災についての質問になります。避難所の運営として国からの防災備品の導入費用を受け、不足する備品の点検と購入及び上下水道の耐震化についてお聞きいたします。

昨年11月にも、政府は災害時に設置する避難所の環境改善に向け、移動式のトイレやキッチンカーなどの防災備品の導入費用を補助する地方創生交付金を計上し、その一部が使えるような対象を拡大したとあります。本町において避難所の環境は万全といえるのかどうかについてお聞きしますけども、トイレの衛生についての点検やトイレカー、自己処理型水洗トイレの購入についてはどうかお聞きいたします。

以前、トイレトレーラーの購入について質問がなされましたけども、答弁としては、県内では延岡市が購入したようであるということ、本町としては元気の杜の東側マンホールを活用したトイレ専用テント5セット整備し、藤屋株式会社とレンタルなどの協定を締結していることで、現在は計画していないということであります。

今回はトイレトレーラーじゃなくてトイレカーですけども、トイレトレーラーとトイレカーについては、トイレトレーラーについては車で牽引して避難所なんか置きっぱなしなんですけども、トイレカーについては移動ができるということで軽トラとかに積んで必要に応じていろいろ移動ができるということでございますけども、そこで質問ですけども、トイレ衛生面についての点検やトイレカー、自己処理型水洗トイレの導入についてはどうなのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） トイレなど衛生面についての点検や、トイレカー、自己処理型水洗トイレの購入についてはどうかとの質問についてお答えします。

災害時、上下水道の断裂や停電により水洗トイレが使えなくなる状況の中でトイレを確保することは、被災者の健康や命に直結する重要な課題でございます。議員のご質問と重複する部分もありますが、お答えします。

現在、本町では災害用トイレに関するものとしまして、防災用の便座利用型簡易トイレ2万1,600回分の備蓄、また車中泊用で利用できる携帯トイレを168回分備蓄、元気の杜のマンホールトイレ5基を備蓄及び藤屋株式会社との災害発生時の資機材提供に関する協定による簡易トイレの設置提供がございます。

このため、トイレカーや自己処理型水洗トイレの整備につきましては、購入の緊急性や費用及

び維持管理等を含め、現在のところは計画はしていないところでございます。

しかし、議員ご質問のとおり、内閣府から新しい地域経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）が創設されております。この交付金は避難所の生活環境改善を積極的に進めることを目的としており、災害時の町民の安全・安心の確保に大きく寄与するものでありますので、本町としまして今後この交付金を活用することについて検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 前回の答弁でもトイレトレーラーとかは、今回もトイレカーについては、自己処理型水洗トイレについては購入は検討していないということ、購入しないということでもありますけども、トイレカーとしては先ほども言いましたトイレトレーラーとトイレカーはどう違うかということで、トイレカーについてはいろいろなメリットがございます。というのは設置が簡単ということであって、ドライバー１人でも移動が可能であるってこと、キャンピングカーのような外観と内部構造で内部を個室に分けることが可能ということで、いろんな災害時じゃなくてもイベントなんかでもこのトイレカーについてはちょっと利用できるんじゃないかなということで、今回は購入は検討しないということでございますけども、何どもまたいろいろ必要になれば再度検討のほうするあれをしてほしいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、次の質問になりますけども、炊き出しセット、プライバシーを確保する仕切りについてはどう考えるかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 炊き出しセット、プライバシーを確保する仕切りについてはどうかとの質問についてお答えいたします。

本町では現在、炊き出しセットの備蓄はございません。食料の調達につきましては避難所施設内にある既存の資材や各種災害協定で資材を調達することで、被災者の食生活を確保することが考えられます。

また、プライバシー確保の対策につきましては、現在、間仕切りテント１００張り、屋根付きテント１２張り、ワンタッチテント２５張りを備蓄しております。不足しているテント等の資機材につきましては、備蓄保管場所の確保を踏まえまして購入を検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 避難所運営におきまして、いろいろ炊き出しセットを含め、いろいろテントとか不足するものがちょっと出てくるんじゃないかと思っておりますので、この機会に、先ほども言いました地方創生交付金ですか、それを使えるのであれば再度使ってもらって避難所の

生活がよりよい、よりよいというのはあれですけども、少しでも快適になるような取組をしていただければいいかと思います。

次の質問になりますけども、避難所の運営を円滑にするために避難所初動運営キットというのがあるんですけども、それを設置すべきでないかお聞きしますけども、3月にも町内の防災士を対象にした研修が文化会館で行われました。

熊本大学の竹内教授による平成28年に発生した熊本地震の教訓を受け、避難所運営や防災士についての講演が行われ、特に避難所において運営を円滑に行うための道具として避難所初動運営キットがあるというものを紹介されました。

この道具があれば少しは負担が減るのではないかと思います、避難所の運営を円滑にするために避難所初動運営キットを設置すべきではないかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 各避難所の運営を円滑にするため、避難所初動運営キットを設置すべきではないかとの質問についてお答えいたします。

議員ご質問の避難所初動運営キットとは、令和7年3月8日に開催いたしました三股町防災士研修会にて、講師より紹介のあった商品と認識しております。本町では現在、一時避難所には防災資機材を保管するための保管庫を設置しており、避難所開設時には保管庫内にある資機材を使用することで、避難所従事職員が迅速に避難所を設置できるよう対応しています。

議員ご提案の運営キットをどのように管理運用するのかなど、有効な活用方法を踏まえた上で購入を検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 一応、資料を今回つけさせてもらいました。1枚刷りですけども、これが先ほど言いました防災士研修で熊本大学の竹内教授による示された資料ですけども、これについてちょっと説明したいと思いますけども、平成28年の熊本地震での避難所運営の反省から生まれたということでございます。

震度7の揺れに見舞われた平成28年の熊本地震では、多くの避難所で運営に関して様々な問題が発生したということで、このキットは避難所運営に携わった地震防災士や学校へのヒアリング調査を基に、避難所の開設と初期の運営に必要な最低限25点の道具をまとめたとあります。これを見ても女子トイレがあるんですけども、あと運営代表と、中には軍手とかビニールシートとかあるんですけども、もし大規模災害とかそういった近い災害で避難所に避難者が殺到したときは大抵みんなパニックになるかと思うんですけども、そのときに運営する防災士を含め地区の代表とかこういった運営キットを利用すれば、例えば腕章、運営代表が誰だということが

すぐに分かると思います。

また、女子トイレがここである、飲料水がここにありますが、というのを掲げてもらえば対応する担当者に一々聞かれなくてもこういった表示をすればすぐに対応できるんじゃないかということで、少しでも負担を和らげるんじゃないかと思っております。

1日に避難訓練があったと思うんですけども、避難訓練とか実施して、来られる方はほとんど決まっているんじゃないかと思っておりますけども、大規模とかなった場合は避難訓練をしない、いろんな人が来られるということでいろんなこういった開設は行政のほうがするんですが、運営についてはこういった表示があればすぐにここはこうありますよと、一々対応しなくてもできるんじゃないかと思いますので、負担を少しでも和らげるためにぜひ購入というか、設置のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

次の質問になりますけども、国土強靱化に伴う上下水道の耐震化についてはどうなのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 上下水道の耐震化についてはどうなのかとのご質問にお答えいたします。

上水道につきましては、基幹管路延長に対して耐震適合性のある管路延長の割合を示した耐震適合率が、本町は42.5%となっております。全国平均は42.3%で、ほぼ同程度となっております。なお、本県平均は30.3%となっております。国土強靱化年次計画2022にうたわれております2028年度末までの基幹管路の耐震適合率60%を念頭に進めてまいります。

公共下水道につきましては、整備が比較的近年であることから耐震適合率100%となっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 耐震適合率が町内においては42.5%、県平均が30.3%で、県の平均より高いということであります、聞くところです。60%に向けてぜひ進めていきたいということでありますので、その点はよろしくお願いいたしますと思います。

次の質問になりますけども、住宅の耐震化についてちょっとお聞きいたします。

耐震診断の受付を行っていない理由についてですけども、三股町の公式サイトホームページで本年の受付は現在行っておりませんと書かれておりました。事業再開したら案内しますと言われますけども、この件についてどういった理由があるのかちょっとお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 耐震診断の受付を行っていない理由はのご質問にお答えいたします。

本町における耐震診断の令和6年度の実績は5戸であり、令和7年度も同様に5戸の耐震診断を実施することとして国・県へ予算要望を行いました。配分額が要望額を下回ったことから予算に不足を生じ、現在耐震診断の受付を停止しております。

本町では木造住宅の耐震改修を推進しております。耐震診断は耐震改修の補助を受けるためにも必要な調査であることから、現在、県に対して追加の予算措置を要望しているところです。

未確定であります。今後、国・県からの予算措置の状況に応じて受付を開始したいと考えており、その際は町ホームページ等で周知させていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 県からの予算措置が行われないということで、ぜひ予算措置をしてもらうように、要望方県のほうによろしくをお願いします。

では、次の質問になりますけれども、耐震診断・改修の現状はどうかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 耐震診断・改修の現状はどうかのご質問についてお答えいたします。

本町では平成17年度から耐震診断を実施しており、令和6年度までの実績は128戸であります。耐震診断を行うかどうかは住宅の所有者個人の判断になりますので、年によって多い年、少ない年がありますが、年平均の診断戸数は約6戸であります。

また、耐震改修につきましては平成25年度から実施しており、令和6年度までの実績は28戸であります。こちらも耐震診断同様、実施については個人の判断になりますので年によってばらつきがありますが、年平均の改修戸数は約2戸となります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 改修においては個人の判断だということですが、傾向として高齢の世帯とか後継者がいない世帯などが診断はしたんだけど改修はちゅうちょするんじゃないかという傾向にあるかと思っております。こういった理由が分かればちょっとお聞きしたいんですけども、何か特別、改修まで至らない理由があればお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 診断を行っても改修まで至らない理由といたしまして、こちらで把握しているものにつきましては、やはり一棟丸ごと耐震補強すると大変費用がかかるといっ

たこと、あとは年齢的にその家に住み続ける期間と改修する費用、そちらを比べたときに、比較したときに改修を戸惑ってしまうというようなことはお聞きしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） やはり診断までしたんですが修理となると費用がかかるということとで戸惑うということであると思いますけども、次の質問になりますけども、これらのことを受けて耐震診断・改修の現状と高齢者世帯の耐震改修を促すために費用負担を軽減する選択肢として、リ・バース６０の推進は考えられないかお聞きしますけども、以前の質問において南海トラフ巨大地震の発生が去年指摘されました。

去年というか去年ちょっと地震があったんですけども、建物の耐震化はまさにスピード感を持って取り組む施策であるということで以前答弁を受けましたけども、木造住宅の耐震改修工事の実施については補助制度があるということで、居住者の意向による決定するものであるということで、町といたしましては個人の判断ということがありますけども、費用がかかるんじゃないかという答弁を受けまして、それを聞いて、費用を軽減するためにリ・バース６０というのがあると知ったんですけども、推進は考えられないかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 高齢者世帯の耐震改修を促すため、費用負担を軽減するためとしてリ・バース６０の推進は考えられないかのご質問についてお答えいたします。

リ・バース６０は主に６０歳以上の方が住宅等の担保評価額の５割、６割程度の融資を受け、生存中は毎月利息のみを支払い、死亡後に相続人が住宅を売却するなどして元金を支払うという趣旨の住宅ローンであり、住宅金融支援機構や一部の金融機関で取り扱われております。また同機構では、耐震改修を対象としたメニューも設定されているようであり、高齢者世帯における耐震改修資金調達方法の選択肢の一つと言えます。

しかしながら融資の利用については個人の判断でありますので、相談等があれば案内をいたしますが、町としてこの融資を推進するということは考えておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） このリ・バース６０という制度についてはいろいろ個人の判断になるかと思いますが、一応メリットの紹介として挙げてみると高齢者でも借入れができるということ、あと、返済が利息のみで月々の返済負担が小さい、あとのデメリットとしては融資限度額が小さい、元金が減らないなど、これについては一長一短とあると思いますので、あくまでもこれを利用するかについては個人の判断になるかと思いますが、もしまたそういった問合せ

があったらそういった制度があるということを知らせても、あとは個人の判断であるということでお知らせしてもらえばいいかと思います。

以上で質問を終わりますけども、最後に今回の防災・減災について質問をさせていただきました。これから梅雨本番となり大雨や台風などの災害の心配の季節を迎えますが、ちまたでは、ちょっとあれなんですけど、7月にも根拠のない予言がありまして変なうわさ話もあるようですけども、そういったことに惑わされないように、いま一度、備えあれば憂いなしの気持ちで取り組んでいければいいかと思っております。

以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

中原議員から写真撮影の許可申請がありましたので、中原議員の一般質問の間のみこれを許可しておりますことをご報告申し上げます。

発言順位4番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さんこんにちは。発言順位4番、中原美穂です。通告に従い質問させていただきます。

町長並びに執行部の皆様におかれましては、日頃より町政運営にご尽力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

本質問は、町民の不安や疑問を行政に届ける声の橋渡しとして、また三股町の持続可能なまちづくりを共に考えるための提案であります。

3月の一般質問、五本松交流拠点施設整備事業について質問を終えた後、私たちは田中議員と共に町民の皆さんへアンケート調査を実施いたしました。318名の回答をいただくことができ、町民全体を通して数%ですが町民一人一人の率直で真剣な声が数多く寄せられました。その内容については、資料を配付しておりますのでぜひご一読いただければと思います。

本日は、こうした町民の声と、今後のまちづくりの方向性を踏まえながら、五本松交流拠点施設整備事業について改めて質問をさせていただきます。

まず、現在の整備事業は都市再生整備計画事業として補助金も採択されており、PPP方式、指定管理者制度の導入により、着実に進められていることは承知しております。しかし町民の皆

さんからは、「庁舎は古くなっているのになぜ交流施設とは別に建てるのか」「どうせ建てるなら行政窓口も一緒にして利便性を高めたほうがいいのでは」「そもそも何のための施設なのかよく分からない」といった不安や疑問の声が多く寄せられています。

また、「三股町中心地ゾーン未来ビジョン」や「みまたんミライカイギ」など町がこれまで進めてきた町民参加のまちづくりの中でも、「町民と共に考える」「歩いて楽しいまち」「機能の集約と拠点化」がキーワードとして掲げられてきました。

これまでのことを踏まえたとき、現在の五本松整備構想と町民の実感そして将来の行財政の在り方との間に少しずつが生じてきているように感じています。

また、庁舎機能との一体化は今からでも検討できないのでしょうか。補助金制度や設計に対してある程度の柔軟性があるのであれば、行政窓口や町民課、税務課などの庁舎機能を含めた複合施設としての見直しの検討を行うことは今からでも遅くはないと私は考えます。

では、PPPによる五本松交流拠点施設整備事業における説明責任・管理体制・将来見通し・適正な運用。今後の体制整備についてお聞きします。

まず初めに、現行の五本松交流拠点施設整備計画について町の基本的な立ち位置を確認させていただきたいと思います。この計画は、五本松団地跡地という広大な敷地に大型の複合施設を整備し、交流、学び、子育て支援、健康づくり、食、防災といった多様な機能を集約させるという構想です。にぎわいの創出と同時に、防災拠点としての位置づけもされていることは承知しております。

しかしながら、私たち三股町が今直面している現実を見れば、急速な少子高齢化、人口減少、そして限られた財政基盤という非常に厳しい状況があることもまた事実です。先日実施した町民アンケートでは、「税金の無駄遣いにならないのか不安」「将来の維持管理費が町の大きな負担になるのではないか」「人口が減る中でこの規模の施設が本当に必要か疑問だ」といった声が数多く寄せられました。特に提供資料質問8、この施設の整備には現在約7億円、国と町の負担をはじめ、今後20億円以上の予算が見込まれています。また、維持管理には長期的な町の予算が必要になります。こうした点について、どのように感じられますかの質問に対しては、約40%の方が「維持費など将来の負担が心配である」と回答し、さらに「少子化を踏まえると慎重にすべき」との意見が30%を超えておりました。これは、決して軽視できる数字ではなく、町民の多くが計画を一度立ち止まって見直してほしいと感じている現れだと私は受け止めています。

また、「大型の箱物を造ることが目的化していないか」「将来空きスペースばかりになるのではないか」といった極めて現実的な懸念の声も寄せられております。

そこでお尋ねいたします。町はコンパクトシティの理念や財政の持続性といった観点から、現行の五本松交流拠点施設整備計画について、再評価、再整理を行う余地があるとお考えでしょう

か。

残りの質問は、質問席にて順次行っていきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） PPPによる五本松交流拠点施設整備事業における説明責任・管理体制・将来見通し・適正な運用。今後の体制整備についての1、コンパクトシティや財政の持続性を見据え、町として再評価・再整理の余地があるのかどうかとのご質問にお答えいたします。

コンパクトシティとは、生活利便性の維持向上を目的とし、居住や生活サービス機能を集積することとされております。平成30年に策定しました三股町都市計画マスタープランにおいて、コンパクトシティの考え方を取り入れ、拠点的な公共施設が高度に集積しているエリアを核となる三股の中心地ゾーンとして設定をいたしました。さらに、令和3年にはコンパクトなまちづくりを実現するためのアクションプランとして、三股町立地適正化計画を策定、中心地ゾーンは公共、民間合わせて生活利便性を高める都市機能が集積していることから、同一の区域を立地適正化における都市機能誘導区域に設定をいたしましたところでございます。

今申し上げましたように、都市計画的な考え方に基づいたコンパクトシティを実現するべく平成28年から令和2年までのおよそ5年間、自治公民館や商工会、建設業協会や都城高専など、また有識者などの皆様と検討を重ねてまいりました。検討を重ねて策定したところでございます。

次に、財政についての検討ですが、本事業の基本構想策定段階から強く意識し、策定方針の中では事業規模について3つの方針を策定いたしました。1つ目は、建設コストと維持管理コストを合わせた全体事業費を慎重に試算し、過度な財政負担が生じないよう身の丈にあった整備を行う。2つ目は、公共施設の統廃合を検討し、コスト削減も図られるよう事業を組み立てる。3つ目は、補助事業に関する情報を幅広く収集し、積極的に活用することで財源確保に努める。と定めたところでございます。

また基本計画では、トータルコストを抑える考え方を基に、整備費20億円程度を目安とすることも明記したところでございます。常に財政負担について強く意識し、その考え方を事業スキームに落とし込むことを検討してまいりました。これから募集する民間提案についても、提案価格の上限を設定し、整備費20億円程度の枠内に収めることとしております。コンパクトシティ並びに財政負担、ともに時間をかけ、慎重に検討を行ってきた上で、今日に至っておるところから再評価、再整備の考えは持っていないところでございます。

以上回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今、平成28年から令和2年5年間に考えられたということなん

ですが、何よりころころと内容が変わっていることに、私は疑問を感じております。そして、今のお話があった統廃合は、どこかの何の施設を統廃合されるのでしょうか。お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、平成28年から令和2年までのおよそ5年間の検討してきた、というふうに申し上げました。この間、実際に構想ができたのは平成30年でございまして、基本計画ができたのは令和3年度でございます。この間にいろいろ検討してきたということで、ころころ変わってきたという表現をされましたけれども、4つの機能が出てきたのは基本計画で初めて出てきた内容でございまして、それまでは様々な用途を検討してきたところでございます。ですので、この5年間の中で集大成として、令和3年の11月に基本計画を策定し、学び、子ども子育て、健康、買物と食、という4つの機能に集約をしました。それ以降、この基本計画にのっとった4つの機能、こちらに何ら変更はしていないというところでございます。

また、2つ目の、先ほどの策定方針の中で公共施設の統廃合を検討し、コスト削減も図れるよう事業を組み立てるという基本方針を策定し、検討を進めております。まずは、施設についてどこを廃止するのかということも含めて、こちらについてどこというところは、現在、東原児童館というところは明確に出ておりますが、まず現在は、機能として何が持っていけるのかということ。そしてまた、機能が動き出してきたときに、この施設はもう使う用途がないということでの統廃合は今後出てくると思いますが、現時点で、ここを廃止するということは明言していないというところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今回の整備では、建設費だけでも20億円を超える大規模な公共投資が見込まれており、それに加えて、長期にわたる維持管理費の負担も続いていくことになります。町民の皆さんからは、「その財源は本当に確保できるのか」「この施設に係る費用が既存施設の維持や教育、福祉予算を圧迫するのではないか」といった切実なご不安や疑問の声が多数寄せられています。こうした声を町としてどのように受け止め、そして将来をどのように見据えておられるのか、その考えを町民の皆さんに丁寧に伝えていただくことが今求められているのではないのでしょうか。

それでは、次の機能や規模の妥当性についてお伺いします。本事業では、交流機能に加え、子育て支援、健康づくり、そして買物・食の機能を複合的に導入しようとされています。構想そのものは意欲的で、多世代交流や地域経済の活性化にもつながる可能性を秘めていると私自身も考えております。

しかし一方で、現実として本町は今後さらに少子高齢化、人口減少が進行していきます。この

ような状況下で、どのくらいの町民がどのようにこの施設を実際に利用するのか、その具体的な数値や予測が、現時点で明示されていないのが実情です。実際に町民アンケートでは「人口が減っていく中で施設を造っても、活用されなくなるのではないか」「高齢者しか使わなくなったり、空きスペースが増えたりするのでは」「もっと具体的に何人が、どの時間帯に、どの施設を使う想定なのか示してほしい」といった声が多数寄せられました。利用予想の不透明さが町民の大きな不安の一つとなっていることは明らかです。

そこでお尋ねします。本町として将来の利用者数や人口動態の変化を見据えて、必要に応じて段階的に整備するステップ方式や、拡張縮小がしやすいスケーラブル設計の導入について、具体的に検討されたことはあるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 将来の利用予測・人口動態に応じた柔軟な設計・スケーラブルな整備（段階的整備等）の検討は行ったのかとのご質問にお答えをいたします。

本事業は、今後は人口が減少するという推計を踏まえ、人が住み続ける町にするため、住環境のよさや生活利便性の高さといった相対的魅力に加えて、三股で暮らしたいという絶対的魅力をつくることを狙いとしております。また、人口減少だけではなく、人口分布の適正化について意識をしており、中心地ゾーンが三股の暮らしのイメージを牽引することで、過密と過疎を防ぎ、バランスの取れた町の将来を実現することを目指しております。

利用予測につきまして、本事業は特定のターゲットを狙った施設整備事業ではないため、あまりなじまないと考えています。本事業のターゲットは、町民の暮らしとしています。暮らしを楽しもうとする人、暮らしに生きがいをつくろうとする人、そのような生き生きと暮らす人を増やすことが目的であります。つまり、需要予測を踏まえたニーズとサービスのマッチングというよりは、潜在需要の掘り起こし、人材発掘を行い、場づくりの担い手を増やすことが必要であると考えています。

例えば、需要調査の結果、まちづくりに関心のある人は少ないことが分かったから、要必要性は低いということではなく、まちづくりに関わることによって面白さ、楽しさ、やりがい、生きがいを見出す。少しずつファンが増え、やがて文化的に町のアイデンティティになるという姿を目指して取り組んでおります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 新しいところに人が来るという発想だと思うんですけども、今ある現状の場所はどうしていくのか、そこもしっかりと考えていただいて、町として、こうした町民の不安や疑念にどう答えるのか、その姿勢が今まさに問われていると私は思っています。未

来を見据えた柔軟な施設計画こそが、町民にとって安心して長く利用できる場所となるはずです。

ですが、新しいところを作ることによって、古い場所をどうしていかなければいけないかの維持もしっかりと考えていただきたいと思いますし、また、整備方針を真剣にご検討いただき、明確な説明と丁寧な情報公開をしていただければと思います。

では、次の質問に参ります。

五本松という立地の適正性についてお尋ねいたします。本事業では、五本松団地跡地を活用し、大規模な交流拠点施設を整備するという構想が進められております。町からの説明では、将来的なまちづくりの拠点に適している、中心市街地とは適正な距離があり防災拠点として有効である、といった評価がなされています。

しかし、実際に町民アンケートや自由記述には、次のような声が数多く寄せられております。「災害時に本当に避難拠点として機能するのが不安」「病院や学校が近くくない。高齢者や子育て世代にとっては使いづらい」など、立地の選定そのものに対する不安や疑問が非常に強く表れております。このような声を受け止めた上で、五本松という立地に、防災・交通・観光・医療・教育の観点からの適正配置であるとの判断根拠を示せるのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 五本松という立地に防災・交通・観光・医療・教育の観点から適正配置であるとの判断根拠を示せるかのご質問にお答えいたします。

立地を考える際に道路環境は極めて重要であると考えております。五本松団地跡地は、県道33号線梶山街道に接する土地で、都城方面から来ると中心地ゾーンの入り口に位置し、三股のイメージを印象づける玄関口としても適した立地であると捉えています。

防災の観点では、県道33号線は緊急輸送道路に指定されており、交流拠点が防災上の役割を担う上で適した立地と言えます。

交通の観点では、地域コミュニティバスくいまーる、宮崎交通の路線に接しているため、乗り入れなどの連携も視野に入れており、その他、部活動等の乗り合わせ場所としての利用も想定していることから、広い意味での交通結節機能を持たせる上では適した立地と言えます。

観光の観点では、都城方面からのゲート機能を発揮することで、交流拠点から町内各所にナビゲートするには適した地と言えます。

医療の観点では、健康増進という健康づくり機能を導入しますが、歩きたくなるまちづくりの取組とも連携しながら、歩く拠点として活用する上では県道の歩道が改良されること、近隣に公園、広場が多く立地していることなどから、こちらも適した立地と言えると考えております。

最後に教育の観点では、学び機能を導入いたします。小中学校、高校、大学等の通学路に接していて、アクセスしやすい位置にあり、子ども・若者の利用を促すには適した立地と考えており

ます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、次の質問に入ります。

町民参加のプロセスについてお尋ねいたします。

本事業、五本松交流拠点施設整備事業は、既に本議会でも議決を得て進行中であることは承知しております。しかし、現在の進捗状況を踏まえても、まだ施設の配置、規模、機能の詳細については確定しておらず、住民への共有や説明が十分に行き届いていないとの印象を、私は強く受けております。住民アンケートでも以下のような声が多く寄せられております。「説明会が１回だけでは理解できなかった」「多機能施設といっても中身のイメージが全くわからない」「町民の意見をもっと聞いて反映させてほしい」「ワークショップをもっと開いて、実際に図面や模型を見ながら話したい」「将来の利用者としてまったく実感が持てない」といった声がありました。このように、町民の多くが、本事業の具体的なイメージをつかみ切れていない状況にある中で、今後の設計段階で町民との対話をどのように担保していくのかは非常に重要なテーマだと考えます。

そこでお伺いいたします。可決されたとはいえ、具体的な配置、規模、機能が固まる前に町民への再意見聴取やワークショップの開催を検討すべきではないでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 可決されたとはいえ、具体的な配置、規模、機能が固まる前に、町民への再意見聴取やワークショップの開催を検討すべきではないかとのことご質問にお答えをいたします。

これまで行ってきたワークショップ等における町民の意見を十分に踏まえて、要求水準を定めています。

詳細について申し上げます、平成３０年度と令和元年度にニーズ把握のため町内の各種イベントにおいて、町民を対象にヒアリング調査を行い、５１１の回答をいただきました。

次に、町民とともに考える場として、町民ワークショップを全５回、延べ１２２名のご参加をいただき、必要な機能や機能配置の話合いを行いました。

また、令和３年１１月の基本計画策定後の令和４年６月にも、３日間の町民ワークショップを行い、延べ１００名を超えるご参加をいただき、暮らしの魅力を創出する４つの機能からイメージされる、複数の企画案などを話し合っていました。

さらに、先月に公表いたしました、設計業務に関する要求水準として、設計業者に町民の参加機会の確保を求めており、ここでも設計内容に町民の意見を反映する仕組みを取り入れることと

しています。

よって、町民への再意見聴取やワークショップの開催については検討していないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） ワークショップをした方だけは分かってますけれども、そうじゃない方がやっぱり大半多いのではないかと私は思って、この質問をさせていただいております。そしてこのような複合施設の整備には、住民一人一人がこれは自分たちの暮らしにどう役立つのか、どのように利用できるのかといった具体的な納得と、共感が必要不可欠です。町民の皆様の期待と不安が交差する中、丁寧で双方向的なプロセスこそが将来にわたって誇れる施設づくりにつながると私は信じております。どうか町として、このプロセスを大切にする姿勢を今回の設計段階でも明確にお示しいただきたいと感じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問に参ります。

次に、説明責任の在り方と情報公開の在り方について伺います。

五本松交流拠点施設整備事業は、単年度で解決するような短期の施策ではなく、建設から管理・運営までを含めて、本事業の財務構造や維持管理費を含めた長期的な支出見通しを町として事前に公表することはできないのでしょうか。可能であれば、どのタイミングでどの媒体、町広報ホームページで公表予定か、具体的にお示しください。

一方、もし現時点で公表が難しいという判断であれば、その理由についても事業者との協議中、入札等の影響があるなどの事情を含めて、明確にご説明いただきたいと思います。

次に、K P I 効果検証指標の設定の事前公表についてです。この施設が、投資に見合った成果を生むかどうか測定するためにも、効果指標の可視化が不可欠です。

例えば、年間利用者数の目標、年代別など、災害時の避難対応訓練回数や収容可能人数、テナント事業の収支、稼働率、町民満足度調査など、複数のK P I を明確に設定し、定期的に評価していく仕組みが求められると考えます。なぜ事前公開はできないのでしょうか。

町として、既に検討中のK P I があるのであれば、その具体的項目・目標値、評価スケジュールを示してください。まだ未確定である場合には、いつ頃までに策定、公表するのか、その見通しを明確にお示しください。

最後に、計画の全体像が十分に示されていない段階で、なぜ設計や事業者募集を先行して進めようとしているのでしょうか。本来、施設の理念、構成、収支構造、住民理解がある程度整ってから事業者を募集し、設計を進めるのが順序であると思います。順序を得ず、なぜ町は設計、事業者を先に選定し、内容を固めていくという方式をとっているのでしょうか。スケジュールありきなのでしょうか。制度上先に動かざるを得ない事情があるのでしょうか。基本構想の範囲内で

問題ないという判断であるのでしょうか。その背景と根拠を、できるだけ具体的にご説明いただければと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 説明責任を果たす上で、財務構造や維持管理費の長期見通しや効果指標（K P I）の事前公開はできないか、また、町が計画の全体像を示す前に設計や事業者の募集を先行しているのはなぜかとのご質問にお答えをいたします。

財務構造については、三股町中期財政計画に含まれており、短期的に一定程度の影響は当然あるものの、中長期的な計画では財政的に大きな影響を与えるものではないと整理されております。

また、維持管理費の見通しにつきまして、指定管理を行う令和10年度から5年間の費用を概算ではございますが、積算し財務負担行為の設定を本定例会におきまして、補正予算案として上程をさせていただいておりますので、お示しをさせていただいております。

また、K P Iにつきましては、都市再生整備計画において公共施設の施設稼働率や歩行者通行量、コミュニティバス利用者数などの指標を既に設定し、公表をしております。また、まちづくりの取組に対する評価指標を設定するため、令和6年度からインタビュー調査を行い、関係者の意識変化や行動変容について調査分析を現在行っているところです。

計画の全体像は、基本計画でお示しをしています。基本設計レベルのものについては、いわゆるモデルプラン、昨年3月にお示しをいたしましたけれども、そちらで公表をしております。また、先月公表いたしました、第六セクターによる三股町交流拠点施設整備事業、事業実施及び事業者募集等に関する方針において、第1段階、第2段階、第3段階に分けて具体的な施設のイメージを発表したところであります。なお、運営者や町民の意見を設計に取り入れることを重視していることから、性能発注に基づき、設計・施工・運営を包括的に発注する方式を採用しているところです。

繰り返しになりますが、先ほど要求水準では、設計事業者が町民の意見を反映するということが要求水準に入っておりますので、今から全く聞かないということではございません。今からさらに聞いて、その意見を基に設計を進めてください、という事業者を募集を現在したいと考えております。ですので、事業者募集が先行しているのではなく、行政が示す要求水準を事業者が読み解き、具体化するというやり方を採用しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 事業者がいなかった場合にはどうされるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今回の条例の制定と協定、議案第36号、37号で上程をさせ

ていただいております。また、今、説明申し上げたように債務負担行為、これが令和10年からの5年間の施設の運営費、これは第1段階のみの債務負担行為になりますが、こちらのほうを上程させていただいております。まず、こちらが可決いただいた後に、ようやく正式な募集が開始をされます。そして、募集が開始されまして、今から事業者の企画提案をいただき、優先交渉権者を決めていくということになりますが、応募する事業者がいなかったらどうするかということになりますと、締切りまでに来なかったときに、どのようなところが事業者さんの提案がいただけなかったのかということをしつかり協議をして、再度検討していくことになるのかなと、今のところ考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 令和10年からの債務負担金はお幾らですか。幾ら想定しているんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今回の令和7年度の一般会計補正予算におきまして、5ページになりますけれども、第2表債務負担行為補正ということで令和10年から14年までの5年間、1億3,559万5,000円でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今後、住民説明資料にKPIと財務見通しの図面化して、明示することの義務化をしていただければと私は思っておりますし、説明責任と情報公開を伴わなければ、どんなに立派な設計や建設でも町民にとっては他人事で終わってしまいます。ぜひ、こうした町民の声に切実に受け止め、向き合いながら開かれた行政運営を行っていただきたいと心からお願い申し上げます。

では、次の質問に参ります。

本事業に係る財政負担について、町民の間では非常に高い関心と不安が寄せられております。

まず建設費、整備費、外構費、設計管理費などを合わせたイニシャルコストだけでも、今後物価高騰でおおむね、20億以上は、20億から30億規模と見込まれると思います。さらに、維持管理費を含むランニングコストは、先ほど5年間で1億と言いましたが、もっとかかるんじゃないかと私は思っておりますし、30年間のスパンで見ると、総事業費はもっと30億から50億円規模に膨らむと考えるのではないのでしょうか。アンケート自由記述欄にも、「20億円以上の追加負担は重過ぎる」「年金生活の中でこれ以上税負担が増えることは避けてほしい」という切実な声が多数見られました。

そこでお尋ねいたします。本事業の30年スパンでの財政影響イニシャルランニングの見通し、町の総合計画の整合性についてお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 本事業の30年スパンでの財政影響、維持管理費の見通し、及び町の総合計画との整合性についてお答えいたします。

五本松交流拠点施設整備事業に係る30年スパンにつきましては、先ほども出てまいりましたが、今回提案しております議案第38号の補正予算の債務負担行為補正、ここに交流拠点施設指定管理事業ということで、5年間で1億3,559万5,000円が計上しているところでございます。こちらをランニングコストの参考とするならば、年間約2,800万円、30年で8億4,000万円となります。

また、イニシャルコストとなる設計建設費が、現段階で約20億となっておりますので、修繕改修費を考慮せず、30年間で28億4,000万円の見通しとなります。

町の総合計画との整合性のご質問でございますけれども、公共施設等の維持管理費に関する事項につきましては、公共施設等総合管理計画に記されており、計画では既存の公共施設の場合、年7億7,000万円程度となっております。本事業によるランニングコストが加わることで、年間約8億円程度になるものと推測されますけれども、令和9年度に第2期の公共施設等総合管理計画を策定する予定でございますので、その中においては、修繕費、改修費等を含めてより具体化されるものと考えているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 本事業は、三股町の将来にわたり長期的な財政影響を与える可能性がある重要な投資であるからこそ、町民一人一人が本当に必要な施設なのか、町の将来像に合致しているのかを判断できるだけの材料が必要です。計画の正当性や、持続可能性を町民に納得してもらうためには、財政見通しとまちづくり方針との整合性を数値や戦略とともに丁寧に示すことが不可欠です。どうか町民の目線に立ち、将来世代にも責任を持てる説明をお願い申し上げます。

では、次の質問に参ります。

本事業においては、現在、都市再生整備計画事業の補助制度が採択されており、設計、建設、運営を一体化したDBO方式の導入が進められております。一方で、町民からは「庁舎機能を一部移して、補助をもっと有効に使えないのか」「そもそも庁舎との一体整備を補助対象にできるのではないか」といった意見や疑問が多く寄せられています。実際にアンケートでも「別棟で立てるより一体型のほうがコスト面でも現実的」「ほかの市町村では庁舎を含んだ施設で補助を受

けている例もあるのでは」といった指摘が見受けられました。

そこでお尋ねします。

現在採択されている補助制度において、庁舎機能の一部導入が制度上あるいは実務上可能なのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現在採択されている補助制度において、庁舎機能の一部導入が制度上あるいは実務上可能かとのことご質問にお答えをいたします。

補助事業上では、市町村が基礎的行政サービスを提供するための庁舎などは対象外となっております。役場庁舎は構造上、鉄筋コンクリート造りであり、躯体の建築物は標準で60年間使用することとし、躯体の健全性調査結果が良好な場合には、80年以上使用することとしております。

よって、建て替え時期としては、昭和46年建築の本庁舎は、単純計算ですけれども、令和33年。また、平成3年建築の役場新庁舎は、令和53年が建て替えの時期となり、当面建て替えの予定はないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、計画がないということであれば、例えば地震とか来た場合には、もしここが実務可能できない場合は、どこで皆さんは防災のときに、町民に対してされるのでしょうかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 本庁舎の代替の防災拠点についてお答えいたします。

防災拠点といたしましては、総合文化センターのほうを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 文化センターでその機能は果たせるのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

文化ホールのほうには、代替のコンピューター系のサーバー等も用意してございますので、そういった機能を活用しまして、防災拠点の代替施設として活用できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

現在、五本松に整備予定されている交流拠点施設は、町民交流の場や子育て支援、保険相談、マルシェ機能など多様な機能を持つ複合施設として構想が進められていると伺っております。私たちが実施した町民アンケートでも、「子育て支援や保険、社会福祉協議会など合わせて、行政窓口も1か所に集約してほしい」「複数の施設を行ったり来たりするのが大変だ」「高齢者や障がいのある方、小さなお子さん連れの家庭にとっては移動が大きな負担だ」といった非常に切実な声が数多く寄せられました。こうした町民の実感に対して、町としてどのように応えていくのか。今まさに問われると感じております。

そこでお尋ねします。

現在の設計計画を生かした上で、行政窓口を含む庁舎機能と複合型施設への転換が検討可能なのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現在の設計を生かしつつ、行政窓口などを含む複合施設への転換が検討可能かとのこと質問についてお答えいたします。

先ほど答弁で述べましたように、庁舎機能は現在のところ検討してございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 交流拠点施設は町の未来の象徴的な公共空間であり、機能面、経済面、心理面いずれを取っても、分けるよりまとめるほうが合理的という判断が成り立つならば、いま一度立ち止まって検討することは決して遅過ぎることではないと思いますので、どうぞご検討をお願いします。

では、次の質問に参ります。

五本松交流拠点施設整備事業は、現在基本設計を終え、いよいよ実施設計段階に入ろうとしていると伺っております。そうした中、町民アンケートでは「庁舎機能と交流機能を一体化すれば光熱費や維持管理費の削減につながるのではないか」「職員間の連携がスムーズになり、事務の効率化が図れる」「住民が複数の窓口を一度に回れるようになり、利便性が大きく向上する」といった非常に具体的な意見が多数寄せられています。

特に、質問6、質問10において、「一体化による効果をなぜ検証しないのか」「検証の上でベストな配置を選ぶべきだ」というご指摘が目立ちました。

そこで以下の観点から町の考えをお伺いしたいと思います。

第一に、運営効率の向上についてです。一体型施設とすることで、光熱費や警備清掃等の委託費、整備補修管理費などが一元化され、ランニングコストの削減が期待されます。例えば、複数棟にわたる管理よりも、一棟に統合したほうがエネルギー効果や契約単位の集約が可能となり、

管理コストが10から20縮減されるという報告も他自治体にはございます。本庁としては、このような一体型施設にすることで得られる運営面の数値的効果について、シミュレーションや費用対効果の比較検証を実施されたのでしょうか。

第二に、職員の動線と業務効率についてです。複数の庁舎や拠点に分散して配置されてしまえば、職員同士の連携に時間的、人的ロスが生じます。とりわけ高齢化社会では福祉課、町民課、税務課の連携や、子育て支援と保険業務の連携といったクロスセクションの対応が求められる場面が多くあると予想されます。同一棟内に業務が集約されていることにより、職員間の連携がどれだけ迅速になるのか、事務処理にかかる時間や残業時間の削減効果などの定量的な検討が行われているのか。

第三に、住民利便性の最大化についてです。複数の施設に分散している場合、例えば高齢者が証明書を取りに役場に行き、その後、子や孫の保育支援で別施設に移動、健康相談でまた別の庁舎へ行かなければならないという事例が実際にあると聞いております。一体化されていれば、徒歩数分の移動で、複数の行政サービスを完結できるワンストップ化が可能となり、時間的、心理的な負担が大きく軽減されます。こうした住民目線の動線について、モデルケースやユーザー視点のシミュレーションなどを活用した検証を今後実施、設計段階で行うご予定はあるのか。

以上を踏まえて、改めてお伺いします。最終設計段階において、庁舎機能と交流機能を一体化することによる運営効率の向上、職員動線の最適化、住民利便性の最大化について、数値的な検証も含めて、再度見直す考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今後、最終設計段階で一本化による運営効率、職員動線・住民利便の最大化に向けた再検討を行う考えはあるかとのことご質問にお答えいたします。

ご質問の中で、基本設計を終え実施設計へ、というお言葉があったかと思いますが、まだ基本設計は出来上がっておりません。

現在、募集に関する資料を先月23日金曜日に公表を行いまして、本議会で条例、協定及び予算が可決をいただいたあかつきに、正式な募集を開始し、その募集で応募してくださった方の中で企画提案で優先交渉権者を決めます。そして設計建設のデザインビルド、ここで契約を結ぶわけですが、ここで契約を結んだ相手方と、第一段階、第二段階に関する基本設計をつくってもらうことにしておりますので、基本設計は今からです。

そして、第一段階の実施設計もこのデザインビルドで契約をしたところにつくってもらう予定ですので、今後最終設計段階というふうに書いていただきましたけれども、まだ基本設計すら始まっていないというのが実情でございます。

そして、こちらのご質問につきましては、運営効率また職員動線等ございますけれども、現在

のところ庁舎機能との複合化は検討しておりませんので、こちらの再検討を行う考えは現在のところはないということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 質問があと２つありますが、本質問を通じて町長自身のお考えとともに、町民と向き合うまちづくりの未来像について、ぜひお聞かせください。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 中原議員が根拠にされているこのアンケート調査、全部読ませていただきました。三股町の庁舎と多機能施設に関するアンケートとの表題から、庁舎に関するご意見が多数見受けられました。町では五本松団地の跡地に庁舎機能の移転については、これまでも何回とお話ししておりますけれども、考えていないというふうに申し上げているところでございますが、アンケートのいろんなご意見がございます。これについては、まちづくりの参考にさせていただきたいなというふうに思っております。

基本的な考え方なんです。まず町ではですね、まちづくりに１か所に機能集中すると言われるような、役場も全部、一体的にやっていく。そしてこの交流拠点施設と一体的にやっていく。そういう１か所だけが、にぎわいを持つと、そういう考え方は持っておりません。そういう点でのですね、発信の仕方というんじゃなくて、面とかエリアとして考えておりまして、役場、三股駅、そして五本松団地跡地、そして元気の杜、文化会館等のエリアをコンパクトシティとしての中心市街地として捉えまして、これらを遊歩道とか公園などと有機的に結びつけることによって、回遊性を目指す。そういうことから、町の活性化、魅力を図るという考え方に至っております。

先ほどから、庁舎のことを言われますけれども、田中議員のこの説明資料、要求資料から、庁舎を建て替えた場合どの程度費用がかかるのか、その点でございますけれども、現在この役場庁舎は４，５４７平米でございます。それに中央公民館、消防本部の車庫、合わせると６，６３３平米くらいになります。それを建て替えた場合は、平米単価、これは宮崎市が計画しております建築費用の平米単価でございますけれども、単純に掛けますと５４億約４，０００万、５４億４，０００万かかります。

そして今言われたように、市のほうですね。市のほうまでまとめていると、まだまだ費用がかかるのかなという感じがいたします。そういう意味合いから、役場とそしてそれぞれの施設との有機的な連携を持つという意味合いで、１か所にまとめて活性化を図るという考え方でこの計画は作っていないということは、まずご理解いただきたいなというふうに思います。

アンケートの中で、交流拠点施設に関わる説明不足、これがよく取り上げられておりましたけれども、これは反省しなければならないというふうに考えています。今後は、地区座談会や広報

みまたとか、いろんな場を通じながら、また公式LINEなどを通じながら、広報周知に努めて
いて、理解を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、この中に時間がかかり過ぎるとか、決断が遅過ぎるというような声もございました。そ
ういうことから、予定しているスケジュールどおりに、しっかりと事業を進めてまいりたいとい
うふうに考えているところでございます。

この前、この医師会病院の増設がございました。こちらは最近の建設コストでございますけれ
ども、3,000平米で30億でございました。これは建物だけです。それ以外に資材関係が
17億かかりました。単純に計算しますと、平米単位100万ということです。病院ですから、
この庁舎とは違うでしょうけれども、今はそのようなコストになっているということで、庁舎を
建て替えると、60、70億かかるんじゃないかなというふうに感じます。

ですから、今回のこの20億とありますけれども、できるだけここはね、今、町のほうで考え
ているのは平米単価65万でございますけれども、そのあたりのことも財源的なものを考えなが
ら、国のほうの補助事業等と掴みながら取り組んでいきたいというふうに思います。庁舎につい
ては補助事業はございませんので、そこはご理解いただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 時間が来ました。

1人当たり50分以内ということですので、残りについては発言人順位1番の楠原議員の質問
の後にしていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、15時30分まで休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位1番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 午前中、最後の答弁いただいたところで、平成17年から町民向
けの史跡巡りとかそういうものを実施してきたという回答でしたけれども、その一つがこれなん
で、第1回三股町史跡巡りというこのパンフレット。すごく立派なものが出来上がっております。
これを第2回目があったのかというのを、以前に質問しておりますけれども、ありませんという回
答をいただいているんですが、もったいないんですよ、これが。こういうものをまめに、せつ
かく作った資料があるんですから、毎回同じ方が史跡巡りに参加されることもあるかもしれま
せんけれども、1回につき20名とか、30名で十分だと思いますけれども、そういうあるものを

使う、新たにやるのではなくて、そういうのを欲しいと思っています。

実際、今までの説明会では、不十分だからずっと言っているんです。ぜひ、このまちづくりのために、三股という町はどんなところなのかということを、一人でも多くの方に現地に行って、そして知ってもらおうという機会をつくっていただきたいと、切にお願いいたします。

その次ですけれども、私が作りました資料の3をご覧くださいと思います。

平成14年2月10日、三股町立文化会館での八巻孝夫先生の講演記録が、このふるさとみまた第20号記念増大号、この中にありました。

その中から抜粋してここに書いております。八巻孝夫先生は、中世城郭研究家としては、高名な方でありまして、南九州のほかの山城の縄張図等の作成もされております。

そのふるさとみまたの中では、まず、「八巻孝夫でございます。今日は南九州の名城、梶山城ということで話をさせていただき、今に立派に残る梶山城の歴史的価値や保存の必要性を述べたいと思います」ということで始まって、1、2、3、4として具体的な説明があり、そしてその後、「以上、主要な遺構を図面を基に紹介しました」と始まって、とにかく立派な城であるとか、すばらしい城であるとか、そういうことがこの専門家の八巻先生が述べられているんです。

最後、下から3行目のところですけども、「くるわ部分を全て壊してグラウンドにしてしまった残念な飢肥城を見るにつけ、あのようにならないようにしてほしい」というような表現があります。飢肥城となると宮崎を代表する観光地の一つとして有名ですけども、この中世城郭研究という面から見たら、残念な城であるという評価なんです。そうならないようにという切なるお願いが、この本の中には書いてありまして、私もこの内容をいろんなところで紹介しております。

しかし、私一人が、一個人が行うようなことは、本当に微々たる動きなんです。町として、この文化財を通したまちづくりとして、行っていただきたいと思うわけですけども、今までのところ、この八巻先生の講演記録を活用してきたことがあったのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 今、議員がお話しいただきましたとおり、この講演の記録というのは、ふるさとみまた第20号に書かれております。

この講演記録をどのように活用したかにつきましてですけども、23年前の講演であるため、具体的な活用状況の確認は難しいですけども、講演後、梶山城跡の地形測量図の作成、古文書や古い絵図の調査などを行い、国指定文化財に向けて取り組んでいるところでありまして、保存に向けた機運が高まったというふうに考えております。

梶山城跡が国指定文化財に指定されますと、当然、まちづくりに寄与できるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 今の答弁、ちょっとおかしいんですね。

講演の中で縄張図のことがもう説明されているんです。その時点ではもう作られているんです。今、この後と言われましたから、それは間違いだと私は指摘したいと思います。

平成１４年のことですから、かなり昔ですけれども、多分これを使った説明というのは行われてきていないんじゃないかなと思います。実際に、その後の平成２０年の三股町史跡巡りこの中におきましても、巡ったところが山王原、稲荷神社、それから椎八重公園、長田峡、御崎神社というところになっています。入っていないです。

したがってその後、記録にないということですけども、使われていないんじゃないかなと思っています。もしあったらと思って伺ったところなんですけども。

この記録なんというのは、非常に私は町としてぜいたくな内容だと思うんです。ぜひ生かすような方向で考えていただきたいと思います。

また、この八巻孝夫先生というのは調べてみますと、関東一円のほうの山城中世城郭の研究が中心だと調べると出てきました。しかし、どのような経緯で本町に来られて、梶山城を調査していただけたのか、ちょっと知りたいなと思うんですけれども。一度、つながりができているわけですので、再度本町に来ていただいて、講演をしていただくわけにはいかないものでしょうか。できるのであればぜひお願いしたいと思っております。

先日の地方創生講演会で講演されました、地域ならではのものを大切にした次世代につなぐ地域づくりの一つとして、交流人口、関係人口を拡大していくための方策は、考えられないかについて伺っていきます。

まず、梶山城、勝岡城、樺山城関係しますけれども、梶山城、勝岡城と同時期の山城が、この都城盆地を囲むように１２あります。全部外の城、外城という呼び方をするようなんですけれども、現在梶山城はご存じのように、立入りができない状況にありますけれども、それでも各地から、町内外、町外のほとんどですけれども、訪れる方がかなりの数いらっしゃいます。ここからは入れないんですかと残念がる方もいらっしゃいます。

その梶山城に今まで登っていたところに、指定文化財である大昌寺の跡があるんですけれども、３日前、きれいに草を刈っていただいて、本当にすっきりとした状況ですけども、梶山城のこれまでの城主とか、大昌寺のお坊さんの墓と言われるものが奥のほうにあるんですけれども、それをきれいに見ることができます。

その同時期の山城が、宮崎、鹿児島、この南九州に１００以上あるんです。１１０くらいあります。

それを巡るグループというのが意外と多くいらっしゃるんです。私はその方々を何回となく案

内したことがこれまであるんですが、そういう山城を持つ自治体、都城はもちろんですけども、曾於市、それから遠く行けば知覧とかですね。そういうところとの協働した動き、言えば山城サミットのようなことは考えられないものでしょうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 南九州にある山城を持つ自治体、特に十二外城のある自治体と共同した動きは考えられないか。そのご質問についてお答えいたします。

都城を中心といたしました十二外城につきましては、都城に7つ、そして三股町に先ほど議員がお話いただきました勝岡城と梶山城、そして曾於市に3の外城があるということについては把握しております。

こちらの文化財として、今後協働した動きということですけども、まず考えられますのは、合同調査につきましては、実施することは考えられるというふうに担当のほうから聞いております。ただし、交流人口、関係人口の拡大に向けての協働の動きというもののについては、今後の課題であるものと考えております。といいますのも、都城市、そして曾於市と一体的に、やっぱりこれについては考えていくということでありますので、現時点ではそのように考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 都城のほうでは、南九州文化研究会、それから都城史談会、この2つのグループがあるわけですけども、三股の場合には、郷土史研究会が今休むという状況なんです。

その2つの団体で、この十二外城を巡る巡見というのは、意外と何回も行われているんです。そういうのも一つ参考にさせていただくと、合同調査よりもこの山城サミットのようなほうを音頭取るのほうの方が簡単ではないかなと私は思っていますけれども、今後考えていただきたいと思います。

その次ですけども、ジャンカン馬、太郎踊り、棒踊りなど、同様の民俗芸能を持つ自治体との合同祭みたいなものは開催できないかという質問をしていますが、ご存じのように、5月7日の宮崎日日新聞のくろしおの欄が、全てジャンカン馬だったんです。

こういう例というのは、私は一つのテーマで全部が郷土芸能というのは記憶にないんですけども、非常にこれは誇らしく思いました。

それ以外でも太郎踊りも似たような、私はあちこちでよく言うんですけど、農村オペラですよ。何言っているかわからんような、非常にユーモラスで、そういうのがほかにもほぼ同じようなものがあるんです。そういうものが一緒に比較できるようなところでもって合同の祭りが考えられんもんだろうか。これもなかなか簡単にはいかないと思うんですけども。

それを本町が中心となって開催するというようなことは、考えられないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） ジャンカン馬、太郎踊り、棒踊りなどの同様の民族芸能を持つ、他自治体との合同祭の可能性は考えられないかとのご質問についてお答えいたします。

昨年4月10日ですが、町内13の郷土芸能保存会を対象に協議を持ちました。

この日は8団体の会長が集まっていたきまして、協議の場を設けたところでございます。その場におきまして、各組織の現状や課題につきまして話し合いました。

その中で、次のような問題が報告されております。

祭りやイベント出演時の費用負担、例えば踊り子あるいは山手のほうとか、いろいろあるわけですが、そういった方々への食料費そして手当、まずこれが一番大きいですが、次に、郷土芸能によってはクリーニング代が必要なところもあります。そういったところで、非常に経費がかかるということ。そして、踊り手の確保が以前より厳しくなっている。一部は高齢化、いろんな理由で休止しているところもございます。もちろん、会の高齢化が進んでいるということなどたくさん問題、課題がそこで報告されました。

こういった問題を考えますと、現時点でなかなかそういった問題を解消するということも含めまして、厳しいのではないかと考えております。

ですから、合同祭の開催は、現時点で私どもとしては難しいというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 予想どおりの答弁です。

前回いただきました郷土芸能保存会活動補助金申請意向調査というのを見ますと、田上郷土芸能保存会から蓼池郷土芸能保存会、この2つが休会となっています。

このまましていくと、ほかのもどんどん休会となって、なくなる可能性があると思うんです。今あるときに、ある段階で指定文化財としておくということも、先ほどから言っていますように、郷土の誇り、我が町の誇りとして、町は認めているという形につながるのではないかと思います。

後継者が少なくなっていく、これは何につけても同じことが言えると思うんですが、だからそれが原因となって、協働の祭りをしない方向に動いていくというのも、いかななものかなと思うんですけれども。

できましたら、せっかくある郷土芸能、こういう小さな町に種類の違う棒踊りが何ぽかある。歌の歌詞が違いますよね。そういうのを一堂に会して見る。そしてほかの地域、棒踊りは南九州全域にありますね。そういうところから、これも棒踊りサミットみたいな形でもって、起源は大体同じことが調べてみますと言われます。朝鮮出兵を起源としているというのはあるわけですが

れども。そういうものを一堂に会するような機会があればなと思うんですけれども。

先ほどの新聞、くろしおの欄にも言いましたけれども、あの中に三股町の指定無形民俗文化財のジャンカン馬とか、その一つあることによって、三股の誇りという気持ちがより強くなるんじゃないかなと痛切に感じた次第です。何かもったいないなと思うんです。三股は指定までの段階にない。これまでこれに同じことを何回も聞いてますけれども、今までのところ指定につきまして、考えていないという答弁はありません。

だから、何らかの早めの動きを期待しているんですけれども、先々月の3月定例会では、指定基準にのっとって、順次行っていく考えですとの回答がありました。その考えがいつ動きとなって現れるのでしょうか。太郎踊りや棒踊りなどを含めて、指定文化財化への動きはどのようなになっているのでしょうか、動き出しているのでしょうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 昨年、4月10日に開催しました保存会の会長に集まってお話しして、いろいろなお話しました。このときに、指定文化財につきまして、いろいろ条件なり、いろいろなものをお示ししまして、そしてそこに興味を示した団体が1つございました。ほかのところは、やっぱりこの条件を聞いて、非常に厳しいという判断をしたというふうに、私は認識しております。

そして、またこれまでの答弁でも、再三ご説明いたしておりますが、この無形民俗文化財の指定基準であるには、次の要件を満たすことが、ということで、非常に3つの条件があるわけですが、困難であるというふうに認識しております。

まず1つ目が、芸能の発生または成立を示す資料が不足している。

2番目に、芸能の変遷の過程を示す明確な記録がない。

3つ目に、地域的特色を示す十分な根拠がないことなどです。

また、文化財を保有する郷土芸能保存会から、指定に関する要望というものが現在ございません。郷土芸能の歴史を記した資料も現時点では見つかっておりません。

そういったところも含めまして、担当部局といたしましては、この指定文化財ということもななんですけれども、まずは今先ほど、田上そして蓼池、こちらが俵踊りが、今休止状態であるということです。

それらの問題、なぜそうなったのかということ。当然こちらにつきましては、踊り手がいなくて、あるいは高齢化とか、いろんな問題があるかと思います。そういった問題をいろいろお聞きしながら、この保存継承に向けた取組については続けていきたい。つまり、13ある全ての保存会が継続的に存続する、そして地域でそういった祭りにおいて披露していただくということは、地域の活性化につながるというふうに認識しておりますので、今後は我々も継承に向けた取組を

進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） これまでも何回も何回も同じことを言っているわけですがけれども、ほかの自治体の指定文化財見ますと、はっきりと根拠が示されていないものもたくさんあります。それ、よくお分かりだと思います。

例えば、宮村の太鼓踊りですか、同じものが都城あります。都城の指定文化財になっているんです。根拠は同じなんです。けど、なぜ三股ができないのか、その根拠が本当に必要なのかどうなのか。そこをもっと精査していただいて、三股の誇りとなるもの、個人の感情の差というものもあるんでしょうけれども、自治体が認めるか、認めないか、これが指定であるか、ないか、この違いになると思うんです。

別に、指定することによって、特別保存会には助成金も今行っているわけでしょうから、特別大きな予算が必要となるわけではない。ただ、指定に向けての職員の手間が増えるということはあるかもしれませんが、先ほど言われた要件がないというのは、絶対的な条件ではないと、私はほかの自治体の状況を見て判断できると思うんです。もう一度、考えていただいて、何回も言いますが、県内２６市町村で指定文化財５つしかないという現実なんです。これをもうちょっと考えていただいて、文教三股らしいような数に上げるような努力というものはしていただきたい、していたかなだければいけないんじゃないかなと思うんですけれども、もう一度伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 例えば、ある、どことは言いませんけども、棒踊り保存会においては、３つの地域の踊りが一緒になったという経緯がございます。その踊りというのが、今から４０年くらい前、それぞれの地域にあった。これがやっぱりいろんな後継者がいないとか、あるいは地域としても一つにしようじゃないかという動きの中で、一つになったという地域がございました。

こういった踊りにつきましては、当然３つの地域をミックスさせたということから、内容も変わっていますし、あるいは踊り場所によってバージョンが違ふというようなこともあります。

そういったところも踏まえて、果たしてどれをその地域の踊りとして認めていくのかということなど、いろんな課題があります。また、一旦これを認めますと、例えば、踊りを少しスタイルを変えとか、あるいは歌を変えとか、というようなときに、それをまた届出しないといけないということもあります。

そういったお話もさせていただく中に、ちょっと厳しいということも一部ありましたので、ま

たやらないというわけではないんですけども、そういったことも、しっかりその保存会を受け止めていただきながら、そういった厳しい条件も一部であるということも、了解していただきながら、これについては進めていくというのが正しいんじゃないかというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 棒踊りは置いておいて、太郎踊りとジャンカン馬は、今の範囲には入らないと理解しましたので、指定化への動きを進めていただくことは可能でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） これも太郎踊りにつきまして、いろいろお話聞きました。

実は、今、子供たちへの継承ということで、その歌の歌詞が、非常に分かりづらいということで、一部歌詞を少し分かりやすいように変えた。ですから、子供たちが踊る歌と、そして大人が踊る歌というのが若干違うということもあります。

そういった意味で進化を遂げていくということも、一部ありますので、またそういったところも、太郎踊り、あくまでも太郎踊りしか聞いておりませんが、その保存会の会長に聞いたら、そういうふうに少しずつ、こう変えていっているんだということもありましたので、ただ大太鼓踊り、宮村についてはちょっと私も直接聞いておりませんのでお答えできませんが、そういった課題といいますか、進化を遂げている部分もあるということもありますので、ちょっとそこあたりも、十分踏まえながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

○議員（８番 楠原 更三君） できないということはないというふうに答えていただいたと理解して質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ４時１０分まで休憩いたします。

午後３時５７分休憩

午後４時１０分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、質疑本会議を再開します。

発言順位４番、中原議員の残りの一般質問を行います。中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 質問１０に行きます。

庁舎機能と交流機能を別々に整備した場合と一体型施設で整備した場合のインシヤルコスト及び維持管理コストの比較分析は行われたのでしょうか。

仮に、別棟整備をした場合には、それぞれに係る建設費、外構、駐車場整備費、ランニングコストとして光熱費、清掃、警備費、将来的な大規模改修費や整備更新費など、二重に係る項目が

多くなる可能性があります。

庁舎機能と交流機能を別々に整備した場合の費用・維持管理コストと、現行の一体型の比較分析を実施したのでしょうかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 庁舎機能と交流機能を別々に整備した場合の費用・維持管理コストと、現行の一体型との比較分析を実施したかとのことご質問にお答えをいたします。

先ほど、町長の答弁の中で、田中光子議員への回答、答弁の引用はございましたが、庁舎機能の整備について比較検討を行っているものではございません。

以上、答弁といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 先ほど、町長の話では５４億円、そして２０億円と、することは、維持管理費がもっとかかるのではないと思いますが、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと質問を変えて。

○議員（２番 中原 美穂君） もう一度言います。

先ほど、町長が回答していただいた、庁舎を建て替える面積の問題でもそうですけど、５４億円、今回は２０億円で、拠点を別々にしながらも、面で考えて拠点をつくっていききたい、イコール、たくさん拠点がが増えていくことになります。なので、維持管理費がもっとかかっていく現状に関しては、どうお考えなのでしょうかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど言いましたけれども、点で考えてそこだけでにぎわいをする場合、庁舎をそこに造るとなった場合には先ほど言いましたように、宮崎市役所のこの例を取りますと、平米当たり８２万円ということで。それに役場、中央公民館、そして健管センターは入っていませんけども、消防施設関係、建物だけですけれども、それで５４億円くらいかかるんじゃないかなと。あとは、駐車場とか、いろんなものを考えると、もっとかかるというのは、そうではないかなというふうに思います。

何でこんなにかかるんだろうと思いますけども、要するに、医師会病院あちらのほうの建物自体が、免震構造なんです、今、建てるときには。この上のほうの入院患者等に被害が加えられないように、下のほうが動いて建物自体は動かないと。今はそういう状況で、物を造るというような状況になりますので、ですから、そういうふうな数字が出てくるわけなんです。

ただ分散して今やっている役場、そしてまた文化会館、そして三股駅、それぞれは、もう既に文化会館も整備していますし、そして三股駅のほうも整備も完了していますので、ですから、

1か所にしてもそちらのほうの費用はかかりますけども、今の分散しているところは、それぞれで費用がかかりますけども、もう既に整備されておりますので、その費用自体は、そんなに今後のランニングコストはかからないというふうに考えております。

そういう意味合いでは、1か所に持っていくこと自体によって、町のにぎわいはどうなるのか、1か所でにぎわいを完了させるのか、それとも面的に回遊性を持たせたところでまちづくりをしていくのか、そういう考え方の違いではないかなと思います。

我々町としましては、中心市街地、要するにコンパクトシティづくりにおいて、面的なこのにぎわい、まちづくりという方向で、この地域の活性化を図りたい、町の活性化を図りたいというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ちょっと戻るかもしれませんが、町の第6期総合計画関連政策で掲げている方針で、コンパクトなまちづくりや公共施設の統合、複合化、財政健全化といった理念に対して、町民からはまず既存施設の統廃合や老朽施設への整理を優先すべきではないかという声が多く寄せられており、方針との矛盾が生じていないかの再確認が必要があると思いますが、本事業に統合はやっぱり考えない。そして、これからでも役場は、庁舎建て替えは必ず考えていかなきゃいけないというところに向き合わなきゃいけないと思うんですけど、それはまだ、先の令和30年度で考えればいいというお考えで間違いないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 役場についての今後の考え方なんですけれども、先ほど企画商工課長のほうも回答しましたけれども、実際、この体を動かす躯体自体がこの標準のものと、それからまた延長して維持管理していけば、令和33年ということですかね。そういうふうに、まだまだ耐震等の補強をしながらやっていくことによって、まだまだ長持ちする建物ではないかなというふうに思います。

これについては、平成十何年でしたかね。要するに耐震化も既にしていますので、それによって一応、現在は震度6ぐらい耐えられるというような診断結果が出ておりますので、それを維持管理していくということが基本的スタンスになっていくんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味合いで、庁舎自体と、そしてまた隣のほうの新庁舎でございますので、そちらのほうは、まだできて30年ぐらいしかたちませんので、そういうものを維持管理しっかりとこの庁舎として機能させていく、そのように考えています。

そしてまた、いざというときに町としましては、庁舎機能の代替施設として、図書館自体、向こうのほうにもここの電算で持っているサーバー自体の情報は全て向こうにも移していますので、

いざというときには、そちらのほうの町民への支障が出ないような形での取組を既にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 耐震は耐えられても、中の機能が使えなくなるおそれもありますし、またその内容も少しサーバーだけでは機能しない部分もあると思いますので、そこをしっかりと考えていただきたいと思います。

では、次の質問に参ります。

本町には既に、元気の杜、文化会館、中央公民館、健管センターなど、多種多様な公共施設が点在しております。

そのような中で、現在進められている五本松交流拠点施設の整備計画は、それら既存施設の機能が重複するのではないかという懸念が、町民から多く寄せられております。実際、アンケートの自由記述欄にも、既存施設をもっと有効活用すべきではないか、新しい箱物を造る前に今ある施設の老朽化対策を優先してほしい、文化会館や元気の杜をどうするのかも含めて説明してほしいという率直な意見が多数上がっております。

そこでお伺いします。

既存施設との機能分担、再編、再利用について町としてどのように検討されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 元気の杜や文化会館など既存施設との機能分担、移転、再編、再利用についての検討状況はとのご質問にお答えをいたします。

元気の杜、総合文化会館と図書館については、機能分担、移転、再編という考え方ではなく、拠点間の連携という考え方を持っています。

拠点整備事業と合わせて、歩きたくなるまちづくりを目標に掲げ、道路、公園等の公共空間の整備を進めてまいります。

歩く動機づけについては、拠点施設がある一定の範囲に集積しつつも、分散していることによって、歩いて町を回る、目的地や休憩場所としての役割を持たせることができるため、この点において本町の中心地ゾーンは、人が行き交うまちづくりの可能性を秘めていると捉えています。

三股駅と役場や文化会館、交流拠点施設を結ぶ3つの点で囲んだ中心地ゾーンに、にぎわいを創出していく取組が大事だと考えております。分散する施設を1か所に統合すると、ある面では利便性向上になると言えますが、町に対するにぎわい効果の点では1か所に人が集まるのみで、町に対しての広がりが生み出せないという点もございます。

三股町は既存施設を丁寧に維持しながら、拠点が集積し、かつ分散している中心地ゾーンならではの可能性を十分に生かそうとする考え方で進めております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、お聞きします。

元気の杜での保健健康づくり事業と五本松の健康支援機能が重複する場合、どちらに軸足を置いていくのかといった、具体的な整理方針や再編戦略の有無を明確にご説明ください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現在、ご指摘の健康管理センター、もしくは社会福祉協議会等、いろいろ役場のほうから委託をしている事業がございます。一方で、今回複合施設として、子ども・子育て、学び、健康、買物と食、この４つの機能を整備することとしております。

今回、募集をかけさせていただいて、企画提案書が出てきた段階で審査等をしていくのですが、この段階で事業の具体的な内容や収支、また効果についての分析が可能となります。その事業の内容と、現在町が直接、もしくは間接的に委託等で行っている事業、ここの整理、統廃合については、この段階から本格的な検討が始まるという理解をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 例えば、今出来上がる五本松交流拠点には、調理ができる施設もまたできるというふうにお聞きしておりますが、社会福祉協議会の中にも料理を作る場所があって、その機能は、まず町民はなかなか使えない。そして、中央公民館の２階の調理場は古過ぎてちょっと使いづらい。また今回造る。３か所で来たとしても、そこを使えるように維持管理、たくさん場所があっても、拠点があつたとしても使わなければ意味がないといった現状をどう考えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、中原議員のほうから例えばということで、厨房といいますか、調理室の話があつたかと思います。

おっしゃるように中央公民館の２階にあります。現状として、恐らく使用しておられる方もいらっしゃると思います。使い勝手が悪いという老朽化しているという話もございましたが、現在使っておられる方もいらっしゃると思います。

また、生涯学習教室等も含めてカルチャースクールとか、そういったものもひょっとしたら学びというようなテーマで複合施設、今回の交流拠点のほうでされる部分もあるかと思います。

ですので、移行できる部分があれば、もちろん移行といいますか、統廃合していく。そして、

中央公民館の2階でなくてもいいようになれば、当然整理していくという考えになりますので。

今現状として、どういった企画提案が来るのか、諸室については要求水準のほうで明示をしておりますけども、部屋があるないだけで統廃合ということではなくて、どういった企画運営をしていくのかということを見極めながら、選定された後、しっかりと庁舎内でも検討協議をしていくということにしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 私は、本事業そのものを否定するものではありません。むしろ、三股町が未来に向けて、町民の暮らしを支える拠点をつくろうとされているその趣旨には、大いに共感しております。ただ、その実現プロセスにおいて、今町民が感じている不安や疑問、本当に必要な計画なのか、財政的に持続可能なのか、町民の声がどこまで反映されるのか、こうした根本的な問いに行政として真摯に向き合っていただきたいと強く願っております。

特に、まちづくりにおいて、住民参加プロセスを重視するという理念を掲げながら、設計や議論の段階で多くの町民が置き去りにされていると感じるのであれば、そのギャップを埋めることが、私たち議会、行政の責務であると考えています。

どうか、今後の設計運営段階においても、町民一人一人の声に丁寧に耳を傾け、共に考え、共に築く姿勢を大切にさせていただきたく、心よりお願い申し上げます。

今後、町長並びに執行部の皆様には、明確な方針と時代に即した先進的な行政運営をお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 今質問の中で、ちょっと疑義があったので、町長に再度確認をいたします。

20億程度という数字が出てきました。20億円程度。

それは、上限は幾らを想定しているのか。例えば、20億1,000万円でも20億円程度だし、26億でも20億円程度かも分かりませんが、どのくらいを想定して20億円程度と言われたのか、ちょっと疑義があったのでそこだけ答弁をお願いします。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 現在のところ、社会情勢の物価高騰を含めて、いろいろと時代は変わっていくような形でございます。20億円と言ったのは、この時代の前の話でございます。ただ、やはり我々は皆さん方に、町民にもお話ししていますので、20億円と1つの枠を設けました。

その枠の中で取り組みますけれども、そのところが上になるか、また下になるかちょっと分かりません。

今から、設計関係に入っていきます。先ほど言いましたように、平米単価65万と言いましたが、庁舎を造る場合には、82万というのもあります。そして、また医師会館では

100万というのも出ていました。

大変、物価高騰等いろいろ考えますと、そのあたりのところを明確に幾ら以内で造る、そのところは今の段階では言えないところでございます。

ただ、目標としましては20億円程度というふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかのところでは人件費、建設費、いろいろあって高騰をしております。小さく生んで大きく育てようという建設関係は、そういうのが大阪万博も約倍かかったんですかね、という形になりかねません。そこで念を押したところです。そういうことがあったということは、肝に銘じておいてほしいと思います。

以上です。答弁は要りません。

以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は来週月曜日、9日以降に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会します。

午後4時28分散会

令和7年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和7年6月9日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和7年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12 番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	細田 高広君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	山田 正人君	会計課長	……………	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせ50分以内とすることをお願いいたします。

50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆さん、おはようございます。通告により5番、新坂哲雄です。

減反政策で米不足で高騰しております。農家にとって、肥料、農薬、資材等が2倍以上高騰しています。今、1人当たり消費量が90キロと、年間90キロと言われております。お茶碗1杯と食パン1枚と栄養はほぼ同格と言われております。皆さんはどちらを選択されますか。早く米価が安定するよう望みます。

続きまして、一般質問に入らせていただきます。

農業対策について伺いをいたします。

1番目、毎年農家人口が年間20名～30名ほど減少しているが、今後の政策はについて伺いをいたします。

あとは質問席で質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

ただいま、農業対策について、①毎年農家人口が年間20名～30名ほど減少しているが、今後の政策はとのご質問にお答えいたします。

農業経営者の高齢化や、担い手不足、後継者不足は急速に進んでおり、本町の持続可能な農業経営を推進する上では、新規就農者の確保・育成と、生産効率、作業効率の高い圃場の整備、集積が重要な政策課題と考えております。

新規就農者の確保・育成においては、後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成を目的とした新規就農者総合支援対策事業を活用し、引き続き資金面の支援や就農後の機械、施設導入への支援をまいります。

また、円滑な農業経営の承継を支援するため、町独自の取組である農業後継者支援事業を推進してまいります。

また、生産効率、作業効率の高い圃場の整備においては、沖水川三股中央左岸地区の基盤整備事業に現在取り組んでおりますが、簡易基盤整備としての農地集積化基盤整備事業を推進しながら、農地の集約化を進めてまいります。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 近年の新規就農者はここ3年間でどれくらい増えたのか、ちょっと人数を教えてくださいませんか。

○議長（指宿 秋廣君） 資料がない。分かる範囲のあるところでいいです。農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今の新規就農者の人数について、昨年度の人数だけ把握しておりますのでお答えいたします。令和6年度につきましては、3名の方が新規就農をしております。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私も農家なんですけど、一応、農業対策についてもうちょっと畜産とか園芸とか米作りとか、そういう団体をつくらないと、みんなばらばらと農家から言われています。

町の方針がはっきりしないので、団体をつくったほうがいいんじゃないかという意見がいっぱいあります。私もそういう意見は賛成するところはあるんですけど、なぜか本町は基盤産業である農業になぜ本腰を入れてやらないのか、疑問をするところもいっぱいあります。

畜産、園芸、いろいろ団体があります。こういう組織がはっきりしていないと、ばらばらだということを聞いております。だから、町のほうで方針をはっきり示してやらないと、先のことですけどふるさと納税やら関連してくるわけですよ。

しっかりした農政をしっかり基本をつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 議員の今のご質問にお答えいたします。

各団体というか部会関係につきましては、それで畜産においては、それぞれの畜種ごとでのJAを踏まえた部会がございますし、園芸におきましても、各作物ごとに部会がございます。その各部会ごとで、それぞれ研修であったりとか、いろんな生産効率を高めるための勉強会とか、そういうのを催しておりますので、そういうところを踏まえて、それぞれ研さんされているのではないかと考えております。

町におきましては、全体的な農業の振興に関することとして、町の農業振興対策協議会というものがございますので、その中で、町のいろんな今後の農業の推進関係とかは、また協議を進めてまいりたいと考えておりますので、そこでまた議論していきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、農家人口はどれくらいあるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 農家人口につきましては、農林業センサスの数字がございまして、最近の数字であれば、2020年度の数字が公表されております。農家人口は三股町において1,257でございます。農家数につきましては、総数が720農家数でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） これ前の農協の座談会並びに生産者の会合がありまして、六百二十、三十あるのかなと報告を受けましたが、その誤差はどうなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 公式的な数としては、農林業センサスにおける数字でありますので、その数字を今申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 課長のほうも把握されているんでしょうけど、ちょっと不安定なところを感じるところであります。

次に、2番の離農やコメ不足、社会課題になっているが、生産調整（ローテーション）の見直しについてお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） ②、離農やコメ不足が社会問題となっているが、生産調整

(ローテーション)の見直しは、とのご質問についてお答えいたします。

米の生産調整は平成30年から廃止されておりますが、町では各地域の代表者で構成される農業振興対策協議会の話し合いの中で、水の確保のためにブロックローテーションを継続し、農家の皆様にご協力をお願いしているところであります。

また、農業振興対策協議会では、水利調整と転作田の有効活用を目的として、地域営農集団が積極的に水田調整活動に取り組めるように、ブロックローテーション維持交付金事業の活用を推進しており、引き続きブロックローテーションに継続して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 国のほうでは生産調整、これを廃止するというようなニュース等も聞いておりますが、農家を助けるためには偏ってはならないと思うんです。WCSとか、ああいうのは高価な金額ですので、今まで生産が多かったんですけど、今、頭数割に変更されて、農家は収入がどんどん減ってくるような状況であります。

それは私も以前農業をしているとき指摘したことがありますけども、今までWCSを楽しみにして作っておった人が、今後はもう認めないという政策を言われて、私も農家はもう先行きが大変だなと思っております。

一応、今、米が高騰して、米の農家も増えてくるとは思うんですけど、反面、飼料米、これなんか減ってくるわけです。焼酎米、そういうところが量が少なくなる。いろいろ問題が次々と発生するわけです。やっぱり総合的に取組をどういう考えで持っておられるのかお聞きしたいんですが。

○議長（指宿 秋廣君） 趣旨が分からない。休憩しましょうか。分かりやすく、もう一回お願いします。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 2番のローテーション見直しで伺っておるんですけど、これも生産調整も地域によっては全然やってないところもあります。長田なんかは米一本で年中お米を作っております。私もお米を作っている一部の人間ですけど、今年ほど米、米、米はないですかと言われるのは初めてです。

皆さんが非常に消費者の方は米がないのかなと感じております。今後の政策として非常に難しい、国のほうも減反のほうを見直しをするという方向で走っているんで、やっぱり本町としても将来の方向性はどういうふうにしていく方向なのか、そこら辺を聞いて伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 米の生産調整とか、今の国のほうでもいろいろ話があるところなんですけれども、基本的に国のほうにおきましては、昨年、食料・農業・農村基本法と

いうものが1999年に制定されているんですけども、これが農政の基本理念であったり、政策の方向性を示す法律でございます。

この法律が25年ぶりに改正をされまして、昨年、令和6年6月5日から施行されております。この法律の中においても、実際、今の農業を取り巻く情勢というのが相当レベル大きく変化しているということから、やはり、いろいろ新しくまた政策を見直していかないといけないということが言われております。

そういった国のいろんな食料の生産であったり、農業の継続性であったりというところにつきましては、今後、国のほうにおいてもいろんな施策等が出てくるものと思いますので、そういうのをまた情報をいろいろ収集しながら、また本町でできる取組等も考えながら進めていければと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ブロックローテーションは継続されるわけですかね、本町の場合は。

私どもはブロックローテーションの意味は、水が豊富にあるようにローテーション、地域によって水を引っ張ることで、ローテーションは考えられればと思うんですけど、WCSなんかは人並みに水を引っ張るわけです。何の効果もないわけです。ローテーションの意味がないですがね。

米を作って、米を制限したり、今までやってきたわけです。だから、WCSは水がないと耕作はできませんよ。それローテーションと言われますかね。だから畑作をやっている人も中にはいるんです。WCSを作るので、周りに水が来て耕作できないという方も結構あるんです。それが徹底されていないわけですよ。地域によっては。

長田もほとんど皆さんが米を作るから同一で支障はないんですけど、樺山、梶山、苦情がいっぱいあります。ローテーションは何のためにあるのかといわれます。それも、はっきりしないと、係が聞いて呼出しを現場にしても、そら水は高いところ低いところに流れる、しょうがないというような言葉もおかしいんです。

やっぱりローテーションを組むときに前もって事前に協議をして、水はここ来ないということで安心して畑作をしておるわけです。中にWCSを作ったり水をかけたら、みんな迷惑かけるんです。そこら辺がはっきりしないので、いい加減と思います。

今後の米の対策の問題がありますので、早急にそこ辺を農家に分かるような説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 次は、空き家対策についてお伺いをいたします。

現在、空き家は何件ぐらいあるのでしょうか。年々どれぐらいずつ増えていきよるのか、そこ
辺も聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 空き家の（共同住宅を除く）現在の件数はの質問にお答えいた
します。

令和３年度に三股町が実施した調査では、共同住宅を除く空き家件数は１，０３９戸であり、
令和６年１１月に宮崎県が公表した令和５年住宅土地統計調査、住宅及び世帯に関する基本集計
結果によれば、令和５年１０月１日現在の三股町における空き家戸数の推計値は１，５５０戸で
ございます。

年々どれだけ増えているのかということについては、ちょっと先ほど申しました令和３年度に
は実態調査、令和５年度に空き家の推計値が出ておりまして、その間には実態調査をしておりま
せんので、年々どれだけ増えているかというのは、申し訳ございませんが、この場ではちょっと
お答えができません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 近辺でも、結構空き家が目立つようになってきて、近年増えてき
ているような、増加しているような感じを受けますが、今後の空き家はないほうがいいんですけ
ど、田舎に限らず空き家の問題が結構ありまして、相談を受けることがいっぱいあります。

それで、２番の解体費用は助成できないのかをお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 景観がよくないが、解体費用は助成できないかのご質問にお答
えいたします。

本町では、老朽化等により居住することが困難であり、周辺の環境への影響が大きい空き家を
対象に、令和５年度から不良空き家等除却推進事業を実施しており、危険な状態の空き家の除却
を推進しているところです。

具体的には、腐朽破損空き家等として町が判定した建築物の除却に対し、除却等に要する費用
の一部として、居住誘導区域は上限額５０万円、居住誘導区域外は上限額４５万円を補助するも
のであり、その実績といたしましては、令和５年度が４戸、令和６年度が６戸でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 解体をするような家がいっぱいあるんですけど、これについては

解体費用の何％を補助するとか、そういう規定があるんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 補助の％、割合ということでお答えいたします。

先ほどこっちと回答で申し上げましたけれども、居住誘導区域と居住誘導区域外というふうに分けておりまして、居住誘導区域が上限額50万円なんですけれども、例えば、居住誘導区域の空き家を除却するために125万円かかった場合には、上限額の50万円、その50万円の内訳といたしましては、国が25万円、町が25万円を払いまして、残る75万円のほうを自己負担というような形になっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） お隣の都城市は、解体費用の1割ということをやっと聞いたような気がしますけど、本町と比べてどうなのかと。学童が通学するところに古い家があったり、竹山になっちゃって通行に支障があった場合、それは市のほうが解体工事とかやって家主さんに請求を出すという、そういう制度ができたと聞きました。

鹿児島県が早く手をつけて、都城市は2年前から何かそれがスタートしたということで、末吉町なんかはまだ早く、そういう解決策を取ったということがあるんですけども、そこら辺の幅広い感覚的にはどうなのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 空き家解体の除却の補助ですけども、都城市のほうが1割負担だということについては、申し訳ございません、私が把握しておりませんけれども、同じように、除却の推進事業を都城市がやっているということは把握しておりますが、うちのほうの金額と違うということまでも分かります。しかし、1割だとかってところがですね、今この場ではちょっとお答えができません。申し訳ございません。

もう一つの都城市で、生い茂った木、道路に影響のある木、草、こちらのほうを伐採、行政がして支払いを求めるといふご説明がございましたけれども、いわゆる代執行かなというふうに考えておりますが、三股町ではそのようなものは今のところ設定はしておりませんけれども、通りに支障になるような管理されていない木や草、こちらのほうがあった場合は、道路管理者と話をしながら、町道であればもちろんうちなんですけれども、話をしながら持ち主に連絡を取って、伐採をしてもらうような形でお願いをしております。

できるようになったというのは、恐らく民法が改正されて、伐採できなくはないということだとは思いますが、町では今そのような対策、対応をとっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7 番 新坂 哲雄君） 今、大体お話は聞いたんですけど、市町村別で格差はあると思うんですけど、やっぱり今後、空き家はいっぱい増えてくると思います。対策をはっきりして、空き家の解体費用を幾ら出すとか、そういうことを明確に回覧板なりに出してもらわないと、少しでも、解体をするち考えている人がいっぱいおるんですよ。

それが勢いになりますので、そういう補助金はたくさん出してもらったほうがいいけれども、都城市のような立場のところで考えてもらって、分かりやすい、どれぐらい補助金が出るとか、そういうことを明確にしてやってもらいたいと思います。

本町もいいところもあるんですけど、住宅、そういうのがいっぱいありますので、年々増えてくるような感じが受けます。

あとは、家が壊れるか、竹山になるかなんですよ。だから、うちの近くにも道路にこうやって竹が生い茂って、勝手に切れないということもありますので、そういう事例がほかにもあると思うんです。

そこ辺をやらんと、古い家を持っていて先代からずっと持っている家を管理もできない、それで荒れちよつとこがあるんです。近隣は大変迷惑すると思います。何か政策をはっきりして、都城と政策があまり変わらないような政策を取っていただきたいと思います。

近隣でおりまして、やっぱり情報がどんどん入りますから、三股はこれが遅れちよる、あれは補助金よかったという面もありますけど、そこ辺も分かりやすい明確な補助金を出すということで、解体費用の1割を見るとか、そういう判断をしやすいような、そうすると皆さんが空き家を持っている人も考えられると思うんです。

全然ゼロではちよつと皆さんがいかんと思いますけど、そこ辺もごちゃごちゃになりましたけど、よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 空き家の除却は先ほどちよつと答弁いたしましたけれども、三股町では1割以上と思うんですよ。50万円と45万円が上限ですので、先ほど例を申し上げました125万のときには50万円が補助が出まして、75万円が個人の負担ですので、1割以上はお支払いしている。確実にそちら1割よりは大きいというふうに考えます。

あと、もっとそれを周知しないといけないんじゃないかという回覧版にとかというお話もありましたけれども、毎年回覧板には掲載しておりまして、ホームページにも出しております。問合せも結構来ていまして、空き家の除却の推進事業としましては、町の中では推進しているというふうに考えております。

三股町が都城市よりも劣っているとか、もう少し補助をやるべきじゃないかというふうにはち

よっと考えておりません。しっかり対策しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） やっぱ解体の見積りが基準となると思うんですけど、そういうのが基本となるわけですか。見積りを取って、その何%か分かりませんが、そういうことになるわけですか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 割合で決めてはおりませんので、上限額50万円、正確に言いますと居住誘導区域が50万円、居住誘導区域外が45万円、これが上限額ですので、パーセントではなくてそこで決めております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 再度聞きますけど、大体家が建てられる坪数が分かっているわけです。それに対しての予算づけなのか、全然違いますか。一律ですか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） お答えします。

どれだけの費用がかかるかに対して、割合ではなくて、どれだけの費用がかかっても50万円が限度額ということで、例えば、それが200万円だろうが300万円だろうが、それは50万円までとか、居住誘導区域外であれば45万円が上限だとか、そういうふうに設定しております。

だから、この何坪だから幾らかかるからで上限するわけではなくて、もちろんその50万円より安ければ、また話は変わってきますけども、50万円を超えていくのであれば最大50万円ということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 家族が県外におったりして申請をする場合は、まあ同等扱いになるわけですから、町内に住んでいなくても、そういう方法があれば可能なんではないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 三股町に存在する空き家で危険な状態であるというふうに町が認めたもの、認定したものについて除却する場合は、そういう補助が使えます。

今、言われた県外の方が持っていらっしゃっても、持ち主がしっかり分かっている、それが三股町に存在するものであれば、それは補助ができます。ただ、どなたが持っているか、誰が管理しているか分からないというものであれば、しっかりと相続を進めていただいて、所有者をしっ

かり決めていただいてからの補助になります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 何度も質問しまして申し訳ありません。大体、分かりましたけど、私は分かっちゃっても一般の人は分からないと思いますので、回覧板のように——皆さん回覧回っちゃっても見る人は少ないんですよ。具体的にチラシかなんか作って配らんと、田舎の人達は一回一回、回覧板見れば分かるんですけど、その周知ができないんです。

だから、そこら辺はつきりすれば、「なあ、俺は補助金があれば、家を壊すぞ」ということになる人が多いんです。それが周知が完璧に行っていないので、もう一回、そこ辺をうまくいくようにやってください。

その件は、一応終わります。ありがとうございました。

それと、次に入りますが、県道33号線歩道計画について、長田峡残り200メートル拡張工事進捗状況はと、長田道路歩道700メートルは10年度までに完成と聞いていますが、その辺のところの進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 長田峡残り200メートル拡張工事の進捗状況は、長田歩道計画（700メートル）は10年度までに完了と聞いているが、のご質問にお答えいたします。

県道33号都城北郷線において、歩道拡幅による歩行空間の確保を目的に、県の都城土木事務所が令和4年度から長田工区道路改良工事に着手しております。

まず、実施中の長田工区は、延長1,060メートル、道路幅員が全幅9.75メートルの道路改良工事であり、令和10年度完成を目指し、現在、改良工事や用地買収を推進しており、令和6年度末時点での事業費ベースの進捗率は約42%と伺っております。

次に、長田工区終点側から長田峡へ向かう約200メートル区間については、長田峡の遊歩道を利用することができることに加え、長田峡が、すばらしい自然景観により、三股町を代表する観光地の一つとして位置づけられていることから、道路改良工事による長田峡への影響を考慮し、現在は事業計画に含まれていないと伺っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 700メートルの分は10年度まで完成と土木事務所のほうから聞いております。

皆さんが一番要求が多いのは長田峡の200メートル。あそこが、河川を歩けということでは、ちょっとおかしいと、考え方がです。河川のようなところ、小学生、見えないところを人を歩

かせるようで、工事に話が進んでいかない。確かに人間は歩けるんですけど、河川敷は危ないですよ、子供さんは。

観光で来る人は大人が多いので、それでもいいかも分かんけど、子供たちは見えないところはちょっとですよ、川に落ちても分かんわけですよ。事故には遭いませんが、川の河川敷でひょっとしたら、ガードレールもしてないので河川に落ちたらどうなるんですか。酸っぱく言いますが、何回も何回も言わないと工事にかからないんです。何か町のほうでももうちょっと力を入れてがんがん言わないと。あと200メートルですがね。

700メートルも今から工事かかるんでしょうけど、そこ強く言わないと、何か逃げ腰のようなことで河川敷を歩けばいいというようなことでは、ちょっとおかしいと思うんです。

県におられました副町長いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 200メートルの区間を承知しておりますけれども、やはりコストの問題、安全性が大事かとは思いますが、コストの問題あるいは環境に与える影響等も考慮して進める必要があると思いますので、県の土木事務所のほうもそういうことも考慮して、現在、考えているのではないかというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 33号線ですけど、歩道も確かに造って早くやってほしいと、集落からもいっぱい要望があります。何であそこばかり工事せんとやろかとか言われます。

一般のお客さんも、今、最近、日南北郷線から三股のほうに買物に来られる人がいっぱいあります。私もびっくりしました。ちょっと特例な話をしますが、「三股のじゃんぼ児玉ちゅうとこはどこにあるんですか」とか尋ねられるんですよ。私は地図を書いても教えがならんから何回も何回も連れていきます。ライトアップがあるときも、日向から来た人が「じゃんぼ児玉はどこにあるんですか」って。それだけ三股の「じゃんぼ児玉」は人気があるんですよ。

だから、普通のお客も結構走りますので、やっぱり安全を考えた歩道を造って、早く、酸っぱいようですけど、副町長どうかそこ辺も念を押して頑張ってもらいようにお願いいたします。

以上で終わります。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時42分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

田中議員の発言の前に、先ほどの新坂議員の一般質問の答弁の中で、一部修正があるということですので、先にそれについて発言を許したいと思います。

都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 先ほどの新坂議員からのご質問に対する質問の中で、三股の空き家の解体工事の補助ですけれども、これについて私は上限額ばかりをお伝えして、2分の1の額で45万円とか50万円であるということの、2分の1というところをお伝えできてませんでしたので、この場を借りて追加でご説明したいと思います。

解体費用の2分の1で50万円が上限が居住誘導区域内、居住誘導区域外はその上限額が45万というふうになります。

あと、ご質問の中で私がお答えし切れなかった都城市の場合の、そちらのほうもちょっとお調べしましたのでご回答させていただきますと、都城市は居住誘導区域内にある空き家、危険な空き家というもののだけが対象でありまして、三股町と同じで解体費用の2分の1、最大は75万円ということでございます。

ただし、不良空き家との判定を受けてから3年以内に工事をしない場合は、補助額が50万に下がるということですので、よろしくお願いいたします。

あと、もう一点大変失礼しました。町では、回覧板とホームページでということでの事業啓発しておりますけれども、うちの窓口、都市整備課の窓口にもこういった空き家対策といって、この中にも事業をしっかりとPRしてやっておりますので、これも追加でお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 発言順位6番田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。発言順位6番、田中光子です。通告に従って行ってまいります。

本町が保有する公共施設の老朽化が進むにつれ、その維持管理にかかる費用が増加の一途をたどり、町の財政運営に無視できない影響を与え始めていると思います。

特に限られた財源の中で、教育・福祉・環境などほかの重要な行政サービスとの調整に圧力がかかっている現状を憂慮するものであります。本町の公共施設等総合管理計画2022年改訂版の中には、このように記載があります。

本町においては1960年代から1980年代にかけて、学校、町営住宅などの公共建築物を集中的に整備してきました。これから、これらの多くは建築後30年以上が経過し老朽化が進み、更新時期を迎えると見込まれます。財政面においては、将来の人口の伸び悩みに伴う税収減や高齢化社会の進行に伴う社会保障関係費の増大による歳出の増加も想定されていることから、将来

的に全ての公共施設等をこのまま維持していくことは困難と予想されます。との記載があります。

公共施設をめぐっては、人口減少、老朽化そして財政問題など幾つもの困難への対応がどこの自治体でも直面している課題ではないでしょうか。

そこで、公共施設の維持管理費の現状とその推移について示していただきたく、今後の見通しについて具体的な数値と併せて、特に財政調整基金への影響やほかの予算項目への影響についてどのように分析されているのでしょうか。

まずは、質問要旨、①現在保有する公共施設の総数と昨年度の維持管理費に要した費用の総額はどのようになっているのでしょうか。

あとは質問席にて行ってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 公共施設等の計画について、①の現在保有する公共施設の総数と昨年度の維持管理費に要した経費の総額のご質問にお答えいたします。

まず、本町では、公共施設等の効果的で効率的な整備及び管理運営に関し、長期的な視点を持った総合的かつ計画的な管理を推進するため、計画期間を平成29年度から令和28年度までの30年間としました三股町公共施設等総合管理計画を作成しているところでございます。

この期間を1期10年の3期に区分し、社会情勢の変化等を考慮して10年ごとに見直しを行い、必要に応じて5年でフォローアップを実施すると同時に、対策内容や対策費用等の実行計画としまして、三股町公共施設個別計画を策定しているところでございます。

令和7年度は第1期の9年目を迎え、令和9年度に迎える第2期の計画推進に向けて見直しに着手する計画としております。

ご質問の保有している公共施設の総数及び維持管理に要した経費の総額につきましては、直近の資料として三股町公共施設等総合管理計画、令和4年3月改訂版から公共施設等の状況、令和2年度末においてインフラ資産を除く公共建築物の保有状況は131施設となっておりまして、用途別では主に公園内の建物23施設、町営住宅、町民文化系施設、それぞれ22施設、子育て支援施設13施設、行政系施設12施設となっているところでございます。

次に、維持管理費に要した経費の総額につきましては、平成30年度から令和2年度の平均値で、人件費、物件費及び維持補修費等から年8億4,664万4,000円となっていますが、令和5年度の決算統計による施設の管理費等の状況は7億9,893万3,000円となっているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 維持管理費の増大が町の財政運営体制にどのような影響を与えているとお考えでしょうか。ほかの政策分野における予算配分や今後の新たな事業展開に制約が生じているのではないかと考えます。

そこで質問要旨②今後１０年間で公共施設の老朽化に伴い、維持管理費はどのように推移すると予測されているかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 今後１０年間の公共施設の老朽化に伴う維持管理費の推移予測につきましてお答えいたします。

三股町公共施設個別計画、令和４年３月改訂版の今後の見込まれる施設維持管理費更新に係る費用におきまして、本町の公共施設の全てを推計条件に当てはめて、大規模改修、建て替えを実施し現状規模のまま維持する場合、４０年間で３０９億円、年平均７億７、０００円の更新費用が見込まれるとされていますので、１０年間で７７億円が見込まれるものでございます。

令和５年度の実績値、先ほど町長が述べられました数値でございますけれども、それと比較しまして、推移予測は予測範囲内と考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 将来の人口減少と高齢化は、本町の財政運営にとって大きな挑戦となりますが、この課題に真摯に向き合い、持続可能な公共施設の在り方を検討していくことが次世代への責任であると考えます。

財政調整への圧迫を踏まえ、維持管理費の抑制に向けて具体的にどのような取組を進めていくのでしょうか。

そこで質問要旨③公共施設の最適化、例えば統廃合や複合化について具体的な検討状況をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 公共施設の最適化、例えば統廃合や複合化について、具体的な検討状況はの質問にお答えいたします。

例といたしまして町営住宅のケースをご説明いたしますと、令和４年６月に策定した三股町公営住宅等長寿命化計画において、国土交通省国土技術政策研究所が示しているプログラムを用いて、三股町の今後の町営住宅の必要戸数、供給目標戸数を算出しており、その結果は４８８戸であります。

本町では、この結果を目標に、簡易耐火平屋住宅等の計画的な用途廃止を行っており、三股町公営住宅等長寿命化計画策定時の管理戸数は５７４戸でありましたが、令和７年３月末時点にお

いて管理戸数は544戸となっております。

引き続き最適な町営住宅の管理数を目標に、簡易耐火平屋住宅の用途廃止を推進してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課が所管する児童館の統廃合や複合化について具体的な検討状況をお答えいたします。

現在、児童館は9館あり、放課後児童クラブを実施している6館を除く3館は児童館機能を休止しております。その中で上米児童館と新馬場児童館は用途廃止し、地域の自治公民館へ譲渡できないか検討中であります。東原児童館は用途変更し、備蓄倉庫としての使用を検討中であります。

以上となります。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ほかの公共施設、教育課がお持ちのところはないですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 現在、5地区分館こちらが危険箇所というところに建物がございましたので、こちらのほうは現在使用しておりません。

現在いろんな備蓄の用品とかそういったものを今、入れる倉庫があるということで、今、使用しております。

その代わりということで長田小学校にあります施設、そちらがその5地区分館の代替施設ということで現在使用しております。現在の教育施設ということで、そこが唯一上げられます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） この公共施設総合、これですね、この公共施設等総合管理計画の20ページには、このようにあります。

建築物の耐久年数は60年と仮定しますが、なお試算の時点で建築時から31年以上50年まで建築物については、今後10年間で均等に大規模改修を行っていくと仮定し、築51年を経過している建築物については、建て替えの時期が近いいため大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定します。とありますが、この計画は2022年なので、そこからもう3年たっていますよね。ということは、本庁舎は築何年でしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えします。

本庁舎の建築年次でございますが、昭和46年でございます。なお、新庁舎部分につきましては、平成3年建築でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ということは、築50……、計算ができないですね。54年になりますね。そうすると、この記載されているように、あと数年で大規模改修は行わずに、60年を経た年度に建て替えることになると思うんですけども、この計画どおりには進まないということになりますか。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 総合管理計画です。こちらのほうには、こういった仮定してという形で、ここには、試算というか経過が示されているんですけども、その後、今後はどういった公共施設のマネジメントの考え方を示すかという点におきましては、この中に長寿命化という言葉が出てきます。

さらに大改修を加えることによって、かかる費用を削減していくという計画を基本として取り組んでいくというのが、総合計画におきましては84ページから記載されていますので、それに基づいたところで先ほど町長のほうからも話がありました個別計画、そちらのほう各施設ごとに具体的に見直しを図っていくというような流れになっているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ということは、改修で建て替えは行わないということで、要求資料の1をご覧ください。こっちです。現庁舎は平成15年に耐震工事が実施されたとはいえ、築年数を経て様々な課題を抱えています。

バリアフリーではないことが一番の問題ですよね。今日も傍聴席まで行くところは雨ざらしで、大変町民の方にご迷惑をおかけしていますけれども、本町の未来を切り開くための戦略的な投資と位置づけることができます。

この中で建て替えた場合は54億390万6,000円ですかね。初期投資は大きいですが、これにより得られる長期的なメリットは、その費用を上回る価値をもたらします。

単なる行政機能の維持にとどまらず、地域のまち・ひと・しごと創生に資する多機能複合施設としての側面を強く持ちます。この点が、国のデジタル田園都市国家構想交付金などの地方創生関連交付金の採択要件と合致します。有利な条件で国庫補助を受けることができる可能性が高いのは、皆さんご存じだと思います。

本庁の建て替えは短期的な視点での費用負担だけにとどまらず、本町の未来を切り開くための

戦略的かつ不可欠な投資であると強く提案します。

現在かかっている維持管理費と将来的な修繕費用を鑑みると、早期に新しい庁舎に切り替えることが長期的に最も経済合理性の高い選択となります。

地方創生関連交付金を最大限に活用し、町民サービスの向上、防災機能の強化、そして地域全体の活性化に資する新庁舎の建設をこの機会にぜひご検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待って。質問の趣旨を少し変えて、これ出てきてないので、これに関連して、こうとかということも踏まえて言ってください。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 本町が保有する公共施設の維持管理に係る費用は増加傾向にあり、その効率化とコスト削減は喫緊の課題であります。

そのような状況を踏まえ、私は公共施設の維持管理業務を、包括的に民間事業者へ委託する包括管理委託の導入を検討すべきと考えます。

そこで質問要旨④維持管理費の抑制に向けた具体的な取組、例えば、長寿命化計画の進捗状況や包括管理委託の導入検討状況はされているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 維持管理費の抑制に向けた具体的な取組についてお答えいたします。

三股町公共施設等総合管理計画の施設マネジメントに関する基本的な考え方におきまして、保有量の最適化、長寿命化の推進、効率的な管理・有効活用の３つの取組方針を抱えているところでございます。

保有量の最適化におきましては、平成２６年度以降から令和２年度末時点での主な維持更新費削減の取組としまして、五本松団地の解体４，８３６平米、射場前第２団地、射場前団地合わせて１，４７６平米と、平成２６年度末時点の値と比較しますと、６年間で約３，０００平米、２．５％の面積圧縮になっているところでございます。

長寿命化の推進におきましては、三股町公共施設個別計画の施設整備の基本的な方針等に沿って、施設分類別に建築年度からの経過年数、施設の躯体及び各部位の劣化度、優先度判定結果等で整理しました実施計画を資料としまして、年度ごとの財政状況を総合的に判断して取り組んでいるところでございます。

また、効率的な管理・有効活用につきましては、用途廃止等に伴う余剰な土地の利活用や売却について、財産処分検討委員会を通じて実施しているところでございます。

ご質問にある公共施設の維持管理費の包括管理委託に関しましては、公民連携による業務水準の統一、向上や事務の効率化を図りつつ、予防保全の充実による修繕の大幅な減少に効果を期待

する一つの手法と考えますが、近隣の対応業者の存在や費用根拠が把握しにくいということ、また、業務や費用に係る競争性の欠落、緊急時の保守対応等を踏まえた費用対効果が図れていないことから、現在のところ包括管理委託の取組は考えていないところでございます。

他の自治体の取組、動向を注視しながら、必要に応じて検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 総務省ではこのように提案されています。

公共施設の集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業等を対象とした公共施設等適正管理推進事業債を平成２９年度に創設しました。財政力の弱い団体においても事業を着実に実施できるよう、長寿命化、転用、土地適正化及びユニバーサルデザイン化事業については、地方債の元利償還金に対する交付税措置率をこれまでの一律３０％から財政力に応じて最大５０％まで引き上げます。各地方公共団体においては予防保全の観点も含め、老朽化対策のためにも基金を活用しながら、公共施設等の統廃合・長寿命化・転用等の具体的な対策に着実に取り組んでいただきたいと考えます。との記載がありました。

長寿命化計画のさらなる推進や包括管理委託の導入検討状況を含め具体的な対策が必要と考えます。現状の管理体制におけるコスト、効率、サービスの質などについてどのように評価されているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ④の中ですね。

○議員（５番 田中 光子君） はい、そうです。

○議長（指宿 秋廣君） もう少し具体的に入れてもらわんと、これだけで包括管理委託だけしか書いてないんで。

○議員（５番 田中 光子君） では、質問を変えます。

○議長（指宿 秋廣君） お願いします。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） ちなみに、先ほど庁舎は２００６年以前に建てられたものなんですけれども、これはアスベストは入ってないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） アスベストの管理、分かりますか。

○議員（５番 田中 光子君） 分かればいいんですけど。

○議長（指宿 秋廣君） 調査してまた報告ということに。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 老朽化した公共施設の更新を行うためには、国は既存施設の長寿命化を図るという方針を打ち出しておりますが、単に建て替えの時期を先延ばしするだけであれば、根本的な解決にはならないと思います。

庁舎はいつ起こるか分からない災害に対処しなければならない重要な避難場所であり、対策管理する重要な建物です。国の補助金制度や地方債の活用など、建て替えだからこそ利用できる財源を調査し、実質的な自治体の負担額を抑える方策を検討提示する必要があると思います。

それでは次の質問要旨⑤に入ります。

近年頻発する異常気象、災害時の避難所環境に深刻な影響を与えています。本町の避難所には、依然としてエアコンが設置されていない場所が多く、特に、高齢者や子供にとって熱中症や低体温の危険が看過できない状況です。住民の命と健康を守るため避難所へのエアコン設置は待ったなしの課題です。

そこで要旨の⑤です。現在、三股町の避難所として指定されている体育館にはエアコンが設置されていませんが、この状況について町はどのように認識されているか、特に下記における避難所の健康や安全面への影響についてどのように考えているかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 避難所として指定されている体育館のエアコン設置の現状、及び夏季における避難者の健康や安全面への影響についてお答えいたします。

資料1をご覧ください。本日配付している資料でございます。29の指定避難所のうち、一部整備、夜間制限を含めまして、22の避難所にエアコンが設置してあり、第1次避難所となる13の避難所は全てエアコンが整備されております。

また、第2次及び3次避難所となります7つの避難所、西部地区体育館、中学校体育館、梶山小を除く5つの小学校体育館はエアコンが未設置の状況でございますが、現在、防災備蓄用品としてスポットクーラー12台を備えているところでございます。

夏季における避難者の健康や安全面への影響につきましては、非常に重要な課題と考えております。高温や湿度の上昇により熱中症や脱水症状のリスクが高まるため、適切な対策が必要であると考えます。

このためエアコンが整備されるまでの間は、令和2年度に整備いたしましたスポットクーラーが12台ございますので、暑さ対策としては、そちらでの対応になると考えます。また、避難所では熱中症予防のため喉の渇きを感じなくても定期的に水分を取るようにするなど、避難者自身の健康管理意識を高めるように周知したいと考えているところです。

なお、文部科学省より、学校体育館に空調を整備する自治体への特例交付金为新設されておりますので、この交付金を活用し、年次的に高効率エアコンの新設を行うことで防災対策の避難環境の整備を進めていく考えでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） ただいま総務課のほうから、小中学校におきます体育館につきまして、いろいろご説明があったところなんですけども、教育委員会の立場から回答させていただきます。

現在、国内の公立小中学校の体育館におけるエアコン設置率は低く、2024年9月時点で18.9%にとどまっております。これは普通教室の99.1%と比較いたしますと、著しく低い水準であり改善が求められる状況であります。なお、本町では、梶山小学校のみ体育館にエアコンは設置されておるところでございます。

体育館は児童生徒の授業や活動に日常的に使用されており、特に夏の時期には高温環境による健康への影響が懸念されます。近年の気温上昇を考慮すると、熱中症のリスクが高まり、児童生徒の健康と安全を守るための対策が急務であると認識しております。

こうした課題を踏まえ、本町では文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金を活用し、体育館へのエアコン設置を年次計画に基づいて順次進めたいと考えております。さらに、エアコン設置に伴う断熱性確保のための工事を適切に実施し、施設環境の改善を図り、今後も児童生徒の健康を最優先に考え、快適な学習環境の整備を推進してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに国から打ち出されて、今、小学校、公立の小中学校は体育館のエアコン設置に力を入れていると思います。これから災害の多い時期に入ります。

熱中症を引き起こす条件には、気温が高い、湿度が高い、日差しが強いなどの環境条件のほか、乳幼児、高齢者、暑さに慣れていないなどの体の条件があります。この環境条件の下で体から熱が放出されにくくなることで熱中症が発生しやすくなります。暑くなり始め、急に暑くなる日、熱帯夜の翌日には特に注意しなければなりません。

熱中症は命に関わる病態で、近年熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死者数は5年間移動平均で1,000人を超える高い水準で推移しています。しかし、予防法を知っていれば防ぐことができます。熱中症の予防行為を積極的に取り、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートを活用して、十分な対策をとらなくてはなりません。

そこで質問要旨⑥避難者の健康と安全を守る観点から、全ての指定避難所への空調設備設置について、町としてどのように検討されているか、具体的な計画やスケジュールを教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 全ての指定避難所への空調設備設置についての検討及び具体的な計画やスケジュールはについてお答えいたします。

先に述べましたとおり、29の指定避難所のうち、一部整備、夜間制限を含めまして22の避

難所にエアコンが設置してあり、第一次避難所となります。13の避難所は全てエアコンが整備されております。第二次及び第三次避難所となる7つの避難所、西部地区体育館、中学校体育館、梶山除くの5つの小学校体育館はエアコンが未設置の状況でございます。

昨年8月の「ゼロカーボンシティみまた」の実現と、巨大地震対策を目指した町長メッセージにありますように、大規模災害に備えて、町役場を中心として避難所に位置付けられております総合福祉センター「元気の杜」、総合文化施設、中央公民館などの大規模な公共施設に高効率エアコンへの更新を、脱炭素関連の各種事業をおおむね4年間で実施し行うことで、防災対策の避難環境の整備を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ということは、この4年間で全ての避難所はエアコンが設置できるということになりますか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ただいま述べましたのは、全ての避難所ではございません。大規模な公共施設ということで答弁させていただいたところでございます。

その前の教育委員会の答弁にもございましたとおり、体育館施設等につきましては教育委員会の答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 私も以前質問をさせていただいたんですけども、また公民館長さんから要望が行っていると思いますけど、質問要旨⑦です。夏祭りなどで利用されている西部地区体育館の空調設備設置の要望がありますが、設置に当たっての課題とその解決に向けた町の考えを教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 西部地区体育館の空調設備設置の要望があるが、設置に当たっての課題、費用面などと、その解決に向けた町の考えは、とのご質問についてお答えいたします。

近年の地球温暖化による猛暑の影響を考慮しますと、体育施設の空調設備の設置は喫緊の課題であると認識しております。

本町の体育館施設のアリーナで空調設備が整備されていないのは、梶山小学校を除く小中学校体育館と、2地区交流プラザのアリーナ、西部地区体育館のアリーナ、6地区分館のアリーナでございます。

これらの空調設備の整備に当たっては、財源の課題があることから、まずは学校体育館を優先

し、その後に西部地区体育館あるいは2地区交流プラザ、6地区分館など、利用頻度等を考慮して、年次的に進める予定でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ということは、はっきりした、いついつまでにということは、言えないということなんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 今、お答えしましたように、財源の課題等もありますので、そういったものも含めて、利用頻度等を考慮してやるということで、いついつまでにということは、今、お答えできないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 財源が課題と言われますよね。そう、何でも要望すると財源がって言われるんです。避難所となる西部地区体育館へのエアコンの設置は、もし設置が難しいのであれば、代替の、さっきスポットクーラーとか言われましたよね。これを代替として検討されているとしたら、避難の時だけそのスポットクーラーを使えるんでしょうか。

ここは夏祭りで利用されているので、そういうときに貸出しはできないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

スポットクーラーの活用についてでございますが、議員のおっしゃった祭り等イベントにも、実際、町で実施しておりますイベントにつきましては貸出しを行っておりますので、地域の行事についても検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 近年、きょうも線状降水帯と言われたけれども、だんだん雨量が多くなっていますよね。各地で記録的な大雨が発生し被害をもたらしています。もし、ことしの猛暑の中、避難を必要とする大災害が起こったら、町民の命を守ることができるのでしょうか。

避難所である体育館にエアコンがありません。命に関わる避難所の環境改善をこれ以上後回しにすることはできません。町長の見解をお聞きます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 植木地区に限定いたしますと、9地区分館、こちらはエアコン設置されております。これは第一次避難所でございます。

そしてまた、第二次避難所の西植木コミュニティセンター、そちらのほうは今年エアコン設置します。そしてまた、西部地区体育館につきましては、先ほど言いましたように、スポットクーラー等の活用をお願いしたいなど。学校のほうを優先的にやります。利用頻度非常に高いですから、そして子供の命を守るという意味合いで。そしてその後に、2地区交流プラザ、そして6地区分館、そして西部地区体育館アリーナがございますので、その辺りのところをしっかりと取り組んでいきます。

そしてまた、中央地区は、この武道体育館もそちらエアコン設置であります。そして町の体育館も今年エアコンを設置しますので、そういう意味合いでは、この中央地区の避難者、そしてまた、植木の避難者含めて、8地区分館もございますし、多分収容先としてはエアコン設置のところで収容できるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 災害発生時に住民が避難生活を送る指定避難所において、空調設置の未設置の施設があることは、避難された方の身体的、精神的負担を著しく増大させ、時には命に関わる事態を招きかねません。住民の生命と健康を守ることは行政の最も重要な責務であり、快適で安全な避難生活、環境の確保は喫緊の課題であると認識しております。

住民が安心して避難できる環境整備に早急に取り組むことを強く求め、次の質問に入ります。

今後、人口減少により公共施設の利用者は減少し、一方で高齢化の進行は医療や福祉関連の需要を高め、町の財政構造に大きな変化をもたらすことが予想されます。このような状況を踏まえ、公共施設の更新に当たっては、長期的な視点で財政負担を考慮した計画策定が不可欠と考えます。

そこで、⑧五本松交流拠点施設の建築計画について、町はどのような必要性を認識しているか。また、既存の施設ではその目的を達成できない理由は何かお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 公共施設等の計画について、五本松交流拠点施設の建設計画について、町はどのような必要性を認識しているのか。既存の施設ではその目的を達成できない理由はとのご質問にお答えをいたします。

本町は、これまで豊かな自然環境や生活利便性の高さ、子育て支援等が評価され、住みよい町として、人口増加とともに発展を遂げてまいりました。しかし、ここ数年の人口動態では自然減が大きく、町全体の人口は微減となっています。

いわゆる平成の大合併において、自主自立のまちづくりを目指し単独町政を自ら選択しました。そういった中で三股町が将来にわたって元気で魅力ある町であることを目指して、町の貴重な財産である五本松団地跡地を有効に活用し、三股の暮らしの魅力を高める、新しい拠点をつくると

いう考え方の下、本事業に取り組んでおります。

町民参加型で土地活用を考えてきた中で、まちづくり活動の拠点として交流拠点施設の必要性を見いだしてきたものであります。町有地の活用にも町民も参加できるというところから、まちづくりの機運が徐々に醸成されてきたものであります。

既存施設の中には十分な機能を備えていない施設もあり、その有効活用というアプローチでは生み出せないことだと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今の説明では、現状の問題点や新施設の必要性について十分納得感を得られるようなものではありません。私は限られた税金が真に必要とされる形で使われることを強く望んでいます。その根本的な原因が明確にされていないと感じています。

新しいものを造るというのは単なる問題の先送りかあるいは、無駄な投資になる危険性があると考えますが、新施設の必要性を主張されていますが、その具体的な費用対効果について多くの疑問が残ります。真に町民が求める機能なのか。新施設に盛り込まれるとされる機能は本当に町民が強く求めているものなのでしょうか。交流拠点施設には膨大な税金が投入されます。建築費用はもちろんのこと、完成後の維持管理費用、人件費なども含め、長期的な財政負担の試算が町民に十分示されているとは言えません。

本当に今これだけの費用を投じて新施設を建設することが、町民生活の向上にとって最優先事項なのでしょうか。既存施設の改修や運営改善では対応できない絶対的な新施設の必要性を明確にすべきです。町民は単に新しいものを欲しいのではなく、税金が最も効果的かつ効率的に使われることを望んでおられます。

中原議員とともにアンケート調査を行いました。中原議員のアンケート調査の2ページから3ページをご覧ください。

今後整備が検討されている施設についてどのように考えられますかとの問いに、45.8%が庁舎と一体的に整備するほうが良いと回答されています。

そして、少子化を踏まえると慎重にすべき、また、維持費などの将来の負担が心配と答えられたのを合わせると、65%近い人が回答されています。いろんな意見があるのは承知していますが、もっと町民への周知が必要と考えます。

そこで質問要旨⑨交流拠点施設の建築に当たり町民の皆様はどのような公共サービスの在り方を望んでいると考えているか。また、町民のニーズをどのように把握しているかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 交流拠点施設の建設に当たり町民の皆様はどのような公共サー

ビスの在り方を望んでいると考えているか、町民のニーズをどのように把握しているかのご質問にお答えをいたします。

町民とともに考え、町民とともに進めるというスローガンを掲げて取り組んでいる本事業では、町民を単に行政サービスの受益者として捉えておりません。むしろ、まちづくりの主体として捉えております。まちづくりは役場が勝手に進めるものではなく、まちづくりは町民の皆様のものであるという考え方を町民の皆様自身に持っていただくことが、本事業の真の目的と言ってもいいかもしれません。

その上で、平成30年度から現在に至るまでに、公募による町民ワークショップやヒアリング調査、総合計画策定のために実施した町民アンケート、有識者による審議会や検討会などで、様々な方と話し合い議論を重ねてまいりました。

当初から話し合いに参加いただいた町民の方より、進捗状況を随時教えてほしいなどの声もいただいたところです。

先ほど、中原議員と田中議員のほうで調査をいただいたアンケート調査のお話もございましたが、こちらを見させていただくと、確かに説明不足、もっとしっかり説明をする場面を確保しなければいけないということは考えており、今年、地区座談会を再開させていただいたところあります。

また、先ほど来、庁舎機能との一体化とのお話もございますが、デジタル田園都市国家構想地方創生交付金のお話もございました。ただ、現在は書かない窓口であるとか、コンビニ交付いろんな形で庁舎に来ないでいいようなデジタル社会の構築というものが目指されております。

そういう中で庁舎の中で行う機能、まず、ここから整理・検討を行う必要がございます。それに見合った施設や広さ、諸室なども一から検討していく必要があります、今後の庁舎機能というのはどういったものが求められるのか、この基本構想から始めると、ここは、やはり5年から10年かかっていくんではないかなというふうにも感じております。

先ほど来、申し上げますとおり、行政のサービスの受益者としてではなくて、まちづくりに参画する民の皆様の今、熱い思いを受けて、町としては、本事業を前に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議員（5番 田中 光子君） いいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 1問だけで。それが終わったら、もし繰り越すとすれば今日の最後にもう一回してもらおうということで。あと1問どうぞ。手を挙げて。

○議員（5番 田中 光子君） 最後で大丈夫です。

○議長（指宿 秋廣君） 大丈夫。いいですか。

○議員（５番 田中 光子君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 残りの質問については、その日の最後の質問が終了した後に行うことができるとしておりますので、お伝えをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） それでは昼食のため１３時３０分まで本会議を休憩します。

午前11時53分休憩

午後１時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 7 番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（１０番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。発言順位 7 番、内村です。

今年は、例年より早めに梅雨に入ったわけですが、入ってすぐですね、雨が降らなかったわけですが、また昨日から雨が降り出しまして大雨注意報が出ているようであります。そしてまた、今年は例年以上の暑さが予想されます。いろんな対策的なことも考えるんじゃないかと思っております。お互いに気をつけなければいけないと思っております。

まず、水田の作付状況についてということで質問をしていきます。

３月議会で町内の非耕作地、遊休農地、荒廃農地の面積、筆数、町内の相続未登記の面積、筆数について、１２月議会でWC S 稲作粗飼料の交付金転作地判定基準検査方法についてということで質問をしております。このような中で、４月に樺山地区集落営農組合多面的機能支払交付金ですね、三股町広域協定樺山地域保全会と言われておりますけれども総会が行われました。

集落営農組合組織の主な取組にしましてはですね、水田活用による団地化事業であります。また、多面的機能支払交付金事業は、農道水路、ため池の農道、農道を支える共用設備の維持管理であります。

本町の農業政策につきましては、用水確保ということでブロックローテーションということを活用しております。また、今農業資材につきましても高騰、高値が続いております。米の消費価格につきましても値上がりが続いている状況でありますけれども、ただし、生産者買取り価格の上昇は生産コストに見合った適正な状態ではないかと思っております。

農林水産省は５月２３日、２０２５年度の主食用米の生産量が、前年実績比４０万トン増の７１９万トンになると発表しております。本県を含む３４都道府県が前年実績より作付面積を増やすと言われております。本県は６００ヘクタール増の１万３、０００ヘクタールで１３年ぶりの作付面積が拡大１．０と言われております。

主食用米の作付面積は11地域で拡大、宮崎市2,180ヘクタール、都城市2,040ヘクタールから拡大を見込むと言われております。延岡市縮小、えびの市前年並み、主食用米以外は内訳としまして、焼酎用を主食とする加工用米は400ヘクタールの1,700ヘクタール、WCS300ヘクタール減の7,100ヘクタール、飼料用米100ヘクタール減の800ヘクタール、減反面積は800ヘクタールと言われております。

そのような中で、本町における令和7年度水田作付面積の内訳、主食用米、WCSですね、粗飼料作物、加工用米、飼料用米、その他里芋とかカンショがありますけども、どのような状況であるかということを伺っていきたいと思います。

あとは質問席で質問をしていきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 水田作付状況について。①令和7年度本町の水田作付面積、作付の内訳（主食用米、WCS飼料作物、加工用米、飼料用米、その他（里芋や甘藷））はどのようなものであるかの質問にお答えいたします。

去る4月に、町農業再生協議会において令和7年度の水田の経営所得安定対策等の受付を行い、農業者から申請のあった面積を取りまとめたところでございます。

取りまとめた結果、令和7年度の水田の作付面積は合計847ヘクタールとなり、作付の内訳を申し上げますと主食用米は325ヘクタール、WCSは104ヘクタール、飼料作物は296ヘクタール、加工用米は33ヘクタール、飼料用米は4.5ヘクタール、里芋は15ヘクタール、カンショは24ヘクタールとなっております。

以上を回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 水田面積が847ヘクタールですか、主食用米が325、WCSは104ですかね、加工用米が33ですか、飼料用米が296ですかね。（「4.5です」と呼ぶ者あり）4.5。（「はい」と呼ぶ者あり）里芋が15ですね。カンショが24ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

今、農業政策につきましてはいろいろと国のほうでもいろんなことが議論されているわけですけども、農業所得の問題とかいろんなことが言われております。そして、やっぱりこの作付につきましても、水の問題が一番問題になります。水がなければどうにもならないわけです。水の奪い合いです。これにつきましても、やっぱり第2地区は集落営農組合といってブロックローテーションを利用しているわけですけども、やっぱり土地改良とかいろいろ、役員の方がそれぞれ担当ですけども、なかなか難しい状況があります。その中でやっぱりこの優先順位とかいうのがあ

りますので、やっぱり優先順位を守っていただければいいんじゃないかと思っております。その中でも、やっぱりいろんなもめごとがないように、行政のほうも指導方をいろいろと、そういう集まりがあったときなんかにもいろんな説明をなされたり、そういうことを、こういうことになっておりますから地区別にも違いますけど、こういうことになっておりますので、皆さん協力方をよろしくお願いしますということをですね、お願いしたいと思っておりますけれども、そのことにつきまして答弁ができましたらよろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今のご質問についてお答えいたします。

基本的にこのブロックローテーションということの継続ということで、水の確保というところからそういうブロックローテーション継続、三股町はしているところでございます。

その中で、実際に4月にある田んぼ受付の際には、実際申請する農業者に対しまして案内文とかで、その水を使う転作作物ですね、WC Sであったりとか、加工用米、転作作物に位置づけられている部分についての作付を計画されている方におきましては、地元の集団長であったりとか、土地改良区の役員さんにもきちんとその旨を話をして、地元で調整をしていただいて、土地のほうの利用というところを調整いただくようお願いしているところでありますし、また、先ほど午前中の議員のご回答でもさせていただくところだったんですけど、団地化促進の交付金ですね、そういうところを活用していただいて、水を使わない作物であったり、水を使うWC Sであったりというところ集団化、そして、あと水のその順番的な利用というところも含めてお願いをしているところであります。

また、WC Sにつきましては基本的に主食用米を作付した後にまた植えていただくというところも指導しているところですので、そういうところまた引き続き共有しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、課長のほうからいろいろと説明がありましたけれども、やっぱり主食用米を植えてからWC Sを植えるわけでありまして、今言われましたようにこぼれ水というのがあって、芋なんかを植えたときに水がこぼれたりしたときにはなんかもめるんですよ、やっぱり、地域内で、そこ辺たいにかけ過ぎとかあったりして、水が足らないのに水をもうでたらめにかけているんじゃないかというようなことを、こんな言われたりするわけですよ。そこに対しても十分いろんな人の話を聞いて、いろんな、一方的じゃなくて、優先順位とかありますので、いろいろな方の話を聞いたりして、そういういろんなことがあったらご指導方のほうよろしくお願いします。

次に行きます。水田面積、作付面積の内訳を前年度と比較してどのようなものであるかということで伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 水田作付面積、作付の内訳は前年度と比較してどのようなものであるかのご質問にお答えいたします。

水田の作付の合計面積は、前年度令和6年度と比較いたしますと4ヘクタール減少しております。作付の内訳につきましては前年度と比較いたしますと主食用米は53ヘクタールの増加、WCSは15ヘクタールの減少、飼料作物は26ヘクタールの減少です。加工用米は8ヘクタールの減少、飼料用米は0.4ヘクタールの増加、里芋は3ヘクタールの増加、カンショは12ヘクタールの減少となっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、作付面積がありましたけど、水田面積は主食用米が4ヘクタールの、減だったですかね。（発言する者あり）すみません。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 主食用米は53ヘクタールの増加でございます。最初の4ヘクタールというのは、田んぼ全体の作付面積の合計が、令和7年度は847ヘクタールだったんですけども、令和6年度と比較すると4ヘクタールの減少、全体が4ヘクタール減少しているということです。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 主食用米、水をかける田が多くなっていますので、やっぱり先ほど言ったように、そのようなことをやっぱり十分注意されて、地域の中でいろいろ問題があったときには問題がならないように、やっぱり中間の、そういう中間になりますので、行政がしっかりと入って、やっぱりそういう、うまくやっていかなきゃいけないからですね、そこら辺たいのところをよろしくお願いいたします。

次に行きます。樺山用水路です。前からいろいろ問題になっていろいろと説明がありましたけれども、まあ3月だったですかね、いや5月だったですね、緊急臨時会があって、福留地区の用水路のトンネルの崩壊の復旧対応について、トンネルの復旧方法、貯水池の貯水量の状況とか、今後の見通しとか、いろいろ、通水開始とかいろいろ説明を受けたわけですけども、それが中でですね、工事の状況というのは今現在どのような状況であるかということを伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 代替水路仮設工事の状況はどのようなものであるかのご質問にお答

えいたします。

5月8日に開催されました令和7年第3回三股町議会臨時会において、令和6年6月の梅雨前線豪雨により被災した福留用水路トンネルの復旧工事に時間を要することが判明したことから、権山地区の田植えに影響が出ないように代替水路仮設工事の補正予算の議決を頂き、6月1日からの通水に向けて付設工事を行ってきたところでございます。

経過といたしましては5月16日にその代替水路の工事の着工をいたしまして、仮設区配管の付設を開始いたしましたところですが、その後、順調に工事が進み、5月30日には仮設配管の付設が完了いたしました。6月2日月曜日から無事通水を開始したところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 以前の説明でも今後の見通しということで、5月代替仮設水路仮設工事ということで、5月の16日から30日までが工事期間というようなことで、趣旨説明を受けておりますね。そして、6月1日が通水開始ということで説明を受けているわけですが、順調にこの工事計画どおりにいったということでよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 順調に工事は進んだということでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） それで、まあ、順調にいったということでありますので、水の確保ができるんじゃないかと思っております。

次に行きます。相続土地国庫帰属制度というのがあるそうですね、今ですね、やっぱり相続をしない人とか、いろいろ——荒れ地とかいろいろ出てきますけど、その中でやっぱり相続をしない人とかいるそうですね、この相続をしても使い道のない土地、農地とか宅地とか森林、その他原野など国が引き取るそうです。地域が——町外ですね、地域外ということですが、農地の管理を負担に感じて三股町外にいる人が、土地がこっちにあっても相続しても土地の管理ができないとか、負担に感じて同制度を使って農地を手放す事例が今後も増えてくると言われております。

この中で相続国有農地が2020年から始まっているわけですが、どんどん増えているというような状況であります。本町においてこのような国が引き取った土地、農地、宅地、原森林、その他、本町の動向はどのようなものであるかということを伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 相続土地国庫帰属制度に関わる町内の土地の所有権移転実績に

ついてお答えいたします。

相続土地国庫帰属制度は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律により、相続によって取得した土地を法務大臣の承認により土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度でございます。この制度は令和５年４月２７日に施行されたものでございます。帰属の承認を受けた場合には１０年分の土地管理費相当額を納付する必要があるとございます。これまでの町内の土地に関わる実績につきましては平成６年度に宅地１軒となっており、国への帰属承認日は令和６年１２月、所有権移転日は令和７年２月となっているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） 分かりました。

内容につきましてはあまり私もあれですけど、小規模な農地が多いというようなことを言われておりますけども、山間部とか住宅地以外にあるほか、利用しにくい山地が多いというようなことであります。国がとつても競売にかけても、土地を競売にかけても買い手と売り手が見つからないというようなことが言われております。今後も町としてもこういうところは増えていくんじゃないかと言われております。農地も荒れていますからですね。

次に行きたいと思います。畜産についてです。畜産につきましては飼料高騰とか価格の低迷というかということですね、繁殖農家、肥育農家大変なことでありました。今年度に入りまして価格が上昇してきましたけれども、和牛子牛、子牛の相場ですね、総価格とか取引頭数ということについて伺っていききたいと思います。

県内に７つの市場があります。都城、小林、串間、宮崎、児湯、延岡、高千穂全域ですね。令和元年度、令和６年度ですね、取引頭数、平均価格（メス、去勢）、どのようであったかということをお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 畜産について、和牛子牛についての①令和元年度、令和６年度の県内市場の取引頭数、平均価格（メス、去勢）はどのようであったか、とのお質問にお答えいたします。

宮崎県畜産協会が公表している数値でございますが、令和元年度の県内市場の取引頭数と平均価格については、雌は取引頭数２万２,７２０頭、平均価格６７万７,７８９円でございます。去勢は取引頭数２万９,２５７頭、平均価格７５万８,４０３円ございました。

令和６年度の取引頭数と平均価格については、雌は取引頭数２万２,８１１頭、平均価格４９万３,５２１円でございます。去勢は取引頭数２万７,５４４頭、平均価格５８万２,６５５円ございました。

令和元年度と令和6年度を比較いたしますと、雌は令和元年度と比較して取引頭数は91頭増えていますが、平均価格は18万4,268円下がっております。去勢は令和元年度と比較して取引頭数は1,713頭減っており、平均価格は17万5,748円下がっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 令和元年から6年まで頭数が81頭だったのですかね。減ですか。頭数は。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 令和元年度から令和6年度と比較して県内の全体の取引頭数は、雌は91頭増えたということですね。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 価格が物すごく下がっていますよね。本当に暴落をしたというようなことですよ。飼料は高くなって価格が大暴落、もう畜産農家は大打撃だったですよ。非常に大変な時期でまさかこういうことが来るんじゃないかというようなことだったわけですが。

それでは、令和元年度と6年度都城市場ですね、取引頭数、平均価格についてということで、どのようであったということを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 令和元年度、令和6年度の都城市場の取引頭数、平均価格、雌、去勢はどのようであったかのご質問にお答えいたします。

宮崎県畜産協会が公表している数値でございますが、令和元年度の都城市場の取引頭数と平均価格について、雌は取引頭数5,400頭、平均価格66万8,312円でございます。去勢は取引頭数7,018頭、平均価格76万5,957円ございました。

令和6年度の取引頭数と平均価格につきましては、雌は取引頭数5,044頭、平均価格50万4,604円でございます。去勢は取引頭数6,312頭、平均価格60万2,152円ございました。

令和元年度と令和6年度を比較いたしますと、雌は令和元年度と比較して取引頭数は356頭減っており、平均価格は16万3,708円下がっております。去勢につきましては令和元年度と比較して取引頭数は706頭減っており、平均価格は16万3,805円下がっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 雌が356頭減ですね、そして去勢が706頭減ということで

すね。価格はどちらも16万3,000円幾ら価格が下がったかということは都城市場も下がっていますよね、やっぱりどちらも大変だったと思います。

その中で子牛価格低迷が続いたわけですが、この中で補助事業というのはどのような補助事業があったんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） ③補助事業についてはどのようなものであったかのご質問にお答えいたします。

国からの補給金制度に肉用牛子牛生産者補給金制度というものがございますが、この制度は肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者に対しまして生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としております。

令和6年度は保証基準価格の設定額は56万4,000円で行っていました。宮崎県においては令和6年度ですね、黒毛和種に対しまして第1四半期から第3四半期においてこの補給金が交付されております。第1四半期は、1頭当たり2万2,600円、第2四半期は1頭当たり6万5,100円、第3四半期は1頭当たり4万2,100円交付されております。

また、令和6年度は肉用子牛生産者補給金制度に登録済みで令和6年度中に販売された和子牛を対象に、平均価格が発動基準を下回った場合に、補給金に加えて発動基準に応じた奨励金が交付される事業が実施されております。宮崎県では交付実績といたしまして第1四半期から第3四半期は1頭当たり3万円、第4四半期は1頭当たり1万円が交付されている状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろと補助金はあるようでありまして、その中で今年3月以降ですね、去勢と雌が60万、70万で流れてきているわけですが、この上昇した要因としてはどのようなものがあるかということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 令和7年3月以降価格が上昇した原因についてどのようなのかというご質問に対してお答えいたします。

まず、想定される原因の一つとして農家戸数と取引頭数の減少が考えられます。肉用牛子牛の令和6年の市場取引頭数が都城家畜市場では全国9位の取引頭数を有しているものの飼料価格高騰や子牛価格の低迷による離農が多く、取引頭数が減少していることから、市場の受給バランスの需要への偏りが影響しているのではないかと考えております。

次に想定される原因として都城産種雄牛の人気に伴う購買者の増加が考えられます。都城産種雄牛に桃白鵬という種雄牛がありますが、この種雄牛は牛の霜降り度合いを示す、霜降り度合いを

表す基準であるBMS——脂肪交雑基準ですね——の成績がよく、桃白鵬を父親とする子牛が出場頭数の約4割を占めております。この人気銘柄の子牛を求めて、県内外から多くの購買者が集まっており、価格上昇の要因となっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 頭数減と人気種雄牛ということで値段が上がっているということですね。桃白鵬というのは、生産地は三股ですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 桃白鵬は三股ではないです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろと伺ってきましたけど、2027年度が北海道で全国和牛能力共進会が行われます。以前に蓼池地区の福永さん親子が、島根長崎の全国和牛共進会のときでチャンピオンでありました。また県の共進会、三股からもすばらしい肥育農家の方がいらっしゃいます、入賞されている方がいらっしゃいます。全国和牛共進会、全共について今後もまたぜひ取組もよろしくお願ひしたいと思います。これは要望です。

いろいろ畜産について質問してきましたけども、やっぱり一番怖いのは伝染病だと思っております。今年は口蹄疫発生から15年がたちました。都農町で2010年4月20日に初めて確認されて以降、県内各地に拡大、8月27日に終息宣言が出るまで牛豚30万頭が犠牲となり、発生戸数292戸に上っております。現在、東アジアを中心に発生が続いております。今年の3月には韓国南東部で中心に発生をしております。宮崎県で発生したときもその前に韓国で発生が確認をされております。警戒をしなければいけないと思っております。また、4月の11日、都城市で死んでいるのが見つかった野生イノシシ1頭が豚熱に感染していることが見つかっております。高死亡率が特徴で治療はなく家畜伝染病ということで規制をされております。

また、今福岡県などで——福岡、熊本、牛のランピースキン病の感染が拡大ですね、農場の発生となっております。ランピースキン病はカナダの蚊ですね、吸血昆虫によると言われております。このような家畜伝染病の対策について、どのような対策がなされているかということで伺っていききたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 口蹄疫、豚熱、牛のランピースキン病についての家畜伝染病対策はどのようなかのご質問にお答えいたします。

口蹄疫につきましては令和7年3月に、韓国において1年10か月ぶりに発生が確認されてお

ります。コロナ禍後の海外交流の再開により、韓国と宮崎空港を結ぶ国際定期便も増えており、多くのインバウンドが県内にも流入していることから緊張感を持って畜産農家への情報提供による防疫啓発、消毒薬や立入禁止看板の配付などにより地域防疫、農場防疫の徹底に努めているところでございます。

次に、豚熱につきましては令和7年4月11日に、都城市で発見された野生イノシシの死体から豚熱ウイルスに感染した事例が宮崎県で初めて確認され、周辺の養豚農場への注意喚起がなされているところでございます。都城、三股地域においては令和5年9月から豚熱ワクチンの全頭接種が始まっており、都城農業高校を含めた三股町内の養豚農場全てにおいて全頭接種が実施されております。

また、豚熱ウイルスが野生イノシシを介して養豚農場に侵入するリスクを低減させるため、野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布を感染イノシシが発見された場所の周辺半径10キロ圏内、都城市、小林市、高原町において4月中旬と5月中旬の2回、宮崎県の主導により実施されております。

また、本町においては7月22日に町内養豚農場に消石灰、消毒用薬剤、立入禁止看板の配付を行っているところでございます。

次に、牛のランピースキン病につきましては、令和6年11月に福岡県の乳用牛飼養農場において国内では初めてとなる感染が確認されたところでございます。その後、熊本県においても発生が確認されるなど、感染拡大が懸念されたところでございます。令和6年12月に福岡県での発生を最後に新たな感染は確認されていないところであり、これまでウイルスが一掃した事例もないことから、今後は発生状況を注視しているところでございます。

このランピースキン病はランピースキンウイルスによって引き起こされる牛の病気でございます。感染した牛は全身の皮膚の結節や水腫などの症状が現れます。ランピースキン病は届出伝染病であり、家畜伝染病予防法に基づく殺処分は実施されませんが、サシバエ等の吸血昆虫によるウイルス伝播のため、感染防止対策が困難であることから農場内の清掃、消毒の徹底とともに吸血昆虫の対策が必要となってきます。本町においては情報提供、防疫啓発薬剤や殺虫剤の散布機器、霧状散布機器等を貸出等において対応しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろと、口蹄疫とかいろいろ、豚熱ですとかランピースキン病などの対策がなされているということですので、万全な体制で挑んでもらって、絶対にそういう病気が出ないようにしてもらえればと思っております。

今回、水田作付についてということで、またそして畜産ということ、樺山用水路ということ質

間をしてきましたが、一番元になるのは水であります。都城盆地、三股町は農畜産が盛んであります。特に畜産につきましては都城、三股を含んで全国的に産地であります。その根本はミネラル分を多く含んだ良質な水であります。この地域は農畜産に適していると言われております。今後も水路、水質の保全に努めていただきたいと思いますと思っております。

終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員の一般質問が終わったわけですが、聞き取り、メモするのが大変なので、もし分かれば事前に――議論を深めるためにも事前通告して、数字を表に出してもらような努力を議員にお願いをしたいと思います。

これより 14 時 30 分まで本会議を休憩します。

午後 2 時 09 分休憩

午後 2 時 30 分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 8 番、岩津議員。

〔1 番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1 番 岩津 良君） 発言順位 8 番、岩津良です。

通告に従い、質問してまいります。

まず、通告事項の 1 になります。地域の支え手確保と町民が関わりやすい仕組みについてということで質問要旨から順番に沿って質問していきます。

地域の支え手の確保と町民が関わりやすい仕組みづくりについて。

まず初めに、深刻な担い手不足の象徴と言える民生委員について申し上げます。厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員制度は地域福祉に支える重要な仕組みであり、高齢者の見守りや子育て家庭の支援、生活困窮者世帯の把握など日常生活のセーフティーネットとして機能しております。しかし、全国では既に 4,000 名を超える欠員が出ており、その成り手不足は全国的に非常に深刻です。本町でも推薦が難航している地区があり、人がいないから誰かに頼まざるを得ないといった声も住民から聞かれます。

そしてもう一つ、地域の安全を守る存在である消防団においても状況は同様です。

全国では令和 4 年度時点で定員に対する充足率が 88.4%と年々低下しており、本町でも若年層の入団が伸び悩んでいるというふうな傾向をお聞きいたします。団員の高齢化が進む一方で仕事や家庭の両立の難しさが減員要因になっていることは明白です。

その他、公民館を中心に活動する委嘱、役職についても一定の方に任され続けている傾向があ

り、毎年同じ方が継続して担当される例なども多く、制度の運用と実態に乖離があるのではないかと役職固定し、次世代の引継ぎが進んでいないという声も各地域から上がっております。

私自身地域活動を通じて、こうした役職を引き受けてくださっている方々の現場を声を伺う中で、今後、こうした支える人をどう確保し、持続可能な地域体制を築いていくのか喫緊の課題であると強く感じております。今こそ仕組みの転換や必要性について様々な捉え直しが求められているのではないのでしょうか。そこでお尋ねいたします。

通告事項の1になりますが、民生委員の担い手不足が深刻化する中で、町内では消防団等や委嘱や推薦による役職同様に、人材の固定化や高齢化が進んでおります。こうした地域の支え手の不足に対して、町として制度や仕組みを見直し、どう考えているのかということで質問を伺っていきます。

残りの質問は質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 地域の支え手確保と町民が関わりやすい仕組みについての質問について、民生委員、公民館長、消防団等を例に挙げてお尋ねですので、現状を踏まえて各課での取組について担当課長から回答していただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 民生委員の担い手不足に対し、町として制度や仕組みの見直しをどのように考えているのか、とのご質問にお答えいたします。

厚生労働省は、民生委員に対する令和元年一斉改選時の調査結果の中で、担い手確保が難しかった理由として業務負担、住民の制度理解、高齢化、高齢者の就業率上昇などを示しています。また、町で民生委員を担っておられる方からも同様のご回答を頂いております。

民生委員の業務は様々な世帯状況がある中、担当地域の各世帯に入り込み、プライベートを含む生活状況を聞いていただく活動となりますし、そしてそれを行政等の関係機関につないでいただきます。その業務を地域ごとに一人で担うことに対する負担感や不安感が大きいのではないかと考えております。そのことが担い手不足の要因となっているのだと思います。

国は、地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策に取り組んでいます。これは、生活困窮者支援等のための地域作り事業を拡充したもので、地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の業務負担の軽減、理解度の向上、多様な世代の参画に資する事業が新しく対象となっております。

国の例示では、民生委員活動をサポートする民生委員協力員の設置、地域の見守り活動への小学生の体験参加、タブレット端末等のICTを活用した情報共有や定例会議のオンライン化、大

学生や高校生の民生委員応援団によるインスタグラム等のSNSを活用した若い世代への広報等の事業が挙げられております。

町では若い世代を対象とする取組も例示されておりますので、県域内の大学や高校との連携を視野に入れながら、民生委員が活動しやすい環境の整備や負担の軽減等、担い手確保に向けた事業を検討し、課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 教育課につきましては公民館あるいは支部長等の負担が非常に大きいということも一つは、担い手不足といいますか、そうしたものに繋がっているのではないかなというふうに考えております。そこで先日、楠原議員の質問で公民館長や支部役員の負担軽減の取組について回答させていただきましたが、改めてお答えいたします。

まず、教育委員会では公民館長の負担軽減を目的に、昨年度から公民館長が出席する会議の回数を減らしました。全ての公民館長を対象とする館長会議の開催回数を年7回から4回へ削減、代議員会を7回から6回へ削減いたしました。

行政の取組といたしましては今年度から回覧の発行回数を月2回から1回縮小、全ての公民館長を対象とする行政事務連絡委員会会議の開催回数を年6回から3回へ削減いたしました。

教育委員会では公民館の役員の成り手不足の解消に向けまして、全国の事例や町内支部の取組を収集し、各自治公民館へ紹介する予定でございます。

現在把握している支部の取組例といたしましては、パソコン等が得意な方々を複数人確保し、資料作成や行事運営の支援を行うことで負担軽減を図るという方法がございます。

こうした取組は役員の負担を軽減し、成り手不足の解消に寄与するものと考えております。また、青少年指導員、こちらにつきましては毎年4月に各自治公民館へ依頼しており、それぞれの地域の世帯規模に応じて次の基準を設けています。

300世帯以下は1名、300世帯以上は2名または3名で、任期は1年ですが、継続は可能としています。青少年指導員の役割は、地域の青少年の健全育成に資することであり、それぞれの地域の指導員の話し合いによって年間計画を策定し、見回り活動等を実施していただいております。

議員から、毎年同じ方が継続して担当されている例が多く、制度の運用と実態に乖離があるとの指摘を頂きましたが、事務局としてはそうは捉えておりません。今年度推薦されました47名のうち5年以下の方が23名、約半数、そのうち1年目の方が14名、約30%と新たな人材は着実に確保されています。また、長年活動されている指導員は危険な場所で適切な指導を行うなど貴重な役割を果たしており、健康で活動に支障がない場合には継続に問題ないと考えておりま

す。もちろん、人材確保に苦慮する地域があることは認識しており、その要因を把握した上で、制度の見直しや支援体制の強化を自治公民館長の意見を踏まえて検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 地域支え手の不足に対し、町として制度や仕組みの見直しをどのように考えているのかに関して総務課からお答えいたします。

消防団員の人材の固定化や高齢化の進行など、こうした地域支え手の不足につきましては、本町の団員の平均年齢は、令和7年4月現在で41.4歳でございますが、高齢化の傾向も見られ、今後の人口及び自営業者の減少を見据え、入団者の確保に当たり町としての対応の必要性を強く感じているところでございます。

全国的な消防団員の減少傾向は、本町消防団でも同様であり、今年度初めて退団者9人に対し入団者7人となり2人が減少いたしました。また、20代以下の団員が今年度団員数168人中19人と少ないこともあり、消防団各部では特に若者の入団を促すため工夫を重ねながら加入促進活動を展開していますが、思うような結果を得られない状況となっており、町といたしましては若者が入団しやすい環境づくりに努める必要があると考えます。

次に、消防団の制度や仕組みに対する町の方策、方向性についてですが、これまで行ってきました報酬額の引上げなどの待遇改善のほか、団員の加入促進において必要となっております形式重視の操法大会の見直しや各種行事等の見直しなど、仕事や家庭との両立ができるよう負担軽減に努めるとともに、スキルアップのための訓練や研修の実施などを通して、魅力ある、ためになる消防団活動を展開してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 町としても今後の取組をいろいろ模索されている姿勢を確認できたことは大変ありがたい限りでございます。

まず、民生委員の担い手不足の不足に対しまして、提供を差し上げております私からの資料の1番になります。

山口県の民生委員、児童委員の協議会の部会において成り手不足の確保の取組を取りまとめたものになりまして、アンケートの一部を抜粋させていただいております。やはりあのアンケートの中でも、やはり様々な制度や仕組みに関して変えていくことに対しての意見というところは多く上がっているかと思えます。宮崎県においても同等のやはり要望、ご意見等が出る等であろうというふうなところは推測されておりますけれども、具体的な制度の導入に対してのご見解とい

うこと、今後、三股町は民生委員の成り手不足の確保に向けてどういうふうにお考えなのかなというところちょっとお尋ねしたいんですけれども、ご答弁いただきましたあの国の例示でも示しているというところで、民生委員の活動をサポートする民生委員協力員の設置とご答弁いただきました。アンケートの中でもサポートの体制づくりというところの一番下のようなんですけれども、やはり活動をサポートする協力員制度の導入というふうに書かれております。やはり民生委員の皆様は各宅の個別に周りいただき、個人情報等も留意しながら、大きなプレッシャー、重圧になりながら、活動を支えていただいているところであるところで、やはり今回この活動に対してやはりすごい重荷になる部分というところを少しでも取り外すべく、民生委員協力員という形でサポーター制度のご見解のほうはどうかなというふうに考えております。

全国的にも自治体でも導入に広がりを見せているというところは情報の中で調べたら出るんですけれども、やはり共通するのは一人で抱え込ませないというふうな体制をどう考えるかというところなんです、そういった中で任意的な支援とか一時的な協力というわけではなくて、公的に委嘱された協力者ということで位置づけることができないのか、というところを考えていただければどうかなというふうに考えておりますが、例えば、公民館単位とか地区単位から、まずモデルで導入するとか、あとは地域の福祉の団体とか民主団体等の連携等でもかまわないのかなというふうに思いますので、今回この民生協力員、民生員協力員制度、いわゆるサポーター制度の導入というところについてのご見解をよろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） ただいま民生委員協力員についてご質問を頂いたところであります。

現在、県内で2つの団体が民生委員協力員という形を取られておられるところの情報を得ております。また、今回、この民生委員の改選の年ということで、この4月から以降ここに至るまでの間に、町内の地域の団体から民生委員という一人ではなく、自分たちがふだんから活動している、いわゆる民生グループみたいな活動をさせていただくとうまくいくんじゃないか、というご提案なんかも一つ頂いたところであります。

基本的に業務を補助的に分担できるということで、協力員の存在があれば民生委員業務の負担軽減にはつながっていくのではないかなというふうに考えております。ただ、これにつきましてもやはり担い手確保というところはどうしても出てまいりますので、そこについて、負担感とか、そういうのができるだけないようという形が構築できるのかどうか、先進的なところの例をまず勉強したところで検討をしたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） あまり実例というところは、近辺ではあまりございませんが、また先進的なところを取り入れた上で——やはり既にもう欠員というところも起こってきているよ

うな状況でもありますから、少しでも早くそういったところの、全体的に、やっぱり町として全体的に民生活動というところ、しっかり支えていくというところの姿勢をお見せいただければありがたいかなというふうなところを感じております。

その次にご答弁いただいた内容で、消防団について少しお尋ねさせてください。

消防団各部でやはり、先ほども申し上げました平均年齢の高齢化というところが顕著になっているようですけれども、どこも若年層の入団の苦戦というところは強いられているのが現状ではないかと思います。ご答弁の中でも各部の入団の促しのために創意工夫されているというところでご答弁いただきましたけれども、具体的に何かちょっといい例、よい例というか、モデル例とかあれば教えていただきたいのと、また町としてどういった——入団に関して支援ができないのかなというところに関しましてもご質問させていただきたいなと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えします。

消防団各部におけます加入促進活動の例ということでございますが、ある部の部長にこの活動について確認をいたしました。その中で出てきました意見としまして、若い団員が所属するコミュニティをまず活用しているということでございました。その集まりの中で、例えば消防団に関しての情報共有を行っていたり、またその情報共有を持つ中で、次にはそのコミュニティの中で、職場の中の、団員が属する職場の中で、例えば町内に居住している人や、また町内に勤務する人などの情報共有を行って、加入促進を行っているということでございました。

なお、この部につきましては、先ほど申しました町の平均年齢41.4歳でございますが、この部につきましては37.19歳ということで4歳ほど若い構成となっているということでございました。

次に、町の支援等についてでございますが、こちらにつきましても消防団に加入しない等の理由につきまして大きく3つほどあるかと思えます。

1つ目に例えば時間がない、家事や育児のため時間がない、また2つ目、参加するきっかけがない、それから3つ目に興味関心がないというようなことなどが考えられます。そういった、参加しない、入団しない理由につきまして、町といたしましてはこれまでも町の広報誌、広報みまたを活用しまして、消防団の紹介等を行っておりますので、引き続き情報発信を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） すぐに打開策が見いだせない部分もあるかと思うんですけれども、先ほどの民生委員に関しまして何か先進的なところを調査いただいて、できる限りの支援とい

うところをまたしていただけたらありがたいかなというふうに思う中で、次の費用弁償、保証報酬という部分に関しまして質問を移りたいと思います。

そのまま次の質問になりますけれども、民生委員をはじめとする委嘱役職者や消防団員含めて、物価の高騰の影響によって実質的な活動負担が増えているというふうな現状はやはり顕著であるのかなと思うのですが、報酬の支援の費用弁償の在り方について、今後の見直し等を検討できないかというところで質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 民生委員をはじめとする委嘱役職者や消防団員等を含め報酬や費用弁償の物価高騰の影響による見直しが求められている報酬支援や費用弁償の改定について検討できないかとの質問についてお答えいたします。

三股町の各委員の報酬等につきましては特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において規定しております。そのうち、農業委員会委員等の報酬を平成29年7月20日から、教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員及び日額報酬としている各委員の報酬を平成29年10月1日から現在の金額に改定したところであります。

報酬等の見直し後7年経過していますが、今のところ改定は予定していないところでございます。ただし県内の動き、他団体の状況等は参考にしたいと考えます。

なお、消防団員の報酬につきましては、全国的に消防団員の減少に歯止めがかからない現状を踏まえまして、その要因の一つであります消防団員の報酬等に係る処遇の改善を図るため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、令和4年4月1日から現在の報酬金額に改定しております。

次の見直し、改定等につきましては、近隣市町の動向等を踏まえまして、処遇の改善も含め検討してまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 今のところ見直しは考えていないというところのご答弁でありますけれども、7年経過している中で、やはりこの今の物価高騰というのはこの数年の中でかなり影響があるのではないのかなというところで、特にガソリン代なんかでも高騰している状況で、補助金等の導入で少し下がったりする部分はあるんですけれども、まずもう一度、民生委員さんについての報酬、費用弁償に関して少しお尋ねしたいんですけれども、民生委員さんは報酬に関しましては国の規定により無報酬という形で位置づけられておりますけれども、費用弁償ということに関しましては、国の基準に応じた活動に係る実費相当額というふうな形で位置づけられているというふうな形では調べたら出るんですけれども、今回この費用弁償額について三股町の民

生委員さんについての費用弁償額とその費用弁償額の根拠、その設定の根拠というところを質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 民生委員の活動費に、費用弁償に関する根拠というところでありま
す。

まず、民生委員さんに活動費が支払われるまでのところなんです、町のほうから社協内にあ
ります民生委員・児童委員協議会のほうに一旦町から補助金ということでお金をお支払いしてお
ります。この補助金の中から事務局のほうでいろんな必要経費、会議の開催費であったりとか、
そういったものを払った上で活動費という細目がございます。この中からこの民生委員それぞ
れの方に活動費ということで費用が支払われているわけでありましたが、内訳ということになりま
す、現在の6年の4月1日現在の国の単価につきましては6万200円ということが定められて
おります。これに各自治体のほうがそれぞれで上乗せをした形を活動費ということで支払ってお
ります。これはあくまでも報酬という考え方ではなくて、活動していくための交通費であったり、
通信費であったりということの一部という捉え方になっております。

以上が内訳になります。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 上乗せして、結局幾らになるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 令和6年度実績では、年額6万200円を合わせまして14万円に
なっております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 約8万円ほど上乗せをしているというふうな見解なんですけれど
も、これは県内のほかの自治体に比べるとどうなのでしょう。平均的なのか、そのあたりはい
かがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） これについては自治体ごとの取組ということで、比較できるような
資料は手元に、手元というか、ないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） もう一度、もう一点だけ。なぜ、じゃ、その8万円の上乗せとい
うのはどうやって決まるんですかね。その根拠をちょっと知りたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 8万というのはどこから、岩津議員、8万ていうのはどこから出てきた
つけ。

○議員（１番 岩津 良君） 国の基準は６万２００円なんです。で、町が全体的に費用弁償として出しているのが１４万円なので、町として上乗せしているのは差額で言うと８万円ということとでよかったですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）で、なぜ８万円なのかっていうところを知りたいということです。

○議長（指宿 秋廣君） ６万円は月額つけ。年額。福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 年額が６万円で、お支払いしているのが１４万円ですので８万円が出てきます。

○議長（指宿 秋廣君） それは、福祉課長、その根拠をっていう話ですけど、何かあるのかな。福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） これこれを積み上げて８万円になっているという根拠は、今、申し上げられないところなんですけども、町のこれまでの取組の中で補助金を積算するときに出してきた金額であります。それを、先ほど申しましたように、事務局にお支払いした活動費全体をその人数で割っているというところまでしか、今、お答えできません。申し訳ありません。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） すみません。細かいところまでいろいろ聞いた限りなんですけれども、ならば、その今の費用弁償で果たして今の民生委員の方々が、果たして、この、まあ、しっかり、まあ、確かに奉仕の精神というところもあると思うんですけれども、これだけの物価の高騰もある背景もあることから、しっかり、まあ、足りているのかとか、そこで満足しているのかとか、そういった調査といいますか、アンケート的なもの、そういったところはどうなのかなと、また見直しとかも今までそこら辺を考えたことはないのかなというところもあるんですけれども、そのあたりはいかがですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 先ほど申しましたように、これは活動費ということで必要な——活動いただくのに必要な経費の一部ということで、今、８万円と６万２００円というのが合計されたいという形になっております。

物価高騰とかその辺をこの質問の大きなところで出されておられます。今、それに見合うものなのかどうかというところを含め、ちょっと、他自治体の情報が簡単に得られるか分かりませんが、まず調査等はしてみたいと考えます。

で、町内の民生委員さんが今でどうなのかというところについては、また団体の会長のほうともちょっと話などしてみたいと考えます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 少しそういう調査等もご検討いただきまして、見直しも視野に、

そういった姿勢というところもお示しいただけるとありがたいかなというふうに思います。

続いて、費用弁償ということで各部の消防団がございますけれども、少しお声頂いたことがございましたので、まあ、費用弁償に関してなんです、消防団に関して出動訓練という形でいろいろ費用弁償も行っているところなんですけれども、例えば台風災害等の待機という形があると思います。町の災害対策本部から指示の下、各部においては待機を強いられる中で、やはり待機に当たって必要なものが、必要経費の部分が重なってくると思います。飲食料関係ですね、特に一番お金がかかる部分に関しましては。その部分の必要経費が、各部費からやはり会計として賄われていたり、自前、まあ、手弁当という形でどこまでやっているか分からないですけれども、全てやはり部のほうで賄われているというふうに聞いております。

町の災害対策本部というところの指示の下というところで考えると、少し支援をしていただけないかというふうなお声を聞いたところでございましたので、ここで質問させていただきたいんですけれども、やはりこの昨今の激甚災害等になると、やっぱり長期的な待機というところも強いられる中で、年間も1回ではなく、数回災害が訪れた場合は、やっぱりそういった必要経費等が積み重なってくると、部費の会計にとってやはり大きな負担になってくるというふうな形でお声を聞いていますので、そのあたりの部費等の支援等の見直し、見解はいかがかなというところで質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 消防団員の費用弁償に対する支援につきましてお答えいたします。

災害対策本部を開いた場合のその本部に従事する職員につきましては現在のところ食料費等は支給をいたしておりません。また、同じく消防団員についても支給等は行っていないところでございます。ただし、令和4年の台風の災害におきまして土砂崩れが起きたことがございました。そのときは災害対策本部といたしまして消防団員にも食料費の支給をいたしたところでございます。全く支援していないということではございますが、災害の程度によって支援も今後も継続していければと考えているところで……（発言する者あり）でございます。また、待機の費用弁償及び出動また待機に伴う報酬等についてお答えいたします。

まず、費用弁償で言いますと、費用弁償の額は、その出動に伴い実費が生じることも踏まえまして、出動にかかる費用弁償ということで支給をしておりますが、この額につきましては1回500円でございます。この金額につきましては特別職で非常勤の職員の費用弁償の中で、距離の短いものにつきましては500円でございます。

また、出動報酬につきまして申しますと出動報酬の金額は、大きく3つの区分に分けてございます。一番長い4時間以上になりますと金額が8,000円でございます。そして、2時間以上4時間未満につきましては4,000円、2時間未満につきましては2,000円ということで、

この金額を令和4年4月1日に改定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 令和4年ですかね、一度支給をそういった形で支援されたということに関してはですかね、はい。まあ、そういうお声があるのもう一度ちょっとお尋ねしたいところはあるんですけども、いわゆる、結局、その支給した——令和4年は支給されたじゃないですか、支援をですね、それは何かこう基準があったんですかね。この災害の規模だったら支援しますよとか、そういったことが何かあってそのときは判断されたんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 令和4年の災害における食料の支給についてお答えいたします。

基準等につきましては現在定めてはないところでございますが、この令和4年の災害につきましては自衛隊のほうにも派遣を要請しまして、まず、救出につきまして時間が不確定というところがございました。そういった中で団員につきましてはその現場から離れることもなく、救助に従事いたしましたので、そういった状況を踏まえまして食料の支給を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） よっぽど激甚的な特別な状況の中でご判断されたというふうな見解でありましたけれども、これからも災害に関しては幾つ、何回訪れるかとかいうところは分からないところでありますので、やっぱり、各部のご負担というところで少し考慮いただける、まあ、姿勢というところはお示しいただけるとありがたいかなというところで今回質問させていただいた限りです。そういったスポット的な補助的な制度というところも何か設けていくというところの見解もぜひしていただけたらありがたいなというところになります。

やはり地域の支え手というところで地域の手足となる民生委員、消防団員でございますから、今できる現実的な対応というところを前向きに模索して示していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。次はデジタルデバイド（情報利用格差）の解消に向けた地域支援策ということで質問をいたしたいと思います。

令和5年の9月定例会においても、DXに関して少し質問させていただいた限りですけれども、利用に関しての支援というところを少しお尋ねさせていただきたいと思います。

今年度、町のほうとしてもバス予報システムということで、くいまーるバスのバスロケーションシステムをリリースしたところだと思うんですけども、ICTの情報通信技術というところの便利な機能をこれからもどんどん展開していく限りなのかなというふうに考えております。

すごい大変前向きで、取組があるべきで、すごく便利な機能だなというふうなことでは感じるんですけども、やはりそれを、機能を生かしていけるかどうかというところに関しましてお尋ねさせていただきたいなというふうに思います。

高齢化率も30%を超えてきておりまして、三股町内におきましてもデジタルに不安を感じるという方もやはり一定数おられるのではないかなというところで、今回バスロケーションシステムなど、町が導入したICT施策について操作に不安のある高齢者をはじめ利用に至らないケースを避けるためにも、利用を広げるための周知や支援の在り方について整理が必要があるのではないかとということで質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） バスロケーションシステムなど町が導入したICT情報通信技術施策について操作に不安のある高齢者をはじめ利用に至らないケースを避けるためにも利用を広げるための周知や支援の在り方について整理していく必要があるのではないかとこの質問についてお答えいたします。

町民が操作するICTに関するシステムを導入する場合、高齢者等、操作に不安のある方にも分かりやすいように直感的、視覚的に使えるように、なるべくシンプルな配置や大きな文字で構成することは大切な要素だと考えています。例えば、昨年度導入いたしましたバスロケーションシステム、バス予報につきましてもそのような点に配慮してシステムの選定構築を行いました。

周知や支援につきましては広報や回覧、町公式LINEやフェイスブックなどを通して案内しておりますが、それに加えて導入したシステムの操作方法を直接教える場をつくるなど、より多くの町民に伝わる環境を他部署とも連携しながら整備していくことも検討していきます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） そのまま次の質問もよく似た事項でございますが、そのまま質問に移りたいと思います。

バスロケーションシステムに限らず、公式LINE等も今回、回覧版を1回ということにしたことによって、簡易的に簡素化したものの、それに慣れていらっしゃる世代という方々に関しましては、やはり情報が得にくいというふうな状況にもなっているのではないかなというふうに考えます。やはりなかなかデジタルになかなか自分だけでは手につかないような状況というところに関しての支援というところも踏まえて、まあ、防災アプリ等もありますから、何かしら支援をしていただけないかなというふうなところを考える上で通告要旨の2番ですね、情報の手続や防災情報などのデジタル化が進む中、スマートフォンの操作の不安を感じる町民が支障を抱える場面もある場合、町として相談や支援の体制整備をどのように進めていくのかということで質問い

たします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 行政手続や防災情報などのデジタル化が進む中、スマートフォンの操作に不安を感じる町民が支障を抱える場面もある場合、町として相談や支援の体制整備をどのように進めていくのか、との質問についてお答えいたします。

スマートフォン操作につきましては令和6年度に教育課生涯学習係主催の生涯学習わくわく教室においてスマートフォン教室を実施しております。この教室は講師をBTV株式会社に委託しまして、教室の内容をスマートフォンの基本的な使い方やお悩みを解決しますと題しまして、中央公民館で1回目を昨年7月に、2回目を同年8月に、全2回、定員各10人で実施いたしました。

今後についてでございますが、今年度はスマートフォン操作支援につきましてはスマートフォンの使用機種により操作方法が異なるため、各携帯キャリアのサポートサービス等をご活用いただきたいと考えます。

また、町としての相談や支援体制の整備につきましては、キャリアのサポートサービス等の相談先の紹介や案内等を行っていくことを考えております。

なお、三股町公式LINEにつきましては操作方法や機能更新等がある場合は、これまでどおり各種媒体での案内・周知を継続するとともに、より多くの登録者に利用していただけるよう対策を検討していきます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 昨年度、2回開催していただいて定員が10名を2回、20名定員でしていただいた限りでございますけれども、参加者数は10名に関してどれぐらい参加してもらったのか、定員が埋まったのかどうかというところなんですけれども、あとはその成果とか参加者のご反応とか、その辺を伺えたらと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 今のご質問の件につきましては調べておりませんので、また後日それについては回答させていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） すみません。少し突っ込んだ話にさせていただきましたけれども、これからバス予報に関しましても、様々展開される中で、まあ、せっかくなので使ってほしいなというふうに思うんですけれども、その使ってほしいというのも、まあ、何といたしますかね、誰でも分かるといいますか、高齢者の方でも分かりやすく、分かるような資料といいますか、そう

いったものにしてほしいなというところがあります。ＱＲコードを読み取ってとか、アプリを取ってということだけでも、一苦勞の方もなかなかいっちゃうのも現実的なところもありますので、そんな中で私が提供を差し上げております資料の２番になるんですけども、福島市が目指されているという形で、今回デジタルの活用というところの抜粋を上げさせていただいております。右側ですね、５番にですね、高齢者向けのスマホのハンドブックということで、今回このハンドブックという形で説明の冊子のようなものを、これは取り組んでいるところがシルバー人材センターであるというところがあるんですけども、すごく、こういうのがあると分かりやすいなど、いわゆる町のＩＣＴ手帳みたいなものですね、町で行っているデジタルアプリ、機能に関して、いろんな物事に関しましてもまとめたようなハンドブックになるかと思うんですけども、高齢者にも伝わりやすい言葉で説明、見やすく読みやすい工夫をされているということで、一般的な、例えばバス予報のシステムのチラシだけ見るとやっぱり全て中身も理解しにくいこともありますし、ＬＩＮＥ登録に関しましても、やはりこう、まあ、ＬＩＮＥという言葉は分かるんですけど、そもそもＬＩＮＥやっているかどうか分からない方もいらっしゃると思うので、こういうものがありますよと一覧にしたものがあればどうかなというふうな形で、今回ご提案というところになるんですけども、こういったデジタル関係、ＩＣＴの冊子等の手引き的なご発行などのご検討というところはいかがかなと思って質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） これ、③の問題。

○議員（１番 岩津 良君） ②ですね。

○議長（指宿 秋廣君） ②。ＩＣＴ。

総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

周知や支援の方法についてでございますが、より多くの町民に伝わる環境を他部署とも連携しながら整備していくことを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（１番 岩津 良君） はい、議長。

○議長（指宿 秋廣君） ②だけでもう終わります。時間がない。時間が。

○議員（１番 岩津 良君） 微妙ですね。

○議長（指宿 秋廣君） いいですか、もうこれで。

○議員（１番 岩津 良君） はい、ここで大丈夫です。

○議長（指宿 秋廣君） 残りの質問部分については、田中議員の質問の後に行います。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、１５時３０分まで本会議を休憩します。

午後 3 時20分休憩

午後 3 時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 6 番、田中議員の残りの一般質問を行います。前半の部分で最初にあった質問の中でアスベストの件ですかね、執行部から補足説明を受けておりますので、まずそれを受けたいと思います。総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） アスベストの使用状況及び除去状況につきましてお答えいたします。

本町では、平成 1 7 年度に調査を行いまして、吹きつけ等、むき出しの状態の施設につきましては、既に撤去するなど対処済みであります。しかし、通常使用であれば被曝のおそれはないものの、アスベスト含有建材は存在しております。施設につきましては、この庁舎西側の倉庫でございますが、こちらにつきましては、今後屋根の撤去等の工事の際には、粉じん等が舞わないよう十分に注意して撤去を行う予定としているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5 番 田中 光子君） ありがとうございます。アスベストは本当に危険ですので、ぜひ慎重にお願いします。

先ほどの回答で、町民のニーズはワークショップなどで把握しているという回答でしたが、町民とともに考え、町民とともに進めるまちづくりということで取り組んでこられましたので、私たちがアンケートを通して分かったことは、交流拠点施設についてどの程度ご存じですかとの問いに、約 7 0 %以上の方が「知らない」、または「名前だけ聞いたことがある」との回答でした。つまり、町民は知らない方がたくさんおられるということです。なので、一部の方だけが知っているように思います。ただ情報を発信するだけでなく、自分ごととして捉えてもらえるように、町民に、そのような工夫はされたのでしょうか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げました町民ワークショップそれからニーズ調査等を行って、先ほどヒアリング調査は 5 1 1 のご回答を頂いたというふうに申し上げました。また、その後、町民ワークショップを全 5 回、延べ 1 2 2 名のご参加を頂き、必要な機能や機能配置の話し合いを行いました。また、毎回のワークショップ開催後は、町民ワークショップニュースということで、第 1 号から第 5 号まで町の公式ホームページ等に掲載をし、また町内の回覧、また広報紙等にも周知をさせていただいたところです。

また、検討委員会や審議会につきましても、自治公民館や商工会また女性団体連絡協議会の皆様、また南九州大学、都城高専の先生にもご参加を頂き、その都度、協議の内容を報告してまいりました。

また、令和3年11月には基本計画を策定いたしましたが、この頃はコロナ禍もありまして、あまり開催ができていなかったところもございますが、令和2年度と3年度には検討委員会を4回、審議会も4回、幹事会は9回、それに加えて町職員の担当者から成るプロジェクトチーム会議を8回、また、議会の全員協議会におきましても、6回にわたり説明や意見交換を行ってきたところです。

その後、また企画基本計画の策定後、令和4年の6月にも3日間の町民ワークショップを開催し、100名以上のご参加を頂いて、暮らしの魅力を創出する4つの機能からイメージされる複数の計画案などを頂いたところです。

ワークショップは5回と3日間、コロナ前とコロナ後、それからそれに伴う広報等を、周知を行っております。そういった中で、焦点としてやはり五本松に何ができるのかというものに焦点が行きがちですけれども、どういう過程で、どういう機能が必要で、町民参加のまちづくりでどういうものをつくりたいのかという検討過程、こちらをできるだけ発信をして、皆様からの意見を頂戴したいという努力を、現在までは続けてきているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かにワークショップ、かなりの回数開催されたことは存じ上げております。ただ、私たちがアンケートを取ったのも、318名でしたかね、の方のアンケートでした。その中で70%って、かなりの方だと思います。だから、やりたい人だけが集まってのワークショップだったのじゃないかなということ。町民全体にやっぱり回覧板とかホームページとか、そうやって毎回いろんな情報ですよ、ホームページに載っています、回覧板で回しましたとか言われるけど、町民に伝わっていなかったら発信していないのと同じなんですよ。だから、発信する側だけの考えじゃなくって、自分ごととして町民が捉えるような発信の仕方、工夫が必要だと考えます。

公共施設の計画については全9問、今回質問してきましたが、限られた財源の中で、なぜ交流拠点施設事業を優先するのか。住民の生命、財産に関わる避難所環境の改善が後回しになっている中で、多額の費用がかかる交流拠点施設に予算を投じることの妥当性が私には疑問です。庁舎は修繕、維持管理して建て替えない。新規の箱物には財源を確保し、多額の予算を投じて交流拠点施設事業を進めようとしている。この点について、私は矛盾しか感じません。本当に町民はそれを希望しているのでしょうか。先ほどのアンケート結果には、とても希望しているとは考えに

くいものです。確認したいのは、交流拠点施設を建てることで、これからの子供や高齢者施策の財源に影響はないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） これ、⑨でいいですか。

○議員（５番 田中 光子君） はい、⑨で。

○議長（指宿 秋廣君） はい。

町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 交流拠点施設を中心に町政を動かしているわけではありません。子育て支援にも相当力を入れております。そして、脱炭素のほうにも力を入れております。防災関係にも相当力を入れております。要するに、並行していろんな形で町をどう活性化していくか、また、町民の安全、安心にどうつながっていくのか、そういうのを全て並行してやっております。今現在、上げているのが設計費の８，０００万ぐらいで、要するに、子育て支援には億のお金を費やしています。そしてまた、脱炭素のほうもそのような形で。要するに、一つ一つを重点的に、一方だけやっていくというようなスタンスではなくて、全般的に町民の福祉の向上にとって何が大事なのか、そういうものの視点から議論を重ねながら、今回に至っているというふうにご理解いただきたいなというふうに思います。

ここに基本計画がございます。立地適正化計画がございます。これも全て議会のほうにもお話ししながら、このワークショップでの町民の意見、そしてヒアリング、そしてまた聞き取り、いろんな形で情報提供してまいりました。要するに、その中でこの４つの機能を持った、五本松公園の五本松跡地の整備について、町民の意見がそういう方向でしたから、それをまとめて、今こういう計画を前に進めているというふうにご理解いただきたいなと思います。

議会のほうにも、６回、７回、説明会もしております。特別委員会の中でも、担当のほうに説明をいたしたところでございます。そういう意味合いで、そしてまた、この事業自体が町の財政にどれだけの影響があるかということも十分、５か年計画そして町の長期財政改革、その中で試算しながらやっておりますので。ですから、これからの未来の子供たちに負担をかけないということで、この事業を約２０億円程度ということで今考えていますけれども。まだこれ以上に要るかもしれませんけれども、できるだけ負担が大きく将来に残さない形での取組をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 今、町長の言葉に、未来の子供に負担をかけないという約束をしてくださいました。ですね、じゃないと未来に、財政に不安があるという声はかなり上がっています。だから、町が地域の活性化と住民の交流促進を目指し、交流拠点施設の整備に意欲を燃や

されていることに對し、大いに期待するところがあります。しかしながら、その意気込みとは裏腹に、計画策定のプロセスにおいて、肝心の町民の皆さんの声が十分に聞き入れられていないのではないかという切実な声が私のもとに数多く寄せられます。この交流拠点施設という理念は、町民の皆様一人一人の暮らしや地域活動に根差したものでなければなりません。真の交流はそれでは生まれません。行政の意欲が空回りすることなく、本当に必要とされる施設をつくり上げるために、現状と課題についてしっかりと検討していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩します。

午後 3 時 41 分休憩

午後 3 時 42 分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

質問に入る前に補足の説明があるということですので、それを受けたいと思います。教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 先ほど岩津議員のほうからご質問がございました、スマートフォンの基本的な使い方や悩みを解決しますと題しまして、2 回ほど講習会を行っております。1 回目が 7 月 19 日に実施しました。9 人の方が参加されております。もう 1 回、8 月 16 日は 6 人の方が出席されております。いずれも 70 歳代の方が非常に多かったということでございまして、参加された方はこの研修を通じまして、スマートフォンの使い方がよく分かったというようなことで、非常にそういった高い評価を頂いております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1 番 岩津 良君） ご回答ありがとうございます。引き続きそういった形で使用できるという形をしっかりとつなげていただけたらなというふうに思う中で、質問要旨の 3 に移りたいと思います。

I C T の理解ということで、先ほども申し上げておりますとおり、様々な情報通信技術を活用した施策を執り行っているところでございますけれども、活用を広げるためにさらにということで、学校や地域団体や民間企業との連携による、世代を超えた学び合いの場が有効とされております。先ほど B T V から、ケーブルテレビからも来ていただいて教室を行っているということでしたけれども、町としてどのように連携し、世代横断的な学習機能を広げていくお考えでしょうかということで質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） デジタルデバインド（情報利用格差）解消に向けた地域支援策について、③ICTの理解と活用を広げるためには、学校や地域団体、民間との連携が有効とされている。町として、世代を超えた学び合いの場をどのように広げていくのかとのお質問にお答えをいたします。

総務省が毎年公表します情報通信白書によりますと、デジタルデバインドとはインターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことで、具体的には地域間デジタルデバインド、個人間・集団間デジタルデバインド、国際間デジタルデバインドに分類されているようであります。また、同白書によりますと、高齢者や障がいのある方、低所得世帯などで情報通信技術を利用できない者の割合が多く、都市機能が小さくなるにつれて、その割合は大きくなっているとの分析がなされております。

本町として、学校や地域団体、民間事業者との連携による具体的な対応を導き出している現状ではございませんが、このたび整備を計画しております交流拠点施設整備事業において、学び機能の要求水準書には、「学ぶ人が増える」「仲間ができる」「成長できる」というキーワードを掲げ、民間事業者からの提案を頂くこととしており、デジタルデバインド解消の一つの施策になるのではないかと考えているところです。

また、岩津議員ご提供のこちらの福島市の目指す地域全体のデジタル化の中では、アドバイスできる高齢者を登録しということで、高齢者自身をアドバイスできる人に育て上げて、ハンドブック等の制作をされているということも、非常に知見に富んだ新たな発想だなというふうに感じました。また、先日の宮日新聞では、都城市さんの地域おこし協力隊がデジタルデバインド支援の専門の地域おこし協力隊を採用され、温泉施設等で個別に対面によりされているという情報も先日お見受けをしたところでした。様々なこういった知見を生かして、今後こういった民間事業者また学校、地域団体等の連携ができないか検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 前向きなご答弁ありがとうございます。デジタル支援員という形で地域に配属されている自治体もあるとのことですので、そういったスマホ教室とかいうように受け入れるというところではなく、外に向けて動いていきながら、デジタルの活用を進めていくという形も一つ策なのかなと思いますし。

今回、この質問をさせていただいた背景というところが、令和5年の9月の定例会もDXの話を質問させていただいた中で、ご答弁の中で学校との連携というところの、今回、通告等もさせていただいているんですけども、南九州大学と包括連携協定を結んでいるということに触れられながら、大学生などの若い力を借りてもよいのではないかとというふうなご答弁をその際に頂い

た限りだったものですので、この連携の下、こういった進捗になっているのかなというところの形で伺った限りなんですけれども。この南九大との接点というか、進捗というか、そういったところがもし分かればお願いしたいんですけれども。質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

南九大との連携協定につきましては、進んでいない状況でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1 番 岩津 良君） これから、先ほど企画商工課長からのご答弁いただいたとおりで、さらなるいろいろな模索をしているようなご回答はありましたので、ぜひまた視野に入れながら、また大学並びに櫻美学園等の高校生なんかのご協力も頂きながら、広い視野で、地域全体で、このデジタルの活用というところに取り組んでいただける風土をつくっていただけたらありがたいかなというふうに思うところで、質問事項の2のほうは締めさせていただきます。

次、3番の空き家の増加、地域環境管理の在り方についてというところになります。午前中も空き家等の質問はほか議員からありましたけれども、町内の空き家の実態把握とその分布の整理、管理の体制の在り方についてということで、令和5年6月には空家等対策の推進に係る特別措置法というところが改正された中で、新たに管理不全空家という区分が創設されたというふうになっております。従来の特定期間空家ほど深刻でなくても、一定程度の管理不十分であれば、自治体は助言・指導、勧告といった対応も講じられるというふうな可能性を示しました。

また、空き家をまちづくりの資源として活用する制度的基盤として、空家活用促進区域の指定も活用となり、地域の実情に即した利用・活用施策の立案が求められているのが、全国的にもやはり様々な施策は進められているかというところは、ご承知おきのとおりに思います。ただ、こうした法制度を本町で生かしていくためにも、まず空き家の現状を正確に把握して、地域ごとの分布状況をどうなのかというところの可視化についてお尋ねいたします。

通告の1番になりますけれども、空き家の増加により、防災、防犯、景観などの課題が生じています。法改正の中で、可視化や管理強化が進められている中、本町の空き家の実態把握や分布整理についてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 空き家の増加により、防災、防犯、景観などの課題が生じている。令和5年の空家改正法で可視化や管理強化が進められる中、町は空き家の実態把握や分布整理を今後どう進めていくのかとのお質問にお答えいたします。

本町では、令和3年度に町内の空き家の実態調査を実施しており、空き家の所在及びその状態、

所有者の意向等をデータベース化し、関係各課と情報の共有、いわゆる可視化に努めています。

また、その調査結果及び空家等対策の推進に関する特別措置法等を踏まえ、空き家等の発生を抑制し、町民の良好な生活環境の確保を図り、町民が安心して生活できることのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、三股町空家等対策計画を令和4年12月に策定しております。今後の空き家の実態把握や分布整理については、三股町空家等対策計画の更新時期を考慮して、適切な時期に再調査を実施していくこととなります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 現状の実態というところですが、要求させていただきました資料の8から3ページございますけれども、現状の総計としては1,039の中で居住可能、居住不可能、補修すれば居住可能という3分類に分けられているような形が、資料8の1というところで示されているところがございますけれども。

まず、この居住可能、これから更新して、また数は変わっていくところもあると思います。居住不可能、補修すれば居住可能と様々さま変わりするんですけれども、年数たつにつれて、建屋に関してはやはり古くなっていったりとかするところはあると思いますが、補修すれば居住可能というところと、居住不可能の、この線引きというところが少しちょっと分かりづらいというふうに思いますし、どんな調査で、この件数も300、100と膨大であることから、位置づけられているのかなというところに関して気になるところでございますので、この区分に関しての根拠というところを質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） この資料の居住不可能、補修すれば居住可能、この違いについてご説明させていただきます。

令和3年度に実施しました空き家の実態調査のときに、町のほうが委託をしたわけですが、業務を委託するに当たっては、県内でも空き家等の実態調査、こちらの実績のあるコンサル業者に委託をいたしまして、発注いたしまして、そちらのほうの技術者のほうが各家を回っております。

この家は、このときは各公民館長さん等に空き家等の情報を頂きまして、その空き家と思われるところについて調査を実施しました。しかしながら、当然敷地内に足を踏み入れることとか建物内に立ち入ることはできませんので、周辺から目視で、先ほど町の委託を受けたコンサル業者のほうが目視による点検を実施しています。そのコンサル業者のほうで空き家の現地調査票というものを作成しておりまして、そこにそれぞれ構造がどうだとか、屋根がどうだ、例えば屋根がもう抜けているのであれば、もう目視のときに居住不可能だとか。壁がクラックが入っているだと

か、もう抜けて、ないだとか、そういったのを目視による判断で評価していった、総合判断ということで、この3つの分類に分かれております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。また、町としてはこういった空き家の分布等も、システム等を活用して管理をされているというふうな認識だと思えるんですけども、一軒一軒の建物の状況、例えば築年数がどうかということも全て把握されているということでよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 令和3年に調査して作成しましたシステム、それによりますと現地の一軒一軒ですね、写真も見ることができますし、そのときの調査資料、先ほど申し上げました、項目ごとに該当、構造がどうかとか。例えば、屋根が瓦屋根だとか、スレート屋根であるとか、鋼板であるとか、そういったものの情報は見ることができます。

その後の意向調査というのも行っておりまして、持ち主がしっかり分かっていたら、その方に、この空き家をどう今後考えているのかという意向調査までしておりまして、その当時は、週に何回管理しているだとか、もう、ちょっと県外に住んでいて管理が行き届いていないだとか、売る意向があるとか、ないとか、そういったものを、意向調査の結果も見ることができます。

この、今掲載している資料はかなり、これは4万分の1になっておりますけども、これは拡大することができますして、スマホの画面みたいに徐々に大きくすることができますして、クリックするとその空き家の写真であるとか、情報が見られるようなことになっております。都市整備課だけでなく関係各課でも見られるように、そういうシステムを作成しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 細かく把握できているというふうな状況は確認できましたので、そういった中で、こういった施策展開を行っていくのかというふうなことになるかと思えますけれども、個人の資産というところもありまして、非常に壁がある部分もございますけれども、次の質問に移りたいというふうに思います。

じゃ、今、実際の空き家に陥っている状況の資料がございますけれども、私の提供資料の3番になります。倒壊寸前の木造の家屋、崩落した外壁、樹木も相当侵食しているような状況で、このような状態の空き家というところに関して、近隣の方から不安の声というところが多く上がっているところであります。町として、現行の制度での対応の状況と、今後の改善策というところでどのように考えているのかということで、質問事項の2番の質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 管理不全の空き家や所有者不明の土地に対し、近隣住民から不安や苦情の声も上がっている。町として、現行制度での対応状況と、今後の改善策をどのように考えているのかのご質問にお答えいたします。

本町では、令和5年度から管理不全の空き家の中でも、腐朽・破損空き家等として町が判定した建築物の除却に対し、解体費の一部を補助する不良空き家等除却推進事業を実施し、空き家が周辺環境に及ぼす悪影響の解消を図っております。その実績といたしましては、令和5年度が4戸、令和6年度が6戸であります。また、除却のような対策が必要となる前に、管理不全の空き家や所有者不明の土地の発生抑制が大変重要であるため、令和6年度は町民を対象とした空き家に関する相談会を5回、住教育セミナーを3回開催し、空き家の発生抑制や利活用、売却等について、関係各課が連携して啓発を行っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 午前中の答弁もありましたとおり、除却に関する費用を行っているというところは理解できたところでございますけれども、なかなかこういったところの状況の写真の部分まで至ることに関しましては、やはり早急な対応も求められている部分もありますけれども、そこに関してなかなか難しいところも、壁もあると思います、個人の資産でもあることから。所有者不明の土地への対応とか、相続人、持ち主の不明に関して追っていかない場面もありますけれども、そういった除却の制度をしっかりと活用いただけるような展開にしてもらえたらなというふうなところでございます。

その次の質問に早速移りたいと思うんですけれども、空き家の利活用と、今後こういった、写真のような空き家の状況にならないための発生の抑制というところに関しても質問を差し上げたところなんです、民間と地域団体との連携というところも取り組んでいる自治体もあるところでもあります。町として、空き家バンク等の活用もしているところでもありますけれども、若年層の移住者の支援等も含めて、今後どのように強化していくのかということで、質問事項3番の質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 空き家の増加と地域環境管理の在り方について、③空き家の利活用や発生抑制には、民間や地域団体との連携が不可欠であると感じるが、町として、空き家バンクの活用や若年層、移住者への支援を今後どのように強化していくのかとのご質問にお答えをいたします。

企画商工課では、移住・定住を目的とした三股町空き家等情報バンクを開設しております。現

在、8件の空き家、空き地を掲載しております。平成28年度から昨年度までの実績として、掲載物件は累計で42件でございます。ホームページに掲載しなくなる経緯としては売買以外にも及ぶため、売買成約件数は正確には把握をしていないところです。

空き家バンクの活用策については、空き家等情報バンクに登録された物件を購入しリフォームする際に、負担軽減として、かかった費用の2分の1を補助する事業を行っております。県内の方は上限が40万円で、県外の方は上限が160万円となっております。

また、若年層には、空き家に限定されたものではございませんが、結婚新生活支援事業として住宅取得費用やリフォーム費用、家賃補助などを上限30万円で支援しているところであります。移住者に関しましては、国や県の補助事業を活用し、それぞれ移住支援金を交付しているところです。

町単独事業として、過疎地域定住促進奨励金交付制度を設け、長田地域、梶山地域への移住・定住を促進しております。政府は5月22日に開いた地方創生に関する有識者会議において、今後10年で取り組む施策をまとめた基本構想の骨子案を示し、その中で、若者の地方転入や関係人口をめぐる数値目標を掲げるとしております。本町においても、今年度中に総合戦略を見直し、来年度からの施策について検討を進めていき、若年層や移住者にとって選ばれる自治体となるよう、外部有識者による会議や庁内会議などで十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 移住・定住も絡めた形で様々な展開をしていただくということに関しまして、しっかりと取り組んでいただきたいというところはございますけれども。今回、通告の中でも発生の抑制というところに関して、民間と地域団体との連携が必要なのではないかなというふうな形で思うところでございまして、本日お配りさせていただいている資料、空家等管理活用支援法人と題しまして、国土交通省が令和5年に施行いたしております、今回改正をされた概要になります。空家等の対策の推進に係る特別措置法に基づいて創設された新制度ということで、空き家に関しての専門的な知識や実務能力を持つ民間法人等が、市町村が指定をするすることで、地域の空き家問題の対応力を高めるということを目的にしているということであります。

空き家の活用というところもなんですけれども、空き家の管理ということも、自治体だけでは全て対応し切れないというところに関して、民間等の指定した団体等を活用して補完をしていき、空き家の発生をさらに深刻化させないための取組なのではないかというふうに感じます。市町村は空き家の所有者の情報を、所有者の同意があれば、そういった支援法人の方に提供をしていただき、左下の業務実施といたしまして、所有者の活用、希望者への相談・情報提供や、所有者の委託に基づく空き家の活用や管理、簡易的な管理も行うというふうな形で聞いております。右側

に関しまして、既に国のほうでも指定の手引ということで、こういった形で支援法人と取り組んでいただけたらどうかという形の手引を、要綱として既に定めているような状況であります。

なぜこのような提案をさせていただいたかと申し上げますと、都城市のほうで、令和7年3月の定例会の中での一般質問の中でも、空き家の問題に関して取り上げた中で、この空き家等管理活用支援法人というところが提案されている流れの中のご発言等々の答弁がありました。都城市のほうもやはり空き家の状況というところが深刻化する中で、なかなか数がすごく多くなっていく中の部分において、この支援法人の活用制度というところに関しての調査研究というところを前向きに進めていくという形の答弁は、担当執行部の方からの答弁でしっかりあったというところを確認いたしました。

と言いますも、三股町だけではなくて、やはり不動産協会等、宅建協会等、建築関係等も、広域的に動かれている民間の事業者さんというところがたくさんいらっしゃると思いますので、都城市のほうでもこの活用を前向きにするのであれば、三股町のほうでも一緒になって広域的な活用というところに関しまして、定住自立圏域を構成する自治体ということで連携していくべきではないのかなというふうな形をもって、提案をさせていただいた限りですけれども。少しこの空き家等管理活用支援法人についてのご見解というところに関してご質問させていただきたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 空き家等管理活用支援法人ということでご提案いただきました。

都城市のほうで検討されているということでありましたけれども、ご説明いただきましたとおり、都城市、近隣の市ですので、しっかり連携をするためにも、やはりまず情報を収集させていただきたいというふうに考えております。その上で、都城市と連携してしっかりと空き家対策に取り組めるようになればというふうに考えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） あくまでまだ導入というところが決定できているかはちょっと不明なんですけれども、前向きな研究調査というところの答弁はしっかりありましたので、ぜひとも問合せいただきまして、前向きに進めていただければというふうに思います。

以上で、様々一般質問をさせていただき、細かいところも質問させていただいた限りですけれども、ぜひとも現場の声に耳を傾けていただきながら、いろんな制度の運用の改善や、新たな仕組みづくりの見直し等も前向きにご検討いただきますように心よりお願い申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの一般質問は、明日 10 日に行うことといたします。

_____・_____・_____

○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 4 時10分散会

令和7年 第4回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第4日）

令和7年6月10日（火曜日）

議事日程（第4号）

令和7年6月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託

出席議員（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 岩津 良君 | 2 番 中原 美穂君 |
| 3 番 上西 雅子君 | 4 番 西村 尚彦君 |
| 5 番 田中 光子君 | 6 番 堀内 和義君 |
| 7 番 新坂 哲雄君 | 8 番 楠原 更三君 |
| 9 番 堀内 義郎君 | 10 番 内村 立吉君 |
| 11 番 指宿 秋廣君 | |

欠席議員（1名）

- 12 番 山中 則夫君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 西山 雄治君 | 書記 馬場 勝裕君 |
| | 書記 益留 美樹君 |
-

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	山田 正人君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位9番、西村議員。

〔4番 西村 尚彦君 登壇〕

○議員（4番 西村 尚彦君） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行っていききたいと思います。

今回は財政運営に関する質問を行いますが、この財政運営に関する質問は今回が2回目となります。前回は令和5年の3月議会に行ったところです。当時も一般会計の予算規模が過去最高の117億7,000万ということでしたが、皆さんご承知のように今年度は145億6,000万と、さらに過去最高を更新しております。

2年前の財政運営について質問したときは、町長からは健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率の各項目において良好な数値を示しており、健全な財政運営を行っているという回答がありました。確かに、これまで過去を含め、三股町はこの健全化判断比率の数値

が基準を上回ることはなく、堅実な財政運営が行われてきています。

ただ、民間企業は利益が出れば出るほど経営状態はよくなりますが、行政は利益追求が目的ではありませんので、健全化の数値は堅持しながらも、町民の福祉の向上のため、様々な事業を通して最大限に還元しなければいけないと思います。

そうした中、少子高齢化や物価高騰に伴い、必要となってくる経費も多くなっているのも事実です。今年度の予算は大きな事業、つまり投資的経費が増えているので予算規模も増えるのが当然ですが、今回の予算をよく見てみると、物価高騰等の影響により義務的経費と経常的経費も増えています。そこで、投資的経費が例年とあまり変わらず、義務的経費と経常的経費だけが増えれば財政にどういう影響があるんだろうと考えたりもします。

ということで、予算規模の大きさだけでは本当の財政状況は分かりません。まずは近年の財政状況がどのような状態にあり、また、どのような傾向にあるのかをまずお聞きし、あとは具体的な数値を基に、現在とこれからの財政状況を質問していきたいと思います。

あとは質問席で続けていきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。近年の財政状況とこれからの財政運営についてということでの質問でございますが、近年の一般会計予算規模に見る財政状況の見解についてお答えいたします。

まず、令和7年度当初予算の編成におきましては、町税、地方交付税では、令和7年度地方財政計画などを勘案し増額計上をいたしております。

また、各種基金においても、それぞれの基金の目的に応じて活用を図り、既存事業、新規事業、投資事業及び自治体DX対応などの予算確保に努めたところでございます。

単年度ごとの予算におきましては、歳入面で地方税などの自主財源が少ない財政構造の中で、歳出面では人件費の増加や社会保障関連経費等の義務的経費の増加、自治体DXの推進、物価高騰による経常的経費の増加及び新たな施策の展開など、社会変化に対応する経費の増加が見込まれているところであり、本町の歳入に見合った予算規模を堅持しながら、町民の幸福度の向上、本町の発展を目指し、適切な事業選択の下、施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

財政運営におきましては、令和6年、昨年度9月の定例会で報告いたしました、令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書において良好な数値を示しており、健全な財政運営を行っているところと認識しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） ただいま町長から回答がありましたように、現在は健全な財政運営を行っている認識しているということでした。

冒頭申しましたように、この健全化判断比率、冒頭言いましたように、ここ数年、この範囲がオーバーすることはありません。当然、この数値を基にすると健全化をやっているんだというのが分かるんですが。そこで思うのが、今、町長も義務的経費が増えている、経常的経費も増えているという話もありました。当初予算の予算編成で、「厳しい財政状況の中で予算を組みました」という言葉がよく出てきます。これは、町ばかりでなく国も含めて、どこの自治体でもそういう言葉を使います。非常に厳しい財政状況の中で予算編成をしないとイケない。でも、財政運営は良好である。何か、ぱっと聞くと相反するような言葉だなというふうに感じていました。

でも、いろいろよく考えると、確かに今、町長が言われたように社会保障費、義務的経費ですね、人件費、扶助費、これが増えてきます。これ、絶対削るわけにはいきませんので、義務的な経費ですから、これが削られると本当に人々の生活に支障が出てくる。また、経常的経費ですね、いろんな燃料費とか電気代とか。これも、もう使う分には払わないと仕方ないという意味で、やっぱり自治体の財政というのは投資的経費がいかに大きくできるかというのが規模なのかなと。そういう意味で、投資的経費がいっぱい突っ込まれるような余裕があると財政状況が厳しいという表現は出てこないのかなと思うんですが、やはり行政には、そこ辺は限界があると思います。借金である地方債にしても、貯金である基金にしても、当然、我々一般生活とか企業もなんですが、借金がなくて貯金が多いほうがいいに決まっています。じゃあ、それが自治体に当てはまるかどうかというのは、またいろいろ疑問のあるところなんです。ということで、続きまして２つ目の問題に入るんですけども、今度は具体的に町債の残高、あとは基金等についてお聞きしながら、また見解をお聞きしたいと思います。

次の２番になります。近年の一般会計の町債の残高、実質公債比率の推移、また、特別会計及び企業会計を加えた町全体の町債残高の推移についてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 令和３年度から令和５年度の町全体の町債の残高状況と実質公債費比率の推移についてお答えしたいと思います。

資料のナンバー２をご覧くださいと思います。

まず、一般会計の町債残高の推移と実質公債費比率の推移について、町債の残高は令和３年度 ７４億 ３１１万 ７,０００円、令和４年度 ６９億 ３,０６９万 ９,０００円、令和５年度 ６４億 ８１３万 ２,０００円で減少傾向の推移となっています。実質公債費比率の推移は令和３年度 ５.３％、令和４年度 ６.０％、令和５年度 ６.３％で増加傾向の推移となっているところでござい

ます。

次に、特別会計と公営企業会計を含む町全体の町債残高の推移につきましては、令和3年度114億719万円、令和4年度107億7,301万1,000円、令和5年度104億8,958万円と減少傾向の推移となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま、資料2を基に説明をしていただきました。これを見ると一般会計の町債残高というのはおおむね減っていったのかと。ただ、前は一般会計のみの町債残高というのを聞きしたところなんですけども、今回は特別会計、公営企業会計を含めたところをお尋ねします。

というのが、自治体によっては一般会計は非常に健全なんですけど、例えば公営企業会計は、水道とか下水道とか、人口減少に伴って非常に経営が厳しい。特に下水道事業なんかはどんどん資金を入れて、加入者が多ければいいんですけどもということもあって、全部の町債残高をお願いしたところなんですけど、全体で見ても減少傾向ということで、ちょっと安心しているんですけど。

ただ一つ、ちょっと気になるのが公共下水道ですね。公共下水道が若干増えているのかと。多分これからまだ、認定区域を含め工事が出てきます。工事費もかかりますが、今は国の補助金とか起債とかがありまして回るんですけど、やはり最終的には公共下水道も加入率を上昇しないと、この公共下水道事業も赤字になってくるのかという心配もするところなんです。水道も含め、公共下水道も含め、これについては、また今後、質問を、また次回にしていきたいと考えております。

それでは、今説明いただいた資料の中であるんですけど、臨時財政対策債というのがあります。実は今年度の予算からなんですけど、これは今まで、前回もちょっと聞いたんですけども、財源不足を補填するために発行していた赤字地方債と言われるやつなんですけど、今年度からは、この臨時財政対策債がゼロになっています。これ当然、地方交付税で賄えたということで、国のほうにおいても法人税含め、いろんな税金が潤沢にあり、地方税で手当てができたということで、これ非常に喜ばしいことであって、臨財債も後で全額交付税で措置されるといっても、やっぱり借金はないほうがいいに決まっております。

もう一つは、この臨財債のおかげで町の借金というのが大きく見えるということもあるんですけど、次は、この臨財債を除いた数値についてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 臨時財政対策債を除いた実際の町債残高についてお答えしたいと思います。

一般会計の町債残高から臨時財政対策債を差し引いた町債残高は、令和3年度40億4,124万6,000円、令和4年度37億9,799万2,000円、令和5年度35億5,194万6,000円となっているところでございます。ちなみに、臨時財政対策債の割合につきましては、令和3年度45.4%、令和4年度45.2%、令和5年度44.6%となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま資料で説明がありましたように、約四十四、五%が臨財債ということで、本来の町の借金というのはかなり減るというような結果が見えております。

町がいろんな事業をするには、当然いろんなお金を借りなくてはできないということがありまして、この借金を幾らでも多くするとやはり財政が大変になる、少ないといろんな事業は実現できないという相反する関係にあると思うんですが。

じゃ続いて、資料を提供してもらっておりますので、資料3以降、県内の比較というのも出ております。県内及び類似団体と比較して、本町はどういう位置にあるのか、本町としてはこの類似団体、県内を見て、どう評価するのかを質問したいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 通告は入っていますかね。

○議員（4番 西村 尚彦君） 提供資料にですね……。

○議長（指宿 秋廣君） 通告は入っていますかね。

○議員（4番 西村 尚彦君） 通告は、ここに、2番の中に。

○議長（指宿 秋廣君） 執行部が説明資料をしたのにどんどんついていくと、雪だるま式に増えていきますよね。やっぱり通告した範囲内でできるだけ収めるようにしてください。質問の趣旨を変えてください。

○議員（4番 西村 尚彦君） はっきりした通告は文字には起こしていなかったんですが、要求資料の中に県内の比較、類似団体の比較ということで、実は、資料1、2、3と資料の4を町から提供してもらっております。よって、この表について評価をいただきたいと思うんですが、執行部のほうから通知がなくて答えないというのであれば、もう次に行きますけども。

○議長（指宿 秋廣君） よろしく願います。次にどうぞ。次へどうぞ。

西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 答えてくれるちゅうことなんですが、どうですか。

○議長（指宿 秋廣君） 要するに説明資料があった中で、また次にその説明資料について、また質問していくということになってくると際限ないんですよ。西村議員は副町長時代に相当予備知識があるわけですので、そこら辺は自分でしないと、説明資料を出してください、この説明資

料でどうだ、まだ説明資料を出してください、どうだというふうになると際限がないというふうに思いますので、質問の趣旨を変えてください。

○議員（４番 西村 尚彦君） 次からは質問の要旨にちゃんと書き入れて返答をいただくようにやっていきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） よろしくをお願いします。

○議員（４番 西村 尚彦君） それでは、次の③番に行くんですが、前回の質問のときにも実は答え願ったんですが、町債が、先ほど報告がありましたように一般会計で６４億、臨財債除いて３５億とかあるんですが、先ほど言いましたようにインフラの整備とか公共施設の整備において、長年にわたって使うものは、この整備時の住民だけでなく、将来の住民にも負担していただくという世代間公平という観点から、借金をするということは必ずしも悪だということではありません。

しかも、その借金も交付税で措置されるのであれば、なおさらこれは非常に有利だということで、次の質問なんですが、町債残高のうち、交付税措置のある有利な町債の割合についてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 町債残高のうち、交付税措置の町債の割合については、令和５年度の町債残高によりお答えしたいと思います。

資料ナンバー２をご覧いただきたいと思います。令和５年度の町債残高１０４億８,９５８万円に対しまして、交付税措置の対象となる金額は８２億５,１３１万９,０００円、割合は７８.７％となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 資料にありますように交付税措置のある割合が約８０％近くあるということで、非常に地方債の発行においても様々な努力をされているというのがよく分かると思います。

それでは次の質問になるんですが、今後、大きな事業としては交流拠点事業を掲げております。また、先日も含め、ほかの議員からいろいろ質問ありましたが、町有施設の老朽化も進んでおります。要求しない修繕等の事業も見込まれておりまして、全てを一般財源で賄えればいいんですけども、先ほどありましたように有利な起債を財源として使うことも必要となるということで、中期財政計画から見て、今後の公債費と町債残高の推移についてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 同じく、また資料ナンバー２をご覧いただきたいと思います。

中期財政計画から見る今後の公債費と町債残高の推移についてお答えいたします。

今年3月にお配りしました令和6年度から令和11年度の中期財政計画におきまして、まず公債費は令和7年度の7億2,639万2,000円を最小値とし、令和11年度の7億8,170万9,000円を最大値とする、年度平均7億4,500万円程度で推移することが見込まれております。

町債残高につきましては、令和11年度の56億3,675万8,000円を最小値とし、令和9年度の64億3,508万3,000円を最大値とする、年度平均61億6,200万円程度で推移することが見込まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 中期財政計画から見ると公債費はほぼ変わらない、残高についてはかなり減っていくというような計画なんですけど、ちょっとこれは確認したいんですけど、これは当然、五本松交流施設が今年度上がっておりますが、第1段階、第2段階も含めた数字というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） こちらの数字につきましては、五本松交流拠点については公共施設等基金関係も含まれておりますので、こちらのほうの数字につきましては含まれていない——いや、いますね、含まれていると思います。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 回答として大変失礼いたしました。再度、回答を申し上げたいと思います。

中期財政計画を確認したところ、地方債発行額につきましては、令和9年度から、この五本松交流拠点事業に関しての発行が含まれているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 含まれているということですね。じゃあ、この中期財政から見る今後の公債費と町債残高については、五本松交流施設への起債等も含んだ数字ということで、こ

れを入れても令和11年度には残高は減っていくというように理解したいと思います。

それでは、町の借金ということで、これ以外に年度年度で新しい事業が出てくれば、当然、町債を起こさないといけないということで、この起債残高というのは、今の状態でいくとそのまま減っていくと、この大きい交流拠点を入れても減っていくということなんですが、不確定な部分もあると思います。

続きまして、今度は貯金に値する基金について聞いていきたいと思います。これも、先ほど言いましたように貯金はあればあったほうが絶対いいと思っております。ただ、これが際限なくためたほうがいいのかというと、またそれもちよっと疑問なんです。ということで、3つの基金について、財政調整基金、公共施設等整備基金、そして減債基金等についての推移をお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） それでは、引き続き、資料ナンバー2をご覧ください。令和3年度から令和5年度の一般会計の財政調整基金、公共施設等整備基金及び減債基金の残高の推移についてお答えしたいと思います。

まず、財政調整基金につきましては、令和3年度16億8,197万8,000円、令和4年度17億5,587万6,000円、令和5年度17億5,516万2,000円となっております。

次に公共施設等整備基金につきましては、令和3年度15億8,816万2,000円、令和4年度14億7,505万7,000円、令和5年度14億8,070万5,000円となっております。

減債基金におきましては、令和3年度2億1,877万1,000円、令和4年度2億1,406万8,000円、令和5年度2億3,517万9,000円となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 基金については、おおむね、貯金に当たる基金については現状維持というか、若干増えていくような感じもあるんですが、維持されているということで。

この中で財政調整基金についてちょっとお尋ねしたいんですが。前回質問したとき、この財政調整基金の、その基金額についてちょっと質問したんですけども、標準財政規模においてどれくらいいためるのがいいのかという質問をしたとき、決まりはないということだったんですが。当然いろんな災害があったときに使う財源、当てにする財政調整基金ですから、あればあったほうがいいんですけど、何かその基準とか、確保していくための何か基準があれば教えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 財政調整基金の額の考え方なんですけども、以前お答えしました中では、大体の全国の自治体の考え方としましては、標準財政規模、この額の約20%以下というところが多いということで回答をしたと思います。それに当てはめて考えた場合なんですけれども、本町の財政調整基金残高から考えた場合、令和5年度の財政標準規模からなんですけども、これの20%となった場合に12億9,500万程度となります。約13億ということになります。これは過去5年間の年度平均の差、それと過去5年間の年度平均の取崩し実績額、これが大体2億円前後、取り崩しておりますので、この分を加味した上で考えると、うちの標準財政規模からいきますと15億円程度が基準、考え方なのかなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 適正な額を保持しているというような答弁だったと理解いたします。

資料の3の1から3の3ということで県内の状況とか、資料の4で類似団体の状況も資料提供したんですが、質問の趣旨に通告しておりませんでしたので、本当はここで町の執行部のほうから県内の状況、類似団体の状況の、どういう理解をするかというのを聞きたいとこだったんですが、先ほど議長から注意がありましたように通告をしておりませんので、私がせっかく提供されました表を見て感じたことをちょっと話すんですが、そこに地方債残高、例えば3の1を見てももらいますと地方債残高、財政調整基金ということで、財政規模によって当然多い少ないがあります。おおむね20%、宮崎県は特に多くて20%を超えるところが多いと、計算すると。そういうのを見ても三股町は全然おかしくない状況であると。例えば、先ほど出ましたけど実質公債比率、令和3年度で三股町5.3なんですけど、低いところは西都とか、えびのとか木城とか、本当に低いところもありますし、高いところは小林、日南10を超えるところがある。高鍋14とかいうことで、公債比率で見ても非常に健全であるというような判断をしているところです。これは資料3の2、3の3についても同じような傾向になっていると判断いたしました。

また、資料4にあるんですが、ちょっと前に戻って申し訳ないんですが、地方債の実質公債比率等も見ても、同じく類似団体においても、ちょうど真ん中よりちょっと上ぐらいのあれなのかなと思って、財政調整基金の残高についても特に問題はないというふうに判断をしたところです。

ということで、それでは次の質問に移りたいと思いますが、財政指標のうち、よく使われる指標があります。実質収支比率とか経常収支比率、財政力というのがありますが、これについて伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 令和３年度から令和５年度の実質収支比率、経常収支比率、財政力指数の推移についてお答えしたいと思います。資料２をご覧ください。

まず、標準財政規模に対する実質収支額の割合を表します実質収支比率につきましては毎年度７．６％で推移し、望ましいとされる３％から５％に比べ、若干高い数値で推移をしているところでございます。

次に、経常的経費に充当された一般財源の割合を表す経常収支比率につきましては、令和３年度８６．０％、令和４年度８７．４％、令和５年度９２．２％で、年々高くなる傾向にあります。

次に、地方公共団体の財政力を表し、普通交付税交付の判断指標となる財政力指数におきましては、令和３年度０．４５０ポイント、令和４年度０．４４８ポイント、令和５年度０．４４３ポイントと若干減少傾向にありますが、同水準で推移しているものと考えられます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 今３つ上げた数字なんですが、当然この数字についても資料３のほうで県内の各状況も提出してもらっているんですが、この本町の数字を見て、町としてはどのように評価されているのか、もっと改善したほうがいいのか、その辺の考えがあればお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） それでは、資料ナンバー４の類似団体、また県内の状況と比較してお答えしたいと思います。

類似団体の比較では、まず資料ナンバー４からでございますけれども、２３団体中、実質収支比率、経常収支比率は共に１５番目、財政力指数につきましては２１番目で、弾力性にやや劣っているというふうに思っております。財政的余裕が低い結果となっているところでございます。

県内の比較では資料ナンバー３の３を見ていただきたいと思いますけれども、２６市町村中、実質収支比率は２０番目、経常収支比率は１８番目で、平均値より高く弾力性が劣っていますが、財政力指数は１０番目で平均値を上回っており、財源的余裕はやや高い結果となっているところでございます。

団体の比較から、特に経常収支比率の割合が高いことが伺えます。人件費、物件費、扶助費、公債費等の経常的経費に充当される一般財源の割合の改善が必要とされますが、直近の人件費、物件費の高騰、扶助費の構成割合や標準財政規模の数値から、一般的に妥当とされる７５％程度の比率までの改善に至ることは大変困難な現況にあると考えているところでございます。

しかしながら、地方交付税措置のある有利な町債の活用や、財政調整基金残高の適正な保有、運用を図ることで、少しでも経常収支比率を下げることで、弾力性、柔軟性のある財政運用を目

指していきたいというふうに考えているとでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 経常収支比率において、若干柔軟性がなくなっていると、やっぱり７５％を目標にしたいというお話でした。

冒頭申しましたように、非常に扶助費とか社会保障費、人件費が上がってくる、物件費も上がってくるという中で、どうしても払わなくてはいけない費用というのが増えてきて、やはり財政が硬直するというのは、どの自治体においてももう喫緊の課題だというふうに考えております。この資料を見ても、本当に７０％台ちゅうのは、ほぼほぼないような感じ。１つ、２つあるんですが、やっぱりどこも厳しい財政状況だなというのが伺えます。

そうした中で、こういう財政指標を基にしながら、私たち議会としても、町が本当に健全な財政運営をしているかというのが、チェックするのが大事なことだと思います。

それでは、これまでる説明いただきましたが、最後に、これからの財政運営の見通しと今後の課題ということについてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） これからの財政運営の見通しと今後の課題についてお答えしたいと思います。

今後、歳入面で町税の若干の増は見込めるものの、大きな収入増は見込めない中、歳出面では人件費、物件費、扶助費等及び公債費の経常的経費が増加する見込みであり、公共施設の老朽化対策と併せて課題となってくるものと考えます。

また、直近３年間の町債残高、実質公債比率の推移や基金残高の推移、財政力指数等の財政基礎数値及び中期財政計画から財政の硬直化が進むことが予測されます。

町としましては健全で持続可能な財政運営を行っていくために、歳入面ではふるさと納税寄附の推進、基金の有効活用など、自主財源の確保に努めるとともに、国・県補助事業の積極的な活用や有利な地方債を活用することも必要と考えます。歳出面では実質公債費比率の適正範囲における義務的経費の抑制を図り、補助費等の見直し、経常的内部管理費を見直しつつ、歳入規模に見合った事業選択、新たな施策にも対処していきたいというふうに考えているとでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 今後の見通しということで、今言われたように非常に厳しい状況だと。ただ、そういう中でも、今言われたいろんな指標とか数値を守りながら行政運営をしていかなければならないということは分かりました。

それでは、続いて次の質問事項になるんですが、新地方公会計制度の活用ということで質問したいと思います。

今回、財政状況の質問をするということで、ほかの自治体のホームページで財政状況を見てみると、前半やりましたいろんな指標というのはどんどん出てきます。ところが、この新地方公会計制度を伴うというのが、なかなかどこも見えてこないというか、一番表に出てこないですね。これ、たしか前回も質問したんですけど、平成29年かな、30年から法律で義務づけられて、地方自治体、どこもこれを公表しなさいということになったと思うんです。当時いろいろ調べてみても、なかなか数字というのが出てこなかった。

ところが、先ほど言いましたように、今回改めて財政状況を調べるということで見たところ、財務書類はもちろんなんですけど、いろんな自治体で、この新地方公会計制度に伴う解説付きの公表が非常に多くなっておりました。以前と比べて、大変分かりやすくなっておりまして、三股町のほうも調べてコピーを持ってきたんですけども、前は財務諸表しか載っていなかったんですけど、今度は別添資料ということで、いろんな財務書類の分析の表もついております。なかなか分かりやすくなったなということで、今まで前半で説明していただいたのは単式簿記ですね。当然、自治体の会計は単式簿記で現金主義です。さっき言ったように、黒字になったからよかったなという一面もあるんですが、借金しても、企業でいうところの借金というのは負債になります。貯金を取り崩すと資産の減少になるわけですね。ところが、一般会計単式簿記では、借金をしようが貯金を取り崩そうが全部収入になりますので、結果黒字になるということで、単式簿記では見えないような状況があるというのをするために、この公会計制度というのが始まったというふうに思っています。

皆さんもご承知のように、北海道の夕張市ですね、自治体で破綻したということでありますけども、当時はそういう健全化比率という数字ありませんし、こういう新公会計制度というものがない中で、非常に見えにくくなって、莫大な借金を抱えて倒産したという事実があります。今は、先ほど言いましたように健全化比率については、全然どこの自治体もオーバーしていないということで、総務省のホームページで調べると健全化財政再生団体、いわゆるイエローゾーンとかレッドゾーンという自治体はないということで、どこも数字を守っていらっしゃるというふうに感じました。

これはあくまでも単式簿記、現金主義の中の数字であって、この地方公会計制度というのが大変だと思いますが、まずはこの新地方公会計制度の趣旨と目的についてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 新地方公会計制度の趣旨とその目的についてお答えしたいと思います。

地方自治体の会計は現金主義、単式簿記で運営されてきましたが、財政に関する資産、負債といったストック情報や、現金支出を伴わない減価償却などのコストが把握しづらいという課題がありました。新地方公会計制度の導入は発生主義、複式簿記などの企業会計手法による財務諸表を作成することで、土地や建物などの資産、減価償却費や引当金などのストック情報、コスト情報を見える化することで長期的な財政状況を視野に入れ、今後の行財政運営に活用していくことを目的としたものでございます。

本町におきましては、平成28年度決算から、当基準による財務書類を作成し公表をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 財務書類のいろいろな公表をやっているということなんですけども、先ほど言いましたように、町のホームページを見ているんですが、この財務書類4表というのを公表するようになっております。どこを見ても同じ、当然、法律で規定されておりますんで、この4表が公表されているんですが。公表はこれまでずっとやっていらっしゃるんですが、この表のよく分からないのが、中身を見ても本当に難しいんですけども、何が分かって、財政運営にどう活用されるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員、これで終わりにしてください。

○議員（4番 西村 尚彦君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 財務書類第4表の公表状況と、公表により、何が分かり、財政運営にどう活用されるかについてお答えしたいと思います。

財務書類第4表とは、会計年度末の資産や負債、純資産の残高を表示する貸借対照表。2つ目に、財政活動として発生した収支を明らかにする行政コスト計算書。3つ目に、純資産の残高について、1年間の変動を表しました純資産変動計算書。4つ目に、現金の受け払いについて、1年間の変動を表しました資金収支計算書の書類から構成されているものでございます。

財務書類4表の公表につきましては、平成22年度決算からホームページで公表をしているところでございます。また、国の示す財務書類基準の統一化に基づく財務書類を平成28年度決算分から、本町が所有する有形・無形・固定資産の情報を整備した固定資産台帳を追加しまして、平成29年度から公表をしているところでございます。

資産の量、借金の量、行政コスト及び税金の割合等の公表により、住民が我が町の財政事情を見える化することで、健全性、将来性を知ることができます。財政運営においても、財務書類4表活用により、次世代の負担、財政の持続可能性、行政サービスの効率性等に関する分析がで

き、財政計画に適切に反映できる指標になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） ②の質問なら大丈夫ですよ。

○議員（４番 西村 尚彦君） 大丈夫です。

○議長（指宿 秋廣君） もう終わり、②は終わり。

○議員（４番 西村 尚彦君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） これより１１時まで本会議を休憩します。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位１０番、上西議員。

〔３番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（３番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位１０番、上西です。今回の一般質問は、前半は孤独・孤立及び自殺防止対策の件と民生委員の成り手不足問題について、後半は防災に関することを一般質問していきたいと思います。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、事項①の質問です。

令和４年度の都城保健所調べで、この圏域の自殺者数の割合は、県内に９つある保健所のうち、４番目に高い割合でした。また、宮日新聞で読んだ方もいらっしゃると思いますけれども、昨年行われた全国調査では、令和５年、自殺で死亡した人の数の人口比が国で２番目に多かったことが分かりました。そして、都城保健所圏内の自治体間の比較では、都城市は１０万人当たり１６．４人、我が町は１０万人当たりに換算するとなんですけれども、２８人という数字でした。割合だけでいいますと、都城市よりも４割多いという結果になりました。

本日、私がこのことを質問事項にしたのには理由があります。数か月前に、ある町民の方から相談がありました。相談内容は、友人が自宅で一人で亡くなってしまった。死因は自殺であり、理由は持病のつらさに耐え切れなくなったからだとお聞きしました。お葬式に参列した複数の友人同士で、もっとその方の心のつらさに寄り添い、少しでも緩和してあげることはできなかったのかと悔しがったそうです。

また、その方は、お亡くなりになってから複数日経過してから発見されたそうで、そのことに対しても大変心を痛めておられました。その方がどれだけ孤独や孤立感を感じながら、その行為

に至ったんだらうと考えると、つらくて仕方がなかったそうです。そのお話に対して、私が返せる答えはありませんでした。

しかし、こうして死にたいほどつらさを感じている人たちや、社会的な孤独・孤立を感じながら生きている人たちの支援の手だてを、公的な施策や私たちの地域づくりの中でも、より充実させていかなければならないのではないかと深く考えさせられました。

平成17年の自殺対策基本法ができて以降、国、県も、そして我が町も様々な施策を講じてきたと思います。その効果もあり、県全体としても、町としても、年々、自殺者は減少傾向となってきましたが、令和2年から再度増加傾向に転じています。これはコロナ感染流行など社会情勢も背景にあったと思いますけれども、先ほど述べましたように、ここ数年間も減少していないのが現状です。

そこで、要旨1の質問です。町は、これらの自殺防止及び孤独・孤立防止対策を具体的にどのように取り組んでいるのか質問をいたします。

この後の質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 孤立・孤独及び自殺防止対策についての①町の自殺防止及び孤独・孤立防止対策の具体的な取組についてお答えいたします。

町では、住民が住み慣れた地域で、お互いに支え合い、助け合うことで、優しさと温もりを感じられる地域社会をつくるため、役場内の相談窓口、地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者基幹相談支援センター等が相互に連携し、地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくりを推進しているところでございます。

また、支援につながりにくく、社会的孤立に陥る可能性のある人に対しては、制度や組織の枠組みを超えた分野横断的な相談支援体制を構築し、問題解決に向けた支援に取り組むこととしております。

具体的な取組については、担当課長のほうから回答していただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町は地域福祉計画において、地域で孤立しやすい高齢者、障がい者、独り親家庭などを見守り活動等を通じて把握に努め、課題やニーズに応じた相談機関につなぎ、支援を行うこととしております。

また、自殺対策行動計画において、「みんなが 気づき・つなぎ・見守りができるまち みまた」を目指すため、高齢者、生活困窮者、就業環境に対する包括的な支援の実施を重点施策として取り組むこととしております。

具体的な取組として、福祉課では、自殺を未然に防ぐために町民対象の傾聴講座、役場職員対象のゲートキーパー養成講座を実施しております。また、社会福祉協議会に委託し、福祉・消費生活センターで対面相談事業を行っております。

そして、孤独・孤立を防止するために、重層的支援体制整備事業として次の事業を実施しております。

まず、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業。これは、食材宅配のどうぞ便に合わせて、配達者が配達先のご家庭の様子を確認し、必要な支援につなぐものです。次に、参加支援事業は、ひきこもり、閉じこもり傾向にある方を、不登校支援や働き方支援につなぐものです。最後に、多機関協働事業は、これら2つの事業から得られた情報を基に、支援が必要な方を包括的に支援するものです。この3事業は、いずれも町社会福祉協議会に委託して実施しております。

その他、福祉課以外でも町民を訪問する事業、町民が参加する事業、窓口対応等の各種事業を、SOSのサインに気づく機会として捉えているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 包括的、重層的、横断的な相談支援窓口を設け、様々な講座とかも実施をされているということが分かりました。行政や地域でどんなことができるのか、みんなでこれからも考え合う必要があると思います。

おっしゃられたように、生きにくさを感じている人たちの見守り体制づくり、居場所づくり、地域で支え合える関係づくりを推し進めていくことが必要だと思います。それは今もおっしゃられましたように、障害福祉とか介護保険とか生活困窮対応とかという施策にもはまらず、それらの網目をすり抜けて、生きることの大変さを感じる人たちも多くいるということも、ぜひともこれからも見てほしいと思います。

また、警察庁調べでは、ここ数年間、全国的にも、特に県内でも、10代、20代の若者の自殺者が増加していることが特徴的であることが分かりました。

提供資料①をご覧ください。全国的にも——右のほうですね——令和2年から若者の自殺者が急激に増加をしています。そして令和4年も5年も、あまり減少していないということが分かります。

そして、次のページの資料の②をご覧ください。若者の死因の順位として、不慮の事故よりも、病気よりも、自殺で亡くなる方が一番多いという結果になっています。

すみません、続きまして資料の3もご覧いただけますでしょうか。これは都城保健所圏内の資料ですが、全国の推移と同じように、令和4年から若者の自殺者が急激に増加をしています。原因は様々だと思いますけれども、この増加の仕方は多世代の人たちと共に明るい未来を創造しよ

うとする私たちにとっては看過できないことであることを認識しなければならないと思います。

そこで、要旨２の質問です。こうしたことについて、教育現場では具体的にどのような対策、取組が行われているかを質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 県内の、特に１０代、２０代の若者の自殺者が増加している状況に対する教育現場での具体的な対策、取組についてお答えいたします。

厚生労働省が公表しております自殺者数の推移によりますと、１０代、２０代の若者の自殺者数は高い状況で推移しており、中高生の増加については危機感を持っております。

そのような中で、教育現場では道徳教育や人権教育における自他を大切にする心の教育はもとより、命を大切にする教育の推進に取り組んでおります。

町教育委員会としましては、小中学校では、毎月、いじめ等に関するアンケート調査を実施し、実態把握に努め、中学校では、技術科において、情報モラルに関する授業も実施しております。

また、教職員につきましては、県教育委員会と連携してＳＯＳの出し方に関する教育、子供の命を守るゲートキーパー育成研修など、子供の最も身近にいる教職員の気づきに関する実践、研修を支援するとともに、長期休業前には児童生徒の命を守る指導の徹底についての文書を各学校へ配付し、学校、家庭との連携強化を図っているところでございます。

今後も引き続き、児童生徒の命を守ることを最優先にした指導の徹底に努めてまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） 道徳、人権、命の大切さの授業とか、あとはいじめ、情報モラル等々の原因の追求、教職員の気づきというところも必要だということが分かりました。

そうしたことに至る理由は人それぞれだと思いますけれども、一概に、こうすればなくなると言えないとは当然思います。しかし、そこに至る心理的苦しみを少しでも軽減できる何らかの社会資源やつながりがあったら、思いとどまる可能性も出てくるのではないかなというふうに考えることもあります。未来を担う若者の命と人生を守り、育み、よりよい地域づくりをみんなでやっていきたいと思います。

では、続いて、要旨３つ目の質問です。ここ数年間、三股町社会福祉協議会における孤独・孤立防止に向けた取組が注目され、全国の自治体や大学から視察が多く来ていることを聞きます。

また、今月は海外の研究チームの視察もあると聞きます。それは具体的にどのような取組なのか、また、どういった点が評価されているのか、そのことについて質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町社会福祉協議会の孤独・孤立防止に向けた取組と、その取組のどのような点が評価されているのかとのご質問にお答えいたします。

町社会福祉協議会にあるコミュニティデザインラボは、少子高齢化、人口減少、地域社会の脆弱化など、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、地域と共につくっていくことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

関わり方として、地域の人々のつながりを重要視しており、地域課題の解決を地域の人々が自ら話し合い、自ら実践していく地域住民の動きに伴走という形で寄り添っておられます。

ご質問は、具体的にどのような取組で、こういった点が評価されているのかということであります。

具体的な活動としまして、こども食堂、樺山購買部、よる学校、ゆるスポ、どうぞ便などがあります。また、地域で実際に起きている事例を参加者全員で検討し、活動まで、みんなで考える社会問題井戸端会議もあります。

これらの取組は地域の人によって開かれ、集まった参加者が自由に過ごしたり、自分を表現できる場であり、どこに参加するかも自分で選べます。参加者はそこに行く楽しみを持ち、参加することで地域の人とつながり、孤独や孤立に陥らなくなります。このような点が、視察に来られる方々に評価されているのだと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 地域の住民を巻き込んで、地域住民の主体的取組を重んじながらやっている活動が評価をされているということで、よかったかなと思います。

では、要旨4つ目の質問です。こうした社会福祉協議会のそれらの取組を踏まえて、町としての今後の課題などについて質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町の孤独・孤立対策の今後の課題についてお答えいたします。

住民のニーズが多様化し、様々な施策や行政サービスを実施する中、必要な人に必要なサービスが届いておらず、潜在的なものも含め、地域におられる孤独・孤立の状態にある方の情報をどうキャッチするかが課題であると考えます。支援が必要だが、行政ともつながっていない、地域ともつながっていない孤独・孤立の状態にある人を、行政機関、地域包括支援センター、町社会福祉協議会などの相談機関につながなければなりません。そのためには、出ていく行政の取組を検討し、構築していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 支援が必要な方の情報のキャッチというところと、出ていく行政

ということ、今後課題としていくということだと思います。

私自身も今回の相談内容を捉え、そのほかでも様々な実践の中で、今後の町の福祉的取組を充実させていくためには、もっとアウトリーチ支援、つまり、もっとアンテナを張りながら、外に出ていく支援を充実させていくことが必要ではないかと感じておりました。一人でも多くの人たちが、この町に住んでよかったと思ってもらえるように、みんなで頑張っていきたいと思っています。そのことを訴えまして、事項①の質問を終わります。

続いて、事項②の質問をいたします。民生委員の成り手不足の問題についてです。

民生委員の存在は、①の質問事項の内容とも密接に関わる事柄だと思います。地域の中で生きにくさを感じている人たちや、孤独・孤立を感じている人たちなどを見守り支えていただく大切な役割を担う人たちだと考えます。

今回の質問は、昨日、岩津議員の一般質問と大分重複する部分もあると思います。その部分については簡潔に言わせていただこうと思います。

また、呼び方についてですけれども、民生委員は児童委員を兼ねていますので、民生委員・児童委員と呼ぶのが本来ですけれども、今日の質問では、略して民生委員と呼ばさせていただきます。

今年5月に、民生委員の一斉改選に伴う候補者推薦の通達がありました。今年11月をもって、現在の民生委員の3年の任期が一旦切れるため、継続されない方の次の候補者を募集し、自治公民館長などが推薦していく流れとなります。

現在でも、町全区域で50人の民生委員が必要とされるところ、4つの地区が欠員状態となっています。どの地域も民生委員になりたい、なってもよいという方がなかなか見つからず、大変苦戦していることを各地区の公民館長などからよく聞きます。そして、そのことは我が町だけにとどまらず、テレビや新聞報道などを見ても全国的な問題となっています。

要旨1点目の質問です。この成り手不足問題の対策に向けて、町として取り組んでいることはあるのかを質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 民生委員・児童委員の成り手不足問題の対策として、町として取り組んでいることはあるのかとのご質問にお答えいたします。

昨日の答弁でもお示しいたしましたように、厚生労働省の民生委員に対する調査で、担い手確保が難しかった理由として住民の制度理解が挙げられており、これは町で民生委員を担っておられる方からも同様の回答を頂いているところであります。

この対策として、町は住民の制度理解を図るため、3年ごとの一斉改選に合わせ、町広報に民生委員・児童委員の特集記事を掲載しております。今年度は6月号で、民生委員が地域の方に関わる様子を具体的な活動から広くお伝えいたしました。また、新しく12月1日に委嘱を受けて

いただいた後も、町広報に顔写真と担当地区を掲載し、紹介をさせていただく予定としております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 町民に制度理解を求めるということで、町広報の特集記事を組まれたということで、今回の「広報みまた」を読ませていただきました。とてもすてきな内容だったと思います。

本当に毎回皆さん苦戦をしていて、いつも福祉課の担当の方が物すごい苦勞をされていることをよく目にしています。私がいろいろな方に、民生委員になっていただけないかと地域の人にお声がけをすると、大概の人は、大変なんだろうとか、仕事をしていますからとか、自分はそんなに人格の高い人じゃないからとかいった理由でお断りをされます。そんなふうに言われるたびに、苦し紛れにいろんな言葉を選びながら、大丈夫だよと言いながら説得を続けるんですけども、結局あまりいい返事は返ってきません。多くの人は、民生委員がどんな業務、役割をされるのか、あまり知らないのではないかなというふうに感じたところです。

提供資料の④をご覧ください。これは、ちょっと裏表があるんですけど、民生委員・児童委員になってみませんかというチラシになりますけれども、具体的にどんなことをするのかというのをあまり書いていないように感じました。読み込めばなんですけど、住民からの様々な相談に応じるのが1つ目、地域の専門機関へのつなぎ役としての役割を担っていることが2つ目ぐらいに明記はしてあると思います。しかし、やってもいいかなと考えている方にとって、どのぐらいの頻度で何を行えばいいのか、もうちょっと明確になっているといいかなというふうに感じました。

このチラシに、働きながらも活動されている人も多くいますと書かれています。ただ、じゃあ、いつ活動すればいいんですかというふうに言われます。働きながら、夕方でも土日でもいいんですかみたいな、そんなことをよく聞かれます。そういった意味で、活動内容をもう少し見える化したほうがいいのではないかなというふうに感じました。

そういうところで、要旨2点目の質問です。民生委員業務の、いわゆる見える化の必要性について意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 民生委員・児童委員の具体的な業務について、見える化することが必要ではないかのご質問にお答えいたします。

厚生労働省が行った民生委員に対する調査で、民生委員の担い手確保が難しかった具体的な理由で、「民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい」を選択した人は全体の64.2%と高い結果となっております。この結果を踏まえた課題解決のための取組が必

要であると考えております。

具体的に、民生委員・児童委員の主な業務は、まず、毎月第3金曜日に定例会議が町総合福祉センターで開催されます。そして地域での活動としては、高齢者、障がい者などの自宅を訪問する愛のいたわり訪問事業、敬老の日記念事業、歳末たすけあい金の配付があります。また、町高齢者支援課が依頼いたします災害時要支援者の調査で対象者宅を訪問する事業があります。その他、赤い羽根共同募金事業では自治公民館支部とのやり取り、企業訪問、ふるさと祭りでの募金活動にお力をいただいております。最後に、地区ごとの個別案件への対応として、見守り対象者の見守りと情報更新、行政手続に関する証明事務などがあります。

町は今年度、民生委員・児童委員の一斉改選に向けて、自治公民館長に地域からの候補者推薦をお願いいたしましたが、そのときに民生委員・児童委員の具体的な業務の説明や説明資料の添付が不足をしておりました。

ご提案の民生委員・児童委員の業務の見える化は、成り手不足問題の対策として重要なことでありますので、担当課で業務説明資料を作成し、自治公民館長に後日お届けするようにしたところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 作成された説明資料を手にとって、私も見させていただきました。もう配付されましたか。はい。そういった資料は、今後、民生委員になることを検討している方とか、勧誘する人などにとっても参考になる資料ではないかなと思いましたので、ぜひとも活用させていただきたいと思います。

もう一つ、なかなか民生委員の成り手不足の原因ではないかなと思われることとして、各担当地区に1人しか選任されないということで、責任が重いと感ずることだと思います。つまり、1人で地域の相談を受けなければいけないという負担感があるのではないかなということです。

このことについて、昨日も岩津議員から同様の質問があり、答弁をいただいた内容となります。民生委員を一旦引き受けたものの、時として仕事や家庭の事情、体調等々で時間や労力を割けない場合も出てくると思います。あるいは、相談内容によっては、どこからどう動けばいいかわからない、または活動の中で人的トラブルを抱えるようなこともあり、1人では何かと大変なことも出てくると思います。

通告に先進地域等の事例を参考にしてと書いてありますけれども、今回、私なりにいろいろ調べた結果、県内外の幾つかの自治体で、こうした民生委員の活動を複数人でサポートする仕組みをつくっているところがありました。また課長にお渡ししますけれども、ここでは割愛させていただきます。その方たちは地域見守り協力員として登録し、活動するボランティアを組織する

というものでした。

そこで要旨の3つ目の質問です。地域住民による見守り協力員のようなものを組織し、各地域の民生委員を支える仕組みをつくっていく必要性について意見を聞かせてください。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 地域住民による見守り協力員のようなものを組織し、各地域の民生委員を支える仕組みをつくっていく必要があるのではないかとのご質問にお答えいたします。

厚生労働省の調査で、民生委員が最も負担に感じたこととして、訪問活動が高い結果となっております。業務を補助的に分担できる協力員の存在があれば、民生委員業務の負担軽減につながるのではないかと考えております。

県内では、宮崎市と西都市が協力員の仕組みを構築されています。

宮崎市は福祉協力員の名称で、民生委員・児童委員定数1,563人に対し740人の福祉協力員がおられます。目安としては、民生委員1人に対して協力員3人という目安を立てておられます。こちらは実費相当分の手当等もなく、完全ボランティアですが、地区社会福祉協議会に市と市社会福祉協議会から支払われる助成金には、福祉協力員1人につき2,000円が積算され、スキルアップ研修等に充てられています。地域の見守りが役目とされていますが、民生委員・児童委員との連携の取り方は様々であるというふうに伺っております。

また、西都市は福祉協力委員の名称で、民生委員・児童委員定数87人に対し、382人の福祉協力委員がおられます。目安は協力委員1人が30世帯というところを立てておられます。また、実費分の手当等もなく、完全ボランティアで地域の見守りが役目とされています。

以上のような状況があるところではありますが、やはり担い手を確保しなければなりませんので、まずは先進的に構築されている取組を参考に、負担感、重責感などが強くならない仕組みを検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 確かにスキルアップ研修とか、あとは個人情報保護のこともそういった協力員には求められていくので、いろいろ約束事を決めるなどをしっかりやっていく必要が出てくるかなというふうに思います。

互いに少しずつお手伝いをするという気持ちを持つ人たちと共に、民生委員のサポートをする何らかの仕組みをつくっていくことが必要ではないかなというふうに思いました。ぜひ、こうした仕組みづくりをしていきながら、互いに支え合えるまちづくりをみんなで目指していきたいと思っております。そのことを訴えまして、次の質問に移ります。

質問事項③と④は、ここ1年近く継続して言っております町の防災対策についてです。

③要旨１点目の質問です。災害が起きたときの要支援者の対応は、行政を含め、各地域のコミュニティでどう支え合う体制をつくっていくかが大切だと思います。そのことについて町はどのように捉えているのか、そして、どう進めようとしているかについて質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 災害が起きたときの要支援者への対応等を地域でどう支え合う体制をつくっていくか、町としてどのように進めていくのかとのお質問にお答えいたします。

地域で支え合う体制でございますが、町では各地区の自主防災組織の組織化を推進しており、現在の組織率は３０の自治公民館中、１８の自治公民館が組織化を完了している状況であります。

ご質問の要支援者への対応等は、６５歳以上の独り暮らしの高齢者及び７５歳以上の高齢者のみの世帯につきまして、毎年度６月に民生委員に調査を依頼しており、今年度も名簿の更新を行う予定です。障がい者の方も同様に名簿の更新等を行う予定でございます。また、現在、高齢者で個別避難計画を作成している方は１５人です。

今後、まずは個別避難計画の対象者の精査を行います。その上で地域におけるハザードの状況、本人の心身の状況、独居等の居住実態、社会的孤立の状況等から優先して作成を行う要支援者の選定を行いまして、順次、個別避難計画の作成を進めていきたいと考えています。また、制度案内のチラシの配布を行うなど、個別避難計画の周知も図っていきたいと考えております。

地域における支援体制の構築は容易なことではないと認識しておりますが、避難支援等、関係者の皆様と共に地域ぐるみで実情に合った支援体制の整備を進めていき、また、定期的な防災訓練や防災士等の研修を開催することで、行政と地域住民が一体となった対応力を高めるよう進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） 今のご答弁にもありましたように、個別避難計画の作成を順次進めていらっしゃるということと、要支援者台帳の作成も進められているということですね。

前回、私の一般質問でも同じようなことを言いました。今回は、その個別避難計画の作成を受けて、行政や各地域の公民館や今言われた自主防災組織、そして地域の人たちが、どんな計画を持って住民と要支援者を安全に避難させるのかの話し合いとか訓練というのが必要ではないかと思いまして質問をいたしました。そういった話し合いの中で、地域ごとに不足しているハード面、ソフト面の社会資源が、もし足りないものがあればなんですけれども、出し合っていくなどの取組が必要ではないかと思っています。

三股町は山間部と住宅地で状況も大分違うと思います。要支援者の防災対策というのは防災担当の課、つまり総務課、それと福祉課、高齢者支援課など複数にまたがる課が協力、連携し合い

ながら取り組んでいかなければならないと思います。そうした具体的な計画、取組が必要だと思います。

そこで、質問事項③の２点目の質問です。それらのことについての意見を聞かせてもらえますでしょうか。要旨２の質問です。すみません。

○議長（指宿 秋廣君） ②ですね。

○議員（３番 上西 雅子君） はい、すみません。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 南海トラフ地震を見据え、各地域に合わせた具体的な防災・減災対策を町民同士で話し合い、今不足しているハード・ソフト面の資源について出し合う等の取組が今後必要なのではないかとのご質問にお答えいたします。

南海トラフ地震のように、町内全域に被害が生じるような大規模な災害が発生したときには、被害の拡大を防ぐため、町や消防は全力を挙げて対応をいたします。こうした公共機関の対応、公助だけでは限界があるのが現実でございます。災害発生時におきましては、町と消防団の補助的役割を担っていただくのが共助としての自主防災組織であります。防災活動の一番の要は自助・共助であり、その活動の中心を担っているのが自主防災組織と言えるかと思います。

町の自主防災組織の結成状況につきましては、３０の自治公民館中、１８の自治公民館が組織化を完了している状況であります。初期活動は、地域の特性を誰よりもよく知っている自主防災組織にしかできないとも言われているところでございます。各地区の防災力の向上と平準化を図るため、今後も引き続き自主防災組織の結成及び活動の充実に向け支援していきたいと考えているところでございます。

また、防災・減災対策を自主防災組織で担う人材を育成するため、本町では補助金等を活用しまして地域住民や役場職員、消防団員へ防災士の資格取得を推進しているところです。本町に在籍する防災士は、令和７年４月末日現在で２４０人となっております。

また、ハード・ソフト面の資源について出し合うことなどの取組についてですが、町では一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っておりますコミュニティ助成事業補助金の中から自主防災組織育成助成事業を活用しまして、防災活動に直接必要な設備等の整備に対する補助金を各地区に交付しているところです。

また、自主防災組織の平常時の活動としまして防災訓練の実施や防災知識の習得、災害時の活動計画の作成が必要でありますので、都城市消防局等、関係機関との連携も肝要であると考えます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） 今おっしゃったように２４０人の防災士の方々や、この１０年間で１８もの自主防災組織が立ち上がっているということで、そうした方々に、ぜひ期待を寄せたいと思います。

前回の一般質問でも少し紹介をさせていただきましたけれども、鹿児島県鹿屋市では、今申し上げました複数の課と自治公民館と民生委員、そしてその地区の住民、あと支援を必要とする当事者とその家族が混ざり合って、小さい単位の地域防災会議を開いて、災害が起こったときに、お互いにどう行動していくか、どう支援していくべきか等々を具体的にすごく話し合ったそうです。ぜひ、そうした前向きに立ち上がった自主防災組織などを中心にして各地域の防災会議を推進していただけると、より安心した地域をつくれるのではないかと思います。そのことを申し述べまして、事項③の質問を終わります。

では、最後の質問事項④に移ります。

現在、様々な災害に備えたハード面とソフト両面の体制整備を、町としてはどのように進めているのかを質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 現在、様々な災害に備えた体制整備（ハード・ソフト両面）を、町としてどのように進めているのかとのご質問にお答えいたします。

現在、町として取組を強化すべき防災対策は、第一に組織づくりだと考えております。東日本大震災の発生以後、本町の防災対策としまして第５地区防災センター整備や備蓄倉庫改修、資機材等のハード整備は順次進めてまいりましたが、防災対策の両輪となるソフト対策については、さらに充実していかなばならない状況でございます。特に災害対応には、発災時に機能する組織であることが重要と考えており、災害対応の標準化、地域防災力等、防災推進体制の強化、デジタル等新技術の活用を大きな目標として取組を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） はい、よく分かりました。

続きまして、要旨２の質問に移ります。今後、災害用の機器、備品等の整備について購入予定のものなどはあるのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 今後の災害用の機器、備品等（トイレ、ベッド等）の整備について、購入予定のもの等はあるのかとのご質問にお答えいたします。

災害時、上下水道の断絶や停電により水洗トイレが使えなくなる状況の中で、トイレを確保することは被災者の健康や命に直結する重要な課題です。

現在、本町では災害用トイレに関するものとしまして、防災用の便座利用型簡易トイレ2万1,600回分の備蓄、車中泊用で利用できる携帯トイレを168回分備蓄、元気の杜のマンホールトイレを5基備蓄及び藤屋株式会社との災害発生時の資機材提供に関する協定による簡易トイレの設置提供がございます。また、簡易ベッドは80基備蓄しております。

購入予定のもの等につきましては、便座利用型簡易トイレ及び簡易ベッドの購入予定がございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 簡易トイレや簡易ベッドの購入も検討中ということによろしいですね。はい。

今年4月24日から、私はJ I AM（全国市町村国際文化研究所）に公費で研修に行かせていただきました。テーマは「防災と議員の役割」という内容でした。この研修では、実に多くのことを学び取ることができました。

この研修の講演された先生のお一人に、能登半島被災地支援にボランティアに行かれた方がいました。そして、そのときに使用しようとして思わず思いとどまったという公共トイレの写真をを見せていただきました。印刷して公表するにはあまりのショッキングな写真ということで、参加している私たちだけに見せてくださいました。それは、トイレの排水管が壊れて水が流れないため、使用禁止とすべきところを、その表示が間に合わずに何人もの人が用を足したのか、それか使用禁止を知っていながら、致し方なく用を足した方がいらっしゃったのか。とにかく汚物やトイレットペーパーがあふれ返り、それはすさまじい光景でした。それを見て私は、トイレは本当に大切だなというふうに感じました。

そして、我が町で同じようなことが起きたらどんなんだろうというふうに考えました。元気の杜にマンホールトイレを5基設置していると聞きましたけれども、被災して自宅に住めなくなった住民が各地区の指定避難所に避難することとなると思いますが、そのトイレが使えない、簡易トイレはあるものの、やはりスペースとして足りないのではないかなというふうに思います。また、流れないというところで、マンホールトイレのところまで行くのかどうなのか、ちょっといろいろと考えてしまいます。

それで、このJ I AMの研修において、私は参加していたほかの市町村議員の、本当に複数の方たちから、みんな元気になるトイレというものを教えていただきました。提供資料の⑤をご覧ください。ほかの議員の方たちが、本当にこれは大変有効ですよというふうにおっしゃっていました。

これはホームページに掲載されているものですので、ご興味のある方は、ここからいろいろな

情報が出るのでご覧ください。資金は必要となりますけれども、災害時以外でも活用ができること、お祭りとかでも活用ができること、あとは、ほかの地域の災害時に貸し出すことができ、ほかの自治体との協力関係が図れることがメリットだと思います。

トイレトレーラー購入の検討について、数年前から他の複数の議員が一般質問をされ、先週金曜日にも堀内義郎議員からトイレカーについて提案がありました。私からも、そのことについて質問をいたします。ここで紹介しているような移動式トイレの購入を町として検討できないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 災害時以外でも活用できる移動式トイレの購入を町として検討できないかのご質問にお答えいたします。

災害時以外でも活用できる移動式トイレ、トイレカーや自己処理型水洗トイレの整備につきましては、購入の緊急性や費用及び維持管理費等を含め、現在のところは計画はしていないところです。

なお、内閣府から新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）が創設されております。この交付金は避難所の生活環境改善を積極的に進めることを目的としており、災害時の町民の安全、安心の確保に大きく寄与するものでありますので、本町として、今後この交付金を活用することについて検討していきたいと考えます。

また、先月、内閣府より、令和6年1月に発生しました能登半島地震での教訓を踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トレーラーハウス、トイレカーなどのいわゆる災害対応車両について、平時から登録、データベース化する施策を今月1日より施行することになるとの情報提供がありました。

登録制度の概要としまして、被災自治体は災害対応車両を必要とする場合はデータベースを参照し、所有者または法人と個別に調整する。国は被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施するとありますので、今後、この制度や議員提供のありました5番の資料の提案等を活用することについて検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。ぜひ有効な防災対策をしていただきたいと思います。

今後、想定される南海トラフ大地震を想定して、町がどう準備を進めていくかが問われていると思います。このJ I AMの研修で、議員のどなたかが言った言葉に深く共感した言葉があります。「災害対策は空振りがあっても見逃しは許されない」という言葉です。災害が軽く済めば、

準備していたことも空振りになるかもしれません。しかし、必要性が分かっているながら準備しなかったことは見逃しになってしまう、そのことは各自治体としては許されないことではないかと言われました。

そのことを最後に申し述べまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時51分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位9番、西村議員の残りの一般質問を行います。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、質問事項の2番目の新地方公会計制度の活用についての②まで、一応、今済んだところです。

続いて③に入りたいと思うんですが、今、税務財政課長から回答がありましたように、この新地方公会計制度はこれまでの単式簿記、現金主義と比べると、本当に資産とか負債のバランスが分かると。要するに財政の健全性とか将来性が分かるということはありませんでしたが、非常にそうだと思います。冒頭申しましたように、単式簿記では、黒字だけでも、実は裏を返すと借金があったり、貯金が全然なくなったりという状況を見るためにも、この新公会計制度というのは活用されなければならないと思っております。

それともう一つなんですが、多分、回答の中にあったのかどうかは、ちょっと覚えていないんですけど、この新公会計制度は、一般会計の部分が1つ、それと一般会計と特別会計を含めた連結の部分が1つ、そして町が出資する第三セクターとか、それを含めて全体の連結が1つ、3つに分かれているんですね。ということで、よく第三セクターなんかに出資して金額が分からなくなるんですが、この新公会計制度を用いると、その全てが分かるという仕組みになっています。これは、これからの財政状況を知るためには非常に有効じゃないかと考えております。特に外郭団体というと、町でいうと土地開発公社とか、あとはまちづくり合同会社も町が出資していますので、今からまちづくり合同会社なんかはいろんな事業が始まると思うんですが、その資産とか町の出資も含めて、トータルして、この財政状況が分かるというのは非常にいいと思います。

ということで、この3番目になるんですが、これまで、この新公会計制度に伴ういろんな財務4つの表とか、全体も通してですが、このホームページには公開されているんですけども、なかなか議会に報告もないと。中期財政計画を、毎年度、予算のときにはちゃんと報告はあつて若干説明があるんですが。ということで、この議会や町民に分かりやすく情報を開示するべきだと思います。

うんですけども、今後の取組についてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 議会や町民に分かりやすく情報を開示すべきだと思うが、今後どのように取り組まれるのかというご質問にお答えしたいと思います。

公表の内容につきましては、財務書類4表を分析した資料としまして、資産の状況、資産と負債の比率、負債の状況及び行政コストの状況を表します財務書類分析を添付しています。別添資料として綴っております。資料では4つの項目ごとにタイトルと分析結果が示す目的を記載しておりますけれども、財務用語の並びによりまして分析結果の具体的な意図が見えにくいことや、健全性や将来性が伝わりにくいことが感じ取れますので、財務用語を分かりやすく伝えることや年度ごとの推移表示、他の自治体との比較など、見える化と同時に分かりやすさ、伝わりやすさを工夫した取組が必要ではないかと実感したところでございます。そういった形で、町民への分かりやすさを伝えていきたいというふうに思いますけれども。

また、議会のほうにも、こういった財務書類4表があるんだというところについては、分析結果等も踏まえて、また報告等の検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今後、公表については検討していきたいということですので、ぜひ単式簿記による、先ほど前半ありましたいろんな数値、財政数値や表も確かに分かるところはあるんですけども、全体の負債、資本を含めたところ、トータルを含めて、町が関与する全ての団体を含めたところの財政状況というのは、やっぱり毎年毎年、決算が確定し、この指標を出した時点で説明してもらいたいと思います。多分、1回、2回ではなかなか理解ができないと思うんですが、続けて公表して説明していくことによってだんだん理解もできますし、中身が分かってくると思います。特に行政関係者は単式簿記しかしていませんから難しいんでしょうけど、多分、一般の会社を経営されている方なんかはもともと複式簿記ですから、非常に理解されると思っています。

それともう一つは、今回、別添資料ということで、いろいろ分析が書いてあります。住民1人当たりの資産額とか負債額は出ているんですが、確かにこれを見て毎年比べると、減った、増えたというのは分かるんですが、やっぱりもう一つ大事なものは、他の市町村との比較も大事になるんじゃないかなと思います。せっかくこういういい資料を作るように義務づけられて公表しているんですから、先ほども前半のときに類似団体とか県内の状況もお尋ねしたところなんですが、やはりこの数値についても、他の団体と比べてどうなのかというのも今後検討してもらいたいと思います。

それでは、最後の4つ目の質問になるんですが、この新公会計制度ですね、はっきり言うと簿記会計、複式簿記になります。本町でも、例えば水道事業とか、今は下水道事業もなんですが、公益の担当になると必然的に発生主義に基づいて毎日仕訳をやって、決算時には貸借対照をはじめとして関係帳票を作成することになります。要するに、複式簿記を理解しないと、もう全然仕事にならないと。

そういう意味から、情報公開も本当に大事なんですけども、今は公営企業の担当になる職員の皆さんは必然的に勉強して覚えるんですが、今回こうやって新公会計制度で財政を見るようになると、職員全員の理解が非常に大事だと思っています。これを、いろいろ調べてみますと、将来的には事業ごとに、例えば自分の担当ごと、事業ごと、課ごとに、この4つの指標も作れるようになっております。ということは、一人一人、職員が理解をすれば、非常にコスト意識というのが醸成されて、また、健全な財政運営と言いましたけど、それがより職員の身近なものになると思っています。

法律で定めておりますので、年に1回公表はするんですが、多分今は専門の会計士とか税理士とか、そういう専門の方をお願いして作っていらっしゃると思うんですが、これが自分たちでできるようになる。例えば公営企業みたいに日々仕訳もできるくらいになると、自分たちでこの表の見方も詳しくなるんじゃないかという意味も含めて最後の質問になりますが、運用に当たり、専門的な知識や体制の構築が必要になると思うが、どのように取り組んでいくかをお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 新地方公会計制度の運用に当たり、専門的な知識や体制の構築の必要性を含み、どのように取り組んでいくのかについてお答えしたいと思います。

新公会計制度の導入の主たる目的は、長期的な財政状況の見える化にあると捉えています。財務書類4表の作成、公表につきましては、財政計画への適切な反映と住民の行政に対する観察、信頼度を図る指標となるものでありますので、分析結果の報告に終わるのではなく、必要なのは財政計画に反映すべき事項の分析であります。職員のスキルを高める上において、専門的な助言を求めることは必要であると考えております。

例えば、現在、新地方公会計の作業業務を専門業者へ委託しています。今、単なる作成業務を委託しているだけでございます。財政計画の分析検討の事項や研修会等の実施を委託業務内容に盛り込むなどしまして、新地方公会計制度を有効活用するための体制構築を協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） これから体制構築して知識も蓄えていくということですので、期

待していきたいと思います。

それでは、本日は近年の財政状況とこれからの財政運営、それと新地方公会計制度に基づく財政運営について質問したところなんですけれども、先ほども言いましたように、これから多分、義務的経費とか経常的経費がだんだん増えてくるというのは、もう避けられない時代だと思います。そういった中で、それでもなお、なるべく投資的経費を大きくしていろんな事業を実現してもらいたいと思いますし、また、先ほどちょっとありましたが、自主財源の確保ですね。ふるさと納税を含め、いろんな補助事業を使って、自主財源をとにかく確保したいということです。

たしか今年の3月議会に、ふるさと納税推進室の体制も、企画と一緒にすることによって伸ばしたいということでしたので、ふるさと納税が入れば入るほど、やはり財政豊かになると思いますから、今の1億、2億を、3億、4億、5億になるように期待をしております。

以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で西村議員の一般質問を終わりますが、西村議員にお願いをします。

質問の要旨のところで「は。」で切っております。日本語は、その後がどうなのかということが出てきますね。例えば、買う、買わないという中で、英語等々であれば、前のほうにイエス・ノーが出てくるわけですけども、これから先、何がしたいのかという、私自身が解釈ができるような丁寧な要旨の通告をしてほしいというふうに思います。よろしいでしょうか。「は。」で切っているのを最後までですね。そうでないと、これだったら数字を出したら、もうそれで終わりということになりますので、「は。」ということではなくて、だからどうしてほしいまでですね。「は。」というのは、そこから先どういうふうに行くか分からないので、私に分かるように通告要旨をお願いします。分かりますか。要するに「何々は。」で切ってしまうと、それから先、「何々はどうしたいんですか」「何々はどうしなくていいんですか」「これを踏まえて、何々は事業をしたいんですか。いや、やめるんですか」という、どう続くかが分からないという意味です。だから、分かるようにしてください。

○議員（4番 西村 尚彦君） 見解を聞いて、その後に質問で聞きたいという意味で「は。」にしているんですよ。だから、いいか悪いかをまずどうですかと聞いて、それを聞いた上で次の質問をしたいと思って、こういう表現をしているのはおかしいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 要するに、自分の持論があるわけでしょ、何かをしたいという。

○議員（4番 西村 尚彦君） 持論もありますけど、回答によって聞きたいことが変わるんです。

○議長（指宿 秋廣君） だから、そういうことがあるんなら、そういうふうに通告してくださいという意味です。要するに10人おったら10人分かるようにしてほしいと。例えば私だったら、私なかなか難しいので分かるようにしてください。これ、要望です。もう終わったんで。

○議員（4番 西村 尚彦君） 例を言ってください。どうやって書けばいいんですか、例えば①

番なら。教えてください。意味が分からんから……。

○議長（指宿 秋廣君） 要するに「悪化しているが、町の見解はどうしたいんですか」、もしくは「町の見解はどうあって、こういう事業をするためにはやめるんですか」とかというふうになげてほしいという意味です。「見解はどうしたいんですか」ということで。

○議員（４番 西村 尚彦君） いやいや、そうじゃなくて、健全なのか、停滞なのか、悪化しているか見解を聞きたいと。それを聞いた結果、次を考えているんですけど、それじゃいけないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） だから、分かるように「は。」で切らないで、要するに「それはどうい
うことですか」というふうにぴしゃっと切ってほしいと。「は。」といたら中途半端です。

それから、執行部にお願いします。西村議員の中で④やったかな、答弁が途中で休憩しましたね。資料について、要するにそれが入っているということだったので、五本松の関係だったと思いますけども、どれだけ入って、どういうふうにこの中へ反映されているかというのを資料を出してほしいと思います。要するに、入っていないという最初の答弁から、すみませんでした、入っていましたが言われたので、いかほど、その年度的に入っていたのかという資料を——今答弁してくれという意味じゃありませんよ。資料を下さいという意味です。よろしいでしょうか。

西村議員については、そういうことですので、お願いします。資料請求をお願いしますね。
以上で一般質問を終わります。

１０分休憩をして、１３時５５分から総括質疑を行いたいと思います。１０分休憩します。

午後１時４５分休憩

午後１時５５分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第２．総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第２、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件についての質疑であります。

争点を明確化するため、まず３６、３７、それから３８、４０、それから４１から、それ以降の３つに分けて行いたいと思っています。したがって、最初は３６号、３７号の議案についての総括質疑ということになりますので、お願いをします。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

なお、質疑は、会議規則により、１議題につき１人３回以内となっております。

質疑ありませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 議案第３６号についてです。

現在、施設計画の基本構想、動線、各機能の配置、ゾーニングは確定しておらず、この状況下で設置目的、４機能、開館時間などを法的に固定することは、設計や運営計画の柔軟性を大きく損なうリスクがあると考えますが、なぜ今、制定が不可欠なのか、教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例につきまして、ゾーニング、また開館時間等条例に定めることによって、企画提案に対する柔軟性が損なわれるのではないかという趣旨のご質問だったかと思います。今回、条例で定める事項につきましては、最低限必要と考えている事項及び基本計画、また、先月の５月２３日に公表を行いました要求水準書等によって町が求める機能等につきまして記載をしております。その町が求めている要求水準の中の範囲内で設計建設、また企画の提案をいただくということを予定しておりますので、本条例の内容について柔軟性を損なうというものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） これを条例化する以上、今後の設計過程で変更が必要となった場合、開館時間や施設機能などの条例改正が必要となると思います。それで設計の自由度を損ね、町民との対話の余地が縮小するおそれがあるのではないかと思います。この条例案は柔軟な運用を担保できる仕組みなのか、それとも町の方針を既成事実化するためなのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

本条例の第６条におきまして設置目的及び第４条に規定する事業に応じて最も効率的に運用しなければならないという第１項の定め、そして第２項では午前９時から午後１０時まで、そのただし書に、町長または指定管理者が必要と認めるときは開場時間を変更することができます。

また、同じく第３項、１２月２９日から１月３日を閉鎖日といたしますけれども、同じように、ただし書で、町長または指定管理者が必要と認めるときは閉鎖日を変更することができます。

また、４項につきましても、事前に町長の承認を得たものにつきまして、開場時間、また閉鎖日も変更することは可能でございますので、今ご指摘いただいた時間であるとか日にち、こういったところにつきましては全て、ある意味では柔軟に、指定管理者が決定次第、協議を行うものとしておりますので、条例の改正は必要はないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 本条例案が制定されることで交流拠点施設はどのような目的を達成し、町民にどのようなメリットをもたらすことが想定されますか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 本条例に限らず、令和３年１１月に策定をいたしました基本計画、また、それ以前につくっております基本構想、今回の一般質問等でも述べさせていただきました本施設の役割というものを十分認識し、本条例を制定したいと考えるものであります。

また、施行については、附則の第２条で供用開始日から施行するというふうになっておりますので、建物が、今、箱物はないわけでございますけれども、供用開始後に施行するというふうにうたってもございます。

また、第２項におきましては、その準備行為、募集に関する行為はここで行うことができるというような規定になっておりますので、そういった今のご質問については、今までの基本計画、基本理念、また今回の答弁等も見ていただいて、本施設の役割、町がどう認識しているか、ご確認いただければと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに。中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、議案３６号について。

本町では公共施設設置条例、指定管理者制度条例が既に存在し、他施設では、それにより管理運用されてきた実績があります。今回の交流拠点施設だけに新たな独立条例が必要とされる法的・実務的理由を具体的に説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

地方自治法の第２４４条の２の規定というのが、普通地方公共団体が公の施設を設置する場合に条例で定めなければならないというふうになっております。

条例の定め方は様々でありまして、今、中原議員おっしゃいますように、公の施設に関する条例という１本を条例化し、その別表として一覧で各施設を明記する場合がございます。そういった場合もございますが、本町の場合は１施設、基本的には設置及び管理に関する条令は１つずつ、それぞれの施設で定めているというふうなことでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、１施設の１条例が全部あるんでしたら、それ、提示してもらえるんでしょうか、見せてもらえるんでしょうか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 本町の場合は1施設に1条例を原則としておりますので、「じょうれいくん」という例規集がホームページで公開をしております。例えば健康管理センターであるとか、文化施設とか、それぞれの施設に、それぞれ条例が制定してございます。ご確認いただければと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 条例附則では、指定管理者の準備行為が可能とされていますが、募集要項や実施方針の整備で対応可能との見解もあります。条例を定めないことで本当に支障が生じるのか、具体的に説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 指定管理者を募集する場合に、条例を制定しなければいけないのかということと理解しました。令和6年4月に総務省自治行政局から示されました資料、指定管理者のプロセスというのがございます。これは、5月26日、全員協議会にてお示しをした資料の中にございますが、指定管理者制度のプロセスの①番は条例の制定・改正でございます。②番が公募等により事業計画書の提出、そして指定管理者の候補の選定というふうにプロセスが順々になっていきます。

初めに、公募、募集をかける際には条例で制定しなければいけない理由といたしまして、本町の、三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例というのがございます。そちらの第2条に、「町長または教育委員会は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他団体を公募するものとする。」というふうになっていまして、ここに「次に掲げる事項を明示し」というのが、今回条例でお示しをしております目的であったり、そこで行う事業であったり、名称であったりしております。こちらのほうは総務省でお示しをいただいている資料、5月26日にお配りをしておりますけれども、条例制定が先でございます。その後、公募ができるとしております。

県の市町村課が各自治体の様々なご質問をお受けいただいておりますが、県の市町村課にもお問い合わせをいたしました。こちらの公の施設に関する設置及び管理に関する条例というのは、当然に施設ができる前であっても、指定管理者を募集する場合には条例の制定が必要ですよという見解をいただき、つい先ほど、県の事例、1つだけでしたけれども、お示しをいただきました。宮崎県屋外型トレーニングセンターというのが令和5年4月1日から竣工し、供用を開始しております。条例の制定は前年、令和4年の7月に条例を制定し、指定管理者を募集し、令和5年の4月1日から供用を開始、また指定管理を開始してございます。こちらについては総務省、また全国指定管理協会等にもお問い合わせをしておりますが、建物ができる前に条例を制定しなければ

指定管理者の募集はできないという見解でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 36、37について、ほかにありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 議案第37号についてですが、協定の目的と意義について、今回のパートナーシップ協定締結により、三股町が目指す交流拠点施設の整備運営において、具体的にどのような効果やメリットを期待しているのか説明していただきたいのと、第六セクターPPPという新しい手法の導入について、その先導性や独自性をどのように捉え、町民にどのように説明していくのか、教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議案第37号のパートナーシップ協定書の締結についての目的につきましては、第1条に書いてございますけれども、今回の五本松交流拠点施設整備事業につきまして、町とまちづくり合同会社の相互の資源及び能力を有効に活用して連携協力し、本事業の設計、建設等の各段階における円滑な執行を図り、整備された後の三股町交流拠点施設の将来にわたる効果的かつ安定的な管理運営体制の構築に貢献することを目的としておりまして、具体的には第2条の定義にございます。本協定において、プロジェクトマネジメント業務を担っていただくということを、今回のパートナーシップ協定でうたっております。

大きく2つございます。1つ目が本事業の設計、建設段階で生じる事業者間の意見調整等について、乙——これは合同会社ですけれども——が甲から——町から——受託をする業務。2つ目に、本事業の運営段階、施設ができた後の運営業務及び維持管理業務の調整、またセルフモニタリング等について、乙が指定管理者として行う業務ということで、2つのプロジェクトマネジメント業務を町が出資し、第三セクターとして五本松交流拠点施設整備事業及びまちづくり全般、また中心地ゾーンの活性化、こういったものをうたっておりますので、町と合同会社がパートナーシップを取って、本協定では、特に五本松交流拠点施設整備事業に対してのプロジェクトマネジメントを行っていただく。

そして、第4条ではそれぞれの役割を記載しておりますので、こちらも協定の根拠として、お互いに役割を果たしていこうとするものでございます。

簡単ですが、以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本協定の内容は先ほど言われたようなことなんですけれども、協定に明記されている町とパートナー事業、まちづくり合同会社とそれぞれの役割分担、責任範囲について、特にリスク分担の考え方を詳しく説明いただいて、万が一、事業が計画どおりに進ま

ない場合、予期せぬ問題が発生した場合の対応策はどのように規定されるのか。そして事業契約内容の疑義が生じた場合の協議プロセスや協議が整わない場合の具体的な措置について、協定書における規定を説明してもらいたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回はパートナーシップ協定書ということで、法的な拘束力というのはございません。こちらのほうはパートナーシップ協定、あくまでもお互いがそれぞれの役割を尊重し、1つの同じ課題に向けて一緒に取り組んでいこうというものでございます。とはいえ、ここに第4条で役割を示し、そして第6条には費用負担等も示しておりますので、今回、協定として議案に上げさせていただいたのは、三股町議会基本条例に協定等を結ぶ予算を伴う場合には議決が必要だということで、今回、上程をさせていただいておりますので、費用負担についてはうたっております。

今、田中議員ご指摘のリスク分担等については、合同会社が指定管理者の一事業者として、実際に指定管理が始まる第六セクターですけれども、まちづくり合同会社と一緒に第二セクターが入った1つの共同体、ここと指定管理協定を結ぶことになりますが、ここでの協定についてはリスクマネジメント、しっかりセルフモニタリングもしていただきますけれども、町と指定管理者との間のリスクマネジメントについてはしっかり明記をしていきたいと考えております。こちらでも昨年9月に発表をしたPFI時代ですけれども、リスク分担表を参考に、現在、リスク分担も精査しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） そしたら、あと事業の持続可能性と財政負担についてなんですけれども、交流拠点施設の整備運営において長期的な財政負担の見込みと、その負担を軽減するための具体的な方策について説明していただきたいということと、事業の収益性や運営費の見込みについて、どのようなシミュレーションを行い、持続可能な運営体制を構築するのか、特に運営段階において財政リスクへの対応はどうするのか、教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今回、一般会計補正予算（第2号）におきまして、債務負担行為を上程させていただいております。一般質問の中でも税務財政課長よりお話がございました。こちらは5年間の債務負担行為を示しておりますので、今後こちらが10年続けば、掛ける10ということでお示しをしたんだろうというふうに思いますので、詳しくはまた予算・決算常任委員会等でご説明させていただければと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長、付託された委員会で言って。あなたが付託案件を決めるわけにいかんでしょ。

○企画商工課長（鈴木 貴君） すみません。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、議案第３７号について伺います。

現時点では施設の基本計画や設計方針、運営方針も確定しておらず、今後の町民参加や設計検討の中で内容が具体化されていく段階にあります。こうした中で本協定をこのタイミングで締結し、しかも議会の議決を必要とする形で進める理由としては、何が今でなければならぬ決定的な根拠となったのでしょうか。この協定の性質と位置づけが、将来のＰＰＰスキームにどのような影響を及ぼすと考えているのか、町として明確な整理と説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、なぜこのタイミングでないといけないのかということですが、今回、まちづくり合同会社に担っていただく１つ目のプロジェクトマネジメントにつきましては、本事業の設計、建設段階で生じる事業者間の意見調整でございます。こちらは、現在、募集資料を公表し、議決をいただいた暁には本公募といいますか、正式な募集を開始していくわけですが、こちらの設計者、建設者と運営を行う事業者との間に入って調整をしていただくというのは、施設整備後にはまちづくり合同会社が指定管理者の代表ということで座りますので、合同会社が何も知らない、意見が言えない中での運営者と設計、建設会社との意見交換ということではなくて、合同会社がしっかりとした立ち位置を明確にして、町から、まちづくり合同会社についてはこのマネジメントをお願いしますよというパートナーシップ協定を結んで、設計、建設及び運営事業者との間のプロジェクトマネジメントをしてもらうということになっております。

現在、優先交渉権者につきましては、本年１０月をめどに現在進めておりますので、ここが決まった後、実際のマネジメント業務が始まるわけでございますので、本定例会での協定書の提案となったものでございます。

また、先日２６日の日に、ちょっと前もって資料をお渡ししてしまっておりますが、パートナーシップ協定書の締結についての裏面に、本来、自治体と第六セクターとの関係というのは、基本的には随意契約というのは見直していきなさいと、第三セクターだからといって、町が出資をしているからといって、随意的に仕事をやらせてマイナスになってしまったらいけないよということでの、当然、見直しが総務省から出ております。

一方で、今回のこの合同会社につきましては町から出資をし、また、貸付金も行って、今回の交流拠点の中心的な役割を担ってもらうという観点から、指定管理者の公募にはならず、随意的

な指定をするということで今考えております。そのためにも、町と合同会社とのパートナーシップ協定を結んで、しっかり後ろ盾をして、合同会社は第三セクターだからといって自動的に随意指定するのではなく、パートナーシップ協定を結んだ相手方としてしっかり指定管理者の中心に座ってもらうということも想定し、今回のパートナーシップ協定を結びたいというものでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） お聞きしますけど、パートナーシップ協定ではなく、指定管理者にまちづくり合同会社になるという認識でいましたけれども、また指定管理者を探す・イコール・そこにお金がかかってくるという可能性はある。その前に、そのプロジェクトマネジメント業務を合同会社に委託する、やっていただく、合同会社と町が一緒に指定管理をするための委託管理の会社になるわけじゃないですか。で、パートナーを組むわけなんですよ。なので、その業務の内容を合同会社さんに委託する。なので、パートナーシップをつくらなきゃいけないって、今、現状で、この協定書を作らないといけない理由は何でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） もう一回、分かりやすく。

休憩します。

午後２時20分休憩

午後２時22分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

合同会社のプロジェクトマネジメントの業務委託、今回、予算で１８０万ほど上げさせていただいてありますが、これは指定管理が実際に始まる前のプロジェクトマネジメントでございます。そして、設計建設に向けての運営者との協議のプロジェクトをマネジメントしてくださいねという予算を今回上げております。

実際に供用開始をするのは令和１０年の４月を、今、目標に進めておりますので、令和１０年４月からは指定管理料が発生します。それまでは指定管理料というのは一切発生をしませんので、今回のプロジェクトマネジメントと指定管理料というのは全く別物ということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 協定書第９条には、三股町議会基本条例に基づき、議会の議決を

得て初めて成立すると明記されています。本来、行政契約であれば執行部の専決でも可能と考えますが、本協定は、なぜ条例９条第３号に該当すると判断されたのか、その法的根拠と必要性を町としてどう整理されているのか。先ほど、第６条で、費用がかかるたびに議決をしなきゃいけないということだったので、お金を要するということにはなるとは思うんですけども、そのあたりも、令和１０年以降もお金はかかっていくことになるといったところでも、このパートナー協定を組む必要があるのかも含めて、全部お答えください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

三股町議会基本条例第９条には、地方自治法の第９６条第２項に基づく議会の議決事項というのがあります。こちらは、議決事項を次のとおり定めるものとするという中の第３号、町が他団体と結ぶ提携または協定のうち、予算を伴うものについては議決事項ということで、本町の議会基本条例で定めております。

今回、パートナーシップ協定に伴う業務の一部、今回は（１）の予算を１８５万９,０００円、マネジメント業務として上げております。一方、（２）の第２号になりますけども、こちらは指定管理が始まってからの業務になりますので、これは令和１０年４月からの指定管理者として受け取る業務としてのお金が発生するということで、今回、予算の伴うものについて、パートナーシップ協定書については議決事項ということで判断をし、上程させていただいたものです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ３６、３７について、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ３６、３７はないようですので、次に行きます。

次に、３８から４０までの補正予算について質問を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、４１号以降の問題について、何かあれば挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 追加の質疑もないようですので、これにて総括質疑を終結します。

日程第３．常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出して下さるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後 2 時 27 分休憩

〔全員協議会〕

午後 2 時 35 分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- ・ ----- ・ -----
○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 2 時 35 分散会

令和7年 第4回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第5日）

令和7年6月17日（火曜日）

議事日程（第5号）

令和7年6月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑（議案第36号から第44号までの9議案）
- 日程第3 討論・採決（議案第36号から第44号までの9議案）
- 日程第4 質疑・討論・採決（議案第45号）
- 日程第5 質疑・討論・採決（議案第46号）
- 日程第6 質疑・討論・採決（議案第47号）
- 日程第7 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について
- 日程第10 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑（議案第36号から第44号までの9議案）
- 日程第3 討論・採決（議案第36号から第44号までの9議案）
- 日程第4 質疑・討論・採決（議案第45号）
- 日程第5 質疑・討論・採決（議案第46号）
- 日程第6 質疑・討論・採決（議案第47号）
- 日程第7 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について
- 日程第10 議員派遣の件について

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 岩津 良君 | 2 番 中原 美穂君 |
| 3 番 上西 雅子君 | 4 番 西村 尚彦君 |

5 番	田中	光子君	6 番	堀内	和義君
7 番	新坂	哲雄君	8 番	楠原	更三君
9 番	堀内	義郎君	10 番	内村	立吉君
11 番	指宿	秋廣君			

欠席議員（１名）

12 番 山中 則夫君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	西山	雄治君	書記	馬場	勝裕君
			書記	益留	美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫	辰生君	副町長	石崎	敬三君
教育長	米丸	麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾	真紀君
企画商工課長	鈴木	貴君	税務財政課長	白尾	知之君
町民保健課長	齊藤	美和君	福祉課長	福永	朋宏君
高齢者支援課長	杉下	知子君	農業振興課長	細田	高広君
都市整備課長	田中	英顕君	環境水道課長	岩元	勝二君
教育課長	山田	正人君	会計課長	竹村	恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○総務産業常任委員長（田中 光子君） 皆様、おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第36号、第37号の2議案です。

以下、案件ごとに説明をいたします。

まず、議案第36号「三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例」について。

本案は、地方自治法第244条の2に基づき、三股町交流拠点施設の設置、管理に関する事項を定め、三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、本施設を指定管理者による施設運営を可能とするための本条例を制定するものです。

以下の意見がありました。条例制定の時期については、指定管理者制度に関する観点で、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人、その他の団体を公募するものとするがありますが、指定管理者を公募する前に条例の制定が必要であるとのことですが、現時点で条例という形で結びつきを持とうとするのはなぜか、公募を遅らせれば現時点で条例の制定は行わなくてもいいと思うとの意見が出ました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第37号「三股町交流拠点施設整備事業に関するパートナーシップ協定書の締結について」。

本案は、町商工会と町の共同出資により設立したまちづくり合同会社みまと町がお互いの資源及び能力を有効に活用して連携、協力し、本事業の設計、建設等の各段階における円滑な執行を図り、整備された後の施設において、将来にわたって効果的かつ安定的な管理運営体制の構築に貢献することを目的にパートナーシップ協定を結ぶものです。

意見としては、建設に関して、資材の高騰などでイニシャルコストが高くなった場合にどうするのか、まちづくり合同会社は2年間での実績が少ないため、この締結に不安を感じる、また、交流拠点施設関係の進捗状況を随時報告していただきたいとの意見が出ました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 中原 美穂君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（中原 美穂君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査結果を、三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第39号から第44号の計6議案であります。

議案第39号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額28億76万7,000円に対し、歳入歳出それぞれ452万

8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ28億529万5,000円とするものです。

内容としては、歳入面において一般会計繰入金の増額補正、歳出面においては4月の人事異動に伴う人件費の増額補正がなされたものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第40号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額23億8,488万2,000円から歳入歳出それぞれ725万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億7,763万2,000円とするものであります。

歳入につきましては一般会計繰入金を減額補正するものであり、歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の減額補正及び重層的支援体制整備事業に係る一般会計繰出金を増額補正するものと説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第41号の「工事請負契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（三股町総合福祉センター太陽光発電整備等導入工事ほか））」について。

本案は、三股町脱炭素化推進事業公募型プロポーザル選定要領（令和5年7月策定）により選定された三股町脱炭素きゅうなん隊が提案した事業のうち、町総合福祉センターにおける太陽光発電整備、高効率空調機、全熱交換器の導入及び照明のLED化工事を株式会社九南と随意契約により実施するものであります。

契約金額は1億4,604万5,900円であり、5,000万円以上の契約となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものです。

なお、本工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び三股町財務規則第145条第1項第1号の規定に基づいて実施されるものであります。

本議案の審議においては、以下の点が評価されました。本設備については、脱炭素化の推進に資する設備であることに加えて、設置される全熱交換器には空気の入替え機能、いわゆる熱交換機能が備わっており、平常時にはもちろんのこと、感染症拡大時の空気環境の改善にも役立つことが確認されました。

また、委員会からは、感染予防の観点も考慮されていることに気づき、安心感を持てたといった意見もあり、こうした多機能性に対する評価も得られたところです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第42号「工事請負契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（文化会館照明LED切換工事ほか））」について。

本案は、三股町脱炭素化推進事業公募型プロポーザル選定要領（令和５年７月策定）により選定された三股町脱炭素きゅうなん隊が提案した事業のうち、以下の整備工事を随意契約により実施するものであります。

工事の内容は、文化会館内の照明のＬＥＤ化、全熱交換器の導入、元気の杜と文化会館を接続する自営線配線の整備、以上、３工事を三股町脱炭素きゅうなん隊を構成する株式会社九南と一括して随意契約により実施するものであります。

契約金額は７，９０４万４，９００円であり、５，０００万円を超える契約であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第４３号の「財産の取得について（令和７年度三股町住民基本台帳ネットワークＣＳ関連機器一式取得事業）」について。

本案は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける庁内サーバー機器等の基幹機器及び搭載システムバージョンの更新を行うものであり、これまで６年サイクルで実施していた更新を、今回は５年間６０月のリース契約により調達するものであります。

本事業の実施に当たっては、リース業者の物品配達先を円滑な導入作業及び費用抑制の観点から、現行の保守業者である行政システム九州株式会社とし、リース料率による競争入札を実施して調達する予定であります。

なお、リース期間満了後には、リース総額１，００８万４，８００円のうち、物品約９３２万３００円分については無償譲渡により取得される予定であります。このことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第４４号「財産の取得について（令和７年度三股町小中学校情報機器整備事業）」について。

本案は、第２期ＧＩＧＡスクール構想に基づき、令和７年２月１９日に宮崎県ＧＩＧＡスクール構想推進協議会において実施された学習者用コンピューターに係る企画提案協議の結果、令和７年３月１９日、西日本電信電話株式会社が受託企業として決定されたことを受けて、三股町において８，２０７万７，６００円でタブレットパソコンの賃貸借契約を締結したものであります。契約期間満了後には無償譲渡を受ける内容であるため、所定の条例に基づき、議会の議決を求めるものである。

なお、本契約については、リース期間満了後に無償譲渡を受ける契約内容となっていることか

ら、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査においては、主に3点の意見確認事項がありました。1点目は、導入後の学習効果や活用状況の検証体制を整備し、成果が見える形で評価できるようにすること、2点目は、リース期間終了後の端末を、ICT環境が整っていない公民館などで有効に活用する方向を早期に検討すべきであること、3点目は、児童生徒の個人情報の適正管理と保護を徹底するための明確な運用ルールの整備が必要であることです。

以上の意見を踏まえ、関係機関において適切な対応が図られるよう強く求めるとともに、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、6月11日の文教厚生常任委員会で、三股町体育館の改修状況について現地視察を行いました。アリーナ床にはタラフレックス素材が採用されており、足への負担が軽減される構造であること、また、バリアフリー対応も施されていた点は大変評価できる内容でした。

一方で、改修工事が主に見える部分に限られており、倉庫や控室などの附帯施設については十分な整備が行き届いていない印象を受けました。今後の改修に当たっては、使用者目線で施設全体の利便性向上に配慮した整備が望まれると感じました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 岩津 良君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（岩津 良君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第38号でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第38号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてのご説明です。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業及び国・県支出金の内示等に伴い、所要の補正措置を行うものであります。歳入歳出予算の総額は145億7,500万に歳入歳出それぞれ3,697万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億1,197万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金（まちづくり事業）2,320万円などを減額補正し、デジタル田園都市国家構想交付金249万2,000円などを増額補正するものであります。

県支出金は、施設型給付費負担金511万7,000円、集落営農連携推進事業補助金

164万7,000円などを増額補正するものであります。

繰入金は、森林環境譲与税基金繰入金などを増額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算見込みに伴う余剰金の一部を増額補正するものであります。

諸収入は、コミュニティー助成事業補助金を増額補正するものであり、町債は交流拠点施設整備事業1,620万円などを増額補正し、勝岡蓼池線道路整備事業1,800万円を減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う組替えによる人件費の増減等を補正するものでありました。

総務費は、庁舎ポンプ取替え業務委託料、プロジェクトマネジメント業務委託料などを増額補正するものであります。

民生費は、児童運営費、施設型給付費514万2,000円などを増額補正するもので、県が実施する事業として第2子保育料の負担軽減をするものなどでありました。

農林水産業費は、集落営農連携推進事業補助金164万8,000円を増額補正するもので、これは効率的な共同利用機械として農薬散布ドローン1台に対する事業者に対し、その経費の部分補助を行うものでありました。

土木費は、島津紅茶園切寄線道路整備事業設計業務委託料360万円を増額補正し、勝岡蓼池線舗装補修工事ほか2,845万円を減額補正するもので、島津紅茶園切寄線道路整備について、現状や今後の課題について詳細の質疑がございました。

消費費は、地域防災組織育成事業に係るコミュニティー助成事業補助金を200万円増額補正するもので、地域防災組織育成事業に係る詳細として、過去の実績や各地区の防災に関する現状及び導入後の防災備品設備の管理等々について質疑がございました。

教育費は、勝岡小学校普通教室棟外壁改修工事を減額補正し、中学校施設改修業務委託料などを増額補正するものであります。

諸支出金は、森林環境譲与税基金積立金を減額補正するものでありました。中学校施設改修については森林環境譲与税を活用され、仕用材や施工調査への質疑もある中で、今後も教育現場等において森林環境譲与税を用いた木材利用・活用に積極的な検討をしてほしい旨の要望がございました。

予備費は、収支の調整額を補正するものでありました。

次に、第2表債務負担行為補正については、交流拠点施設指定管理事業を追加するものであります。この事業の指定管理の年数は5年と定められ、施設整備後の令和10年4月から令和15年3月までを想定し、その設定上限額は合計で1億3,559万5,000円であり、単年度

では2,711万9,000円であります。上限額合計の内訳は、合同会社が担う運営プロジェクトマネジメントに3,809万5,000円、維持管理業務に6,500万円、運営に関する業務に3,250万円であります。

説明の中で、債務負担行為の設定目的として、1つ目は中長期財政計画等にも整備後の運営維持管理については組み込まれるものとし、町としての将来負担も推定した上で、この上限額を基に、5年間運営してもらう事業者を募集する姿勢を示す必要があるため、2つ目に指定管理料が未提示及び不明瞭のままでは、今後、運営事業者から応募意欲の減退につながることを避けるため、3つ目に今後の公募から提案される企画等に当たり、審査に係る基準の中で上限を設定することで同条件での審査を可能にするためと説明がありました。

次に、第3表地方債補正については、起債事業の変更による限度額の変更及び廃止によるものであります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、少数意見として意見書が提出されました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、議案第38号につきまして、会議規則第75条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されておりますので、少数意見者の発言を許します。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本案のほとんどがすばらしい予算となっております。

しかし、企画商工課、プロジェクトマネジメント業務委託料及び債務負担行為補正について、私は企画商工課のプロジェクトマネジメント業務委託料185万9,000円及び交流拠点施設指定管理事業に係る債務負担行為補正1億3,559万5,000円について、以下の理由により少数意見の留保をいたします。

1点目、金額の妥当性が不明であること。委託料、債務負担額、共に具体的な内容や歳出根拠が明示されず、ほか自治体との比較検討もないまま、高額な金額が示されている点に疑問が残ります。

2点目、業務の必要性和時期の妥当性への疑義。令和10年度以降の長期契約を現時点で確定する合理的な必要性について、十分な説明がなされていません。

3点目、将来的な財政への影響の懸念。本案は、今後の町の財政運営に大きな負担をもたらす可能性があり、より慎重な審議が求められます。

4点目、情報公開と透明性の不足。選定経緯、契約内容、費用対効果の検証手法などの説明が不十分であり、町民に対する説明責任が十分に果たされているとは言えません。

以上の理由から、本件については、その必要性、妥当性、効果を再度精査した上で改めて検討されるべきと考えます。

以上です。

日程第2. 質疑（議案第36号から第44号までの9議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

次に、議案第38号に対する少数意見者の報告に対し質疑を許します。

なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。少数意見者の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、少数意見者の報告に対する質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第36号から第44号までの9議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第36号「三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 私は、議案第36号「三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例」について、反対の立場から討論いたします。

本条例案は、将来の施設運営に向けた重要なステップであることは理解しています。ですが、今、町として本当に大切にすべきことは、制度を先に固めてしまうことではなく、町民の皆さんの声をきちんと受け止めながら、未来の町の姿を一緒に描いていくことではないでしょうか。

今回の条例では開館時間や施設の設置目的など、運営の根幹となる事項を既に法的に定めています。

しかし、実際には、施設のゾーニングも動線も運営の具体像もまだ固まっておらず、町民の皆さんの意見を聞きながら設計を進めていく段階です。そんな状況で条例だけが先にできてしまえば、もう条例で決まっているから変えられないと、町民の声が後回しになってしまうのではない

か、私はそのことを強く懸念しています。

柔軟に運用できると町は説明します。ですが、条例という形で文章に明記された内容は、後から変えたくても簡単には見直せません。しかも、行政の都合で運用されてしまえば、結果として町民の声は制度の外に置かれてしまう、そうした事態は何としても避けなければなりません。

また、この条例の内容は基本構想や要求水準書に基づいているとのことですが、それらの文書自体、どこまで町民の声を反映できているのか、まだまだ議論の余地がある中で、それを前提に条例化することは、町の方針を既成事実化することにつながってしまいます。

町は、指定管理者の公募には条例が必要だからと説明しています。ですが、準備段階では要綱やガイドラインの対応も可能なはずです。それでもなお、この時期に法的拘束力を持つ条例を定めることに、どれだけの実務的な緊急性と合理性があるのか。私は、町民の立場から見ても、その必然性がどうしても見えてきません。

今、大切なのは立ち止まる勇気だと私は思います。町民との対話をもう一步深め、納得いく形で制度を整えていく、それが本来の住民参加のまちづくりであり、この交流拠点が目指すはずの姿でもあると思うのです。町民の不安や疑問に正面から向き合い、心から納得していただけるまちづくりを本気で目指していきたい。だからこそ、今は先に決めるのではなく、共に考え、共にすることが必要だと私は強く申し上げたい。

以上の理由から、私は本条例案に反対いたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 議席番号9番、堀内義郎です。議案第36号「三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例」について、賛成の立場から討論します。

この条例は、三股町交流拠点施設の設置及び管理について必要な事項を定めたものであります。特に、実施事業の明確化や指定管理者による管理について業務の範囲や時間、利用料金、管理機関などの精細なことを定めたものでございます。これにより、まちづくり合同会社みまたとのパートナーシップ協定の締結やプロジェクトマネジメント、業務委託料の予算づけもできるようになると思っております。

また、先週、地区座談会が行われ、各課長が事業内容を説明しましたが、その後の意見交換会においても、五本松交流拠点については質問がなされ、進めてほしいとの要望でありましたので、このことを踏まえて賛成討論とします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 議案第36号の「三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例」案につきまして、私は反対の立場を表明します。

本条例案は、町民の交流促進や地域活性化に資する施設を設置、管理することを目的としてい

ると理解しております。

しかしながら、この目的を達成するための手段として、現状において、この条例を制定することは、以下の点で疑問を感じます。

まず第1に、財政負担の明確性、妥当性に対する疑問です。交流拠点施設の設置には建築費用だけでなく維持管理費用、運営費用など、多額の公費が継続的に投入されることになります。現在の三股町の財政状況を見た場合、この新たな施設の設置が、ほかの喫緊の課題、例えば高齢者福祉、子育て支援、教育環境の整備といった分野への予算配分に影響を及ぼさないか、詳細な費用対効果の分析がなされているのでしょうか。

また、将来的な人口減少を見据えた上で、持続可能な運営が可能であるという明確な根拠が示されているとは言い難いと考えます。町民の皆様の血税を投じる以上、その使途については、より一層の透明性と合理性が求められるはずです。

第2に、既存施設の有効活用、連携の不足です。三股町には、公民館、体育館、文化会館など、既に町民の交流や活動の場として機能している施設が複数存在します。これらの既存施設が現在十分に活用されているのか、あるいは今回の新たな施設が設置されることで、既存施設の役割とどのようにすみ分け、連携していくのかという点で不明瞭であります。既存施設の改修や機能強化、あるいはそれらの施設間での連携を深めることで同様の目的を達成できないのか、その可能性を十分に検討した上で、それでもなお新たな施設が必要であるという結論に至ったのでしょうか。まず、既存の資源を最大限に活用し、その上で不足する機能を補完するという発想こそが行政運営の基本であると確信しています。

第3に、具体的なニーズの把握と計画の具体性に対する疑問です。本条例案は、どのような交流が誰によって、どれくらいの頻度で、どのような形で生まれることを想定しているのか、その具体的なニーズ分析に基づいた計画が不足しているように感じられます。漠然とした交流拠点施設という言葉だけでは、真に町民が必要としている機能やサービスが提供できるのか疑問です。本当に町民が求めている交流とは何か、どのような場があればそれが実現できるのかについて、より詳細な調査や町民意見の聴取を行うべきであり、その上で具体的な施設の規模、機能、運営方法を定めるべきではないでしょうか。

これらの理由から、現時点での三股町交流拠点施設設置及び管理に関する条例案の可決には強く反対いたします。

私は、町民の皆様の交流促進や地域活性化という目的自体には賛同いたします。しかし、その実現のためには、より慎重な財政計画、既存施設の有効活用、そして何よりも町民の具体的なニーズに基づいた、より詳細で具体的な計画が不可欠であります。どうか本条例案については一度立ち止まり、再度、詳細な検討を加え、町民の皆様にとって真に有益で持続可能な交流の場を

提供できるよう、より精緻な計画を立ててから、改めて議会に提案していただくことを求め、私の反対討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） 賛成討論をいたします。

まず、三股町交流拠点施設整備に関するアンケート調査を、議会として令和５年６月より行っております。その結果、１１月１５日、ナンバー１１３、議会だよりを発行しております。そのアンケート調査に応じてくれた人、１,１９４名、三股町議会として参考にさせていただきますというようなことが書かれております。この事業について、「実現してほしい」５８.８％、「分からない」２７.１％、「必要ない」「内容を変えた方がよい」１４.１％。この事業に何を期待しますか、複数回答ということでもよかったわけですが、回答としまして、「町の新たなにぎわいの場ができる」７６３人、６３.９％、「町民の交流の場ができる」５６０人、４６.９％、「子育ての場ができる」３７.５％、「健康の場ができる」３８.３％、「何も期待しない」１２.１％であります。

そして、新しい都城市ができてから今年で２０年になります。もともと北諸県郡は５町と言われておりました。都城市に４町が合併して、本町は自主自立の道を選択しました。その中で高城、高崎におきましては人口が１万七、八千人あったところが半分ぐらい、山田、山之口にしまして１万人ぐらいいた人口が、現在半分ぐらいです。本町におきましては、人口が少しずつ増加している状況であります。

また、本町におきましては、子育て事業ほか、高齢者に対する事業を行っております。これから先は団塊の世代ということで、急に高齢者が増えてくる状況でもあります。三股町交流拠点施設の設置及び管理の条例について、経済的なことばかりではないと思っております。本町は福祉の町でもあります。場づくり、魅力を高める福祉増進の場でもあります。３６号条例を定めてパートナーシップ協定を締結し、予算を組んで前に進めてほしいです。

賛成討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 賛成の立場で意見を申し上げます。

令和７年度当初予算において五本松交流拠点施設整備事業に関わる設計業務委託事業８,０００万が可決決定をいたしております。本条例は、五本松交流拠点施設整備事業を前に進めるための条例であります。事業推進には欠かせない提案でもあります。

よって、議案に賛成し、賛成討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） 議席番号３番、上西です。賛成の立場から討論をしたいと思いま

す。

交流拠点施設整備事業に関して、3月議会で、この事業を推進していくことが決定いたしました。私たち議会は細部にわたって厳しいチェックの目を光らせながらも、基本的にはどのようにすれば町民と共に喜び合える施設を造っていけるかを考えていく必要があると思います。何度も言いますが、これまで何年間にもわたって関わってきた町民や事業者の人たちと連携し、話し合いを続け、町内によりよい施設を造ろうと頑張ってきたと思います。私はそのことを応援したいと思います。

また、この事業を知らない町民がいることも事実だと思いますが、大切なことは、これからも引き続き議員、執行部含めて、町民の声を聞き続けていくことだと考えます。

ただ、今後は事業が具体化すればするほど、かじ取りの判断が難しくなっていくと思います。そこに関わる町民や事業者の人たちの連携の場を大切にしていきながら事業の推進をしていてもらいたいと思います。そのことを執行部に申し伝えまして、賛成の討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。内村議員は1回したから、質疑とは違うので。いいですか。ほかにありませんか。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、議案第36号「三股町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例」に賛成の立場で討論をいたします。

この事業を進めるには、この条例は必要な条例だと思っております。というのが、施設の運営を指定管理者制度で行うためには、事業者を募集する前に必ず制定をしなければいけない条例でございまして。要するに、この条例なしでは、この事業そのものが成り立たないという仕組みになっております。この事業を推進する立場としましては、この条例にも賛成するものであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

異議があるようですから、起立により採決いたします。議案第36号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号「三股町交流拠点施設整備事業に関するパートナーシップ協定書の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 議案第３７号「三股町交流拠点施設整備事業に関するパートナーシップ協定書の締結について」に、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、町と合同会社が連携しながら、これからの設計や建設、そして運営に取り組もうとする姿勢は理解できます。連携は必要ですし、その方向性に反対するものではありません。

ですが、今このタイミングで、この協定を議会の議決を得て結ぶことには、私はどうしても納得できません。なぜなら、今、まだ施設の中身も、運営の方針も、町民の声をどう反映させるかも明確に決まっていない段階です。そうした中で、この合同会社と町がパートナーですと文章で関係を固定してしまうことが、今後の柔軟な議論の妨げになってしまうのではないかと、そのことに強く不安を感じているからです。

しかも、合同会社が担うとされるプロジェクトマネジメント業務について、その責任の範囲やリスクの所在、何か問題が起きたときの対応など、非常に曖昧です。町民の皆さんに、もし何かあったら誰が責任を取るのかと聞かれたときに、私たちははっきり答えられるのでしょうか。

今回の協定について、行政からは、委託費が発生するため、議決が必要との説明がありました。しかし、今後の実務の中で、この協定に基づいて調整された内容が、既に協定に基づいて決まっていることとして扱われることになれば、議会としてその内容に対して意見を述べたり、見直しを求めたりする余地が狭まってしまうのではないかと懸念しております。

つまり、この協定を議決によって位置づけることによって、今後の協議や設計内容が、あたかも議会の了承済みとされてしまう可能性があるのではないかとという視点です。行政の丁寧な説明姿勢は一定の評価に値するものですが、同時に、こうした手続が、結果として議会の審議権や関与の機会を制限することにつながらないよう、慎重な取扱いが求められると感じております。

さらに、大きな問題として、将来的に指定管理料として多額の財政負担が想定されるにもかかわらず、その見通しも収支のシミュレーションも、まだ町から示されていません。このままではどれだけの費用がかかるのか、町の財政が本当に持ちこたえられるのか、町民には分かりません。私たち議会としても判断材料が足りないまま、大きな枠組みだけを認めてしまうことになってしまいます。

そしてもう一つ、私は当初、この合同会社というのは五本松交流拠点施設を運営するために設立されたのだと理解していました。でも実際には、今回の協定は運営の話ではなく、設計段階での意見調整役としてお願いするという内容にすぎません。だったら、なぜ今、議会の議決を得てまでパートナーシップ協定を結ぶ必要があるのでしょうか。私は、この協定が急ぎ過ぎていると強く感じています。町民の皆さんにとって、この協定がどういう意味を持つのか、どんなメリットがあるのか、第六セクターというこれまでにない枠組みを導入するのであれば、なおさらリスクや責任の所在を明確にして、丁寧に説明する必要があるはずです。でも、今の説明では、私は

町民の皆さんに胸を張って、これでいいと言える状況ではないと思っています。

以上の理由から、町民参加や財政健全性を重視する立場から、私は本議案に反対いたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 議案第３７号の締結について、私は反対の立場です。

この協定書は、交流拠点施設の整備を進める上で、特定の事業者との連携を定めるものであると考えます。しかしながら、この段階でのパートナーシップ協定の締結は拙速であり、町民の皆様に対する説明責任を十分に果たしているとは言えません。

その理由として、まず第１に、事業全体の不透明性が解消されていない点が挙げられます。交流拠点施設の設置そのものについて、その必要性、財政負担の妥当性、既存施設との連携など、根本的な疑問が払拭されておられません。そのような状況で特定のパートナーとの協定を締結することは、議論が不十分なまま、事業を既成事実化しようとしていると捉えられかねません。事業の全容が明確でない中、パートナーシップを結ぶことは、将来的なリスクを町が一方的に負う可能性を高め、町民の皆様にとさらなる不利益をもたらす危険性をはらんでいます。

第２に、この協定書が締結されることで財政負担の具体的な内容が固まってしまうことへの懸念です。協定の内容によっては、町の財政が長期にわたって拘束される可能性があります。現在の不透明な経済状況、そして三股町の将来的な人口減少を考慮すれば、一度締結された協定が将来的に町の財政を圧迫する要因とならないか、より詳細なシミュレーションとリスク評価が必要です。現時点で、この協定が町の財政に与える具体的な影響について、十分な説明がなされているとは言えません。

第３に、パートナー選定プロセスにおける公平性、公正性の疑問です。町と商工会で三股町交流拠点施設整備における官民共同事業体の設置に関する協定書を締結し、設置した官民共同事業体であるため、合同会社の設置趣旨に鑑み、合同会社を公募によらない形で、町意思を明確にするため、本協定を締結するものと考えます。

しかし、何の実績もない時点でパートナーシップ締結は、ほかの企業のパートナーシップの可能性を排除し、競争原理を働かせないことにつながりかねません。これは、町民の皆様の税金が最大限に有効活用されているという観点から見逃せない問題であります。

最後に、町民の皆様への十分な説明と合意形成がなされていない点です。交流拠点施設そのものの必要性についても町民からの理解が深まっていない現状で、さらにその整備に関するパートナーシップ協定を締結することは、町民の皆様の意見を十分に聞かず、議論を尽くさないまま物事を進める姿勢と受け取られかねません。このような重要な協定を締結する前に、事業計画全体、そしてこのパートナーシップ協定の内容について、町民の皆様への丁寧な説明と幅広い意見の聴取を行うべきであります。

以上の理由から、私は三股町交流拠点施設整備事業に関するパートナーシップ協定書の締結に強く反対します。まず、交流拠点施設整備事業そのものの必要性、財政計画、そして具体的な事業内容について、町民の皆様への徹底した説明と理解における十分な議論を尽くすべきです。その上で、真に三股町にとって最善の選択肢を、透明かつ公正なプロセスで選び、改めて議会に提案されることを強く求め、私の反対討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 議席番号１番、岩津良です。議案第３７号に対する賛成討論をいたします。

本議案は、直接的な予算計上に伴うものではなく、本事業の実務的な枠組みを確立するためのものであると認識しております。この可決によって、今後、建設的な事業の質を高めていくものと理解しております。

また、町とまちづくり合同会社みまたとの間で本事業の設計、建設、運営、維持管理の各段階における円滑的な執行と、将来にわたる効果的な安定的な管理運営体制の構築を目的にするものと理解しております。

本事業の交流拠点施設整備は単なる施設整備にとどまるものではなく、地域の潜在能力を最大限に引き出す事業と認識しております。これは、日本全体においても東京一極集中が是正される中で、地方創生というものが叫ばれる中、本国会においても地方創生２．０の基本構想として、令和７年６月１３日に閣議決定されております。この地方に対する活性化において、三股町交流拠点施設整備事業に当たり、地域の活性化、まちづくりにおいてしっかり注力するものと、この本議案において認識しているところで、建設的な議論をさらに高めるものといたしまして、今回３７号に関して賛成討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） それでは、議案第３７号「三股町交流拠点施設整備事業に関するパートナーシップ協定書の提携について」、賛成の立場で討論をいたします。

まず、この事業の事業手法がＰＦＩからＰＰＰに変更され、デザインビルド方式に変わったとき、当初は、これまでの行政の手法と同じであり、町が直接行うのが確実で、経費もかからないと考えたときもありました。また、設計、建設、企画運営をマネジメントする合同会社の体制にも——今後、人員体制を充実されるでしょうが——不安があるのも事実です。

しかしながら、この事業手法は、公共施設の設計から企画運営を計画の段階から民間事業者が携われる方法であり、これまで行政だけで行ってきた三股町にとっては、新しいまちづくりにつながるのではと感じております。長年、手弁当で関わってこられた町内事業者や関係者のことを考えると、この協定書の締結が、より一層、全員で一緒になって、この施設を活用していくため

のきっかけづくりとなると考えております。よって、この協定書の締結について賛成討論といたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これで討論を終結します。

異議があるようですから、起立により採決します。議案第37号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 38号議案に賛成の立場から討論いたします。

町民の声には様々あり、一様ではありませんが、最大多数の最大幸福が民主主義の根本であると思います。担当課によります、これまでの説明を受けてきて、心配していた点が一つ一つ克服されてきていると感じるとともに、この事業に取り組んでいる職員の皆さんや、この事業に賛同されている皆さんの熱意を感じてきています。

しかし、現時点において、この開発の具体的な姿は示されていません。今回の議決を受けて初めて具体像が現れることとなります。現在、この開発に町内外問わず23の事業者が意欲を見せて手を挙げているということですが、事業者選定に当たっては、三股を思う気持ちというマインド評価が加味されるということですが、その際のプレゼンにも興味があります。これからも住みやすいと思える具体的な行政サービスを行っていくことは必要です。そのサービスを提供することになるのがこの事業であり、三股のランドマークを造る事業でもあり、また、三股の新たな魅力をつくることとなります。もう一步、この事業を進めていき、具体的な姿を一日も早く町民の皆さんに示す必要があると思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時03分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 今、るる説明してきましたけれども、全てこの第３８号議案「令和７年度三股町一般会計補正予算（第２号）」の中で一番注目される部分、これが三股町交流拠点施設整備事業に関する予算の部分、そこについて賛成の立場から討論いたしました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） それでは、議案第３８号「令和７年度三股町一般会計補正予算（第２号）」について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正や国の予算配分による補正などありますが、特に保育料に関し、第２子の保育料が９月より現在の半額になること、中学校のウッドデッキの改修や勝岡小学校教室の床の改修、また、役場窓口用に軟骨伝導イヤホンの購入、また、地域防災組織の育成を目的とし、防災や災害対応のための機械器具の購入の助成金の決定など、様々な分野で措置されているものであります。町民の生活や福祉の向上につながるものと考えております。

また、先ほど３６号、３７号から出ました五本松交流施設に関する費用も計上されておりますが、これは先ほど述べた理由で、これも賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３８号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

議案第３９号「令和７年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３９号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議案第 40 号「令和 7 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 40 号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議案第 41 号「工事請負契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（三股町総合福祉センター太陽光発電設備等導入工事ほか））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 41 号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

議案第 42 号「工事請負契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（文化会館照明 LED 切換工事ほか））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 42 号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されま

した。

議案第43号「財産の取得について（令和7年度三股町住民基本台帳ネットワークCS関連機器一式取得事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号「財産の取得について（令和7年度三股町小中学校情報機器整備事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第45号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、議案第45号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４５号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第４５号は原案のとおり同意されました。

日程第５．質疑・討論・採決（議案第４６号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第５、議案第４６号「監査委員の選任について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき１人５回以内となっております。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４６号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第４６号は原案のとおり同意されました。

日程第６．質疑・討論・採決（議案第４７号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第６、議案第４７号「教育委員会教育長の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

ここで、米丸教育長の退場を求めます。

〔教育長 米丸 麻貴生君 退場〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき１人５回以内となっております。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４７号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第４７号は原案のとおり同意されました。

米丸教育長の入場を許可します。

〔教育長 米丸 麻貴生君 入場〕

○議長（指宿 秋廣君） 米丸教育長に申し上げます。議案第４７号「教育委員会教育長の任命について」は同意されたことを報告いたします。

日程第７．総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第７、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

日程第８．閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第８、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第７４条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定いたしました。

日程第 9. 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 9、閉会中における議会運営委員会の審査等の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 4 条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査等の活動の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査等の活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査等の活動を認めることに決定いたしました。

日程第 10. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 10、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 4 4 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時19分休憩

〔全員協議会〕

午前11時21分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和7年第4回三股町議会定例会を閉会します。

午前11時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 西村 尚彦

署名議員 堀内 義郎